

平成19年第3回

香美市議会定例会会議録

平成19年9月 5日 開 会
平成19年9月18日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 1 9 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 1 9 年 9 月 5 日 水曜日

平成19年第3回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成19年9月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月5日水曜日（会期第1日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
13番	竹平豊久	25番	中澤愛水

欠席の議員

12番 久保信彦

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	久保和昭
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	吉村泰典	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長兼事務管理課長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	業務管理課長	横谷勝正
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野泰三
福祉事務所長	法光院晶一	業務管理課長	岡本博臣
農政課長	宮地和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹 内 敬 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子
代表監査委員 大 岸 啓 郎

市長提出議案の題目

- 認定第 1 号 平成 18 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号 平成 18 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号 平成 18 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号 平成 18 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号 平成 18 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号 平成 18 年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号 平成 18 年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
認定第 8 号 平成 18 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
認定第 9 号 平成 18 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（介護サービス事業勘定）の認定について
認定第 10 号 平成 18 年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 11 号 平成 18 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
議案第 65 号 平成 19 年度香美市一般会計補正予算「第 2 号」
議案第 66 号 平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 1 号」
議案第 67 号 平成 19 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第 2 号」
議案第 68 号 平成 19 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第 2 号」
議案第 69 号 平成 19 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 2 号」

- 議案第 70 号 平成 19 年度香美市老人保健特別会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 71 号 平成 19 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 1 号」（事業勘定）
- 議案第 72 号 平成 19 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」（保険事業勘定）
- 議案第 73 号 平成 19 年度香美市水道事業会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 74 号 政治倫理の確立のための香美市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 75 号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 76 号 香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 77 号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 78 号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の制定について
- 議案第 79 号 農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80 号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81 号 香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82 号 財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 83 号 財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 84 号 財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 85 号 秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 86 号 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 87 号 香美市営土地改良事業の施行について
- 議案第 88 号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 89 号 高知縣市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成19年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成19年9月5日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告

3. まちづくり推進特別委員会委員長の報告

3. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第15号 専決処分事項の報告について

住宅新築資金等貸付事業にかかる和解について

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 認定第1号 平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第2号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第3号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第4号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第5号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第6号 平成18年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第7号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(事業勘定)の認定について

日程第11 認定第8号 平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算(保険事業勘定)の認定について

日程第12 認定第9号 平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算(介護サービス事業勘定)の認定について

日程第13 認定第10号 平成18年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第11号 平成18年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第15 議案第65号 平成19年度香美市一般会計補正予算「第2号」
- 日程第16 議案第66号 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第17 議案第67号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第18 議案第68号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第19 議案第69号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第20 議案第70号 平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」
- 日程第21 議案第71号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」(事業勘定)
- 日程第22 議案第72号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(保険事業勘定)
- 日程第23 議案第73号 平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」
- 日程第24 議案第74号 政治倫理の確立のための香美市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第75号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第76号 香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第77号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第78号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第79号 農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第80号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第81号 香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第82号 財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第83号 財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第84号 財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第35 議案第85号 秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第86号 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第87号 香美市営土地改良事業の施行について
- 日程第38 議案第88号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第39 議案第89号 高知縣市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分について
- 日程第40 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第41 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

会議録署名議員

11番、片岡守春君、13番、竹平豊久君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから平成19年第3回香美市議会定例会を開会をします。

議事日程に入る前に、報告をします。12番、久保信彦君は病気のため欠席という連絡がありました。

これから日程に入りますが、その前に平成19年第3回香美市議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年の夏は猛暑が続き、異常気象の中で9月を迎えました。昨年9月10日に合併特例後の議会議員選挙が行われて、早くも1年がたとうとしています。合併協定書、香美市財政計画、まちづくり基本計画等に基づいて、香美市建設の基礎がためのため議会、執行部が一丸となって市政運営が進められておりますことをご同慶にたえません。

この間、国政においては、小泉政権による郵政民営化の国会審議に絡んでの衆議院解散総選挙において与党が圧勝しておりましたが、今年7月の参議院議員選挙では、都市と地方の格差が争点となり、大きく揺り戻しされるなど地域間格差、生活格差への国民の動きが見られます。政治は結果責任であります。高知県では、平成3年橋本県政誕生後の平成4年を基点として闇融資事件が始まり、その後も別件闇融資事件、県警不正経理問題、よこはま水産加工会社に対する闇保障問題等民主的な県政運営とはおよそほど遠い不正、不祥事事件が次々に発生するとともに、県政が大きく衰退をしております。8月28日には闇融資事件の最高裁判決において、当時の山本副知事以下県の最高幹部3人に背任罪による実刑判決が確定をしました。議会を無視した裁量行政が否定され、公金支出には明確な公益性が求められると厳しく断じております。これらの事件は、他の自治体にも警鐘を鳴らすものと重く受けとめなければなりません。

我が香美市に目を転じますと、行財政改革推進特別委員会が執行部とともに現在とれる可能な対応と整理を行っておりますことは高く評価しなければなりません。また、6月議会で設置されましたまちづくり推進特別委員会の活動も重要となってまいります。テクノパークには4企業が立地したものの、その後の施策への積極的展開が見えません。工科大学のある町（市）としての積極的な施策展開が求められます。せんだって行われた土佐経済同友会の高知県経済活性化の方向性と活性化策に関する提言には、今後の高知県の進むべき1つの方向性が示されると考えられます。我が香美市の持つ潜在的な力と発展の素材を最大限に生かすための知恵を使いながら、市民、執行部、議会が一致団結のもとに一丸となって汗をかいていかなければなりません。毎回申し上げますが、議会は住民の代表として重い職責にかんがみ、議会活動の中で議論を尽くし、議会の位置づけと責務、議会活動についての説明責任をきちんと果たしていかななくてはなりません。議会には、地方公共団体の政策形成過程及び政策の実施過程に多面的にかかわりながら、重要な意思決定をするという責務が課せられておりますし、議会はみずから

が議決した政策や行財政の運営、事務処理ないし事業の実施が適法、公平、効率的、民主的に執行されているかを批判し監視する重要な責務があります。地方分権の進展、行政に対する住民ニーズの多様化、さらには行政の複雑化等により、議会の果たす役割はますます重要となっており、香美市の住民福祉の向上と市政発展のため、自治体運営の意思決定や執行機関のチェック等、議会がそれらに適切、迅速に対応し、その職責と責務を十分に果たしていくことが重要であります。

本議会には、報告案件として報告第15号の1件、決算認定案件として認定第1号から認定第11号までの11件、議案第65号から議案第89号までの25議案と、議員提出の意見書案7件が提出をされております。それぞれ慎重な審議の上、適切、妥当な議決がなされますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

なお、議運の委員長から報告がございますが、本日、本会議終了後議員協議会を開催することにいたしておりますので、議員各位はよろしくようお願いをいたします。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて11番、片岡守春君、13番、竹平豊久君の両君を指名します。本来の順番でありますと、12番、久保信彦君が会議録署名議員になるところですが、病気欠席のため順番を変更することといたします。

日程第2、会期決定についてを議題とします。

本件については、9月3日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、西村芳成君。

○議会運営委員長（西村芳成君） おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成19年第3回香美市議会定例会の運営につきまして、去る9月3日に開催をしました議会運営委員会の協議の結果を報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りをしました会期及び会議の予定表のとおり、本日から9月18日までの14日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明に続いて、諮問第1号及び諮問第2号を上程して、審議から採決まで進める必要があります。この2件につきましては人事案件であり、議会運営委員会申し合わせ事項の第4項第1号で委員会付託を省略することになっておりますので、本日、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。

会期2日目、6日から、会期6日目、10日までは、休日並びに議案精査のため休会といたしました。

会期 7 日目、11 日から、会期 9 日目、13 日までの 3 日間は、一般質問を予定しております。

会期 10 日目、14 日は、議案質疑の後、議案等の各案件は各常任委員会の付託となります。付託となります案件は、常任委員会での質疑がありますので、所属の委員会外の質疑を行うようお願いをしておきます。なお、議案第 65 号は本会議散会后、この場所で連合審査会を行います。

会期 11 日目から 13 日目までの 3 日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期 14 日目の最終日 18 日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決、並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して、本会議方式で審議、採決を行います。

追加案件ではありますが、議員から提出の意見書案 7 件が提案をされる予定であります。

次に、一般質問の通告書の提出は会期 2 日目、6 日の木曜日午前 10 時までに提出をお願いいたします。一般質問の通告内容ではありますが、質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、議会運営委員会で協議したその他の件についてご報告いたします。

本日、本会議終了後に議員協議会を開催することになりました。当初の予定の議員協議会の議題については、本年度の議会議員等の県外視察研修について。

2 点目は、香南市との交流会開催についてであります。

以上の 2 点でありましたが、追加で次の 2 点の議題が加わることになりましたので、ご報告をいたします。

1 点目は、一般質問に係る予備通告書等の提出期限についてであります。この件は、一昨日の議会運営委員会が開催される直前になって一般質問の予備通告があったものでして、本来なら議会運営委員会が開催される前日の午前中までに提出することにしてありますので、この点を再確認するため議題とするものであります。

2 点目は、議員提出の意見書及び議員発議等の案件で、全会一致で目指す議案等につきましては、議会運営委員会の開催前に議運のメンバーに事前に配付をしていただいて、議運のメンバーは各自で研究した上で議会運営委員会に挑めば、円滑に会議が進行できることとなります。そこで、今後はそのように取りはからうことが得策でないということで、私の方から発議をいたしまして、追加で議題となりましたのでよろしくお願いいたします。

以上の 4 点について協議をしていただくため議員協議会を開催しますので、ご出席をお願いいたします。

その他、議会運営につきましては従来のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から9月18日までの14日間としたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月18日までの14日間と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

平成19年第2回議会定例会において決定いたしました、過疎地域自立促進特別措置法の執行後の新たな法律の制定を求める意見書、地方財政に関する意見書、地球温暖化防止森林吸収源対策に関する意見書、以上3件の意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

同じく、平成19年第2回議会定例会において決定いたしました請願等第1号、高知工科大学新学生寮建設反対への協力に関する陳情書については、陳情書提出者あてに採択に決定した旨の通知をそれぞれ送付をいたしました。

次に、市長から地方自治法第180条第2項の規定により、報告第15号の専決処分事項について、報告書のとおり報告がありました。

また、香美市監査委員から例月出納検査報告書及び随時工事監査の結果に関する報告とあわせて平成18年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書が提出をされています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、西山 武君。

○行財政改革推進特別委員長（西山 武君） おはようございます。21番西山でございます。6月議会以来、閉会中に行財政改革推進特別委員会の審査及び協議を3回行いましたので、その経過の結果と報告をします。

まず第1回目は、7月18日、午前8時59分から午後3時38分まで行いました。審査事件及び議題は、1、住宅新築資金貸付金の滞納整理の状況について、2、市営住宅使用料の滞納整理の状況について、3、学校給食費の滞納整理の状況について、4、保育料の滞納整理の状況について、5、市税の滞納整理の状況について、6、長期欠勤者の現状について、7、香美市内の各施設の管理委託の現状についてを議題といたしました。順次報告いたします。

まず、住宅新築資金等貸付金の滞納整理につきましては、毎回委員会で取り上げてお

りますが、その後の経過の中で、「平成18年度で21件、平成19年度4月17日現在で11件の完済となっている。」と報告がありました。その報告の後、6月以降の状況説明を受けました。裁判等を進めている件で和解となったもの、また強制競売の申し立てを予定しているものなど、少しずつではありますが確実に滞納整理が進んでいると思われまます。今後ともこの取り組みを力強く推進していきたいというふうに考えました。

次、市営住宅使用料の滞納整理につきましては、「順次法的措置をとっている件につき説明を受け、分納誓約をとり支払ってもらっているもの。分納誓約をしたが支払いもないもの。明渡し請求をしているもの等いろいろな状況がある。」という説明がありました。しかし、一般的には明渡し請求をすることを徹底してからは、3カ月以上の滞納は減ってきているということです。また、「平成19年度になり旧香北町の滞納がふえているように見えるのは、旧香北町では前から滞納があったが、旧土佐山田町のようにシステム化されておらず、香美市になってそのシステム化がされたことにより、滞納が目に見えるようになった。」等の説明がありました。また、「新しい市営住宅への入居に関しては、連帯保証人を2名用意してもらって契約している。」との説明がありました。このようなことで、今後とも市営住宅使用料の滞納整理については、積極的に取り組んでいってほしいと思っております。

次いで保育料と学校給食費の滞納整理につきましては、「保育料は平成18年度は現年度分は97.87%の徴収率で、350万8,700円が未徴収となって、滞納繰り越し分は1,174万8,000円の調定に対して305万5,000円の徴収で、徴収率は29.83%となりました。平成19年度へ繰り越ししたのは計1,126万7,000円となりました。学校給食費につきましては、平成18年度現年度分は97.97%の徴収率で207万4,000円が未徴収となっております。滞納繰り越し分については、438万円の滞納に対して230万円の徴収で、53.44%徴収率となり204万円が未徴収となって、平成19年度へ繰り越し滞納額は411万円となっております。また、平成13年度分で行方不明の1人と県外転出の2名に連絡も取れなくて、計50万4,500円を不納欠損処理」との説明があり、審査を行いました。その中で「保育料の滞納は固定化されてきており、面接にて納付状況を聞くなど対応している。」。

「保育料は前年度の所得により決まるので、本年度になり離婚等大きく状況が変わった家庭など、なかなか支払いが難しくなり相談を受け、分割納付等を行っているがなかなか進んでいない。」。「給食の滞納がふえると、材料費や献立に影響が出ないか。」という心配に対しましては、「学校給食は提供しなきゃいけないので、月額で小学校は4,100円、中学校4,700円の中でやりくりをしている。」等の説明、意見交換がありました。

次いで市税の滞納整理につきましては、収納管理課より市民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、介護保険料についての説明があり、固定資産税と国保税以外は滞納がふ

えている。平成19年度では合計約4億5,500万円の滞納となっております。旧土佐山田町では3億3,500万円、旧香北町では約4,600万円、旧物部村では約1,400万円、市外が6,000万円という内訳となっております。滞納整理の状況では、平成19年4月20日に平成18年度のみの方に、香美市で約760件、香美市以外の方に約170件の催告書を出している。平成18年には309名と分納誓約を結んでいる。また、差し押さえ予告では、予告を発送した12件のうち差し押さえ1件、分納制約4件、分割納付をしている者2件、交渉中2件となっている。平成18年度中に予告したもので、不動産を3件差し押さえしている。滞納額は、それぞれ926万1,100円、806万7,000円、そして250万2,900円となっている。また、訪宅は4月、5月は平成19年度に不納欠損となる分を重点的に回り、6月、7月については平成18年度のみ新たな滞納者を重点的に回り、滞納者をふやさないように努めている。また、100万円以上の高額滞納者は、平成19年1月末時点で105名であったが、そのうち13名が減りましたが、またその間に新たに6名が高額滞納者となったので、実質7名の減となっております。「高額滞納者は差し押さえ等して収納に努めておりますが、差し押さえた不動産に抵当権が設定されていたり、なかなか思うようにいかない。」等の説明があり、審査をしましたが、積極的に対応していると感じ、引き続き積極的な、このような対応を願うものです。

次に、長期欠勤者については、平成19年7月1日現在で総務課に抑うつ状態で2名、1人は通算2年11カ月、もう1人は休職で長期の2年4カ月、ふれあい交流センターにうつ病で病気休暇9日経過後休職10カ月、山田保育所で通算、休職で10カ月の者がおり、計4名おるといことです。このうち、総務課の2年11カ月の者が7月7日に復職している。次に、この病気休職中の職員が下水道課で7月1日現在でうつ病で、まだ90日目来ておりませんが、状態がよくなって休職になりそうな者が1名おるそうです。病気休暇から復帰した者の中に不安定な職員が5名いる。半日勤務とか週2回休暇を取るとかで、病気休暇となる可能性があります。そのほかに頻繁に病気休暇を取る職員が1名いる。精神的なものでなく、腰痛とかいろいろな病気を持っている人のようです。「平成18年度病気休暇の日数が、平成18年度で35日、平成19年度上半期27日という状況で非常に病気休暇が多い。」という説明がありました。長期休暇より復職して3カ月以内に同じ病気でも病気休暇を取る場合は、通算で休暇日数を計算するようにしているそうです。また、病気休職者を生まない手だてとして香美市衛生管理委員会がありますが、この産業医は外科医であり、専門的でないので専門医の紹介をしてもらったりしている。また、平成19年度は、400項目のチェックシートを全職員に配り、個人個人の診断をするようにしている。休職時の手当につきましては、「病気になって90日が100%給料が出る。それから、それを過ぎると休職になり、給与、期末手当、勤勉手当も80%出る。2年目に入ると、香美市からは出ないが共済組合から1年の短期間に給与だけの80%が支給される。2年半を過ぎると、3年までの6カ月間

は香美市からは出ないが互助会から給与の50%の手当があり、3年を過ぎると無給となる。3年を過ぎても職務に復帰できないときはやめてもらうようにしている。」という説明がありました。「3年を過ぎれば無給になるのでそれを悪用し、期限以前にまた復職して、また休職する者がいないか。」ということに対しましては、「経験がない。」という答弁でした。

次で、香美市内の各施設の管理委託の現状につきましては、事務局の作成した調査表が130件もあり、次回で各担当課より説明を求めて現状を把握することとなりました。

また、そのほかとして、「定住人口の増加のためにも都市計画法の見直しとか、住宅建築ができるよう検討をすべき。」等の意見が出まして、今後の委員会で取り上げて検討することにいたしました。

続きまして、8月9日午前9時より午後2時59分までと、8月28日午前8時59分より午後1時43分まで開催し、また委員会の報告をします。

香美市内の各施設の管理委託の現状に関する調査を各所管課ごとに分けて、両日に分けて行いました。

まず8月9日は、繁藤出張所の繁藤出張所管理委託について。香北支所事務管理課の基幹集落センター清掃管理委託ほか4件について。香北支所業務管理課のカントリーコア清掃ほか6件について。健康づくり推進課の機械警備委託ほか8件について。物部支所事務管理課の支所管理委託ほか1件について。物部支所業務管理課の農道管理委託ほか10件について。総務課の西別館整備委託について。財政課の本庁清掃委託ほか7件について。福祉事務所の宝町老人憩の家管理ほか4件について。ふれあい交流センターの警備事業委託ほか4件について。幼保支援課の施設警備委託、大栃保育所ほか1件についてを議題としました。

また、8月29日は中央公民館の中央公民館夜間警備員業務委託ほか5件について。企画課の平山親水公園管理委託ほか4件について。農政課の西又河野線管理ほか4件について。商工観光課の高知テクノパーク景観ほか1件について。建設都計課の土佐山田町内市道草刈りほか10件について。下水道課、マンホールポンプ維持ほか8件について。環境課、市立一般廃棄物処理場管理について。学校教育課、施設警備、大栃小学校ほか13件について。学校給食センター、物部防犯管理委託ほか1件について。生涯学習課、黒土集会所管理運営ほか4件について。図書館、図書館夜間警備委託について。美術館、美術館警備業務委託ほか1件について。吉井 勇記念館、吉井 勇記念館警備委託についての合計64件。合計120億円について担当部署より説明を受け質疑を行いました。合併直後ということもありますが、各課とも旧町村の例をそのまま適用していることが多く、同じような業務においても単価でばらつきが多くなる。また、所管課が違って、同じような業務委託をしている場合でも同じ例が多くあることが判明しました。また、法律上問題があると思われる委託契約もあり、早急な対応が必要と考える契約もありました。また、黒土集会所管理運営委託につきましては、「他の公民館との整

合性からも早急に改善するべきだ。」という意見が出るなど、2日間にわたり説明を受け調査した中で、数多くの問題点があることが判明し、次回の委員会において議事録を精査し、問題点を煮詰めて、その改善について市長に答申することといたしました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わりますけれども、当委員会は多岐にわたる審査を行いますので、委員長報告もまとめきれない点もあり、報告が抜かる点もあります。一部の議員さんは傍聴に熱心に来てくれておりますが、他の議員さんもできるだけ傍聴されることを希望しまして、委員長報告といたします。

○議長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、まちづくり推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。まちづくり推進特別委員会委員長、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員長（坂本 節君） 23番、坂本でございます。

まちづくり推進特別委員会の会議の経過についてご報告いたします。

先月、8月8日9時から議員控室を会議場として、本委員会を設置後第1回の委員会を開催し、委員全員出席で会議を進行しました。本委員会は、中澤議長、山本副議長もオブザーバーとして出席されました。協議事項は、まちづくり推進特別委員会の今後の取り組みについてであります。

まず、協議に入る前に中澤議長から特別委員会発足の趣旨から基本的な点について発言があり、その後休憩にして会議を進行し、各委員全員から発言がありました。中澤議長の発言について紹介しておきます。「まちづくり推進特別委員会を設置した経過につきましては、過日の6月定例議会ですらいろいろ申し上げましたけれども、合併を平成18年3月1日にいたしました香美市として、香美市らしいまちづくり、まちづくり基本計画も踏まえて、やはり議会としても検討していくべきではなかろうかと思っております。それで、特に香美市として大きな課題は、合併時は3万250人ぐらいの人口がおりましたが、現在の人口は3万人を切った。今年7月1日現在では2万9,310人です。1年4カ月で940人（後に「510人」と訂正あり。）の減少となっている状態です。かつては、物部町、香北町にとりましても大きな人口を要しておりました。そういう中でまちの衰退を食い止めて定住人口をふやし、また、香美市に一致しております産業の育成、その他観光を含めまして、やはりまちづくりを議会として積極的に進めていくべきであろうと思っております。特に、香美市にとりましても、観光面では奥物部、アンパンマンミュージアム、そして龍河洞の資源もございますし、特に橋本知事が高知にいられてつくられました、公約としてつくられ実現しまして高知工科大学が我が香美市には立地をしております。これらは、県下で他にはないので、特に今まで旧土佐山田町のときも旧野市町と比べられまして、「（旧）土佐山田町には何もない。（旧）野市町

はどんどん発展している。」という評価を一般の市民から言われました。また、香美市になってもいろいろご意見はあろうと思いますけれども、やはり積極的にプラス思考で議会としても検討、審議をして積極的に執行部の背中を押していくということで、今、国の方では所得格差、地域間格差が言われ、それと同じものが高知県でも、県都高知市は30万を超す人口を持っていますが、ほかは衰退して一極集中となっております。香美市におきましても、人口の集中が土佐山田町となっております。物部町においては限界集落がだんだんとふえてきております。これをどうするのか、国に対してものも言っていかなければならんけれども、やはり我々自分の責任エリアはきちっと守りながら国にも提言していき、要望もしていくということをしていかなければならないと思っています。そういう中で、議会として、ぜひともこの活動を活発にしていきたいと思っています。積極的な面として、まちづくり推進特別委員会の役割が非常に重要であろうと思いますし、市民からもまた期待していただけたらと思います。本日につきましては多くの課題もあろうと思いますが、幾つかに絞っていただいて、今後綿密な議論をしながら、やはり単なる議論ではなく、実践のできる議論をやっていただきたいと思っていますので、十分に議会としての機能が果たせるような委員会としての活動をお願いしたいと思っています。」以上がまちづくり推進特別委員会に対して責任のあることと期待を込めた中澤議長の発言であったと思います。

まちづくり推進特別委員会としては、中澤議長の発言内容も参考として、発言、協議に入りました。これからの各委員の発言については大変多くの意見がありまして、ここで短時間で集約、報告することは困難と思いますので、最終的に次の委員会から協議して進めていくこととなったまちづくりについての協議項目を、各委員の意見を集約して4点の項目に絞りましたので、その項目について報告します。

その項目の第1が人口定住策。第2が基盤整備、これは全部の基盤整備につながるものでありますが、集落道、農道、林道、その他産業の基盤整備もあろうと思いますが、それはこれからの委員会協議の中で仕分けをしていくことになろうかと思いますが。次に産業振興、これは先ほどの基盤整備と関連することもあると思いますが、産業振興はまちづくりには何と言っても要となるものであろうかと思いますが。次に、福祉の発展策、充実策であります。非常に幅の広いものであり、急速に高齢化社会が広がっていく中で、収支のバランスが不安定な状況の中でいかに充実策を講じていくか。工夫、努力は寸時も余地はないかと思っています。

以上、余談を少し挟みましたが、4点の項目について次回委員会から協議を進めていくことに決定しております。委員会開会は、当初は月1回程度でという話しもあったと思いますが、次回については、一応10月上旬中ということにしております。

まちづくり推進特別委員会として、まちづくりに民意をどのように取り入れていくか。まちづくりとは市民に大きく広くかかわることであるだけに、深慮を要するところであらうかと思っています。行政は常に市民とともにあるべきものとの観点からも、また理解を

得る上からも、出発時点から慎重に対応することが寛容かとも思われますが、この件については議会全員の意見も重要かとも思います。出発したばかりで十分整いませんが、次回から精力的に取り組み、それぞれの項目を充実感のあるものとして結論づけて、実行、実現へと進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でまちづくり推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） まちづくり推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまのまちづくり推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、認定第1号、平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第41、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、以上38件を一括議題とします。

行政の報告並びに認定第1号から諮問第2号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日、ここに平成19年第3回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の中をご参集いただきありがとうございます。

8月には、40.9度という74年ぶりに国内最高気温を更新するなど猛暑日が続き、大変厳しい暑さとなりましたが、議員の皆様にはお元気でご活躍のこととお喜びを申し上げます。

さて、7月29日に当開票されました参議院選挙は、自民党が惨敗をし、与党としては参議院では過半数を割るという結果になりました。選挙中にも与党苦戦の報道もあり一定予想もされておりましたが、予想以上の厳しい裁断がくだされました。それだけ、今回の選挙は有権者の国政に関する関心が非常に高かったと言えます。やはり前小泉政権による構造改革により生じた都市と地方の地域間格差問題や、判明した社会保険庁による年金の管理事務のずさんな処理問題、また憲法改正論議や閣僚の不用意発言、政治とカネの問題など国民の政府与党、また安倍内閣に対する不信、不満のあらわれであると思われ、今回の選挙でその不信、不満が一举に爆発、噴出した結果のものであると考えております。これを受け、先日第二次安倍内閣がスタートいたしました。スタート直後から閣僚の辞任などが相次ぐ中、政局は波乱含みであります。今後、政府が地方に対してどのような姿勢で臨むのか、国政がどのような方向に向うのか、地方行政を運営していく上にも大きく影響されることから、今後注視していかなければならないものと考えております。

続きまして、今期定例会に付しております議案の提案説明と諸般の報告を申し上げますが、お手元にその報告書をお配りをさせていただいておりますので、ご参照いただき

たいというふうに思います。

まず、各課関連の行政報告を申し上げます。

総務課からは、庁舎建設につきまして。昨年末から庁舎建設委員会で調査、研究していただいておりますが、一定の成果がまとまったということで、去る8月29日に中間報告を受けました。同報告では、「現庁舎には大きく分けて事務所の分散化、事務所の老朽化、設備の不備、セキュリティ対策の不備、時代の要請に対する不適合という5つの問題点があるが、現在の庁舎では解決できない。また、自己決定、自己責任が求められる地方分権時代という今の時代に、人口減少問題を初めとする本市の重要課題に対峙するためには、行政の中心拠点となるべき新庁舎が必要である。」と述べられ、「建設すべき新庁舎の建設理念は、輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくりの拠点とする。」という提案を受けました。同時にこの建設理念を具現化するために庁舎位置、庁舎規模、地球環境への配慮、庁舎機能の充実、住民の利便性、庁舎の耐久性、庁舎の安全性、香美市らしさの追及という8項目について指針が設定され、指針は「本市の身の丈に合わせてデザインし、実現するもの」とされています。また、「平成23年3月までに新庁舎を建設するためには、円滑な事務を進めなければならない。」とし、「基本設計の委託業者選定方式は、本市の意向の反映のしやすさを含め、時間的制約等から勘案してプロポーザル方式が最適である。」との提案を受けました。本市としましては、庁舎建設委員会の提案を尊重し、今後の事務を進めていきたいと考えております。

地域審議会につきましては、6月28日に第2回香北地域審議会が、6月29日に第2回土佐山田地域審議会、7月6日に第2回物部地域審議会が開催されております。各地域審議会では、合併協定書の変更についての諮問、平成18年度地域審議会の審議概要、平成19年度当初予算、まちづくり計画の進捗状況、市町村合併補助金についての報告を行っております。合併協定書の変更につきましては、協定項目7の地方税の取り扱いに関する前納報償金の廃止について諮問を行いました。土佐山田地域審議会、物部地域審議会では、引き続き納税意欲の高揚と徴収強化に努めることを前提に承諾されましたが、香北地域審議会におきましては、「定率減税の廃止に伴う実質的な納税額の増額、合併後2年目での行政サービスの低下などを理由に、合併後3年間は引き続き実施すべきである。」といった答申が得られております。また、その他の項目としましては庁舎建設についての意見交換が行われ、土佐山田地域審議会では戸板島排水対策についての意見交換や、商工観光振興施策についての説明が行われております。次に、7月2日には第3回香北地域審議会が開催をされ、庁舎建設に係る候補地について意見交換が行われております。

平成19年7月29日執行、参議院議員通常選挙につきましては、投票日が予想された日から1週間ずれ込むといった事情がございまして、職員の確保が大変でございましたが多くの協力を得て終了することができました。高知県選出議員選挙の投票結果であります。香美市男性が64.01%、女性が64.79%、全体で64.43%となっ

ております。前回の参議院高知県選出議員選挙の全体は64.32%となっており、若干ではありますが投票率が伸びております。開票に関しましては、前回より大幅な見直しを図り、事務改善を図っており、高知県選出議員選挙の開票は予定どおりスムーズに進行しましたが、比例代表の開票事務に時間がかかり、終了時間は翌日の午前1時となりました。

企画課からは、集会所の整備事業につきまして、去る8月22日に（香北町）猪野々集会所につきましては本体工事に係る入札が執行され、平成20年2月中の完成を目指して事業着手をしています。また、（香北町）三谷地区集会所につきましては、昨年度から地域住民との協議を重ね、谷相小学校及びへき地集会所を解体撤去し、新たに集会所を建設することで合意しました。本年度は、用地関係の諸手続きと基本計画までを行い、それをもとに来年度に解体撤去、実施設計、本体工事を行うべく、今後は予算要望など財源確保の作業を進め、平成21年3月中の完成を目指し取り組んでいきたいと考えております。なお、両施設ともに基本設計から地域住民、設計士、行政とが一体となって施設の設計などについて協議を重ねていきました。限られた予算の中で、地域の要望をできる限り反映した設計となっているものと考えております。こうした協働によってつくられるこれからの施設が、地域活動の拠点として活用されることを期待することとあわせて、協働作業にかかわっていただきました関係者の皆さん方に深く感謝を申し上げます。

地域交流施設ほっと平山につきましては、6月議会にて議決をいただき、地域住民を中心に組織されたほっと平山運営委員会を指定管理者として指定をいたしました。指定管理者として各種営業に係る許可を取得しまして、7月1日にオープンをいたしました。現在まで合宿や研修などの団体利用や、家族単位で多くの方に利用していただいております。利用者にはアンケートをお願いをいたしておりますが、おおむね好評をいただいているようであります。今後は、開設したホームページなどを通じ、より積極的なピアール活動により、地域交流の拠点として多くの方の施設の利用を期待をいたしております。

姉妹都市交流につきましては、北海道で開催されました第16回YOSAKOIソーラン祭りに本年度も6月8日から11日までの日程で参加をいたしました。（北海道）積丹町との合同チームは昨年度の参加をもって解散をいたしました。YOSAKOIソーラン祭り組織委員会から、「香美市と積丹町との合同チームは祭りを通じて生まれた唯一の姉妹都市交流であり、YOSAKOIソーラン祭りの財産であると考えているので、ぜひとも参加してほしい。」との強い要請を受け、また踊り子たちの交流の輪を途切らすことなく、そして連続出場にかける強い要望にこたえて、装いも新たに合同チームを再結成することとなりました。今年は急遽の参加決定ということもあり規模を縮小しての参加となりましたが、訪問団を含む総勢20名が参加、積丹町と13年連続で合同チームを結成し交流が深められました。

また、6月24日に積丹町で開催されました第2回積丹ソーラン味覚祭りに7名が参加し、香美市の地場産品である土佐打ち刃物や、ショウガ、ゆずの関連商品を販売、姉妹都市香美市のピーアールを行いました。また、来月20日、21日に開催をされます刃物まつりには積丹町の地域特産物をピーアールするために訪問団が来市され、市民との交流とともに祭りをにぎわす予定になっております。

次に、地上デジタルテレビ放送対策でございますが、地理的、地形的な要因によりまして、主に山間部において放送電波が弱く、テレビが見えづらい地域で難視聴解消を図るための共聴施設が本市では約50施設存在をしております。2011年7月24日の地上アナログテレビ放送の停波に向けて、香美市では共聴施設の改修などを行うための予算を組んでいましたが、改修に係る国の制度などについて、いましばらく動向を見守る必要があるという判断に立ち、共聴施設改修の前提となる現在の受信点での地上デジタルテレビ放送の受信の可否や、共聴施設の改修の有無などにつきまして基本調査を実施することとし、今議会に予算の組み替えを提案をさせていただきました。可決をいただきますと、今後は共聴施設設置に係る状況について市広報などを通じて把握しつつ、関係者に対して説明を行った後、基本調査の実施を希望する共聴施設の募集を行いたいと考えております。

物部川ウォーキング'07の開催についてであります。来る10月14日に高知工科大学と物部川流域ふるさと交流推進協議会の共催により、ウォーキング大会が開催をされます。近年、物部川は濁水の長期化や濁水期の河口閉塞などの環境問題が出現しており、問題解決に向けて官・民・学一体となった取り組みが必要となっており、流域の市民にも物部川の現状を広く理解していただくため計画されたものであります。詳細は配付してあります資料をごらんいただければと思います。当日は関連団体等による併催イベントも予定されております。議員諸氏の積極的な参加もよろしくお願いをいたします。

財政課から平成18年度決算見込みにつきましてですが、概要をお知らせをいたします。平成18年度普通会計の決算見込みは、歳入合計150億1,794万7,000円、歳出合計142億1,196万7,000円で、歳入歳出差し引きは8億598万円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた後の実質収支は、7億1,546万4,000円で、全年度の実質収支を差し引くなどの後の実質単年度収支は、3億3,608万円となっております。平成17年度決算と比較しますと、歳出決算額は6億6,220万4,000円少なく、普通建設事業の減が主な原因となっております。歳入におきましては、地方交付税が65億323万円で、合併算定替えにより、平成17年度より6億4,771万6,000円の増となっており、平成18年度決算は合併効果による黒字決算になっていると言えます。

防災対策課から防災対策につきまして、防災対策の重要課題の一環として取り組んでおります自主防災組織の設立におきまして、物部町大北組地区に設立をされ、57組織となり全町（市）での設立となりました。全地域の組織化の推進及び組織の充実を図り、

防災意識の向上の周知に努めることが不可欠であります。また、防災週間に当たる9月2日に県内の市町村の自主防災組織が一斉に訓練を実施をいたしました。地域のみならず自主防災訓練が開催され、香美市においても南海地震に備えて、いざというときに迅速に避難できる適切な行動ができるよう、「香美市自主防災組織みんなで防災訓練」を17防災会の参加により実施をいたしました。そのほか、防災会独自の防災訓練も適時に実施され、地域の防災力の向上が図られております。

災害危険箇所点検を高知県関係機関、警察、消防関係、自治会、市の関係課によりまして、6月27日に物部町の7カ所、6月28日に土佐山田町1カ所、香北町4カ所の実施をいたしました。各種補助事業の検討、協議をして、早期の避難や予防事業など自己負担を含め関係機関や住民との連携を図り、適切な対応をしていく必要があります。

地震に対して木造住宅の安全性を診断する木造住宅耐震診断調査事業を14件、その結果、実施する木造住宅耐震改修助成事業を3件、9月現在受け付けております。耐震診断は11月末、耐震改修は12月末まで募集しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、交通安全対策関係でございますが、8月31日に香美市交通安全対策推進会議を開催をし、各種交通安全施策を推進することにより交通事故の防止を図り、対策の推進に当たっては、香美警察署その他の関係行政機関、関係交通団体等と緻密な連携をとり推進に努め、9月21日から9月28日まで実施される秋の全国交通安全運動実施計画を初め14議案について協議しました。子どもと高齢者の事故防止、飲酒、無謀運転の根絶、交通ルール、マナーの向上ほか事故防止対策を推進してまいります。

保険課から物部町に建設予定の特別養護老人ホームにつきまして説明を申し上げます。平成19年2月及び3月に行いました近隣住民への説明会で、日照権の問題が発生をいたしました。そのため、5階部分に予定をいたしておりました職員寮を除いた4階建ての施設とする計画案となりました。加えて5月に厚生労働省との交付金での施設整備の確認では、全室個室ユニット型施設を原則とすることが確認されました。5階建ての建築確認がおりていましたが、こうしたことから設計変更の必要が生じ、建築確認の計画変更申請を提出をしなければならなくなりました。建築確認の設計変更申請を提出後、1カ月ぐらいで建築確認がおりれば8月中旬に建築を開始できるとのことから、6月議会で一般質問では「8月中旬に建築開始予定」と保険課から答弁をさせていただきました。しかし、6月20日に建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律が施行され、一定規模以上などに該当する建築物に対して大幅な改正があり、基準が相当厳しくなりました。しかも新基準での構造計算適合性判定に係る計算プログラムソフトが現在普及されておらず、8月に出る予定がまだ出ていません。今後9月にこの計算プログラムソフトが出たとして、9月中に建築確認の計画変更申請を提出して、従来1カ月ぐらいで建築確認がおりていましたが70日となりましたので、70日後の11月下旬から12月初旬に建築確認済証が交付されれば、工事の着工は12月初旬と

なり、工事の完成は早くても5月末となります。以上が経過でございます。

一方、交付金につきましては、今年度末までに完成しなければ交付されませんが、このような法改正の事情があり、竣工がおくれることについて県高齢者福祉課を通じて厚生労働省、財務局にこのような事情になったことについての理解を求め、交付金について延期を認めてくれるよう頼んでおりますが、財務省からは繰り越しの理由にならないと断られております。厚生労働省は協議中とのことです。このようなことから、当初計画より大幅に遅延いたしておりますことをご報告申し上げます。

国保出産育児一時金受取代理についてであります。香美市国民健康保険出産育児一時金受取代理実施要綱を制定し、10月1日から施行することとなりました。これは、出産育児一時金の受領権を世帯主が医療機関に委任することにより、保険者である市が医療機関に出産に要する費用を直接支払いする制度であります。

次に農政課から災害関係についてであります。7月14日の台風4号において農地災害9件、水路施設4件、合計13件を10月予定の査定に提案し、年度内完了に向け準備をいたしております。さきの6月定例会で報告しました突風による園芸施設の災害につきましては、レンタルハウス災害分枠として、すべてが復旧完了いたしました。

土地改良事業につきましては、土地改良事業において平成16年より計画の土佐山田農村振興計画に基づき作成した農道、用水路の整備事業が香美市土佐山田地区におきまして、村づくり交付金制度により平成20年度から活用することが認められました。今議会には、事業認定及び負担金条例の一部改正議案を提案をいたしておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

商工観光課からは、商工関係につきまして高知テクノパーク3号区画と6号区画に建設中でありました株式会社ミロクとソナック株式会社の工場が完成をし、8月29日に株式会社ミロクの竣工式が行われました。9月10日にはソナック株式会社の竣工式が行われます。それぞれ10月、11月の操業を予定をいたしております。また、2号区画の株式会社山崎技研の2期工事も10月に完成する見込みであります。

観光関係につきましては、香美市の夏の3大祭りであります土佐山田まつり、川上様夏まつり、湖水まつりがともに心配をされておりました天候にも恵まれまして、また関係者のご尽力によりまして昨年を上回る人出もあり、盛況に盛況に終えることができました。それぞれの実行委員会に対しまして改めて御礼を申し上げます。

さらに10月4日には第14回日本観光鍾乳洞協会総会並びに第20回日本鍾乳洞サミット in 香美を香美市立保健福祉センター香北において、交流会を土佐山田ゴルフ倶楽部、クラブハウスの方ですが、開催をいたします。有意義な大会になりますようご協力をよろしく申し上げます。

最後に県の花・人・土佐であい博のプレ事業として、10月28日に塩の道の日帰りコースを、また11月12日、13日の2日間にわたり（物部町）べふ峡温泉を利用した塩の道1泊2日コースの、秋の山歩きを実施いたします。詳細につきましては、県や

関係者と協議しながら決定し、募集に入ります。来年の本事業にも生かせるよう万全を期したいと考えております。

建設都計課からは、市営住宅建設関係につきまして、（土佐山田町）市営住宅黒土2号団地Cブロック建設工事の実実施計画、実施設計委託業務を発注いたしました。発注金額は892万5,000円、延べ面積1,126.4平米、鉄筋コンクリート造り4階建てで18戸、工期は平成20年2月末の予定です。現在建設中の同団地Dブロックの工事は順調に進んでおり、8月末時点での進捗状況は屋根工事及び外装工事がほぼ完了し、残りの内装工事と外構工事を施工中で、10月末完成見込みであります。

災害復旧工事関係につきましては、さきの台風4号などで被災した災害復旧工事は道路が7件が被災をし、物部町の2件は査定が終わりました。残りの5件は来週に査定を受ける予定であります。

林政課からは、林業振興についてであります。1-四（4～6月）半期の間伐実施各事業で切り捨て間伐が128ヘクタール、搬出間伐3ヘクタールが完了し、現在2-四（7～9月）半期を実施中であります。作業道の開設につきましては22路線中2路線が完了、8路線を施工中であります。

7月の台風4号、5号の森林被害につきましては、被害金額が約120万円となっております。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業として、香美市まちづくり計画及び市振興計画に基づき、今後2カ年間の高性能機械の導入計画を樹立しました。雇用による担い手の定住化や効率的な作業システムの推進、林業生産性の向上のため、プロセッサーやスイングヤーダ等を森林組合など林業事業体に整備し林業の活性化を図ってまいります。

榊やしいたけ等の特用林産物につきましては、さらに協議を進め、講習会や現地見学会などを含めた取り組みを進めてまいります。

緑の募金関係につきましては、7月4日、5日の両日、緑の募金を活用しました香美市支部実施事業として、大栃小・中学校の児童・生徒を対象に体験林業教室を開催しました。引き続き、森林整備や緑の緑化推進につながる事業を実施をしていきます。

鳥獣被害対策につきましては、本年度重点施策の1つとして被害防止の取り組みを進めております。県におきましては、6月12日の四国知事会において橋本知事から野生鳥獣の生息状況調査、被害防止に向けた協力体制の整備、国への取り組みへの要請が提案をされ、被害対策の共同実施などが確認されております。市といたしましては、9月7日開催の秋の市長会におきまして、特にニホンジカの被害対策について県へ各種要望をする予定であります。8月15日現在の捕獲頭数は猪22頭、ニホンジカ267頭、ニホンザル13頭、ノウサギ1羽、カラス1羽で、昨年度と比較しますと猪は半減、ニホンジカは3割増となっております。以下ご参照いただきたいと思います。

また、8月8日、9日の両日、ゆずのニホンジカ被害対策を目的に、徳島県那賀町と

県境を越えて設置をいたしております阿佐地域鳥獣害防止被害対策協議会の、実施事業としてのアドバイザーである近畿中国四国農業研究センターの上田弘則主任研究員らの講演会と現地検討会を実施をいたしました。9月から本格的にネット牧柵の設置を行います。また、同氏の呼びかけにより参加のありました中四国農政局、徳島県、高知県の両県や近隣市町村で行政レベルの情報交換会を行い、広域連携による被害対策の必要性が認識をされ、一定の成果が上がっております。

(物部町)三嶺周辺のニホンジカの被害対策につきましては、高知中部森林管理所において被害の実態や個体数の推定調査に着手し、過去のデータを踏まえ今後の対策に結びつける取り組みが始められております。

森林土木事業につきましては、林道開設事業で補助営農林道の(香北町)平成19年度林道御在所線及び平成18年度の(物部町)押谷線、影仙頭線は工事施工中でございます。押谷線は9月末完成予定であります。(香北町)美良布岩改線は7月中旬に発注をいたしました。物部の県営林道3線につきましては、繰り越し工事が完了した路線及び工区から順次本年度工事を発注いたしております。

改良舗装工事ではありますが、(香北町)18年度西又河野線改良舗装工事は工事施工中の7月13日に山腹崩壊があり、路側の擁壁工、崩土の除去、仮設保護柵の設置等で完了いたしております。平成19年度工事として崩壊により新たに必要になった工事及び残工事を10月には発注をし、来春完成を図りたいと考えております。住民の皆様には大変ご不便をかけておりますが、今後ともご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

林道施設の災害復旧工事ではありますが、台風4号、5号につきましては林道施設災害は物部町で7件発生、概算復旧事業費は8,882万8,000円となっております。(物部町)別府峡上流の大柵線4号から7号までの4カ所は8月末完成、紅麗橋を含む大柵線3号箇所は9月中に完成の見込みであり、別府西熊間は全面復旧となります。

復旧治山事業ではありますが、台風4号により物部村根木屋の国道195号線須賀井トンネル上部に山腹崩壊が発生しましたが、国への要望が緊急採択となり治山事業で復旧予定であります。また、香北町白川、物部町別府中尾谷、物部町山崎の復旧治山事業につきましては現在工事中であります。また、来年度の治山事業要望箇所につきましては8月10日に県に提出をいたしております。

香北支所業務管理課からは、アジサイの剪定作業につきましては、7月8日の日曜日に道路愛護作業とアジサイの剪定作業を行いました。道路愛護作業につきましては、各集落からの参加者が1,070人で、市道、農道の草刈り、溝さらい、清掃などを行いました。また、アジサイの選定作業では国道195号線沿いのアジサイの剪定を各種団体、企業、県の参加を得て、90人で作業を行いました。

物部支所事務管理課からは、大柵郵便局の物部支所内への移転につきまして、7月30日に大柵郵便局が物部支所に移転をされ、同日オープンセレモニーが行われた後、業務が開始され、1カ月余りが過ぎましたが、今のところ何のトラブルもなく、1カ所で

同時に用事が済ませるなど住民の皆さんには好評をいただいております。今後も連携を取り合い、地域の情報を受けるなどし、住民サービス向上に努めていきたいと考えております。

水道課からは、水道ビジョンの策定についてであります。水道事業におきましては、市域全体の将来的な水道のあり方や運営を具体的に示す地域水道ビジョンの作成が厚生労働省から求められております。具体的には、簡易水道の統合や上水道に隣接する簡易水道の併合等であり、「近い将来、水道事業はすべて上水道事業として運営していくべきである。」との方針が示されています。また、今後の補助事業におきましても、これからの統合や併合等が採択基準として設けられることも同時に示されており、当市におきましてもこのたび水道ビジョン策定委託業務を発注したところであり、中山間部を多く有する当市におきまして、特に簡易水道における施設費や維持管理事業費は多大な経費を要しますが、当該地域の給水戸数が少ないため、都市部と比較し料金収入が非常に少ないことは明確であります。しかしながら、ライフラインとしての機能を将来においても保っていくことは必須であると同時に、公営企業として運営していくには健全な財政計画も必要であり、この水道ビジョンの中で検討を加えていきたいと考えております。

学校教育課からは、児童・生徒におきましては特に大きな問題もなく、夏休みを過ごし元気に2学期を迎えております。8月25日には、初めてとなる香美市小中学校教職員、保育所職員合同研修会を開催をいたしました。このような取り組みを通じて、保・小・中の連携教育をさらに進めてまいります。

外国語学習への関心と意欲を高めるとともに、他国文化と自国文化への相互理解を含め国際感覚豊かな生徒を育成することを目的に、10月28日から11月6日にかけてアメリカ合衆国フロリダ州ラーゴ市のラーゴ中学校への短期留学を山田高校と合同で実施をいたします。鏡野中、香北中、大栃中学生10名と引率者2名が参加をいたします。

また、地場産物を活用した学校給食を進めるため、地域に根差した学校給食推進事業や、当下校の確認、不審者情報など子どもの安全に関する情報を携帯電話やパソコンのメール機能を活用し迅速に伝え合う高知県学校安全情報共有システム調査研究事業につきまして、高岡郡津野町の視察研修などを実施しながらさらに調査、研究を進めてまいります。

幼保支援課からは、保育園建設につきましては地権者の方々のご理解、ご協力を得まして山田養護学校の南用地の用途につき、今月中にも基本設計が発注できる見通しであります。この保育園は、香美市すこやか子育てプランに基づき保育園を新設再編するために建設する2園のうちの1つで、山田、明治、楠目の保育園が対象となっております。今後は、年度内に保護者や住民、保育士など代表による保育園建設委員会を設置するとともに、再編する保育園の保護者や住民への説明会を開くなどして計画を進めていく予

定であります。

生涯学習課からは、音楽祭につきまして、今年の秋は香美市第2回の芸術祭に加え11月に音楽祭の開催を予定しております。この音楽祭は土佐山田町出身の作曲家、有澤一朗先生をしのぶとともに、合併しました香美市全体の芸術文化の発展と地域の融和を図ることを目的として開催をいたします。内容、日程につきましては、11月10日に吹奏楽演奏会、11月17日に市内小学生の保護者による合唱団及び文化協会合唱団によります合唱、11月24日にプロアーティストのコンサート、11月25日に市内小中学校音楽発表会を予定をいたしております。

消防課からは、平成19年1月1日から8月20日までの火災救急及び救助出動件数。火災件数につきましては、6月は林野火災が1件、車両火災1件発生し、7月は車両火災1件、建物火災1件発生をしております、累計13件となっております。救急出動件数につきましては、一昨年と同時期とほぼ同じ件数ですが、昨年度と同時期と比べわずかに増加しております、累計1,023件となっております。救助出動件数につきましては、7月に交通事故による出動が1件あり、累計5件となっております。

香美市消防団夏季訓練の実施につきまして、7月8日、土佐山田消防団が物部川の一斉清掃を行った後に、香長小学校で礼式、ホース搬送訓練と集団献血を行いました。また、7月22日には香美市香北消防団が香美市香北町永瀬、猪野々の新神賀橋付近で消火訓練を行い、その後分団ごとに水利の確認を行いました。

第36回消防救助技術四国地区指導会が、7月26日に香川県消防学校におきまして開催をされました。指導種目全種目におきまして、減点項目もなく標準タイム内で種目を終え入賞をいたしました。水上の部では複合検索1名、基本泳法1名の4種目へ5名が出場いたしました。

続きまして、今期定例会に提案をいたしております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

報告第15号は、住宅新築資金貸付事業に係る和解についての専決処分事項の報告であります。

認定第1号から認定11号までは、平成18年度の一般会計、各特別会計、各水道事業会計の歳入歳出決算の認定であります。それぞれ監査委員さんの意見書を付して提出をいたしておりますので、審査をよろしく願いをいたします。

次に、議案第65号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第2号」は、歳入歳出予算の総額に2億6,736万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ150億9,841万2,000円といたしました。歳出では、災害復旧費が1億8,904万4,000円の増と、今回補正の大きな部分を占めております。その他、主なものでは庁舎建設基本設計委託料の2,000万円などが追加補正されております。歳入では、普通交付税額確定による地方交付税が2億1,483万2,000円、平成18年度からの繰越金が3億5,578万6,000円、それぞれ追加補正されています。これらにより、財政

調整基金からの繰入金は、4億9,607万8,000円の減となっております。

議案第66号から議案第73号までは、各特別会計、水道事業会計の補正予算についてであります。

議案第74号から議案第84号までは、条例の制定についてであります。

議案第85号から議案第86号は秦山ふれあいセンター、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について。

議案第87号は、香美市営土地改良事業の施行についてであり、議案第88号は、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について。

議案第89号は高知縣市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分についてであります。

諮問第1号、諮問第2号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることであります。

以上、平成19年一般会計補正予算「第2号」など、報告1件、認定11件、議案24件、諮問2件の提案説明を終わります。

なお、詳細につきましてはの説明は、それぞれ担当職員から行いますので、議員各位におかれましては、審査をいただき適切なる決定を賜りますようよろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君）　　これで、市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

これから、報告第15号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君）　　11番、片岡です。

この和解（報告第15号）ですけれども、本当は107万2,346円というものを支払ってもらわないかんけど、72万円ということ、金額をうんと落としてるんですけど。これは中身があると思うんです、何かこの減額されているその根拠というか、それをお願いをします。

それから、この建物は現在あるのかどうか。この2点について。

○議長（中澤愛水君）　　住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君）　　はい。今のご質問の件につきまして、ちょっと提訴からの流れを、そこの辺で金額の減額ということも出てきておりますので、ちょっと和解に至るまでの経過を報告させていただきます。

借受人に対しましては、昭和57年11月に新築620万円、宅地450万円のそれぞれの金額を貸し付けをしております。平成3年になりまして、借受人の方が破産宣告を受けております。それで、元金につきましては全額完済しております。平成4年1月14日、土地、建物が裁判所によりまして競売されまして、配当を受けております。そ

れで、元金につきましては新築、宅地とも完済をしておりますが、利子につきましては、ここに書いてある金額につきまして未納になりましたので、今回の提訴になったものでございます。

競売しておりますので、第2番目の質問、建物につきましては、もうご本人のものではございません。

その後、平成16年になります。もう本人は、借受人につきましてはもう破産宣告を受けておりますので、請求がちょっとできない関係で連帯保証人に対しまして提訴をしております。平成16年になりまして、こちらから連帯保証人2名へ滞納通知を送りました。それで翌1月22日と3月11日にこの連帯保証人の1人から（旧土佐山田町）人権対策課へ電話が入りまして、この電話の内容から債務は認められるというか、そういったもの、いわゆる考えられるというこちらの判断もあるんですけども、時効が今回の訴訟の争いになることがもうわかっておりましたので、一応流れの都合で先に申し上げましたが、これ、この後で一応詳しくちょっと説明させていただきます。

平成18年になりまして何回か催告しましたが支払いがございませんので、昨年9月28日にこの連帯保証人に対しまして、この金額に対する提訴を高知地方裁判所へ起こしております。それで、昨年10月12日に、10月議会の初日にこの提訴につきまして専決処分事項の報告をこの場でさせていただいております。それで、11月に弁護士から答弁書が届きまして、11月7日、第1回口頭弁論が行われております。原告は、一応香美市は訴状のとおり陳述しましたが、被告につきましては、「平成4年1月競売で弁済をしてから時効が進行しておりますので、もう被告の連帯保証債務はすべて消滅している。」という被告の答弁がございました。それにつきまして、一応昨年12月、香美市の方が「この平成16年1月22日及び3月11日に、この連帯保証人から当町（旧土佐山田町）人権対策課にかかってきた電話での内容から、被告は本件利息金債務を承認したものである。」という準備書面を裁判所へ提出しております。この件が結局争いになりまして、今年4月6日、原告側2名、被告側2名の証人尋問も行われるという、ずっと訴訟の経過をたどっておりましたが、今年5月23日になりまして裁判所側から和解案が提案されました。その提案事項がここに書いてあるこの和解条項でございます。この件につきまして弁護士にちょっと相談しましたら、「判決となりますと、この当方が主張するこの時効中断というのが完全というか、いわゆる電話でのやりとりのことですので否定される可能性もある。」と。ほんで「裁判長は判決ということを書いていませんので、なかなか香美市にとっては厳しい判決になる可能性の方が大である。」というご意見をいただきました。この件につきまして、今年5月24日、こちらの行財政改革推進特別委員会に報告しまして、「和解もやむを得ない。」というご意見をいただいております。6月になりまして、市長と相談しまして和解することに決定したものでございます。

一応、この全額ではありませんけれども、7割程度の金額が裁判所から示されました。

この金額というのは裁判長がこの被告人に対してどれくらいなら払えるという、いわゆる、まあ言うたらあれをしての金額でございますので、こちらは一応この和解案を受け入れることにしたものでございます。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

この和解案として、平成19年8月から支払うとなっておりますけど、それは納入されてますか。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 第1回目は納入されております。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、先ほど議題となりました認定第1号から認定第11までの各案件は、平成18年度香美市一般会計及び各特別会計、水道事業会計並びに工業用水道事業会計の決算認定であります。

これから、認定第1号から認定第9号までの決算の認定とあわせて、認定第10号並びに認定第11号について監査委員の決算審査意見の報告を求めます。代表監査委員、大岸啓郎君。

○代表監査委員（大岸啓郎） 皆さん、おはようございます。代表監査委員の大岸でございます。よろしく願いいたします。

決算審査につきましては、お手元に配付されております意見書の主な部分を朗読させていただきますまして報告にかえさせていただきます。

香美市各会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算

同じく、住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

同じく、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

同じく、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

同じく、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

同じく、老人保健特別会計歳入歳出決算

同じく、国民健康保険特別会計歳入歳出決算

同じく、介護保険特別会計歳入歳出決算

同じく、介護保険特別会計歳入歳出決算（介護サービス事業勘定）

（附属書類）

平成18年度各会計歳入歳出決算事項別明細書

平成18年度各会計実質収支に関する調書

平成18年度財産に関する調書

2. 審査の期間

平成19年8月1日～2日

3. 審査の要領

(1) 各会計に関する会計処理が、関係法令などの規定に準拠して、適法かつ正確に行われているかどうかを確かめ、かつ決算書及び政令で定める書類は、法令などの定めるところにしたがって調製され、適正に表示されているかどうかを確かめた。

(2) 予算は、計画的かつ効率的な執行が図られ、所期の目的達成に向け努力されているかどうかを確かめるとともに、決算計数の分析を行い、財政運営の健全について考察・検討した。

(3) 審査の方法については、各会計決算書及び政令で定める書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続き及びその他必要と認めた監査手続きを適用した。

なお、証拠書類については例月出納検査において精査している。

第2 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、正確であることを認めた。また、関連する事務の処理は適正に行われており、予算の執行については、概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、今後の執行に当たり次の事項について要望する。

（留意事項）

(1) 厳しい財政状況を認識し、事務事業全般の総点検を行い事務のスリム化に努められたい。また、適性な人員配置を行い恒常的な超過勤務が発生しないようにする等、経費の削減並びに職員の健康面にも十分配慮されたい。

(2) 市税、保育園保護者負担金、学校給食費、住宅使用料等については、引き続き公平の原則から収入未済額及び不納欠損額の縮減に努力をされたい。

(3) 災害援護資金貸付金については、早期の返還を求める。

(4) 市営住宅（黒土2号団地A棟・下野尻団地・セトル成矢）水道使用負担金の収入未済額縮減のために、徴収方法の抜本的な検討と徴収に努力されたい。

- (5) 公共下水道事業については、受益者負担金の収入未済額の縮減に努力をされたい。
- (6) 国民健康保険事業については、保険料の収入未済額及び不納欠損額の縮減に努力をされたい。
- (7) 介護保険事業については、求められるサービス内容を的確に把握し、効率的な財政運営を図られたい。また、負担公平の原則から保険料の収入未済額及び不納欠損額の縮減に努力をされたい。

(検討事項)

- (1) 本年度、一般会計から簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境下水道事業、工業用水道事業会計へ繰入れた繰入金の総額は、約4億4,000万円となっている。その内、基準外繰入金額は半額を越す約2億6,000万円となっている。
- 特定環境下水道事業においては、分担金及び下水道使用料の収納率はほぼ完納に近い状態となっており、数字の上からは問題はない。しかし、本年度の基準外繰入金は、約6,400万円となっている。また、公共下水道事業にあつては、約1億2,000万円もの基準外繰入金を必要とした。なぜ、これほどまでに繰入金を必要としなければならないのか。今一度、経営という面から見直してほしい。

第3 決算の概要

はじめに

この決算は、土佐山田町、香北町、物部町（旧物部村）の合併後、12カ月を通じたはじめての決算である。香美市の前年度は、平成18年3月分の1カ月の決算であり、前年度との比較をすることはできなかった。しかし、市税（町村税）や各種使用料等の自主財源は、決算額を比較することは適当であると考えことから、旧3町村の歳入歳出決算額と香美市1カ月の歳入歳出決算額の合計を平成17年度の数字として拾い出し、各会計において比較してみた。あくまでも参考の数字として記載した。

次の1から9まで（の各会計ごとの詳細につきまして）は省略させていただきまして、17ページの10から。

10 財政構造の弾力性等

平成19年6月15日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立した。この法には、財政、健全化を判断するための4つの財政指標が盛り込まれ、地方公共団体の新しい財政再建制度が整備されることになった。平成18年度から地方債の協議制度への移行により新しく導入された実質公債費比率は、前述の4つの指標の1つに位置づけられている。本年度、香美市の実質公債費比率は、16.0%となっている。

香美市中期財政計画（平成18年度～平成22年度）によると、庁舎建設を視野

に入れた平成22年度の実質公債費比率は、16.8%と予測されている。引き続き、行財政改革の推進を図りながらバランスのとれた財政計画を進めていかなければならない。

終わりにむすびでございますが。

香美市土佐山田町平山の旧平山小学校が、交流宿泊施設として生まれ変わった。本年度、約3,600万円をかけて改修工事を行い平成19年7月1日にオープンしたもので、香美市の基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」に向けての第一歩が踏み出されたといえよう。

平成18年度香美市一般会計と特別会計を合わせた額は、歳入総額277万6,085万8,000円、歳出総額268万4,014万4,000円で、差引9億2,071万4,000円の黒字である。地方交付税の大幅な増額が見込まれ比較的、財政状況は豊かであった。ただ、今後においては市税、公営住宅をはじめとする各種使用料、各種負担金などの確実な収納が重要な要素となってくる。

また、翌年度繰越額は約9億円にのぼり、入札の不落や失格、各事業の遅れをはじめ、手つかずの事業もある。これらの要因には合併による事業の見通しが十分でなかったこともあげられる。

香美市の重要課題である新庁舎建設を早急に推進するとともに、今後の財政運営については施策の重要性、緊急度を的確に把握し、公正で合理的かつ効率的な行政執行を基本に、社会情勢や多様な行政需要に迅速かつ的確に対応され、財源の効率的、重点的な配分に努められたい。

限られた経費の中でより大きな効果が得られるよう、市民の目線に立ち、将来を展望した計画的な財政運営を維持し、「市民参加による賑わいあるまち」に発展することを期待して結びとします。

続きまして、香美市水道事業会計の方へ移ります。

(平成18年度香美市水道事業会計決算報告書) 24ページでございます。

平成18年度香美市水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成18年度香美市水道事業会計の決算について審査を実施したので、下記のとおり意見書を提出する。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成18年度香美市水道事業会計決算

2 審査の期日または期間

平成19年7月18日

3 審査の場所

香美市役所 2階 監査室

4 審査の手續

この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿・証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施した。

第2 審査の結果

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認める。

2 から省略をさせていただきます、最後のむすびへ移りたいと思います。

5 むすび

水道事業会計の当年度の純利益は3,901万2,888円で、対前年度1,086万377円(38.6%)の増益であった。本年度は、香美市全域での水道料金の統一化が図られたことや、また、企業債の借り入れを行わず自己資金だけで事業を行ってきたことなどから、経営が安定することがうかがえる。

給水人口は172人増加したものの、年間給水量は前年度を下回っている。節水意識の向上や節水型社会への移行もあり、今後の収入の大幅増は期待できないことから、費用の削減が第一の課題と思われる。本年度、災害等非常時のライフラインの強化・充実のため、八王子配水池遮断弁等の設置工事を行った。また、配水管等施設の老朽化が顕著であることから、引き続き設備投資が必要となってくることは避けられない。設備等の更新時期を的確に判断し、効率的・計画的運営の下に中・長期的な経営の安定に努めなければならない。

現在、上水道の新水源地や簡易水道の統合等を含めた、平成20年以降の「香美市水道ビジョン」の作成が予定されており、新たな動きが見えつつある。企業債の償還金(利子を含む)は、料金収入の14.8%であり全体に占める割合は少ないが、将来に向けて、負担の増加を少しでも抑える施策が必要と思われる。

市民に「安全でおいしい水」を安定的に供給するために、今後とも努力を期待する。

引き続きまして、認定第11号、(平成18年度香美市工業用水道事業会計決算報告書、15ページ)平成18年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成18年度香美市工業用水道事業会計の決算について審査を実施したので、下記のとおり意見書を提出する。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成18年度香美市工業用水道事業会計決算

2 審査期日または期間

平成19年7月18日

3 審査の場所

香美市役所 2階 監査室

4 審査の手續

この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、工業用水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿・証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施した。

第2 審査の結果

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、工業用水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認める。

途中省略させていただきます、最後のむすびでございます。

5 むすび

高知テクノパーク工業団地は、平成16年4月からの供用開始を経て、当年度ようやく第1号の事業所への一部計画水量の販売が始まり記念すべき年となった。

しかし、昨今の厳しい経済情勢の中、節水型社会への移行などにより、水需要についてはあまり見込めなかった。また、工業用水道を使用していた唯一の事業所が、平成19年度以降の供給契約を休止したことから、水需要のめどが立たなくなっている。

一方、配水管等施設の維持管理は必要不可欠であることから、本事業の経営は厳しいといわざるを得ない。当年度工業用水道は収入の97.0%を他会計から繰り入れている現状から、本事業を1つの会社の経営と考えれば、非常に厳しい状態である。

今後については、引き続き経営の合理化と事業の健全な発展に向けて十分な努力が必要であることは言うまでもないが、方向転換も1つの視野に入れ、考慮すべき時期にきているのではないか。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 監査委員の報告を終わります。

以上、複雑多岐にわたる一般会計及び特別会計決算等の決算審査意見について報告をしていただきました。そのご労苦に対しまして、一同にかわり敬意を表します。ありがとうございました。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、諮問第1号及び諮問第2号は人事案件であるため、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し本会議方式により審議・採決にしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よってさよう決定をいたしました。

これから、日程第40、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町中野111番地2

氏 名 井上俊一

生年月日 昭和19年5月10日

平成19年9月5日提出。香美市長、門脇楨夫。

提案の理由といたしまして、井上俊一氏の任期が平成19年11月30日をもって満了するため、その後任を推薦しようとするものであります。

参考資料といたしまして、別紙に経歴等を添付しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号の規定により、質疑、討論を省略したいと思っております。これにご異議はございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よってさよう決定をいたしました。

これから、諮問第1号を採決いたします。本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員起立であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決定をしました。

次に、日程第41、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町 1 9 9 8 番地 5

氏 名 高橋梅尾

生年月日 昭和 1 5 年 6 月 1 3 日

平成 1 9 年 9 月 5 日提出。香美市長、門脇楨夫。

提案の理由といたしまして、高橋梅尾氏の任期が平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日をもって満了するため、その後任を推薦しようとするものであります。

参考資料として、別紙に経歴等を添付しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第 4 項第 2 号の規定により、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議はありますか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よってさよう決定をいたしました。

これから、諮問第 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、諮問第 2 号は、原案のとおり適任とすることに決定をしました。

これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は 9 月 1 1 日火曜日の午前 9 時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

（午前 1 1 時 1 0 分 散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 1 9 年 9 月 1 1 日 火曜日

平成19年第3回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成19年9月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月11日火曜日（会期第7日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	久保和昭
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	吉村泰典	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長兼事務管理課長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	業務管理課長	横谷勝正
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野泰三
福祉事務所長	法光院晶一	業務管理課長	岡本博臣

農政課長 宮地和彦

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 山崎泰広

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 丸内一秀

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹内敬 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成19年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成19年9月11日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 6番 比与森 光俊 君
- ② 7番 千頭 洋一 君
- ③ 10番 山崎 晃子 君
- ④ 9番 門脇 二三夫 君
- ⑤ 14番 島岡 信彦 君
- ⑥ 15番 依光 美代子 君
- ⑦ 22番 西村 芳成 君
- ⑧ 11番 片岡 守春 君
- ⑨ 20番 大石 綏子 君
- ⑩ 5番 織田 秀幸 君
- ⑪ 3番 山崎 龍太郎 君
- ⑫ 12番 久保 信彦 君
- ⑬ 2番 矢野 公昭 君
- ⑭ 4番 大岸 眞弓 君
- ⑮ 1番 山岡 義一 君

- ⑩ 13番 竹平豊久君
⑪ 18番 石川彰宏君
⑫ 16番 黒岩徹君

会議録署名議員

11番、片岡守春君、13番、竹平豊久君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

一般質問を開始する前に、今期定例会の初日にまちづくり推進特別委員会委員長から委員長報告がありましたが、この報告の内容について委員長から発言を求められていますので発言を願います。まちづくり推進特別委員会委員長、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員長（坂本 節君） おはようございます。23番、坂本でございます。

さる9月11日の委員長報告の中の一部を訂正したいと思っておりますので、よろしく願います。

訂正の箇所は、「香美市としての大きな課題は、合併時3万250人ぐらいの人口がおりましたが、現在の人口は3万人を切った。本年7月1日現在では2万9,310人です。2年4カ月で940人の減少となっている状態です。」と報告いたしました。この合併時の人口が正確ではなく、したがって1年4カ月後の減少した人口との差が異なってくるので訂正をするものであります。合併して市となる要件を満たすための平成17年の国勢調査人口が3万257人であり、合併時の人口は2万9,829人で、本年7月1日現在では2万9,319人であって、実際には1年4カ月後の減少した人口は510人です。これを「940人」と報告してあったところでございますが、これを「510人」と訂正するところであります。ということに訂正したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で訂正の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 坂本議員、9月11日ということで発表しましたが、9月5日です。

○まちづくり推進特別委員長（坂本 節君） ちょっと抜かりました。9月11日の委員長報告一部を訂正であります。

○議長（中澤愛水君） 9月11日じゃなくて、9月5日の委員長報告の訂正です。

○まちづくり推進特別委員長（坂本 節君） すいません。9月5日の委員長報告の一部訂正であります。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） まちづくり推進特別委員会委員長の発言を終了します。

ただいままちづくり推進特別委員会委員長から発言がありましたように、香美市の人口の比較について発言のとおり訂正することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。したがってそのように決定をいたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） おはようございます。6番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

初めに、教育関連について4点お願いいたします。

1点目に横断歩道設置についてであります。

山田小学校周辺通学路では、夏休み前にスクールガードリーダーのご尽力もあり、児童の登下校における安全確保のための白いラインが商店街にもスクールゾーンとして引かれました。現在、商店街道路を南から北に渡るための横断歩道は、小学校正門前にあるのみです。今回、スクールゾーンが道路北側に設けられたことにより、依光書店前と野々下電機の前に横断歩道が必要ではないかと考えるところです。商店街より南から通学する児童の安全を考えますと、先ほど述べました2カ所に横断歩道の設置をし、スクールゾーンへと誘導する気配りを求めるものであります。

横断歩道の設置とあわせて、依光書店の前の交差点にカーブミラーの設置を考えていただきたい。このことは通告の後質問の中に入れましたので、答弁は結構ですので、言うだけちょっと言わせていただきたいと思います。そして、頭の中に少しでも残っていれば対応していただきたい、そういうふうに思います。依光書店前の交差点では一昨年前でしたか、車と児童との接触事故が続けて2件発生したことがあります。2件とも南側から来た児童が商店街を横断しようと飛び出したことによる接触事故でした。当時、現在は閉店していますスーパーへの商品搬入のため大型車の出入りもあり、カーブミラーの適当な設置場所がなくそのままになっています。児童の安全を考えますと、この場所にはカーブミラーが必要ではないかと思えます。

以上のことから、通学路における安全確保のため、横断歩道の設置についてどのように考えられているのか、今後の対応をお尋ねいたします。

教育関係の2点目にLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害児童）に対する特別支援教育と、その保護者からなるグループへの対応について質問いたします。

文部科学省の特別支援教育のあり方に関する研究調査協力者会議の、今後の特別支援教育のあり方についての最終報告の中では次のように述べられています。「小・中学校において体制整備を図るに当たって、小・中学校に蓄積された人物、物的な資源を効果的に活用することに加えて、非常勤講師や特別非常勤講師、高齢者再任用制度による短時間勤務の教員等、外部人材の積極的な活用を図るという視点が重要である。小・中学校においては、学力の向上を目指した個に応じた指導の充実、不登校やいじめに対する学校内や地域の教育相談体制の充実による対応と種々の取り組みが既に行われ、今後さらに充実が図られる予定であるが、これらとの有機的な連携に十分留意して適切な特別支援教育体制を構築していくことが必要である。また、親の会やNPOの中にはLD、ADHD等の理解の促進を目的に活発に活動を行っているものがある。こうした草の根

的な活動は教育の充実、効果的な展開を図る上で重要な役割を果たし得るものと考えられることから、親の会等との連携、協力も図りながら取り組みを行うことも重要なことと考えられる。」とあります。

現在、香美市では学校評価事業に取り組まれていますので、整備体制に関しては事業の結果を見守っていきたいと思いますが、親の会との連携が物心ともにさらに充実することを望むところであります。親の会では、その運営に大変苦慮されています。毎月定期的に集まり、悩み事を打ち明けたり、いじめ問題などいろんな相談をお互いに話し合い、その打開策を検討し合っています。県内外の特別支援教育に関する講師を招き、講演会の開催を目的とし、先月もバザーを行い2万3,000円の収益を得たようです。第一人者と言われるような講師の先生方を招き、小・中学校の教職員の先生方にも一緒に講演を聞いてほしいとの準備も進めていますが、実情はなかなか大変なものがあります。平成19年度、社協から6万5,000円の援助はあったようですが、取り組む事業、またはその活動の内容によっては教育委員会が援助すべきではないか、援助してほしいと思うところであります。この点、どのようにお考えでしょうか。お尋ねします。また、文部科学省から総額250億円が全国の小・中学校に特別支援教育に係る補助金として交付されていると聞いています。交付されていれば、その金額は幾らでしょうか。そして、その使用目的は指示されているのかお尋ねいたします。

教育関係の3点目です。

8月に開催されました教職員研修会の発表の中で気がかりな発表がありましたのでお尋ねいたします。鏡野中学校の朝食提供についてであります。旧土佐山田町議会当時、朝食の大切さを議会の中でも一般質問した経緯がありますが、そんなとき、地元のボランティアの方々の協力、そして食材の提供もあり、生徒、保護者の方々に朝食をとることの重要性を知っていただくことを最大の目的としてスタートした事業であると私自身は認識しています。スタート後、その取り組みはマスコミ各社から注目を集め、関西テレビだったと思いますが、全国に放映されたことは周知のとおりであります。先日の発表の際、「クラブ活動の朝練があるので朝食がとれない。とれない生徒への朝食提供はありがたい。」との趣旨の話があったと思います。早朝より朝練に取り組む中学生に対しては、勉学と部活、文武両道の姿には頑張れとエールを送るものでございます。私の息子も剣道部に籍を置き3年間朝練に取り組んだ経緯がありますので、ご家庭、お母さん方のご苦勞はよく理解できます。そうした頑張っている、そういうふうに頑張っているからこそ、先生方も保護者の方々に朝食の大切さを理解していただくよう指導する役割を担っているのではないかと思います。先日の中学校の発表を聞いたとき、それは違うろう、情けない気持ちにさえなりました。鏡野中学校の朝食提供の趣旨、目的は、さきにも述べましたが、朝食をとることの大切さを生徒、保護者に知っていただき、1軒でも多くの家庭で朝食をとるよう指導することではなかったかと思えます。各学年、毎年ほぼ同数の生徒が朝食提供を受けているようですが、学校としてどのような指導をさ

れているのか改めて教育長にお尋ねいたします。朝食提供の目的は何か。そして、目的達成のため、今後どのような指導、取り組みを考えておられるのかお尋ねいたします。

教育の4点目に、春開催されています運動会についてであります。

私が保護者の方から聞く声は、「春は暑いし秋に変更してほしい。」というものです。今年の場合はちょっと自信がないです。このまま涼しくなってくれればと思っています。また、「新入生は入学したばかりで、学校生活にもなれないうちの運動会はとまどいがある。」ということです。この新入生の保護者からの声は毎年のように出ているようです。土佐山田町では現在2校で春の開催になっていると思いますが、保護者からアンケートを取るとか、一度意見を聞き集約する時期になっているのではないかと考えます。

そこでお尋ねします。春の運動会開催にはどのようなメリットがあるのでしょうか。また、今後秋に変更というより、元に戻す考えはないのかお尋ねいたします。

以上で教育関係を終わらしまして、次に龍河洞への案内標識設置についてであります。

これまでも、案内標識の必要性は何度か述べてきましたが、香美市観光協会では7月に南国市の道の駅から土佐山田町へ、土佐山田町から高知龍馬空港へ、そして龍河洞などのルートに関して視察を実施したわけですが、その報告を受け、担当課では現在どのような分析をされ、今後どのような対応、対策を進める計画でしょうか、お尋ねいたします。

次に、暴力団関係者による行政対象暴力、不当要求防止について香美市の対応をお尋ねいたします。

県内では本年、税滞納者に対し差し押さえを実行したところ、「長崎市長の二の舞になるぞ。」とおどす事件が発生しています。また、日高村では村営住宅に入居していた組員が壁のクロスの張りかえにかこつけて、村に対し不当要求をする事件が起きています。香美市におきましては、次のような事態が発生した場合、どのような対策・対応をされるのかお尋ねいたします。

1点目に、公共事業への介入に対してですが、県内市町村ではその多くが警察と連携を取り合っているようですけれども、本市の対応はどうなっているのでしょうか。

2点目に、市営住宅への入居に対してはどのような対応をされるのか。

そして、3点目に生活保護受給、または申請ですが、国も昨年からは暴力団の資金源になっているとの指摘から、生活保護制度から暴力団を排除する方針を決めています。偽装の組員脱退といったケースもあると聞いていますので、警察との連携は密にする必要性も大切ではないかと思えます。どのような対策・対応を考えているのかお尋ねいたします。

次に、最近注目されています行政対象暴力への対策についてであります。

この件に関しましては、特に冷静に、そして的確に対応する必要性が求められます。県内では、県職員を初め、国土交通省職員や市町村職員を対象に不当要求防止責任者講習会が開催され、建設業や金融機関など民間企業を含めると昨年度は県内で25回開

催され、1,146人が受講しています。そのうち、公務員は59.16%、678人が受講しています。受講者の中からは、「暴力団から不当要求を受けた際の対応、要領がわかり自信がついた。」など前向きな意見が述べられています。香美市におきましても、安心して安全なまちづくりを目指す意味からも、正確で迅速な対応ができるよう職員が率先して不当要求防止責任者講習を受講することが必要ではないかと思いますが、今後の対応をお尋ねいたします。また、反社会性の理不尽な行動への対策として、高知市や安芸市、日高村などでは条例を定めています。何か事が起きてから対策を考えるのではなく、転ばぬ先のつえではありませんが、香美市におきましても毅然とした態度を表明する意味から、先進地を参考に条例でその対策を明確に定める時期ではないかと思いますが、今後の対応をお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） おはようございます。比与森議員の、山田小学校通学路の横断歩道についての考えを問うについてお答えいたします。

さる6月29日にスクールガードリーダーをしてくださっている方より、山田小学校の通学路の交通安全対策としまして要望書が提出されました。道路管理者である香美市において、点滅信号機のある高知銀行東の交差点の東側より駅前通り西側までの北側に車道外側線を引き、歩行者の安全を図りました。横断歩道に当たりましては、交通規制がかかりますので香美警察署を通じて高知県公安委員会へ提出をする次第であります。この（スクールガードリーダーの）方は警察のOBの方ですので、手続き等を熟知されております。歩道の要望書について早急に香美市を通じて提出することになっております。カーブミラーを含めまして比与森議員の意見も参考に善処していく考えでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） おはようございます。比与森議員さんの教育に関するご質問にお答えさせていただきます。

まず、LD、ADHDについての保護者グループへの支援についてでございます。

平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要な経費にかかわる地方財政措置の通知がありました。これは、小学校、中学校に学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う特別支援教育支援員を配置するための報酬として、1校当たり84万円が措置されるというものでございます。議員さんのご質問にありました保護者グループの方は、この子どもたちが山田小学校へ入学する以前からいろいろと活動をしてくださっており、私のところへも数回お見えにもなっております。この保護者グループへの支援ということは、今申し上げましたような、現段階では制度でございますので、物的な援助ということは、この制度を使っては難しいのではなかろうかと考えております。なお、検討はしてみたいと思います。

学校評価システム事業におきまして、昨年度「市全体としてこの特別支援教育に関する評価項目について、もう少し研究をするように。」というようなご指摘をいただきました。そういうこともありまして、また今の時代、特別支援教育が大切であるということは十分認識もしておりますので、市全体としても4月の教職員総会でも講師を招いて研修もいたしましたし、また各学校におきましては、講師を招いたり、あるいは親たちと話し合ったりして研修に励んでいるところであります。そういったことから、またこのグループの人も、そういうことは学校の方からしておるとは思いますが、なお山田小学校を含め学校との連携、ふれんどる一むもあります。そういったところと連携を取って一緒に研修をし、子どもたちの幸せのために考えていってほしい、取り組んでいってほしいことはどうだろうかという時点では考えております。

次、鏡野中学校の朝食提供についてお答えさせていただきます。

この制度は、2003年、平成15年秋から地域支援システムづくり推進事業の一環として、議員さんもおっしゃっていただきましたように、朝食の大切さ、特に朝食と学習活動の関係が県下の、国レベルでも言われておりますが、旧土佐山田町でも平成14年、平成15年にかけて調査した結果でもきちんとそういうデータも出ましたので、そういったことの朝食の大切さを認識させ、保護者の意識を向上させ、家庭のあり方を考えてもらおうと実施しているものであります。今でも毎月1回実施していますが、1時間目の10分の休み時間に平均30人の生徒が食べに来ています。ボランティアの女性3～4人と教育委員会や学校が調理をしています。生徒は大変明るく「ありがとう。ごちそうさま。」とにこにこして2時間目に向っています。が、これをいつまでこのような方法を続けたらいいかということは考えております。これをどのような方向に進めればいいのかと思案中であります。ここへ来る子どもについてでございますが、一応は朝食を食べそびれた子どもが来るようになっております。事前に予告はしてございません。その1時間目の終わりにそういうことを担当が言いまして、30名近くが来ます。

ご質問にありました8月10日の学校の教職員の研修会でございます。

比与森議員さんを初めとしまして、学校評価システム事業にかかわる皆様にご案内を差し上げましたところ、17の方が来ていただきました。どうもありがとうございます。そういった中で、今年は学校教育の重点目標の3本の1つに、「基本的生活習慣の定着と家庭教育の向上」という目標を立てておりますので、各学校がそれに向かってどういう取り組みをしているかということを発表したわけでございます。各学校の特色がよく出ておりました。その中で、鏡野中学校がその朝食提供も含めて発表したわけでございますが、大変発表した教師が部活動にも、県下のにも熱心な教師でございまして、そういうようにある部分は言ったと思っておりますが、今申し上げましたように、部活の子どもたちのためにやっておるものではございません。ただ、私自身あれを聞いておりましたが、学校により、結局12校の発表でございました。繁藤が小・中1校として発表し

ましたので。大変取り組みに特色があるという、差があるということのはっきりわかりました。鏡野中学校の発表の仕方については、すぐ、ちょっと気にもなりましたので校長には注意をしてあります。

3点目、春の運動会についてお答えさせていただきます。

今年、楠目小学校、香長小学校、大宮小学校が春に運動会を実施いたしました。運動会をいつするかというようなことは、教育課程との関係で計画をしております。楠目小学校は10年越しで、香長小学校は6年目だと聞いております。大宮小学校は改築の関係で今年の春実施いたしました。楠目小学校は大変特色のある教育をしておりますので、そういったことで10年越しに実施をしております。ただ、秋は2年に1回子ども会主催の運動会を実施しております。今年で3回目になりますが、今年も3回目を予定しています。香長小学校は、秋は地区の運動会を実施しております。ただ、私が直接聞いたのは、香長地域の方から、「どうして春するろう。」というような話もありましたが、数年前に香長小学校はアンケートも取ったということとそのとき学校からは聞きませんでした。修学旅行を含め、教育的行事が絡んだ教育課程との絡みでやっておりますので、これを教育委員会が指導して、全部秋にするとかというようなことは私はするつもりはありません。学校は子どもの実態、地域の要望、数年間各学校で続けております研究、そういったものも含めまして、運動会をいつするかということは決めるのではないかと考えています。

なお、運動会の目的はどこの学校もそうですが、運動能力を向上させるという体育的なものと、子ども同士の交流を図ると、仲間づくりをするという2点があるかと思えます。こういった面でやっております。大宮小学校につきましては、校長に学校ができたら秋へ戻すかどうかを確かめましたら、「修学旅行を秋にできるということは大変魅力的なので、来年はどうするかということはまだ決めてない。」というような答えでございました。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 比与森光俊議員の観光についてのご質問にお答えいたします。

商工観光課に事務局がございます香美市観光協会の観光事業部会におきまして、7月10日に香美市観光案内板の設置状況の視察を部会の皆様をお願いしていただきました。比与森議員を初め、大石議員、依光議員にもご参加いただきありがとうございました。視察結果につきましては、協議したことを取りまとめ、写真、地図等も参加会員にお送りしたところでございます。国道、県道、他市町村に設置することは早急には難しいため、まず、あけぼの街道のさくら保育所の駐車場となっております市有地や、大日遊園地前の消防屯所地に龍河洞、アンパンマンミュージアム等の看板を早いうちに設置することを計画しております。また、高知県観光部にも近々観光案内板の要望をしていく

予定でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 比与森議員の不当要求対策について、暴力団関係者による下記の事態が発生した場合、本市の対応を問うというご質問にお答えいたします。

まず、暴力団関係者による公共工事への介入についてでございますが、香美市には香美市建設工事指名停止措置要綱がございまして、その要綱の中に暴力団排除規定を設けております。また、市発注建設工事から暴力団を排除するための合意書を香美警察署と結んでおります。指名停止を判断する場合に、香美警察署に照会をいたしまして情報を提供してもらい、暴力団の公共工事への関与を排除するということになります。

次に、暴力団関係者の市営住宅への入居に関してのご質問でございますが、国におきましては、この6月に暴力団員に対して公営住宅への入居を認めないことなどの暴力団排除の基本方針を定めたところでございます。全国的に公営住宅などから暴力団を締め出そうとする動きが広がっておりまして、高知県でも今後暴力団排除に向けた条例改正を検討することとなっております。県下でも幾つかの市や町が条例改正を行っております。香美市では今のところ対応ができておりませんが、条例改正と警察との連携を検討しなければならないと考えております。先進市町村や県の例を参考にして考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 暴力団員に関します生活保護に関してお答えをいたしたいと思っております。

暴力団員につきましては、反社会的な行為で市民の安全や平穏を脅かすという存在でございまして、これに対して生活保護費を適用するという事は、市民の生活保護制度に対する信頼を揺るがせるものだというふうに考えております。そのみならず、公費でございます生活保護費が暴力団員の、あるいは暴力団の組織を維持存続させていくことにつながるおそれもございます。そうしたことから、暴力団員につきましては保護の適用要件はないというふうに考えまして、急迫するものを除きまして申請は却下をすることにいたしております。また、生活保護を受給している（方が）、暴力団員であるということがわかりました場合には、廃止を検討いたします。

また、暴力団員であるかどうか疑わしいという場合につきましては、警察署と連携をいたしまして情報提供をいただくと。そしてまた、有事の場合には必要な支援を受けまして、厳格な審査をするということにいたしております。本市につきましては、昨年11月1日に生活保護制度から暴力団を排除する確認書を交わしておりまして、今日まで情報提供を受けておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 比与森議員の不当要求対策について、全般的な不当要求対策について総務課の方からお答えをいたします。

不当要求行為につきましては、平成18年3月1日、合併時に香美市不当要求行為対策要綱、同対策本部設置要綱を定めまして、本市の事務事業及び職員に対する不当要求行為を未然に防止するとともに、統一的な対応方針を定めることによりまして適切に対処し、市民及び職員等の安全並びに職務の円滑かつ適正な執行を確保することとしております。そこで、不当要求行為とは暴力行為、脅迫行為等により要求の実現を図る行為や、正当な理由なく職員に面会を強要する行為、威圧的、粗野、乱暴な言動により恐怖または著しい陰悪の情を抱かせるなどして、正常な職務の執行または執務環境の秩序維持を妨げる行為等であります。これらの不当要求行為が発生をしましたとき、またはそのおそれがあると認めるときは、対策本部が策定した対応方針、いわゆる不当要求行為対応マニュアルに従いまして対応することとなります。所属長は職員から報告があったときは直ちに警告、退去命令、排除、警察への通報と必要な措置を講ずるとともに、対策本部に報告することになっております。なお、必要と認めるときは不当要求行為をした者に対しまして、告訴、告発等の措置を行うということでございます。以上が一連の流れでありまして、組織的対応をすることとしております。

そこで、2番目の不当要求防止責任者講習会を開催し、職員の意識向上を目指す考えはないかというご質問でございますが、旧土佐山田町時代、平成17年6月1日に土佐山田町不当要求行為対策要綱、同本部設置要綱及び同対応マニュアルの制定後の平成17年9月5日と（平成17年9月）7日の2日間でございますが、3時間ずつ高知県警本部刑事部暴力団対策課と財団法人暴力追放高知県民センターによりますところの不当要求行為防止研修会、これがいわゆる不当要求防止責任者講習会でございます。全職員を対象に開催をいたしまして124名が受講しております。出席率は68.1%ということで、旧土佐山田町の職員も参加しての実演も行いまして、大変参考になったこととございました。合併後は、この講習会は開催をしておりませんので、職員研修として来年度以降、事業計画へ提案したいというふうに考えております。

それから、3点目の暴力団関係者による不当要求対策として条例で定める考えはないかということでございます。

暴力団対策法は、都道府県の公安委員会が指定をしております指定暴力団の構成員に対して一定の行為を行うことを禁止をしております。これに対しまして、刑法や暴力団対策法に触れない形で建物・土地の不法占拠や競売妨害などの民事事案に介入してくるケースが他の自治体であっております。香美市庁舎管理規則や不当要求行為対策要綱では、不当要求行為者を対象としており、もっと幅の広い定め方をして対応しております。全体を網羅した暴力団関係者によります不当要求対策条例等の制定については、今のところ考えておりません。

なお、平成16年3月末現在で不当要求等に対する組織的対応のコンプライアンス条例、要綱を制定しておるのは全国自治体で約37%で、1,160団体であるということです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 2回目の質問をさせていただきます。丁寧な答弁ありがとうございました。

一つに教育に係ることで、LD、ADHDの件ですが、1校につき84万円の特別支援教育支援員ですか、（配置するための報酬）が交付されているということですが、そうすると、その金額で香美市においてくると約1,000万円近いお金になるわけですか。1校につき84万円なら1,000万円くらいになると思いますが、そのお金は支援教育に使用されているのかどうか、どういうふう到现在使われているのかお聞きしたいと思います。今後のことになるかとも思いますけど、県内では高知市の、教育長もご存じとは思いますが、潮江小学校に1級、それから大篠です、南国市に1級、香南市、野市小学校に1級と。県内で3校にそれぞれ1級ずつ他校からの児童も入れるようにして取り組みがされていますが、今後、香美市におきましても、人数的には香美市の方が多いと思います。潮江小学校にありましては、潮江だけでは1名の児童ですけど他校から5名受け入れをして、特別支援対策に取り組んでいます。この辺、今後この84万円の使途についてと一緒にちょっとお聞きしたいと思います。

それから、不当要求についてですが、要綱ではそれぞれ各市町村、県内も多数、ほとんどが定めていますが、幸いなことに香美市には現在暴力団員、構成員といいますが、は現在のところいないということですが、日高村なんかにおきましても事が起きてから条例で定めるとかいうこともあるようですので、その辺厳しい内容、厳しい毅然とした態度、そういうもので臨んでほしいと思います。今後、講習会も検討ということで、答弁は構いませんけど、市民の安全・安心を守るという観点から毅然とした対応をとっていただきたいというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 比与森議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

ここに書類を持っていますが、平成19年5月23日付けで先ほど答弁させていただいたような措置についての通知がありました。平成19年度が始まってからでございます、文科省の5月27日付けの県への通知と一緒に回ってきたわけでございます。この（特別支援教育支援員を配置するための）84万円につきまして、全体で香美市でどればあきたかということは、私は、その辺はまた別の人がお知っておると思いますが、年度途中でもありましたし、それからほかの地教委とも連絡も取ったりもいたしま

した。その中で、この84万円でぜひ学校へ特別支援教育支援員を雇いたいなど、私もこの秋、2学期から思っておりました。もう大変なミスでございまして、この議会へそれを計上することができませんでした。それは大変私もおくれたということでございます。反省をしております。ただ、生徒指導の面でふれんどる一むの方で大きな指定をここ何年か続けて受けてまいりました。そういったことでお金もありまして、教育相談員等を雇って小学校へ行くとか、それからふれんどる一むへ来る子どもたちに対応するかということはおしております。

先ほど申しましたのは、鏡野中学校へ1人支援員を置きたいと思っておったんですが、間に合わなかったですが、別の形で鏡野中学校へはその生徒指導とかいう面もありましたので対応はして、9月は始まっております。ほかの小学校につきましては、特にご質問のありました山田小学校につきましては、昨年度はそういった経費の中から市で雇った相談員を1人つけてありましたけれども、今年度は多忙化と県は言っておりますが、そういった小学校を県下で3校指定しまして、それは県下というより地教委でございました。香美市へも1人ということでしたので、そういったことで山田小学校へ教員は1人つけましたので、市で雇った相談員をつけるというようなことはできておりません。その84万円を来年度に向けまして、どこの学校へどういうように支援をしていったらいいかというようなことを計算をしてみますと、毎日来るわけにはいかんのですよね、約、授業日数が今200日ですので。どういうようにどこの学校へしていけばいいかというようなことはみんなで考えて、学校の要望と親の要望も聞きまして、やっていきたいと、来年度については思っています。本年度につきましては、ぜひまた鏡野中学校に対して、次の議会でも提案をさせていただきたいと考えております。

その2点目の（ほかの）地域の者を集めて、その特別支援教室が開かれるという制度はきちんとよう覚えてないですが、今年で3年目やないかと思うんです。確かに（香南市）野市小学校がそういう制度を取り入れといるということはわかりました。そのとき、旧土佐山田町でした、当時は。その旧土佐山田町でもそういうことも研究しましたが、全体として確か10人、よう覚えていません、すいません。10人集まるか、15人だったか、人数は不確かで申しわけありませんが、その人数にも足りませんでした、その当時は。そういったこともありまして、山田小学校でそういう学級ということの申請もせずになりました。ただ、そこにもまたいろいろありまして、というのは、加配内でその教員が配置されるというものでございまして。いろいろ学びを楽しむとか、それから支援を要するとか、それから先ほど申しました多忙化とかいうようなことで、学校の実情を県へ報告しまして、また研究体制とかも報告しまして、いわゆる教員は定数という決まりもあるんですが、そのほかどこの学校へ何人もらうかということが決まってくるわけでございます。そういった中で今言ったようなこともありまして、そういう学級の設置に旧土佐山田町のときから手は挙げておりませいで、現在に至っております。ただ、議員さんもおっしゃるように、LDとかADHDとかいう子どもたちが、多少香美市にな

りまして、そういった認定を受けてないというような学校も、去年でしたか、何か答弁もさせてもらったと思うんですが、だれかのご質問に対してありましたけれども、香美市のすべての学校で学校の方から親たちに連絡も取りまして、きちんとそういうしかるべきところで診察もしていただいて、子どもたちをどういうふうにしていくかということ、学校ごとで話し合っていてやっております。大変大事なことです、どういうふうはこの84万円を何校へ来年はお願いして支援をするかというようなことにつきまして、十分に検討していき、その市当局の方にもご理解もいただいて、子どもたちのために進めていきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 改めまして、おはようございます。7番、千頭洋一でございます。平成19年第3回定例会での一般質問につきまして、議長より許しを得ましたので、通告書に従いまして質問させていただきますので、誠意あるご答弁をよろしく願います。

まず第1点目でございますけれども、地区敬老会補助について法光院福祉事務所長にお伺いいたします。

本件につきましては、同僚議員が平成18年第6回定例会、10月でございますが、定例会。それから本年の6月定例会の平成18年度一般会計補正予算の連合審査での質問の中と、今定例会一般質問でも同様の質問通告がなされております。このことから考えてみましても敬老会が各地域で自治会長さんとのご協力により開催される、（開催）するということに非常に強い関心があり、この敬老会が実施できるということは福祉のまちづくり、高齢者に手の届く行政としても重要な施策の1つではないかと考え再度お伺いするものであります。この9月15日から25日の1週間は老人福祉法での老人週間と定められ、9月の第3月曜日は敬老の日として国民の祝日であり、今年の本定例会最終予定日の前日の9月17日であり、多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う日であります。この敬老会の開催についてであります、合併後、自治会等では補助金の減額等により開催に苦慮し、取りやめになった地域もあるやに聞きましたが、地域によっては、合併前には在宅者、入園、入院者の方々にもお祝いや紅白の長寿のまんじゅう、赤飯等を地区役員等がお届けし長寿をお祝いしておりましたが、合併後は75歳以上の敬老会参加者が補助対象となりました。参加したくても参加できない、また日ごろ交流の少ない独居老人の在宅者、入院者等こそ年に1回ではありますが、お祝いの言葉をかけ、長寿のお喜びがなされてこそ、本当の敬老の意味があると考えます。

そこで、まず平成18年度、それから今年の75歳以上の補助対象者及び昨年度の（敬老会）参加数、それから今年の（参加）予定者数をお伺いさせていただきます。

次に、戦中戦後、幾多の社会変動、混乱期をただひたすら家族のため、地域のため、社会のため、ひいては豊かな反映ある日本の国家のためにと、長い人生を尽くされてま

いました方々のために、地域における支え合いを促進し、地域福祉の推進のためにも自治会、町内会に加入、未加入にかかわらず、対象者全員を補助すべきではないかと考えますが、その見解をお伺いいたすものでございます。

次に、県立大栃高校の統廃合の施設活用についてでございますが、昭和35年、高知農業高等学校香北分校として地域の方々の熱意と努力により設立されました大栃高校でございます。昭和39年には、大栃高等学校として独立し、以来幾多の変遷を経て今日までに2,300余名の有為な人材を輩出してまいりました。昨年、第二次高校再編成計画により過日の新聞報道でも平成20年度より募集の停止が発表され、平成21年度末、平成22年3月末には折りしも創立50周年に当たるわけでございますが、このときが廃校と決定されました。地域住民はもとより、物部町民はもとより、本市にとっても高等学校がなくなる、今まで2校あったわけですが、その1校の大栃高校がなくなるということは非常に残念なことでございます。生徒の往来やにぎやかな笑い声が聞こえなくなり、20数名の教職員の勤務した職場もなくなり、人けのないがらんとした校舎、体育館が存在することを考えただけでも、地域の過疎化が一段と進むことが懸念されます。少子化で入学する生徒が少なくなり、決定されたことはいかんともしがたいことでございますが、また、現在在校生がおいで中このような廃校後の問題についてお伺いするのはいかがかとちょっとお伺いしたんですが、あえてお伺いさせていただきます。

そこで、この廃校後の校舎等施設の有効な活用について検討、協議する考えはないかということをお伺いさせていただきます。例えば、全寮制の少数精鋭の塾として活用するとか、介護施設、老人グループホーム、奥物部観光拠点としての地域交流施設、宿泊施設等と思いつくままに申し上げました。また、昭和59年に建設されました鉄筋造りの校舎は、耐震基準により建設されているものであり、この施設を生かして少しでも過疎化を食い止めなければならないと考えるものであります。先人たちの大栃高校誕生までの並々な熱意と、それと今後廃校後の施設を有効活用し、過疎を食い止めて地域発展のために我々が頑張っていかなければならないと考えておりますが、門脇市長、原教育長のご見解、ご所見をお伺いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 千頭議員のご質問にお答えをしたいと思います。

地区敬老会につきましてでございますが、まず初めに平成18年度、平成19年度の実績及び見込みでございますが、平成18年度は対象者75歳以上で5,187名、実績で1,623名の方々がご出席をいただいております。平成19年度の対象者は少し多くなっておりまして、5,313名でございます。（出席の）見込みは2,157名を見込んでおるところでございます。自治会加入にかかわらず全員を対象にすべきではないかというお尋ねでございますが、自治会の行う敬老会が補助対象ということでございまして、香美市在住の75歳以上の高齢者の出席を要件とはしてはいますけれども、問われております自治会への加入の有無を要件とはしておりません。ご質問の中で、その説

明としてありましたように、地域をともに支えてきた高齢者が、その開催する敬老会に出席ができるかできないかを要件として補助から外すのはいかがなものだろうか。非常に地域としてもやりづらいということの趣旨であろうかと思いますが、そのことは大変よくわかりますが、この補助制度は自治会が開催する敬老会に対して補助をすると。自治会の敬老会開催に対して補助をする。その要件としては自治会が開催をするか、敬老会を開催するかかどうかということです。それともう1つは75歳以上の高齢者が参加するかということです。補助金の計算は、そこに参加された75歳以上の高齢者の出席者の数ということでありまして、その75歳（以上）の高齢者に対する補助金というわけではありません。ですから、補助金全体額を自治会で考えていただいて、それを配分していただくというか、その開催の経費に配分をしていただいて使っていただくということで、そこに来ない方までを排除しているという考え方ではありません。ただ、計算の手法として出席された75歳の高齢者の数を要件としていますということでございますので、そのところをひとつご理解いただきたいと思います。地区敬老会は、おっしゃられるように地域にこれまでおられて、地域をこれまで支えてきたことや広く社会に貢献してきたこと、困難の中でも頑張られてきたご労苦、また現在も現役として活躍されていることに対して敬意を表して、感謝も言い、またいたわりの心を込めて催す地域の行事であるということではあります。ただ、香美市ではそれだけではなしに、同時に本補助事業というのは今日の高齢者福祉の切実な課題でございます高齢者の見守り、あるいは高齢者災害対策、高齢者の災害の弱者としてのその対策、高齢者の生きがい活動を地域から支えていこうとする、そういう取り組みを進めていただきたい、そういう機運を是非醸成していただきたい、盛り上げていただきたいというそういう期待を込めてこの補助事業を開催しておるところでございますので、そうした点も踏まえて、今後大変ご苦労が多いと思いますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 千頭議員さんの大栃高校統廃合後の施設活用について、私の方からお答えさせていただきます。

7月の終わりに県（教育委員会）の総務福利課の方が来庁されました。詳しいこの大栃高校の施設、設備の地図、それから建設した当時の年とか、いろいろなものが入っております。建物の様子をかいたものを持ってこられまして、教育委員会へ来られましたので、課長と2人で話を聞きました。市として、市の教育委員会としてどうのように考えておるかというような質問もありましたけれども「まず県の方が方向性を示してほしい。」というようなことをその場では私は申しました。そして、こういうことがあったということはすぐに市長の方にはつなげました。市長さんももちろんそうだと思いますが、私は私なりに自分の立場として、先日も学校が始まりましたのでずっと学校めぐりをしておりました。あの大栃の橋を渡っていっておりますと、この大栃高校が廃校にな

ったときはどうなるろうと思って、胸が痛いというかそんなふうに思いました。また、教育委員会として今の時点で何ができるかということでございますが、力も足りませんのでできませんができるだけのこととは考えまして、実は大柝小学校と大柝中学校が豊かな体験活動推進事業というのを2年間、今年と来年受けまして体験活動をやっております。その中で、大柝中学校は全員、7月の初めに大柝高校へ行きまして、改めて学校で勉強して、そこで一泊いたしました。すぐ隣の自分くで泊まればいいようなものですが、高校で泊まるというようにいろいろ体験もいたしました。そういうようなことも含めまして、本当に十分なことができていませんが、どのように教育的な面で、県へもお願いをしたらいいだろうかと模索をしております。

土曜日に、8日の日でしたか、教育行政懇談会がありました。これは香美・香南地域のPTAや教育委員会の者が集まりまして、県の教育次長を初め各担当が来て話し合いをするという会で、もうずっと続けておるものでございますが、その後でも高校の方も来ておりましたので。高校教育改革課がなくなりました、今年から県には。ちょっと話もしましたが、また皆さんのお力も借りて、どういうふうにするかということは考えていかなければいけないと思っております。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 千頭洋一議員の大柝高校の統廃合の件でございますが、先ほど教育長の方からお話ございましたとおり、教育委員会の方へ県の方からの相談があつておるということを教育長から報告をお受けをしております。長い期間、高校教育のメッカとして大柝高校、長い間の歴史をはぐくんできたわけでありまして。その学校が平成21年度末をもって統廃合をされるということは大変残念でございますけれども、しかしながら、そうしたことが現実としてくるわけでございます。そうした中で、今のところ統合後の校舎の利用については、市としましても具体的な構想、また計画等も私自身持ち合わせてはおりません。しかしながら、先ほど教育長の話にありましたことを含めまして、今後県あるいはまた教育委員会、そうした方たちとの協議が必要になろうというふうに思っております。いずれにしましても、大変広大な敷地の中の大きな建物でございますので、利用するにしてもまたいろんな面で限られてくるのではないかとこのように思います。有効な活用方法について今後協議をすることになろうというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭でございます。2回目の質問をさせていただきます。ご丁寧なご答弁、どうもありがとうございました。

まず、敬老会の補助金についてでございますけれども、先ほどのご答弁いただきました中によりますと、自治会開催に対する補助ということで、75歳以上で出席者の方を対象にするということをお伺いいたしました。ちょっとここで重ねて確認させていただきたいんですが、昨年、10月第6回（定例会）の答弁ときに同僚議員ございまして同

様の質問をしました。そのとき、後でちょっと調べてみましたら、実際にその参加をする方を対象にして計算上で補助を出しているということであって、この参加ということは出席者と見るのか。例えば、かつて旧香北町なんかでは、私の地域なんかでもそうでしたが、在宅者にもお祝いの品々、赤飯等を家庭へ役員さんが持って行ったということもしてありました。それが、出席者になるとそれが、できないということですが、ずっと調べてみましたら何か昨年に答弁をいただいた中には「そういったことも可能である。」というようなご答弁もいただいたように記憶しておりますが、再度そのあたりを確認させていただきたいと思えます。

それと、今年の敬老会、地区敬老会の補助についてという形で各自治会長さんあてに文書もちょっといただきまして、見させていただきましたら「地区主催の敬老会であることと、75歳以上の敬老会参加者が対象です。」といった形で書いておりまして、私どもの地域では、あくまでも参加者イコール出席者という考えを今まで持っております。ここでちょっと改めてお伺いさせていただきたいと思えます。

それと、平成18年度は（対象者）5,187名で実際に出席した方が1,623名です。という形ですが、半分にも足らない30%前後ぐらいの出席者でございます。今年若干対象者はふえた。それから、もちろん参加者の予定者もふえてるという状況でございますが、そういったように在宅されておって、そういった方々も対象になればもうちょっと実際の参加者がふえるんじゃないかというふうに考えておりまして、ぜひまたそのようにお願いしたいと考えております。

それから、地区自治会に、町内会等に参加、未加入にかかわらず対象者を全員にすべきではないかということですが、確かに行政の方から考えてみますと、全員、個人に渡すわけではないですので、やっぱりそうかなということも考えますが、なお一度検討をお願いしたいと思えます。

それと、昨年度は当初予算が約459万円ぐらいありましたですけど、今年は随分少なくなっているという状況もありまして、なお、この件についても特段のまたご配慮をいただければと思えます。

それから、次のその大栃高校の件でございますが、確かに私も非常にこのことを質問していいのかなということちょっと心配があり、校長先生にちょっとお話にお伺いさせていただいたことがあります。「新聞紙上でももう既に平成21年度末には廃校になるということがわかっているんで、もうそれはいいです。」という形で連絡、ご答弁いただきましたのでお伺いしたものでございますが、確かに県教委さんとも、県の教育委員会ともご相談してしなければならないことですが、平成22年3月になってからどうしようとかいうことをしてはなかなかもう時間が相当経過してしまうということで、今から何とかこの有効な活用をお願いしたいというふうに考えております。いろいろ資料を見てみますと、さきの昭和35年に農業高校の香北分校として設立されたときには、当時の旧物部村長さん、それから（旧物部村）議会等々、並々ならぬ努

力があつたということもお聞きしましたし、もしどうしても県の許可がなければ、もう我々は（旧物部）村立でやってもいいというぐらいの気構えでその高校を誘致したということもお聞きしました。そのようなこともあります、今度、折りしも50周年で廃校になるということに對しまして、また、そのような熱意を持ってひとつご検討、ご審議をお願いできればと思ひまして、これで2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 敬老会につきまして、2回目の質問にお答えをしたいと思ひます。

在宅で出席をされない方は対象になるのかならなのかと、こういうお話でしたけれども、その点について、まず補助についてもう一度お話を申し上げますと、地域の自治会が開催する敬老会が補助の対象であります。その敬老会の要件というのは、75歳以上の高齢者に参加していただくということです。ですから、65歳（以上）を対象にしてやられるところ、あるいは70歳（以上）を対象としてやられているところもあるわけであります。しかし、もう全然開催をしないというふうなところは対象外ですよということで、補助金の計算は、75歳以上の出席された高齢者を対象にしてカウントさせていただきますということです。したがって、在宅でおられる方で出席できないという方につきまして、例えば地域ではその方にもということで、その補助をもらった全部の経費のほか、補助だけでできないから大半地域の部落費を足したとか、自費を足したというお話を聞きます。補助金が少ないんじゃないかというご批判もそのあたりにあるわけでありますけれども、そういう経費の中からちらし寿司を在宅の方へ持っていきましたよとか、あるいは病気で入院されているけれども、お家の方に気持ちを届けましたと、こういうお話がされています。したがって、その敬老会、それ自体はそういう方を排除しているということではない。補助のカウントの中で、カウントさせていただくときに75歳（以上）の出席ということを入れておるということであります。それが75（歳以上）がよかったのが、70（歳以上）であるべきなのか、そこの地域の人の数を全部、いる数を全部カウントしようとかいうことの議論があると思ひますけれども、現在のところは出席というところであり、というのは、高齢者にその敬老会に参加をしていただいて、いろんなお話をしていただくということ。これが高齢者にとりましても大変活性化にもつながりますし、またその高齢者の苦悩やあるいは喜びとか価値観といったものを地域の人に分ち合うということも大切なことだということで、ぜひ出席を促したいという意味から出席ということを入れておりますけれども、ただ、今ご紹介いただきましたように、その通知文書の中に75歳以上の出席者しか対象にしないかのような、理解をされたというふうに言われましたので、その点では文章は今後検討させていただきます。誤解のないような形にさせていただきたいというふうに思ひます。

それから、自治会に未加入、加入によってどうなんだと。行政としましては、加入、未加入を対象にせず、すべての香美市在住の高齢者を対象にしておるわけでありませ

れども、自治会の実際の開催としては自治会に加入してない方で、そういう方は誘えないというふうなことがあるよということをお聞きをしております。特に、民生委員さんというような立場で「すべての高齢者のことを思いながら過ごしてるんだけど、地域の自治会に誘いづらいと、何とかならんだろうか。」というお話があるわけですがけれども、そこはもう自治会の会長さんにご相談をしてくださいというふうなことで今まできておるところですけれども、これも大きな問題だとはいうふうには理解をしております。

予算につきましては、昨年は随分とってたのに落とされたじゃないかというお話でしたけれども、ご承知のように合併前には、70歳以上を対象にしたり、あるいは品物を贈ったりすることのみでも対象にしておったというふうな実績がございました。そうした実績が非常に大きゅうございましたので、それを基礎にして計算をしたために平成18年度につきましては、若干数字が大き過ぎたかなというふうに思っております、平成19年度以降は平成18年の実績とか見込みとかいうものを見込みながら予算を立てておりますので、その点では実情にふさわしい予算になってきているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 大柘高校の廃校後の校舎利用につきましては、2回目の質問にお答えします。

先ほど教育長から申しあげましたように、県の方にまず方向性を示してほしいという申し入れもいたしております。そうした中で、また県の方からもお話があらうかと思えますし、また、当然協議をする場合には地元、また議員の皆さん方のお知恵も当然お借りをして進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 3回目の質問をさせていただきます。

大柘高校の件でございますが、先ほど第1回目の答弁の中で原教育長さんが「7月の終わりに県の方から市の教育委員会の方にお伺いして」というお話がありましたんですが、その折に県の意向としてどのような考え方が、もしあったとかいうことがあればお伺いさせていただきたいと思えます。市としては、県の方向性を先に示せというふうなご答弁だと思えますけれども、県としてもしお考えが何かありましたらひとつお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 千頭議員さんの3回目のご質問にお答えさせていただきます。

県（の考え）は何もなかったんです。ただ、ここにもありますが、この地図とか敷地

の、何ができたとかいうようなこの書類を持ってまいりまして説明がありました。この農園は何か使う予定はないとか、ここのハウスはどうするかとか、事細かに市として何か考えはないとかいうようなことをございました。また、そのちょっと県の説明も間違ってもおった面もあったんですが、その建設の年など。その後、大栃高校の校長と会うことがありまして、ちょっとまたその県が来たこと等を含めて話もいたしました。何もなかって、ただ、今言ったような状態でしたので、そんなことで来られても私たちも困りますので、県がまずいろいろ考えてきてほしいということを申しまして、その旨のことをこの地図と一緒に市長にすぐつなげたようなことをございます。また、皆さんも一緒になって考えていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時34分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いをまっすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で明快な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

初めに、基本健診、特定健診、特定保健指導についてお伺ひいたします。

昨年6月に医療制度改革関連法が成立し、来年度から生活習慣病対策が本格的に実施されます。これまで40歳以上の住民に市町村が行っていた個別疾患の早期発見、早期治療が目的の基本健診が本年度末で終わり、かわりに来年度からメタボリック症候群の考えを導入した予防重視の特定健診、特定保健指導が始まります。新制度は、40歳から74歳のすべての国民に健診を受けさせるよう市町村などの健康保険運営者に義務づけられます。そして、受診率やメタボリック改善率などが目標に達しなければ、ペナルティーが課せられることになっています。特定健診への移行は糖尿病などの慢性疾患やその予備軍を減少させ、中長期的な医療費の削減に結びつけるのが大きなねらいです。その特徴は成果を数字で求める点で、受診率や保健指導の実施率、メタボリック症候群の改善率が目標値として設定されています。それによりますと、5年後の受診率目標は、全国平均が70%と設定され市町村国保の場合は65%、共済組合などは80%になっています。そのほかに特定保健指導の実施率が45%、メタボリック該当者と予備軍の減少率は10%などとなっています。そして、これらの目標を達成するかしないか、その結果次第で来年度から始まる後期高齢者医療制度に市町村国保や健保組合が拠出する支援金が最大10%の範囲で増減してしまいます。受診率などの目標を達成できない場合には保険運営者の負担が大きくなりますから、その影響で健診料や保険料の引き上げ

につながっていく可能性も危惧されます。加えて、当面の受診率が上がるほど、無料や格安で健診を行っている市町村の財政がさらに圧迫されるという矛盾した事態になることも指摘されています。以上のことをもとにお伺いいたします。

1点目に基本健診受診率についてですが、本県の基本健診受診率は全国平均と比べて20ポイント以上低い水準で、平成17年度は20.8%でした。これは平成15年度以降3年連続で全国最下位となっています。新制度スタートで劇的に受診率が上がらない限りは、ペナルティーを与えられてしまうこととなります。このことが市民に負担をかける結果にならないように、受診率の向上に努めなければいけないと思います。香美市の場合は、合併前は郵送または地域の健康推進員や地区長（自治会長）さんが各家庭を回って、調査票の配付、回収、受診の呼びかけなどを行っていました。合併後は経費節減などの理由から、広報での呼びかけと電話申し込みに変更されました。そして、今年度は希望調査票を各世帯に郵送し、休日の検診日を設定しました。これらの取り組みの見直し、改善により、受診状況はどの程度改善されてきたのかをお聞かせ願います。また、健診費用が昨年より値上げとなったようですが、受診への影響などはないのかもあわせてお聞かせください。

2点目に、この特定健診、特定保健指導は、これまでも国・県・市町村等で行われてきた健康増進計画、医療費適正化計画等に基づく健康づくり施策の延長線上にあります。この新たな健診保健指導は対象者が特定されていますが、行政においては住民全体の健康づくりと一体となった取り組みが求められます。このことについての認識と対応をお聞かせください。

3点目に、香美市の健診対象者数と、特定健診から特定保健指導への具体的な流れはどのようになるのかお伺いいたします。

4点目に、特定健診の目的は糖尿病などの慢性疾患や予備軍を減少させ、医療費を削減することであり、その実現のため受診率や保健指導の実施率、メタボリック症候群の改善率などに高い目標値が設定されています。これらの目標を達成するためには、市民の協力は欠かせず、その意識や意欲を持ってもらうことが必要であると考えます。しかし、個人それぞれの生活習慣を変えていくのは容易なことではありません。このことをどのように認識され、今後どのように具体的に取り組んでいかれるのかお聞きいたします。

次に、介護予防事業についてお伺いいたします。

介護予防事業の取り組みは、介護保険の基本理念のもとで高齢者ができるだけ自立した生活が送れるように支援し、要支援や要介護状態にならないように、また、重度化を防ぎ改善を図ることを目的として実施されるものです。その内容は、すべての高齢者が生き生きと暮らせるように、地域全体で支援していくことを目的とした一般高齢者施策と、要支援や要介護状態よりも軽い状態の、いわゆる虚弱高齢者を対象に運動機能プログラムによる通所事業などを行う特定高齢者施策があります。香美市としての取り組み

は、健康づくり推進課が実施している運動の集いと、社会福祉協議会が実施しているいきいき教室、保険課が中心にしている運動教室があります。これらの取り組みについて、昨年の議会の中で、保険課長から対象者や参加者の状況から実施方法を見直す必要があるなど、幾つかの課題をお聞きしていただきました。同時に、今後介護保険の取り組みを市内の全地区に広げていくという抱負もお聞きしておりました。このことに関し質問をさせていただきます。

1点目に、昨年1年間の取り組み実績と本年度の介護予防の取り組み状況についてお聞かせ願います。あわせて、自主的、あるいは事業終了後継続して取り組んでいる地域の状況についてもお聞かせ願います。

2点目に、送迎に関してお伺いいたします。市民の間からは「送迎サービスがないので、行きたくても行くことができない人がいる。介護予防はそんな方々に参加してもらうべきではないのか。」との声も聞かれます。介護予防の対象者に1人でも多く参加していただくため、また参加しやすくするために運動教室以外にも送迎サービスの実施を検討するべきではないかお伺いいたします。

3点目に、介護予防の取り組みを充実したものとするためには、市全体の取り組みとすることは非常に重要であり、定着、継続した取り組みとするためにも地域住民の協力は欠かせないものだと思います。昨年、ボランティアの育成に関して12月議会で同僚議員の質問に対し、保険課長は多くの人に活動にかかわっていただいて、それから養成をしていくと答えておられましたが、その後、香美市における協力者などボランティアの養成状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、障害者福祉についてお伺いいたします。

昨年4月より障害者自立支援法が施行され、サービスの利用にも原則1割の自己負担が課せられました。国は激変緩和措置として3年間の負担軽減策を打ち出しましたが、根本的な改善には至っておらず、障害のある方々にとってはなお厳しい状態にあります。また、法施行のもと、サービスの提供事業者は報酬の算定方法が月払いから日払いになったことや、報酬単価の引き下げなどにより厳しい運営を余儀なくされ、人件費を削減するなど、利用者の処遇にも影響が出てきています。このような状況の中、このほど香美市障害者計画及び障害者福祉計画が作成されました。障害のある人もない人も、だれもが主体的に生き、ともに支え合う地域づくりを目指して、まさしくこのような社会が香美市のまちづくりの基本であると考えます。障害があっても、高齢になっても、住みなれた地域で安心して暮らし続けたいという願いは、だれもが持っている共通の願いです。また、現在、障害のあるお子さんを抱えておられる親御さんは、自分たち親が亡くなった後も、子どもたちが安心して生活していけることだけを強く望んでいます。そのような方々のためにも、この計画が絵に描いたもちにならないように、障害者のために本当の意味で生きた計画であってほしいと心から願うものです。

それでは、質問に移ります。

1点目に、この香美市障害者計画及び障害者福祉計画の中で、香美市の障害者福祉の中核として位置づけられている香美市自立支援協議会についてお伺いいたします。当協議会は、香美市の障害者福祉に関して重要な役割を果たしていくものですが、メンバーや選定するに当たっての注意点、考慮点などがありましたらお聞かせ願います。あわせて、同協議会の具体的な活動などについてもお聞かせ願います。

2点目は、この計画が策定されるに当たって、当事者の参加や意見集約はどのようにされたのかをお伺いいたします。

3点目に、対象者へのアンケートから、市に充実してほしいこととして医療費の軽減や年金などの経済的な支援の充実といった経済的な支援に関することが上位2位までを占めています。このことについて、今後どのように対応していくのか具体的なお聞かせ願います。また、ご家族の方は、精神的、経済的な悩みを病院に相談しているケースが多いと思われませんが「気軽に悩みを相談できる窓口が行政にない。行政に障害についての専門知識を持った人がいてほしい。」という市民の声も聞かれます。障害者や家族が相談できないまま悩みを抱え込んでいるケースも多いのではないかと危惧されますが、香美市の相談窓口で専門的な対応は可能な状況でしょうか。また、各支所の相談窓口の対応についてもお聞かせ願えればと思います。

4点目に、雇用・就労の支援についてお伺いいたします。ある施設の職員から「まだまだ受け入れ態勢が整っていないためなかなか就労にまでは結びついていない。就労した場合でも、周囲の環境が整っていないため継続して就労することができない場合が多く、就労支援は理想とかけ離れ、非常に難しい状況にある。」との話を聞きました。本県の場合は、本年度から障害者の就労支援に対し専任チームが配置され、7月から障害者の雇用率が低迷する民間企業への働きかけの強化や、福祉施設での工賃水準の引き上げなどを重点に支援策が順次具体化されると聞いていますが、香美市では雇用・就労に関してどのような支援を行っているのかお伺いいたします。あわせて、市職員としての採用状況や、香美市内の企業などへの雇用・就労状況についてもお聞かせ願います。

最後に、庁舎建設についてお伺いいたします。

庁舎建設については、これまでの議会でも何度か質問がありましたが「新庁舎は合併後おおむね5年を目途に建設する」という合併協定事項を大前提に、建設の基本構想が打ち出され、庁舎の位置などと並行する形で検討が進められています。諸般の報告でもお聞きしましたが、8月29日の庁舎建設委員会の中間報告の内容では、現庁舎の問題点として事務所の分散化、事務所の老朽化、設備の不備、セキュリティ対策の不備、時代の要請に対する不適應などを挙げています。同時に庁舎位置、庁舎規模、地球環境への配慮、庁舎機能の充実、住民の利便性、庁舎の耐久性、庁舎の安全性、香美市らしさの追及という8項目の指針も示されています。同指針は「本市の身の丈に合わせてデザインし、実現する」ものともされています。私は、老朽化して災害に絶えられず、災害本部も設置できない状況に対応するために、庁舎の建てかえを行うことは必要であると

思います。しかし、現在までの建設に向けた取り組み方を見る限りでは、平成23年3月から逆算したスケジュールを最優先にし、住民との論議が十分に行われないうまま、半ば強引に押し進められている感じがしてなりません。実際に住民の方からは「新庁舎は本当に必要なのか。一部の偉い人たちだけで進められている気がする。もう少し住民に説明をして意見なども取り入れながら進めてほしい。」との声も聞いています。

そこでお伺いたします。庁舎は香美市のシンボルでもあり、住民生活を守るための拠点、まちづくりの拠点となる重要なものです。そのような大切な庁舎を建設するに当たっては、住民と一緒に考え、住民とともに進めていくという姿勢が大切であると思います。また、現在、新たな枠組みによる合併構想が県より提示され、県の主導で強行に進めることを明言しています。これは、合併時の協議とは状況が明らかに違ってきています。新庁舎建設に関しては、この状況の変化も含めて改めて住民に説明をし、逆算のスケジュールに固執することなく、十分に議論を進めてから進めるべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。あわせて、これまで住民からの意見集約の場や、住民の声をどのように反映されてきたのかもお聞かせ願います。

また、県が強引に進める新たな枠組みによる合併は、2015年までに合併することを前提にしています。もしこれが現実のものとなった場合には、せっかく建設した庁舎が支所になったり、職員数も大幅に削減される可能性なども否定できないのではないのでしょうか。仮にですが、もしそのような状況になってしまった場合は、議場も必要がなくなってしまう。このような流動的な状況の中での庁舎建設に関しては、今後の香美市のあり方も検証、シミュレーションし、それを住民に情報開示しながら進めることが大切であると考えます。

また、次の広域合併については、執行部が単独自立を宣言して進むのであれば、それなりの規模の庁舎を建設する必要があるかもしれません。しかし、次の広域合併を視野に置いているのであれば、この時期の庁舎建設は、香美市の合併で物部支所や香北支所で生じた事例のように、空室を倉庫などに利用せざるを得なくなったりする可能性も出てきます。また、合併特例債償還のピーク時と、県が示している広域合併の時期とが前後しているということも気がかりな点です。仮にどうしても建設が必要としても、その規模は必要最小限の規模とし、現在の構想よりさらにスリムな形のものにしていくことなども検討するべきであると思いますが、見解をお聞かせください。

最後に、現在分散している西庁舎、N T T、教育委員会等の借地、借家料などの維持管理にかかる費用は年間どれぐらいの経費がかかるのか。また、新庁舎を建設することによりどれぐらいの経費削減になる見通しなのかお聞かせください。あわせて、新庁舎建設により不用となる土地については、売却をする予定なのかもお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 10番、山崎晃子議員の基本健診、特定健診、

特定保健指導についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の基本健診の受診状況及び健診費用値上げによる受診への影響についてのご質問にお答えをいたします。

基本健診を初めとする各種健診の申し込み方法を昨年度の電話申し込みによる方法から、本年度は各世帯へ希望調査票を郵送し、返送していただく方法に変更をいたしました。このことにより、基本健診の受診申込者数は、昨年度の3,040人から本年度3,691人と、651人、21.4%の増加となりました。受診者数につきましては現在実施途中であり、詳しい集計ができておりませんが、各健診会場においておおむね昨年度を上回る受診者数となっており、申し込み方法を変えたことによる効果は一定あったものと考えております。本年度、基本健診及び各種がん検診がまだ多く予定されておりますので、より多くの住民の皆さんに受診いただけますよう今後とも努力をしております。

また、お尋ねの健診費用の値上げというのは、合併前の旧物部村においては基本健診の個人負担金が無料であったところ、合併後は1人1,000円をご負担いただくことになったことについてと思われませんが、旧土佐山田町と旧香北町におきまして、平成17年度より実施しておりました個人負担金を統一させていただいたもので、このことにつきましてもご意見等は、私の把握している範囲では特にいただいておりません。昨年度は全体的に受診率が低下いたしました。その中にありまして旧物部村での基本健診の受診について、旧土佐山田町、旧香北町と比べて特に減少したということはありませんでした。

次に、2点目の住民全体を対象とした健康づくり施策への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

平成20年4月から、医療保険者の責任において特定健診、特定保健指導が実施されます。香美市は国保の保険者として、市民の中の国保被保険者について特定健診、特定保健指導を実施することになります。現在の予定では保険課国保係と連携して、健康づくり推進課が健診事業を実施していくように協議中でございます。しかしながら、住民の皆さんへの健康づくりについての啓蒙・啓発、健康教育等、さまざまな一般施策でありますポピュレーション事業につきましては、ヘルス部門としての健康づくり推進課が行うべき大切な事業であると認識しております。基本健診は特定健診となりますが、各種がん検診は引き続き健康増進法に基づき一般市民を対象に市が行っていくことから、健診の待ち時間を利用しての健康教育実施や、乳幼児健診等を通じて若い世代への健康教育を行うなど、広報紙への掲載に加えまして、さまざまな機会をとらえながら啓蒙・啓発を行っていきたいと思います。

また、香美市の健康課題の抽出を行い、進むべき方向を示し、行政と住民が一緒になって取り組む運動にしていくことも今後の健康づくりの大切な柱だと考えております。時代や制度が変わっていく中であっても、市民の皆さんの大切な健康づくりについて、

健康づくり推進課として今後とも力を注いでいきたいと思っております。

以上、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員のご質問にお答えします。

まず、特定健診、特定保健指導についてお答えします。特定健診の40歳から74歳の対象者数は、平成20年度推計で7,045人です。（後に「対象者の推計は6,893人」と訂正あり）

次に、特定健診、特定保健指導についての具体的な流れと具体的な取り組み内容も入れて、あわせてお答えをさせていただきます。保険課を中心に健康づくり推進課と協議しながら、来年度からの事業について検討をしています。ほぼまとまってはいますが、若干修正を加えるかもしれません。現段階での予定ということでお答えをさせていただきます。

特定健診は、従来の集団健診も行いますが、集団健診とは別に、各個人の個人が主治医の病院などで行う個別健診とで行う予定です。受診券を発行しますので、集団健診でも個別健診でも、この受診券と保険証とを健診会場で提示して健診を実施していただく方式になります。個別健診は県内の市町村の多くが取り入れようとしておりまして、県医師会と現在協議中で、協議が整えば市町村の代表市と県医師会とが契約を結ぶことになり、手を挙げた医療機関で個人が好きな日に健診が行えることになります。健診項目は、従来の項目とほぼ同じような基本的な検査と問診と腹囲測定です。この腹囲測定は新たに加わった項目です。これらに基づいて生活習慣病、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した発症リスクなどから3つのグループに分けて、個々人に合わせた保健指導を保健師、管理栄養士が実施していきます。3つのグループは、情報提供、動機づけ支援、積極的支援の3つでして、積極的支援は、生活習慣病の危険性が重なりだした段階の方を対象、動機づけ支援は、生活習慣病の危険性が出現し始めた段階の方が対象、情報提供は、健診受診者全員です。動機づけ支援、積極的支援の方々をメタボリックシンドローム該当者と予備軍というように位置づけまして、これらの方々に対して保健指導を重点的に実施して、病気にならないように事業を実施します。具体的には、健診後、動機づけ支援、積極的支援対象者に対して、保健師などが集団指導や本人と個別対応によって実施していきます。動機づけ支援は、本人が自分の生活習慣の改善点や実践していく行動などに気づき、みずから目標を設定し、行動に移すことができるような支援をします。動機づけ支援は、初回面接後、3カ月から6カ月後に本人と保健指導実施者として評価を行います。積極的支援は、健診判定の改善に向けて取り組むべき目標や実践可能な行動を本人が選択し、継続的に実行できるような支援をします。初回面接後、3カ月以上の継続支援を実施しますが、この継続支援というのは面接、電話、ファクス、手紙、Eメールなどについて3カ月間の継続の支援を行って、その後、3カ月から6カ月後に本人と保健指導実施者として評価をします。こういったように特定健診を実施した後

に、特定保健指導を実施してメタボリックシンドローム該当者あるいは予備軍を減少しようとするものです。

次に、介護予防事業についてですが、介護予防事業については、地域包括支援センターが健康づくり推進課と香美市社会福祉協議会との連携、協力のもと実施してきました。昨年度の取り組みの実績ですが、まず特定高齢者事業については5回実施し、48名の参加者がありました。そのうち、特定高齢者は9名、香美市基準で39名でした。一般高齢者事業は、健康づくり推進課の運動の集い事業と香美市社協の交流の場づくり事業を実施しました。健康づくり推進課のモデル事業の運動の集い事業は、月1回から2回の定期的な運動指導、健康教育を行いながら住民の自主活動、支援を実施してきました。場所は市内3カ所で、平均10名から16名の参加者がありました。今年度も自主活動として継続して実施されています。社協の行ってきた交流の場づくり事業は、市内5地区、6カ所でモデル事業として取り組み、月1回から2回の実施で、1回平均7名から20名の参加者がありました。今年度も自主活動として継続して実施されています。自主的に活動されている地区のうち昨年度に支援を行った地区は10カ所で、引き続き実施されています。

次に、本年度の取り組み状況ですが、特定高齢者事業は昨年度参加者が少なかったことや、国の基準の見直しなどによって、本年度は運動機能に加え、閉じこもり予防にも配慮した事業としてはつらつ教室として実施をしております。4月から通年で教室を開催をしておりますが、8月末までの参加者は22名です。健診での選定のほか、今年度75歳以上に行いましたアンケート調査でも候補者を選定し、優先順位の高いと思われる方から順次訪問を実施し、教室への参加勧奨を行っています。運動の集い事業では、昨年度に引き続き健康づくり推進課のモデル事業として、プラザ八王子において毎週水曜日に運動教室を行っています。教室を利用した運動ボランティア講座も行い、現在は講座終了のボランティアを主体とした教室になっており、健康づくり推進課が支援をしています。参加者は毎回50名を超えるほどの人気となっています。健康づくり推進課において支援している各地区の自主活動、運動の集い事業は、地域の集会所などで実施しており、9月初旬で47回、845人が参加となっています。いきいき教室は、介護予防知識の普及啓発と交流の場づくりをあわせた目的で本年度から取り組んでいます。今年度は、市内77カ所で教室を実施予定で、9月初旬で34カ所終了し、参加者は377名です。開催のお知らせを老人クラブを通じて配付してもらったり、お知らせ広報などで通知しています。議員の皆さんも近くの集会所で教室が行われるときには、ぜひご参加をお願いします。昨年度、ハイリスク運動教室及び運動の集いを実施しながら香美はつらつ体操をつくり、CD、パンフレットを作成しており、いろいろな教室などで利用をしています。

次に、送迎サービスについてお答えします。

現在の介護予防事業は住民のできるだけ身近な場所で、住民自身が必要性や楽しさを

感じながら取り組みを進めることができるような支援ということで取り組んでいます。以前のように予算がなくなれば終了せざるを得ない事業の実施は、かえって住民を混乱させると考えています。

次に、介護予防の取り組みで地域住民の協力についてですが、おっしゃるとおり、介護予防事業を市全体の取り組みとするためには、地域住民の協力が不可欠です。住民の協力、ボランティア等の要請については、ボランティア組織や広報での呼びかけ、ボランティア養成講座として介護予防ボランティア講座を4月に5回実施しました。合計で110名の参加がありました。住民の協力という点では、現在、はつらつ教室やいきいき教室などの介護予防事業は土佐山田町、香北町、物部町の各ボランティア協議会や老人クラブなどの協力のもと実施しています。また、さまざまな場面で区長（自治会長）さんや民生委員、健康づくり推進課のボランティアである健康づくり婦人会や健康づくり推進員、食生活改善推進協議会などの皆様にお世話になりながら事業を実施しています。地域においても交流の場づくり事業を支えてくださっている多くの方々があり、各地区で新たに運動の集いが開かれたり、旧町村時代からの活動を継続発展させているグループが多くあります。市職員、社協の職員のみでは限られた事業になってしまいます。このように多くの地域住民の方々の協力をいただきながらさまざまな事業が展開されており、地域の住民の力が活動を通じて広がっており、非常にありがたく、心強く思っております。今後も住民の皆さんの協力をいただきながら事業を進めていきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 障害者福祉につきましてお答えをしたいと思います。

障害者自立支援協議会の目的につきましては、国の方は、初めは個別支援ということを変えられたわけですが、現在国の方は地域づくりも含めてと大変幅広い考え方になってきております。しかしながら、やはり個々の方々の支援、個別支援、そしてまた計画をきちんとその検証していくということが大変大事だというふうに考えております。協議会につきましては、12名の委員で、9月の早い段階に、できるだけ早く発足をさせたいというふうに考えております。この委員会、協議会の委員のにつきましては、委員というところから少し議論もありましたけれども、やはり個別の支援をしていく、あるいはその専門性が必要だというふうなことから、即対応できるような形にしないといけないということで代理の制度を導入することにいたしました。このことにつきましては、7月27日に障害者計画を策定いただきました、その構成メンバーの方々に集まっていたいただきまして、準備会として議論をいただいた中でそういうふうな方向になったわけがあります。協議会の要綱については、もう告示も終えておるという状況でございます。

次に、計画策定時の当事者の意見集約はどうだったのかということでもありますけれども、意見集約につきましては、この計画書の巻頭の市長のあいさつにもありますように、

2, 3 2 3 名の市民の皆さんに意向をお聞きをしております。障害者の皆さんには1, 3 2 3 名、しかも64%という大変高い回答率で回答をいただいております。そのほかに、市内を中心といたしまして、団体でありますとか施設、それから各職場を88カ所お訪ねして意向調査をいたしております。集約は、この計画書の第1章、一番最初に障害者を取り巻く現状として掲載をさせていただいております。

3番目の質問のアンケート結果だと思いますが、この計画書の中に、今言いました第1章の中にあるわけでありまして、障害者が大事だと思っている問題につきましては、医療費の軽減でありますとか、年金等の経済援助のことをこの3障害の方々それぞれが大事だと、こういうふうに答えておるわけで、これへの具体策、市としての具体策はということと、そしてまた、窓口の専門性の問題をお尋ねでありますけれども、この医療費の軽減、年金等の経済援助というのは、障害者にとって非常に切実な課題ではあるわけでありまして、その問題、それ自体が国家制度であるということから、地方自治体がどのようにしていくかということについてはおのずと限界があります。重要な問題、中心的な問題なんですけれども、その制度的に地方自治体が対応していくという点では大変限界も感じております。アンケートを取るということは、政策を展開するために取るのではないかというふうにお思いであろうかと思っております。そのことは大変かぎになるわけですが、アンケートを通じて、障害者にとってこれが切実な課題なんだということを市民の皆さんに理解をしていただくことも大変意義が大きいというふうに思いますし、そしてまた、この課題自体が障害者のみならず、国民、市民の大きな課題であります。ともに考えて、手を携えて前進するべき課題だというふうに理解をいただけたらというふうに思っております。

③の専門性のお尋ねでありますけれども、相談窓口としましては、相談支援事業として育成園の方に委託をしております、専門スタッフが手伝い、対応をしております。行政としましては、その相談支援事業所を障害者の相互の窓口、相互の相談窓口だというふうに位置づけをして、紹介をしております。もちろん、行政の窓口で答えられ、対応できるものについては積極的に対応すべきだと、また対応しておるところであります。この相談窓口の、やはりその専門性とか状況をきちんと把握して対応することの大事さがあります。そういうところから、中央東福祉保健所において3市、3つの南国市、香南市とともに、この民間の事業所も含め、行政も加わって情報交換や意見交換を現在やっております、広域的な視点にも立って取り組みを進めていくところでございます。

④で就労支援のことについてお尋ねでありましたけれども、就労支援につきましては、やはり個別支援を基本にしながら、県の障害者就労支援チームと連携しながら進めていくということが大切かというふうに思っております。個別支援ということで、最初にお答えをいたしました協議会を早急に立ち上げまして、この中で個々の方々のサービスがどうなっているのか、意向に対してどうなっているのかというようなこと。あるいは計画に沿って就労支援がどういうふうに進んでいるのかと、このあたりをきちんとチェッ

クをしていきたいというふうに思っております。

市の雇用状況でございますけれども、市長部局の職員は306名でございます、障害者の雇用率は2%でございます。教育委員会部局の職員は125名でございます、雇用率ゼロということになっております。これは、教育委員会部局がゼロとなっておりますが、実は昨年採用がございまして、そういう中で退職者があったために雇用率がゼロになってしまったというふうな状況もございます。あと、市内の就労の状況でございますけれども、障害者が就労に至ったものとしましては、平成17年度に22名、平成18年度に17名でございます。そして現在、平成19年3月、この3月のハローワークに障害者の登録が150名ございまして、その内容は現在休んでおられる方が40名であります。就労されておられる方が107名で、保留されている方が3名ということになっております。いずれにしましても計画が絵に描いたもちにならないようにしなさいと、こういう話でございますけれども、我々もその方向に向かって一生懸命頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 山崎議員さんの庁舎建設につきまして答弁をさせていただきます。

まず、住民の意見集約のことにしまして答弁させていただきます。

新庁舎の建設は、ご質問の中でもありましたように庁舎建設委員会、位置検討委員会、庁舎建設職員チームにより庁舎検討が行われております。庁舎建設委員会の委員さんは12名でして、そのうち地域住民の代表である地域審議会から推薦された委員さんが6名、住民から選挙で直接選ばれた市会議員の皆さんが3名、建築の専門家である建築士さんが1名と、工科大で建築を専門とされている先生が1名、そして市の執行部1名を代表しまして副市長が選任されております。こういう構成でございますので。また、位置検討委員会は、15名全員が地域審議会の委員さんでございます。地域審議会にはご存じのように公共的団体、学識経験者、公募選任の3種類の委員さんがおられますけれども、位置検討委員会の15名のうち9名の方が、みずから応募されて選任されました公募選任の委員さんです。建設委員会は今日まで9回、位置検討委員会は6回開催され、先進地視察も1回行っております。位置検討委員会はその性格上、非公開となっておりますけれども、建設委員会は公開で行われておりますし、市議会にも3委員会の進捗状況を定期的に報告させていただいているところでございます。このように、住民主体の委員会で透明性を保ちつつ協議を進めておりますので、事務局としましては住民と協働しながら適正に作業は進んでいると、このように認識をしております。

そして、県の新たな合併構想は今年3月に発表されましたが、5月の20日には物部川流域に対する知事説明会が南国市で行われました。具体的にはまだこの物部川地域に対し、具体的な働きかけや指名された団体間での動きはありません。といいますのも、県の合併構想は旧合併特例法のもとで合併しました市町村を否定するものではないから

であります。県のこの構想によれば、旧法で合併して10年間はその目標を持ってまちづくりを進めることになっておりますので、それ以降に具体的にアクションをするようにというような構想になっております。確かに、地方分権というのは確実に進んでいるわけでございますけれども、合併前に想定しました状況と、香美市の現在の状況が明らかに違っているというふうには認識しておりません。むしろ現在の地方自治体の置かれている状況を想定できたからこそ、本市は「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を旗印に合併したと言えるのではないかと、このように考えております。時代はさらに厳しさを増すと思われましても、理想を持って合併したばかりの香美市としましては、まずは自助自立の行政運営を施行するべきであると、このように考えております。

それから2点目の、次の広域合併に関してのことですけれども、県の合併構想は研究・検討をすることは必要でございますけれども、香美市として具体的に行動する時期にはまだ至っていないと、こういう認識でございます。したがって、新庁舎建設につきましても、香美市が必要とする規模、内容でなければならないと考えます。現在、庁舎建設委員会では、香美市の身の丈に合った庁舎建設をするべく、適正地、適正規模、必要性、時代分析、将来展望等々を勘案しながら基本構想策定作業を進めていると、こういう状況でございます。

3点目の分散している借地等の関係でございますけれども、借地に関しましては駐車場用地としまして約370万円、事務所の借り上げとしましてはN T Tビルとか香森ビルとかを含めまして912万4,000円でございます。そして、事務所の電気料を含む光熱水費は、集計できる範囲内で集計しまして約150万円ほどかかっております。現在、庁舎位置検討委員会と庁舎建設委員会で建設候補地を含む建設基本構想を策定中でありまますので、まだ新庁舎の基本フレームが完成していない状態でありまますので、維持管理費以外のお答えはもう少しお時間をいただかなければお答えすることができないと、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

まず初めに特定健診と特定保健指導についてですけれども、7月11日の高知新聞の記事に次のようなことが書かれていました。「メタボリック症候群とは、ウエストが男性85センチ、女性は90センチ以上で、高血圧や高コレステロールなど複数の症状がある状態で、動脈硬化や糖尿病のおそれがあり、脳卒中や心筋梗塞を発症する危険性が高いと言われている。メタボリック症候群に国が注目した大きな理由は医療費問題だった。例えば、糖尿病の合併症から透析を受ける人は年々増加しているが、透析患者には年間約600万円の医療費がかかるという。糖尿病患者を1人でも減らすことができれば、医療費削減にもつながると国は考えた。」とこのように指摘しています。また、

「特定健診の健診項目には腹囲の測定などが追加され、メタボリックの該当者や予備軍と判断された場合、生活改善や栄養、運動などの保健指導を受ける。健診の受診率や改善率などが上がらなければペナルティーがかかる。とはいえ、受診率を目標値まで上げるのはかなり難しい。メタボ対策も唐突におりてきた印象がぬぐえない。国はお金は出さないのに、次から次へと新しい制度をつくってくる。地域の中でメタボ対策にばかり目がいく保健師がふえはしないか。高知の県民性を考えると、保健指導で生活習慣や行動を変えてもらうのは難しいなど、国の制度に振り回される現場からさまざまな声が噴出し始めている。」とも書かれていました。このように特定健診、特定保健指導については、現場からもさまざまな問題を指摘する声が出てきているようですが、その中でも特に受診率が上がらなければペナルティーが課せられることは大きな問題です。香美市の基本健診の受診率は、先ほどの報告から平成18年度よりは今年度は少し改善されてきたということでしたけれども、県内では長岡郡本山町が一番受診率がいいようです。ここは事前調査で対象者をきちんと把握して受診を申し込んでもらった上で、町内の病院へ来てもらう方法で、受診できなかった人には再度案内を出すなど、きめ細かな対応で受診率を上げているということですが、今後のこの受診率の向上に関して、香美市としての対応策についてお伺いいたします。

また、そのほかにもそれぞれの保険者が健診を受けれる医療機関はどのように確保していくのかという問題や、健診の充実により患者及び予備軍がふえる矛盾もあるのではないかと指摘もあります。現実には保健指導に当たる保健師ら指導員の不足も懸念されているところですが、これらのことについての見通しと対応策についてお聞かせ願います。

介護予防事業についてですけれども、本年度はかなり多く取り組みをされているということで答弁がございましたけれども、このボランティアの育成に関してですけれども、このボランティアに関しての地域的な偏りとか、そういったことはないのでしょうか。それぞれにボランティアさんがいて、活動ができているということでしょうか。その点をお聞きいたします。

それから、送迎の件ですけれども、身近な場所であるということですが、集会所が遠い、物部町なんかにはいたしますと、遠いっていうところもあったりして、なかなかそこまで行くのによろしく行かんということで、何とかそういった送迎バスを出してもらえたら参加することができるんだがというようなお話も聞いておりますけれども、その辺、再度よろしくお伺いいたします。

それから、その介護予防事業を推進するに当たって大切なことは、特定高齢者の方の早期発見、掘り起こしをすることが大切だと思うんですけれども、本年度は特定高齢者の把握事業を行って、その対象者に呼びかけをしているということでした。8月24日付けの高知新聞に、「介護予備軍をネット判定」というような記事が掲載されてまして、これには「厚生労働省は、放っておくと介護必要となりかねない介護予備軍か

どうかを高齢者自身や家族が自宅のパソコンからインターネットでチェックできる事業を、来年度から始めることを決めた。みずからが介護予備軍であることを自覚してもらい、市町村の介護予防教室などに参加を促すのがねらい。現在は、健診などで把握する仕組みだが、健診を受けに来ない高齢者の方が閉じこもりで介護予防が必要なはずという指摘があった。」というような内容でした。その特定高齢者を把握するのに基本チェックリストを使うわけですけれども、その健診以外にも高齢者が日ごろよく立ち寄る場所、例えば病院とか薬局、公民館、役所や郵便局、銀行などに配備して、地域のさまざまな活動とか、教室などに配付するなどして基本チェックリストに気軽に印をつけられる状態にしておくなど、介護予防の啓発を兼ねて基本チェックリストの活用方法について研究してみたいかと思いますが、その結果が一定の点数以上であった場合には、地域包括支援センターにすぐに連絡が取れるようなシステムを整備し、対象者の早期発見や掘り起こしができるようにすることも大事ではないかと思いますが、このことについて見解をお聞かせください。

その障害者福祉に関してですけれども、香美市自立支援協議会が今からということのようですけれども、具体的にその活動としてはどういうふうに考えておいでなのか、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

庁舎建設についてですけれども、住民の代表として地域審議会、住民の声を集約する場としての地域審議会ということになるかと思うんですが、地域審議会がどのように住民の声を収集して審議されているのかというの、地域を回って住民の方にお聞きしますと、よくわからないというふうなことも聞きます。審議会の協議内容が十分にそういった点で伝わっていないのではないかと思うんですけれども、この点についてはどのように認識されているのかお伺いいたします。そしてまた、市として今後住民にどのような方法で説明して、意見交換を行い、協働していかれるのかについてもお聞きいたします。

それと、新庁舎の方は土佐山田町内に建設予定ということにはなっておりますけれども、周辺部住民の交通手段の確保の検討など、そういったことはされたのでしょうか、お伺いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） すいません、2回目の山崎議員のご質問にお答えします。

その前に、特定健診の対象者数の訂正をお願いしたいですが、平成20年度推計の7,045人というのは被保険者数が7,045人、推計でそうっておりますが、対象者数については、長期入院とか施設入所の方の人数を引いた6,893人が対象者数の推計となっております。訂正をお願いします。

健診率を平成24年度に65%までにもっていかないかということ、なかなか厳しいとは思っております。今まで集団健診のみで実施してきておりましたが、平成20

年度からは個別健診ということで、個別健診も含めて実施を、併用して実施していきたいと思っております。医師会と話を進めているところです。集団健診では日が限られておりましたので、その日にちょうど行けなかったとか都合が悪いという方も相当数いたわけで、今後個別健診にすることによって率が上がっていくのではないかとこのように思っております。それで、集団健診と個別健診の併用ですけれども、また先ほど山崎議員が他町の例を述べられましたが、一括健診とかいう医療機関での健診のことだったと思うんですけども、そういったことも考えながら進めていきたいというように思っておりますので、平成20年度の健診実績を踏まえて、また今後考えていかなければならないと思います。

それから、ボランティアの地域の偏りについてですけれども、それぞれの旧町村でボランティアの方々がおいでまして、地域の住民の方々にご協力いただいて事業を進めておりますので、偏りはないというように思っております。

それから、送迎サービスの関係ですけれども、1回目にお答えをさせていただきましたように、介護予防事業に関しての送迎についてお答えしたように、今のところはできるだけ考えてないということで、送迎が不要だというように考えているわけではありません。日常の買い物とか受診などの生活手段として、それから介護予防事業への参加手段として、市としての交通手段の確保というのは求められておるわけですので、送迎サービス、市民の交通手段の確保については市全体として検討していかなければならないと思いますので、介護予防事業活動を通じての情報提供をそちらの方で行っていくことで、交通の手段の確保を行っていききたいというように考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 障害福祉につきまして、2回目の質問にお答えをしたいと思います。

（香美市自立支援）協議会の活動内容についてもう少し詳しくと、こういうお尋ねでございました。（香美市自立支援）協議会につきましては、個別支援というところから、さらに国は地域づくりまでという幅広い概念で考えていますよというふうに、少し変わってきたというお話を現在もさせていただきます。やはり、まずは個別支援、計画の検証が大事だと申しましたのは、それは障害者個々のサービスが適切に行われているのかどうなのかということ。十分にそれが行き渡っているかだけでなしに、適切になされているかというふうなこともですね、非常に大事になってくるのではないかとこのように考えております。もちろん、計画の検証も大事ですが、国の言う地域づくりにつきましても、やはり地域の住民の課題もございまして。地域の障害者を抱える父兄の方もあって、非常に大変な思いをされていることも聞かされております。そういう点で、そういう声も協議会の中に反映をして、いろいろと議論をしていただくことは大事ではないかなというふうに思っております。これまで、この（香美市自立支援）協議会の立ち上げ

につきまして、香南市、南国市から広域的な視点に立って、共同の設置をというお話がございました。これには、困難事例について小さな自治体で対応できるのかというお話もありました。それから、専門性を確保するためにと、あるいは就労問題とかいうことについても幅広く考えていく必要があるということで、そういうご提案がございましたけれども、私の方としましては、そういう広域的な視点は非常に大事なことであるけれども、組織を1つにするということではなく、共同開催という形で勉強はできるのではないかとということでお話をさせていただきました。その結果を7月29日の計画策定委員会の構成メンバーの方々にお話をしまして、議論をしていただいたわけであります。

まずは、香美市の（自立支援）協議会がなぜ必要かというふうに考えたかといいますと、先ほども申しましたように、個別のその障害者のサービスがきちんと行き渡っているのかどうかということが非常に大事だというふうに思っています。障害者自立支援法ができました。しかし、なかなか問題があるということについては、皆さんが議論されております。当事者も困っておりますし、父兄も困っているし、施設も困っている。行政も、そして関連するところもみんな困っている、そういう法律であります。しかし、何を置いても、その障害者当事者のサービスがきちんといっているかどうかということは、やはりその、その自治体が知らずして共同開催でやっていく、共同体としてやっていて、困難事例だけをやればよいということにはならないというふうに思います。やはり、個々の、一人一人のやっぱりサービスがどうなったのかということを中心にみていく必要がある。さらには、現在その障害（認定）を受けてサービスを受けている方についてはですね、適切にサービスの橋渡しをすることを目的にしましたけれども、これから新たな（障害）認定を受ける方については、どの基準のサービスが適切かどうかというのは、非常にわかりづらいわけです。そのこのところをしっかりと押さえていかなきゃならないということがありますので、やはり責任のある立場で、市がこの（香美市自立支援）協議会を市の中に立ち上げるということが大事だということで、やってきております。そういうことから、この協議会の活動につきましては、個別支援を中心に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 山崎議員さんの庁舎建設について、2回目の質問にお答えします。

まず、各建設委員会等の審議内容がわかりづらいと、伝わりにくいということに関するご指摘でございますけれども、確かにそのとおりのことだと思っております。と申しますのも、なかなか広報で、広報活動がうまくできて、いまのところ8月に1回広報を出しましたでしょうか。（それ）だけで、なかなか市民の方に直接訴えかける情報が少ないというのは認識はしております。そのこの部分につきましては、このたび建設委員会の方から中間報告という形で、今まで協議した内容を取りまとめて、今までの経過

も含めて取りまとめた、住民の方に提供できるような内容として中間報告をいただきましたので、今度はそのことをまた10月ごろに記事として（広報に）載せませうけれども、そういう形で、あれを、今までの少ない面はそういう形でまとめて提供していきたいというふうに考えておりますし、また、中間報告を具体的に知りたいという方がございましたら、その中間報告もお渡しできるようになっておりますので、そういう形で今後はですね極力広報の方にも力を入れていきたいというふうに考えております。

それから、住民との意見交換ということでございますけれども、住民との意見交換につきましては、十分に今現在、意見交換をさせていただきゆうと。構成員もその12名中、建設に関する委員会であれば12名中9名が一般住民の代表の方ですので、十分住民の方とは意見交換をさせていただきゆう。ただ、この庁舎建設という課題は、一般の方から直接意見をいろいろお聞きするとかいうことではなくて、そこは少し違うと思います。それはどういうことかと言いましたら、庁舎建設というのは、建物を建てるということで、その過程の中には土佐山田町の都市計画とか建築基準法とか、いろんな具体的な制約とか規約とか枠組みがあるわけです。そういうことを理解していただきながら、その制約の中でどう建てるのかということをお協議していただきゆうと、こういうことでございますので、ある一定住民と協議をするといいますが、住民の方にもある一定そういう基礎的な情報、基礎的なことをご理解いただいた上でご意見をいただくと、こういうスタンスで今進んでいるところでございます。直接ですね、どうしても個人的に意見を述べたいという方がおりましたら、別に事務局はそういう方から個人的な意見をお聞きすればこういう意見もありましたという形で建設委員会の方へフィードバックしていくことも可能ですので、それは拒んでいるわけではございませんけれども、あくまでも庁舎建設というのは、ある一定その基本的な知識とか技術とか、そういうものを踏まえた上で検討していく、そういうものでありますので、住民の代表の方と相談しながらさせていただきゆうと、こういうことでございます。

それからまた交通便の確保とかいうことにはどういう配慮があるのかというご質問でございましたけれども、庁舎建設につきましては、やはり住民の利便性を第一に考えて立地条件も考えていかないとということで、今庁舎位置検討委員会の方では検討をしております。そしてまた、この9月には、本所、支所、それから分庁舎含めまして、9月いっぱい来庁者の方のアンケート調査もしております。そのアンケート調査の中で交通は何を使って来庁されたのかという、そういう調査をしています。それは徒歩で来られたとか、バイクで来られたとか、自動車とか、そういう形で調査もしておりますので、来客者がどういう交通手段で来られゆうかということをお踏まえた上で、庁舎の位置とかいうことも検討を、これから加えていくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

特定健診、特定保健指導について、先ほどの受診率の向上のことで答弁をいただいたんですけども、あともう1つ、ほかにもそれぞれの保険者が健診を受け入れる医療機関をどのように確保していくのかという問題とか、それからその保健指導に当たる保健師ら指導員の不足も懸念されているところがあるんですけども、このことについての見通しと対応策についてというところがちょっとお返事をいただけてなかったんじゃないかと思いますので、その点よろしくお願いします。

障害者福祉の方に関してですけども、この香美市、お話を聞いてると、非常にこの香美市自立支援協議会というのは重要な役割を果たしていくというふうにますます思ったんですけども、その個々の個別の対応とか、それから個々にまた新たなニーズなんかも出てくるし、その計画の見直しなんかも、当然サービスの見直しは毎年行われるっていうふうに計画書の方には書かれておったんですが、その中でやっぱり当事者の参加とか意見集約というのはすごく大事になろうかと思うんですけども、そうしたこの（香美市自立）支援協議会の中に当事者が入って行っていくということにもなるのかどうか、ちょっとそういったところを、新たなニーズへの対応とか計画の見直しの点でこの（香美市）自立支援協議会がどういうふうなかかわりをしていくのか教えてください。

それから、庁舎建設に関してですけども、これはもうそしたら一般の住民の方たちを集めて説明会というのはもうしないということで認識しておいたらいいでしょうか。また、ある程度決まったら説明会を開いてっていうことが可能なのかどうか。その点お聞きいたしまして、本日の私の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えします。

まず、受診率向上のための医療機関の確保のことですが、個別健診、集団健診については従来頼んでいる高知県総合保健協会に委託をする予定ですけども、個別健診については現在医療機関に申し出をしてもらっているところですので、どの医療機関が手を上げてくれるかどうかというのは現在のところわかりませんが、郡の医師会、あるいは香美市の医師会からは全面的に協力をしていただけるという回答はいただいております。

次に、保健師の対応、見通しについてですけども、現在、保険課に保健師が1名、それから健康づくり推進課に何名かの保健師とそれから管理栄養士がおりまして、それぞれのスタッフで対応していく予定ではあります。平成20年度どのような、どれくらい対象者が出てくる、実際に想定はしておりますけれども実際にどれくらい出てくるのかによって対応を、今後、順次検討をしていかなければならないとは思っております。現在のところは保険課の1名と健康づくり推進課の現状の保健師と管理栄養士で対応していく予定です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 庁舎建設の住民への説明ですが、行政連絡会等の中で一定の

経過報告等はできると思います。また、同時に審議会の皆さん方。

(サイレンにより中断)

審議会の委員の皆さん方にも大変お世話様になっておりますので、そうした方々によりまして一般市民の方のご意見等もお聞きができるというふうに思います。また、同時に議会の方におきましても（庁舎建設）特別委員会（を議員）全員の方で構成をしてくださっております。議員の皆様方は3万人の住民の皆さん方の代表でございますので、一般の皆さん方の意見もこの中でお聞きができるというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 香美市自立支援協議会の構成についてお尋ねでございましたので、その点お答えをいたします。

設置要綱の中には障害者関係の代表ということであっております。参加を求めるところといたしておりますが、ただ、ご承知のとおり、障害には3障害ございまして、身体のほか知的、精神。知的、精神については当事者の参加が困難であります。理念的にはわかりますけれども、やはり家族の方とかそういう範囲でいろいろと考えていきたいというふうに思っております。また、そのほか必要な委員の出席につきましては、この会議に参加を求められますので、意見の反映はできるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

暫時昼食のため、1時まで休憩をいたします。

(午後 12時01分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫でございます。議長の許しを得ましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

その前に、3ページの「市有林への作業道開設について」という2行目、頭からいきますと「効率化を図る林道、作業が未整備となっている」というので、作業「道」が抜けてますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、最初に市有林への作業道開設についてお伺いをいたしたいと思っておりますが、本来ですと市有林全体の管理計画なり利用計画があって、これに基づいた施業を行うことが望ましいのですが、合併後1年半を経過したばかりで、旧3町村が使用していた森林の地形や位置などを十分把握されてないと思っておりますので、できるだけ早く把握をし、目的別に区分し、適正な森林管理が実行できるよう希望するものであります。例えば、旧物部村当時には、楮佐古にある川崎は、手入れはするけれども伐採はせず、水田涵養

林として残し、大栃石立、ここはふるさとの森の尾根を越えて反対側になりますけれども、押谷部落の飲料水の水源となっていることや、地区の希望もあって伐採跡に杉、ヒノキを植林せずに広葉樹林として残し、飲料水を確保するための森づくりを行っています。また、西熊の光石は自然環境保護林であるため、環境教育や自然に親しめる森として、児童・生徒の体験学習や植樹等に利用しているところでもあります。そのほか、現在は高知中部森林管理署と分収林契約を行っていて、木材生産を目的としている別府の柿ノホテは、5年間の期間延長となっていますが、27ヘクタールのうち9ヘクタールは天然林、18ヘクタールが人工林で、この天然林は国道195号線で唯一のもので、別府有宮神社から落合橋までの物部川沿いに展開をしています。契約更改前に購入について（旧物部）村議会で質問をさせていただきましたが、その理由はべふ峡温泉に近く、将来同温泉を森林セラピー基地として考えたからであります。森林セラピー施設の条件は、温泉施設があるか。また、複数の遊歩道があるかなどですが、同地区には温泉から中尾地区への林道、温泉から落合橋を經由し杉熊林道等が遊歩道として利用可能ですし、それにプラスして天然林を回遊する水源の森としての価値が高いと判断したからであります。いずれにしましても、第1次香美市振興計画の第2章「自然資源の保全の活用の推進」に示されている事柄を具体的に進めるためには、最初に申し上げましたとおり市有林をそれぞれの目的に沿って区分をし、計画的に施業することが基本となります。そこで、今後も継続的な木材生産を目的として利用されるであろう市有林についてお伺いをいたすものであります。

物部町内の市有林面積は、直営林が540.04ヘクタール、分収林が177.03ヘクタールの合計717.07ヘクタールとなっています。このうち、200ヘクタール以上の面積がまとまっているのは、上葦生側ではアカギユウ、クロタキ、ゲロク、川崎の227.15ヘクタール、槇山側では下り野山、瑞穂、中の川の209.47ヘクタールであります。これらの市有林は、8月20日、森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟で現地視察を実施しましたので、参加された方はご承知いただいたかと思いますが、上葦生側のアカギユウ、クロタキほか2筆につきましては、林道、作業道が開設をされ、列状間伐を含めた搬出間伐が行われているところでもあります。特に、アカギユウにつきましては、（旧物部村時代に）林業の村であるということと村有林の有効活用から作業道を延長し、間伐材を用いて大栃保育所を建設いたしました。林内からの木材を搬出するためには、林道や作業道を利用し集材する方法と、最寄の林道、作業道までケーブルを張って集材する方法がありますが、ケーブルでは林道、作業道側の斜面は集材できますものの、反対側の斜面や山がなだらかな場合は、ケーブルを2段、3段に張る必要があります。しかし、現在の木材価格から判断して、ケーブルを2段、3段に張って集材することは経費面から不可能であり、切り捨間伐をせざるを得ないのであります。また、ケーブルを高く、そして長く張れる技術者も極めて少なくなっているのが現状であります。8月20日に視察した通称櫛尾山、具体的に申しますと下り野山、

瑞穂、中の川に皆伐や間伐の作業効率を高めるために作業道を開設する計画があり、候補地として2カ所選定をされているところであります。1カ所は、中の川林道を延長し、直営林の瑞穂を縦断するものでありますが、地形的に急峻で、長期に利用するためには多額の維持管理費が必要となります。もう1カ所の候補地は、宇筒舞林道から岩屋谷橋を渡り、奥檜尾終点まで高知中部森林管理署の林道を利用させていただいて、この終点から開設するもので、総延長4,500メートルのうち国有林内を約1,000メートル経由する予定となっております。ここでの問題点としては、高知中部森林管理署から国有林内の作業道については、管理署あるいは管理局と言ってもいいかと思いますが、管理署の規格で崩落の危険性のある場所については構造物を設けるなどの条件が提示をされております。この条件をクリアするためには、4メートル幅で、1メートル開設単価は4万円ないし5万円と試算をされますので、国有林内作業道1,000メートルに必要な総金額は4,000万円から5,000万円となりますが、仮にこの規格で作業道を開設したとすると、林道規格に準じたものであることと、同国有林は地盤がかたく、一度開設すれば半永久的に使用可能と思われれます。また、管理面では宇筒舞林道から終点までは高知中部管理署が（管理）、それ以降の1,000メートルのみ市の管理となりますので、後年度負担も最小限に抑えるのであります。今、普通林道を新設するとすれば4メートル幅で、メーター当たり30万円から40万円の単価となりますから、市の負担分49%で見ますとメーター当たり約15万円から20万円となるため、かえって市の負担は少なくて済みますし、森林区分によっては「林道は不可能だが作業道は可能」とされているところもありますので、市単独での作業道開設も検討する価値もあるのではと考えているところであります。

檜尾地区で間伐の必要な市有林面積と材積は、直営林で下り野山62.37ヘクタール、2万1,631立方メートル、瑞穂40.5ヘクタール、1万887立方メートル、合計しますと102.87ヘクタール、材積は3万2,518立方メートルとなります。また、分収林では瑞穂47.3ヘクタール、1万8,258立方メートル、中の川59.3ヘクタール、2万1,154立方メートルで合計106.6ヘクタール、3万9,412立方メートルであります。この地域の間伐率は30%ですから、間伐立法数は、直営林では3万2,518立方メートルに0.3を乗じますと約9,775立方メートル。分収林3万9,412立方メートルは約1万1,823立方メートルとなりますが、市の配分割合は50%ですので、香美市分としては約5,111立方メートルが配分されますから、直営林とあわせると1万5,666立方メートルとなり、一部ヒノキもあるもののすべて杉の3メートル材で、直径15センチから16センチの柱材に換算をいたしますと、1立方メートル当たり1万円ですので、販売額は1億5,666万円となります。搬出経費につきましては山の条件により異なりますが、私の所有林で実施した搬出間伐では、販売額の80%が経費でしたので、これを適用し試算をしますと手取り額は3,133万円となり、それに県の補助金、1立方メートル当たり1,000円が交付

をされますので、1,566万円を加算しますと市の見込み収入額は4,699万円となり、試算上の市の負担額は、5,000万円の場合は300万円の負担、4,000万円の場合は逆に700万円の収入となるのであります。ただし、この収入は間伐を実施をした年度に入金となり、単年度入金ではありませんのでよろしくお願いをいたします。

公団（緑資源機構）との分収林契約は50年ですので、5年から7年先に皆伐するか、あるいは契約延長にするか確認していませんけれども、延長するとすれば生育を促すための間伐が必要なことから、搬出経費の少ない作業道整備は不可欠だと考えているところでもあります。

そこで、市有林を地域の方の雇用の場として活用するとともに、資源の有効利用をするために市単独で国有林内に管理所規格に沿った作業道1,000メートルを開設する考えはないかお伺いをいたします。

続きまして水質汚染防止対策についてであります。

国が1979年から1998年までの全国各地の水田、普通畑、施設、樹園地など2万点を5年に一度調査した土壤環境基礎調査をもとに、農業生物研究機構農業環境技術研究所土壤研究室の中井室長は「20年の傾向として有機物が足りない土と、やり過ぎの土の差が大きくなる傾向にある。そして、肥沃土では水田や普通畑は平均して不足している状態、野菜畑はやや過剰、茶、樹園地は特に有機物の投入が多くリン酸が増大している。」としています。こうしたこともあってか、農林水産省は2004年にまとめた「環境との調和の取れた作物生産活動規範」の中で「環境負荷を提言するために農業者が最低限取り組むべき規範を定める。」との考え方を明らかにし、規範の中には自治体が整理する施肥基準堆肥の利用計画を含めているのであります。しかし、窒素過剰による水質汚染は年々深刻化をしています。環境省の2005年地下水質測定調査結果によりますと、継続的に調査が必要な硝酸性窒素による汚染井戸の本数は、全国で600カ所以上となっておりますが、これは飲料水として利用されているものであって、農地を含めればさらに増加をするものであります。硝酸性窒素とは、土壤中の肥料などが微生物によって分解されてできる物質で、地球上の土壤や水、植物中に存在し、無味、無臭、無色のために飲み水に含まれていても気がつかない。そして、水に溶けやすく土壤に保持されにくいいため、地下水や河川に溶け出しやすい。濃度の高い水を乳児が飲むとメトヘモグロビン血症という酸欠状態となり死につながる危険性もあるとされており、日本の水道水基準では1リットル当たり10ミリグラム以下に決められています。2006年12月29日の日本農業新聞によりますと1.92倍、東京大学大学院農学生命科学研究科、鈴木宣弘教授は「この数字をはじき出して驚いた。国内の農地で受け入れられる窒素の量を1とした場合、1997年の段階で既に農地の受け入れ限度の2倍近い窒素が、農地や地下水、河川などに放出されたことがわかったからだ。食料を自給している国ならこの数値は1に近い。しかし、日本は輸入に頼っている分だけ窒素があふれている。農産物の形で輸入されている窒素はふえ続ける一方で、それを堆肥として受け入

れる国内の農地は年々減少し、利用されない窒素はし尿や生ごみ、生活排水などを通じ河川や地下水を汚染をする。食料を輸入に頼ったツケが国民に返ってくる構図だ。」と結んでいます。このことから、具体的な窒素低減目標を設け、汚染防止に乗り出す地方自治体は1道8県になっているのであります。また、岩手県のJAとおのでは、キュウリのおいしさを糖度で、安全性は硝酸性窒素で示し販売をしています。ややもすると有機栽培は万全との考えが多くありますが、過剰施用は危険だと言えます。そこで2点お伺いをいたします。

まず1点目は農産物の安全性を追求するためには、施肥基準の見直しを行い適正施用が重要と考えますが、農業技術センターやJAと連携・協議した、地域に合った施用について基準づくりを行う考えはないかお伺いをいたします。

2点目についてであります。先ほど来申し上げておりますように、輸入野菜によって硝酸性窒素が導入されているわけですから、生ごみの発生量を抑えることも必要であります。2001年5月に施行された食品リサイクル法は、スーパー、コンビニ、食料店などの食品関連業者に生ごみの発生量自体の削減を義務づける内容ですが、法律でも削減方法は3点ありまして、1点目は生ごみの発生量自体の削減。2点目が乾燥や脱水でごみの量を、重さを軽くする方法。3点目がリサイクルで生ごみの量を2割以上削減することを目的にしたものですが、この法律は業者だけを対象にしたものではなく、消費者にも生ごみの料を減らす努力を求めているところであり、内容としましては食品の購入、調理方法の改善で食品廃棄物の抑制に努めることとしているのであります。日本の食品廃棄物の年間発生量は、食品リサイクル法施行当時には一般家庭から1,000万トン、食品メーカー、スーパーなどから940万トンで、3月に農林水産省が公表をしました食品ロス統計調査結果の概要では、全国の家庭や飲食店などを対象に、食べ残したり賞味期限が過ぎたりして捨てられてしまったものの重量を食品使用量で除し調査をしたものであります。この内容によりますと、家庭の平均ロス率は7.7%、うちロス率が低いのが高齢者のいる3人以上の家族で6.5%、これは戦中・戦後の食料難を過ごされた方がおられるので、もったいないとの意識があるのだらうと思います。また、ロス率が高いのが高齢者のいない3人以上の家族で9.3%となっています。家庭外では飲食店が3%、食品小売業が1.1%と低く、ロス率が高いのは外食産業の結婚披露宴で23.9%、宴会が15.7%と目立っております。国内の年間生ごみ排出量は約1,940万トンで、1人当たり160キロにもなっておりますが、高齢者のいる3人以上の家庭では6.5%と平均ロス率7.7%を1.2ポイント下回っていることを考えると、一人一人の心がけで減量することは可能だと思っております。本市では、家庭から出る生ごみをリサイクル堆肥化するための電動式処理機やコンポスターに対し助成をしているところですが、焼却による経費や炭酸ガス削減から見れば当然のことです。2006年には、食糧自給率はカロリーベースで40%を割り込み39%となっています。このことは、食糧や飼料作物の形で硝酸性窒素がより多く持ち込まれることに

なりますので、可能な限り地下水や河川が汚染されることのないような対策が必要であります。そこで、食品リサイクル法にもあるように、消費者に対し食品購入や調理の方法の改善に対する食品廃棄物の抑制について、啓蒙と理解が得られるよう努める考えはないかお伺いをいたしたいと思っております。

3番目に有害鳥獣対策等についてであります。このことにつきましては、3点お伺いをいたします。

まず1点目に、阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会についてであります。8月9日付け高知新聞によりますと、「鹿被害広域で防止。本県、徳島の40人情報交換」との見出しで、「香美市と徳島県那賀町でつくる阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会の主催。両県や中国四国農政局、高知中部森林管理署、長岡郡大豊町、安芸市、徳島県三好市の関係者が参加をした。」あとは省略をさせていただきますが、私は、こうした広域の会議による意見交換は必要だと思っておりますし、一斉捕獲の重要性についても日ごろから申し上げておりますので、時期を得た開催であったと評価をしているところであります。しかし、残念なのは市議会の一般質問でも有害鳥獣対策について数名の方が取り上げられており、議員の皆様も高い関心を持っておられます。また、鳥獣害を受けられている市民の方も同様で、協議会の内容について聞かれましたが、紙面以上の内容は答えることができませんでした。鳥獣被害は、農林業だけでなく多方面にわたっており、これらを少しでも回避、改善するためには、執行部、議会が問題を共有し、一体となった取り組みが必要であります。そこで、こうした有害鳥獣にかかわる広域的な会議を開催する際、議会に通知をする考えはないかお聞かせをください。なお、基本的には傍聴方式で結構だと思っております。

2点目は、駆除された鳥獣肉の活用についてであります。鹿肉は、豚肉や牛肉に比べカロリーは3分の1、脂肪は10分の1以下、鉄分は9倍とヘルシーな食物として注目をされているものの、その利用は限られています。2006年8月、全日本養鹿協会が全国140団体を調査し、回答を得た99団体では、特定部位を切り取ったり放置をするケースが7割を占めたようであります。理由としましては、これは問題点でもあるわけですが、1番目に山中から搬出する費用と労力がかかる。2番目に食品衛生法に基づく食品処理業の施設に搬入する必要がある。3番目に流通ルートの確立がおこなわれているなどが挙げられています。しかし、有害鳥獣として駆除された鹿肉などを地域おこしに利用する試みも見られるようになっていて、鹿肉の年間流通量は300トンから400トンと言われております。東京都（西多摩郡）奥多摩町では年間360頭の鹿を駆除しているようですが、この肉を特産品にしようと3,700万円かけて食肉加工施設を建設し、それまでの焼却か埋葬処分してきたものを加工施設に持ち込み、地元の旅館や飲食店に1キロ当たりロースで5,000円、モモ肉3,000円から4,000円、バラ肉2,000円で提供しておりますけれども、需要が多く、一般の購入希望に応じきれないとのことでもあります。また、同町の観光協会では、この鹿肉を利用して埼玉県の商品

加工会社とレトルトカレーの製作に取り組んでおり、1箱400円で販売、高い評価を受けているとのことで、私が調べたところでは一番の成功例で、行政と民間がスクラムを組んで取り組んだ結果だろうと思います。本市でも、平成18年度には500頭以上の鹿が駆除されていますが、廃棄処分せず有効利用を考えることが大切であり、狩猟者の方の収入にもつながれば、狩猟者数の減少に多少でも歯どめがかかるのではないのでしょうか。具体的な活用を促すためには、食品衛生法に基づく解体処理、加工方法、流通ルートなどクリアする問題も多く、関係する部署との連携が大切だと考えますが、所信についてお聞かせください。

最後に、猪の駆除についてお伺いをいたします。

本年度、猪の予察駆除が廃止をされ、香北町の山間部や物部町では農作物や市道、林道への被害が増加をしているのであります。現在の方法では被害が発生してからの駆除となるため、経営基盤の弱い山間地域の農家は死活問題となっていますし、市道や林道では法面に生えているクズやヤマノイモなどを掘るため、法面が崩落し、通行不能となる場合も出てきています。市道二本松線では3月から8月にかけて、長さ約200メートルにわたって法面を崩落をさせて通行ができなくなったために、管理を委託している森林組合に除去作業を依頼をしたところであります。そして、農業者ではありませんけれども、国民年金だけで生活をしているお年寄りの菜園もかなりの被害を受けておりますけれども、それらについては追除けの希望も出てないというようなことがありますので、今後ですね、本年の予察駆除が廃止となった経過と、来年への基本的な考え方についてお聞かせをいただいたらと思います。なお、9月分については予察が入っておりますので、申し添えておきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 門脇二三夫議員のご質問にお答えします。

まず1点目の市有林への作業道開設についてでございますが、物部町のアカギユウと面積のまとまった市有林に対しましては、間伐等森林施業の進捗等に基づき、施業の委託先であります森林組合と毎年度協議し、作業道の新設や路線延長を行っております。また、公団造林につきましては契約期間を変更し、瑞穂の場合でございますと平成34年11月までの契約延長となっております。主伐時期も満60年に変更になっております。ご質問の櫛尾山上岡地区につきましては、議員からご提案の2つのコースがございまして、ともに河川沿いに、下流に林道または作業道しかございません。市有林の管理や施業効率向上、搬出経費の削減等の効果が期待できる基盤整備の必要性につきましては、市としても十分に認識しております。国有林の林内の作業道のみではなく、市有林内の全線の作業道計画を含んだ今後の市有林の管理計画の中で、作業道の開設については検討する必要があると思われまます。

2点目の有害鳥獣対策について、会議開催の案内通知をとということでございます。阿

佐地域鳥獣害被害対策協議会につきましては、事業内容等につきましては、本年3月以降の議会のたびに、行政の報告の中で毎回報告してまいりました。香美市、（徳島県）那賀町のゆずの生産者団体を中心とし、木頭果樹研究会会長が協議会会長を務める民間団体、協議会でございます。事務局は、事業遂行や事務処理の作成等の便宜上、香美市林政課及び那賀町木頭支所となっております。8月8日の広域連携事業の一環として現地研修会、講演会を行ったわけですが、ご案内もしくは招集をいたしましたのは、今回は協議会内で行うという方針であったために一般参加等の呼びかけは行わず、協議会役員と周辺市町村、本事業でネット柵を設置するゆず生産者であるのみでした。参加者の合計は42名でございました。講演会は、年1回ないし2回行う予定でございます。次回からは一般参加の呼びかけとともに、議会に対しましてもご案内をさせていただきたいと思っております。また、議員が読まれました新聞記事によりますと、協議会が情報交換会を行ったような記載になっておりますが、そうではなく、8月8日はアドバイザーによる現地検討会を行いまして、午後、協議会主催で協議会役員等々を対象とした講演会を開催し終了いたしております。その後、当市が呼びかけました近隣市町村の鳥獣被害対策担当者等による情報交換会を開催しております。新聞紙面では、協議会が情報交換会を行ったというふうな記載になっておりますが、そうではございませんのでよろしくお願い申し上げます。

次に、捕獲鹿肉の有効活用についてでございますが、捕獲獣の食肉加工につきましては、北海道のエゾ鹿に代表されます。また、シシ肉加工等は進んでおります。ニホンジカの肉資源活用につきましては、昨年より食肉加工の企画営業活動をする方が当市を訪れておりまして、本市でも本年4月より国内の地域事例等の調査を始めており、資料の収集等を行ってきました。結論から言いますと、先進事例によると、独自にガイドラインを作成し、トレーサビリティ、生産流通履歴と申しますが、つまり捕獲から流通まで個体ごとの追跡可能な体制づくりが必要でございます。当市の調査項目といたしましては、消費需要調査、安定供給体制の確保、狩猟者の捕獲後の個体処理、処理加工施設の検討と加工処理方法、調理方法の開発と普及、これは消費者への情報提供も含みます。衛生管理、販売を含む運営形態の6項目としております。当市の方で資料を収集しましたのは宮崎県（西臼杵郡）五ヶ瀬町の特産センター、東京都（西多摩郡）奥多摩町、四万十市、しまんとのもり組合、熊本県（球磨郡）多良木町、兵庫県丹波市等々でございます。現在、猪、鹿等は牛、豚、馬などの家畜と違いまして屠畜法の対象とはなっておりませぬ、食肉として供給される際の疾病の確認や、解体する際の安全検査が十分に行える状態にはなっておりませぬ。このような中、北海道や島根県では独自のガイドラインを策定して、肉処理責任者の講習会等も開催し、安全な肉の流通を進めております。また、四万十市では、しまんとのもり組合が雇用促進協議会と連携して、特産品製造技術者養成講座等も開いております。食品衛生法の関係で食肉処理業、食肉販売業等の免許が必要でございますが、市場に流通させる場合には保健所に認められた施設での解体

が必要でございます。また、その個体を山手で解体するのではなくそのまま施設に持ち込む必要があります。本市では、鹿の捕獲は主に山の奥山の方でされる行為でございます。個体を丸ごと解体施設に持ち込むにはなかなか困難性や問題もございます。そのような中、奥多摩（町）では専用のモノレールで対処しているということでございますが、こちらの方は比較的に生息地が限定されているようでございます。食肉加工センターの建設につきましては、奥多摩町のように3,000万円を超えるものもあれば、300万円程度の費用で既存の建物を改築している施設もございます。施設の規模といたしましては、おおむね100平米以上あれば確保のために必要な器具や作業スペースが取れるということでございます。施設の管理につきましては、奥多摩町、その他の事例においても民間団体と管理委託契約を結んでおり、民間団体が運営しております。また、宮崎県五ヶ瀬町のように特産センターがシシ肉を買い取り、一たん冷凍保存し食品加工会社に加工を依頼し、販売する例もございます。野生獣の食肉活用として商品開発も各地で行われておりまして、島根県では猪カレー、シシカレーが県庁食堂で販売されたり、岡山県では猪バーグも開発されています。農林水産省も鹿肉の加工販売につきましては積極的に推進しておりまして、国庫半額補助で未来志向型技術革新対策事業が導入されております。先進事例に見る大きな問題点としましては、1番、個体数の確保が困難であるということ。2番、衛生管理面、安全。3番、余り市場に流通していないため単価の設定が難しいということでございます。特に個体数の確保につきましては、どの先進地でも起きている問題でございまして、北海道では放牧場をつくったり大規模わなを仕掛け、その中で飼育しているという事例もございます。単価の設定につきましては、個体の買取価格にも反映するわけでございまして、買い取り価格と報償費、どちらか選択という町村もございます。

次に、来年度のイノシシの予察駆除捕獲についてでございます。予察から除かれた経過につきまして申し上げます。本年度猪の被害に対しましては、2月に開催されました市有害鳥獣協議会において決定されました。一番の理由としましては猟友会より、猟期に猪がない、頭数が減っているというのが原因でございまして、捕獲依頼に基づく通常捕獲で対応してきたという経過がございます。来年度につきましては、市の被害対策協議会に予察対象として上程いたしたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 門協議員の農産物への施肥基準についてお答えをいたします。

これまでも農産物の施肥につきましては、県、生産者団体の指導員によりまして指導されてきております。作物によってはp h、E Cの測定に基づいた適正使用を指導し、過剰な窒素施肥は行われていないと考えています。本年度作成されました高知県農村振興指針において、環境保全型農業のさらなる推進、食の安全、安心確保による消費地に

信頼される園芸産地づくりの中、適正施肥の技術開発、適正使用のための土壌診断、また生産から集出荷のリスク管理のためのチェックシートの取り組みを推進しており、指摘の課題は営農推進の場で関係機関と連携し、農業者への啓発に取り組みます。今までも土づくりとあわせて土壌診断結果に基づく適正施肥を推進してきましたが、現行農業から環境保全型農業に移行、推進する方針の中で、施肥の合理化による施肥量全体の低減を図るため、当地域においても野菜、花卉、果樹について施肥基準の検討設定が進められています。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 門協議員のご質問にお答えさせていただきます。

水質汚染防止についての2番目のご質問でございますが、門協議員の質問内容と重複する部分があるかと思いますが、食品リサイクル法は、食品メーカーやスーパーなどに代表される食品の製造、加工や外食産業など食品関連事業者に対し、加工や調理の過程で出たごみ、食べ残し、賞味期限切れなどで廃棄される食品ごみを肥料や飼料などの原料として再資源化することを義務づける内容で、対象となる食品関連事業者は食品の製造、加工、卸売、小売関係のメーカー、八百屋、百貨店、スーパー、コンビニ、レストラン、食堂、ホテル、旅館業、結婚式場、受託給食業等となっております。年間100トン以上の食品廃棄物を排出する場合に、発生の抑制に努めなければならないことになっております。直接家庭から出る生ごみについては、この法律の対象とはされておられません。食品リサイクル法第4条に（事業者及び）消費者の責務として、食品の購入または調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めることがうたわれております。そこで、家庭においても必要以上の食材を買わない。また、もったいないという意識を持って食べ残りができるほど、必要以上のものを調理しないことに心がける。このことは家庭から出る生ごみを減らすことにつながりますので、生ごみの排出の面から広報等をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） すいません、9番、門脇です。2回目の質問をさせていただきたいと思いますが、市有林への作業道につきましてですが、先ほど申しましたように4,500メートルの総延長で、1,000メートルについて市でというお話をさせていただきました。あとの3,500メートルについては県の事業等もありますので、そういったもので十分抜けるのではないかという判断をしています。（物部町）瑞穂の地形から言いまして、2,000円とか3,000円とか4,000円という価格で抜けるだろう。要は、その取り付け道、管理署の林道から市役所の（管理となる）瑞穂まで行く1,000メートルを何とか早急に、市単独でも抜く必要があるのではないかと。先ほど試算をお示しをさせていただいたように、話の行き方によっては分収林の

方も、基本的には作業道というのは利用者負担が原則です。ですから、例えば分収林契約をします公団（緑資源機構）の方にちょっとお話をさせていただいて、その負担分が、この木の販売分が負担として回せんかなというお話もできるだろうというふうに理解をしていますので、この問題についてはぜひ林政課長さんの方で判断をしていただいで、えいお返事が欲しいなと思ってます、実は。というのは、ペイをするという、私はペイをするその木の販売代金で、4,000万円、5,000万円投資をしても返ってくるんじゃないかという考えでお尋ねをしますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それから水質汚染防止につきましては、お2人の課長さんから自分の納得のいくお返事をいただきましてありがとうございます。少し、何でもかような質問をさせていただいたかといいますと、皆さん、農家をやられている方はわかると思います。臭化メチルというのがありますね。これは一般にはオゾン層を破壊するという事で、カナダのモントリオールで全廃法案を採択をされて、今廃止の方向にいつてます。ところがこれ以上に問題があるのが、臭素と地下水と結びつくとトリハロメタンという発がん物質になるんですよ。そのことは、余り表に出てません。しかし、問題はそういういろんな問題を含めていろんなことがあっても1回しか使用されませんよ、できませんよということになってますので、そのあたり私もすごくその硝酸の問題については気になってますので質問をさせていただいたところでございます。

それから、有害鳥獣対策ですけれども、1番目の会議の内容について、この質問をさせていただいたのは、実は私8月11日に馬路村（安芸市）の西又山ブナの森、これは教育、環境教育等に使う森ですが、行ってきました。その中で、確かに鹿の被害を防ぐために木にネットを巻いてます。ネットを巻いてまして、それから帰ってきて、ある林業に携わる方に物部町の三嶺の方の被害の調査を見せました。そしたら「根っこまで食べちゃう。」とこう言うがです。そうじゃなしに、鹿もこういう大木やったら口が合いませんので、根っこの方からはぐんですよ。人間でもそうですが、スイカを丸のままは、包丁も使わずに、割って食べたら食べれますが、丸のままは食べれんのですよ。鹿もやっぱり根っこからかじっていく。ですからネットを張っても根っこの方へ張らんかったら意味がないというのが実態ながです。ほんで、私がすごく気になっちゃうので、これは管理署がやっちゃうがです。もう皆さんも行ったらわかりますので。それで別に管理署の悪口を言うわけじゃないがです、やっぱり机上でやった計画と現場とは違うというのがありますので、できるだけ多くの人にいろんな情報を提供し、逆に執行部の方もいろんな情報を仕入れるということでお尋ねをしましたので、再度お答えをいただきたいと思ひます。

それから、有害鳥獣対策の中のその鹿肉ですけれども、大体どこでも鹿の場合は失敗してます。私もいろいろ調べました。京都府の合併する前の美山町（現、京都府南丹市）でもやっていますし、猪の場合は物部町の佐竹さんの方でもカレーをやったりしてますよね。要は、その鹿をどうやって処理をしていくかという。これは失敗しちゃうとい

うことは、成功する可能性が高いということながですよ。先ほど来、林政課長の方から施設をと、いろんなものを建てて、例えば3,700万円（施設経費が）奥多摩がかかりました。500万円ですとありますよという。例えば業者の人にちょっと声かけをします。例えば三谷ミート（株）さん、解体処理場を持っていますので、何かそういう処理ができませんかという話を持っていくことも大切かも知れません。極端な言い方をしたら、四国の中でボンカレーがありますよね。ひょっと、その鹿の肉を使ったカレーができませんかとかいうような、やっぱり呼びかけも。笑われてもかまいません。必要じゃないかなという気がしちゅうがです。ほんで、単にそのいろんな検討をする中で、やっぱり地元の三谷ミートさんがあり、全農高知も解体処理の施設を持ちゅうはずですから、そういったところにも相談をかけて、やっぱり具体的に動いていかざったらどうもいかんやないかなという気がしていますので、そのあたりもう1回答弁をお願いします。

以上で2回目の質問を終わらせてもらいます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 門協議員の2回目のご質問にお答えします。

1点目の市有林への作業道の開設についてでございますが、これについてよいお返事をということでございますが、私の方では作業道もしくは林道の必要性はもう十分わかっておりますが、即実施というお返事はできませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

また、公団（緑資源機構）を含んだこの作業道の4キロ余りの計画につきましては、本年3月ごろにこの案件が出てきたわけでございます。当市の予算措置についてももう既に完成し、他の民有林内の作業道計画がありまして、それを今物部森林組合等が実施をしておるわけございまして、もし今年度この公団関係の作業道をやりますと、他の民有林内の作業道の完了が危惧されておったのも事実でございます。（後に追加説明あり。）

次に2点目ですが、会議開催の関係の2回目の質問でございます。ちょっと先ほど説明が抜かりましたが、この情報交換会につきましては高知県東部の市町村全部にご案内はしました。しましたけれども、議員のご説明のとおり参加した市町村は高知県では安芸市、大豊町のみでございました。そういったことで、他の市町村の取り組み状況、被災状況、補助内容とか、そういうことの情報交換会は今後も行っていきたいと思っておりますので、何とぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、捕獲獣肉の関係でございますが、私の方からも例に挙げましたように、宮崎県（西臼杵郡）五ヶ瀬町などは食品加工会社に加工依頼をいたしております。簡単な方法はこれなのかなという感じもいたしてはおります。私ども市としましては、まだ調査を始めたばかりでございまして詳しいデータや試算までには至っておりません。今後も引き続き調査を継続しまして、加工、商品化等も調査しながら、今まで埋設されておりました

した有害獣を地域資源ととらえまして、有益獣となりますよう実施してまいりたいと思っておりますので何とぞよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） すいません、9番、門脇です。

林政課長お伺いをしますが、ちょっと私の質問したがと林政課長の答えがずれちよったんじゃないかなという気がするんですが、私が公団（緑資源機構）と言ってますのは分収林の公団で、市が50%、公団が40%、森林組合が10%という、その収益配分をするようになってますね。その中で、例えば森林組合と公団の50%がもし作業道を抜くとすれば、負担区分で協力がお願いができるのではないですかという話を、質問をさせていただいたので、その緑資源公団が抜きゆう、その作業道を引っ張ってこいという意味じゃなしに、例えばその配分の中で市が50%は当然さっき積算したように、1,000万円ぐらいの金額が出るわけですよ。ところがその森林組合と公団の負担区分を入れると1,000万円ぐらいそこで浮くわけですね。立法数から言いますと1万円で仮に立法売れたとすると、8掛け、5,000万円ですから、8掛けをすると1,000万円が残ってくると。ほんでそれを1つはこの林道に、作業道に対してのお願いができませんかと、そういう話も継続して続けていただいたらありがたいなという趣旨で質問をさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 門脇議員の3回目のご質問にお答えします。

質問を取り違えて大変申しわけございませんでした。公団（緑資源機構）につきましては、私どももその協議等を行ったわけではございませんので、十分にお答えすることができませんが、相談はしてまいりたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

次に、14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦。通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は、社会体育関係についてですが、四国アイランドリーグについてですが、プロを目指している若者が自分の技術を磨き、実力を伸ばし、夢を追い続ける場所、若者にチャレンジの場をと設立され3年目を迎えております。この夏の市民大学においては、四国独立リーグの設立者であります石毛氏による「野球にかける思い」と題しまして「独立リーグの設立目的であるプロ野球を目指す若者たちを完全燃焼させるため、そして、社会人として育ててほしい。」といった、本当に情熱的な思いを語ってくれました。発足してから常に地域密着型のおらがまちのチーム、人と人の出会いをグラウンドの内外で取り組んでおられると考えますが、リーグの開催について土佐山田スタジアムでは4月3試合、5月3試合、7月3試合、9月5試合が開催され、残り試合は3試合となりましたが、関係職員の方々には本当に暑い中でご苦勞様でありました。

さて、来年度の開催に当たりましては、年内に球団、各球場関係者によって開かれると聞きますが、全日程は終えてはおりませんが、来年については今年のこと踏まえ、また子どもの広場を休園してリーグを開催していくことを視野に入れた日程及び支援については、どのように考えを持たれておられるか。

次に、2点目は市営住宅についてですが、黒土住宅の建設に当たりましては、当初の設計段階から入居する方々とワークショップ形式を取られ、高知市内等の住宅なども視察された経緯もあるが、入居する方々も満足するに値する住宅が完成すると思われまます。黒土団地（のある）地域については、以前より不法投棄、ステーション等についても分別収集などが徹底されていない面もあり、担当課の職員の方々が苦慮されているのではと思います。その反面、新しくできました黒土団地A棟の今年の町内一斉清掃時のことでありますが、住民の方々は町内一斉清掃が中止されたにもかかわらず15～6人が出てまいりまして、周辺清掃する姿を見たとき、だれかがやるだろう、それは行政の仕事だと無関心でいるのではなく、住民一人一人が自分たちのことをみずから考え、みんなで一緒によりよくしていく。そして行政と連携・協働しながら地域づくりを進めていくことの大切さを感じました。現在、建築中でありまます黒土2号団地Dブロック、24世帯の入居に伴いまして住民自治組織が必要であると考えまますが、行政としての取り組みはどうですか。

次に3点目で、教育関係であります。

8月31日付けの高知新聞夕刊の記事におきまして、総務、文部科学、農林水産の3省は、小学生に農家などで1週間程度の宿泊体験をしてもらう子ども農山漁村交流プロジェクトを2008年度からスタートすると発表しました。2012年度までに対象を、全国的に2万3,000の小学校すべてに順次拡大していく計画で、文科省は活動を事業の一環として位置づけ、子どもの自立心、社会性をはぐくむ教育効果と同時に、過疎化や高齢化が進んでいる地域活性化に役立てようとするねらいもあります。「来年度は都道府県ごとにそれぞれ10校をモデル校に指定。1校から1学年ずつ児童が参加し、農業や漁業を営む家庭などに宿泊しさまざまな体験をする。受け入れ側の農山漁村については、初年度に農水省が全国40カ所のモデル地域を選定。今後5カ年で500カ所まで拡大」とありました。本市においては第一次産業も盛んであり、山林などに囲まれた豊かな環境であることなど、状況を考えると、このプロジェクトの受け入れを積極的に推進してはどうかであります。

これで第1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） 島岡議員の1点目、社会体育関係ということで、土佐山田スタジアムでのアイランドリーグの試合の関係についてお答えをいたします。

本年度につきましては、土佐山田スタジアムでアイランドリーグの試合につきましては、ただいまおっしゃられましたように計14試合が組まれました。今週末、9月15

日、16日、17日の3連戦が最後となっております。それで、ご質問の中にありました調整会議につきましては、よさこいリーグ、以前プロの2軍ですか、やっておったときに呼ばれて参加をしていたようですが、現在については呼ばれてはならないところです。しかしながら、土佐山田スタジアムでの試合開催可能日などについては、連絡を取り合って調整をしているところです。それで、お話にありましたアイランドリーグの試合開催日には、隣の子どもの広場を休園をしております。事前に休園日につきましては建設の方から広報掲載や、また市内学校にチラシを配付、そして、1～2カ月前には公園の方に張り紙をしたりしてお知らせをしていますが、知らずに来園する方もおいでまして、迷惑をかけているという状況もあるところです。そんな中で、来年度、球場の使用につきましては、既に予約もどんどん入っておりますので、その間の空いた日にアイランドリーグの試合を組むというようになっております。そんな中、球場等の調整会議において日程が組まれるわけですが、どこに組まれるかわからない状況というものもありますので、お互いが大変兼ね合いが難しいとは思いますが、日程的によりよい日程が組めるように、機会がありましたら話もしていきたいというふうに思っております。

また、支援体制につきましては、現在建設都計課並びに教育委員会の職員によりまして、市道の通行管理並びに駐車場の整備等を行っております。今後の支援につきましては、いつまでも職員でやっていくということも難しい面もあろうかと思っております。今後、球団側のボランティアさん等にもお願いすることも、検討が必要になってくるんじゃないかというふうにも思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 島岡議員の市営住宅につきましての質問にお答えいたします。

10月末完成予定の黒土2号団地DブロックC棟でございますが、その入居に伴い自治会組織をつくる予定はどうかというご質問でございますが、自治会組織につきましては、平成15年度に完成しましたラ・メゾン桜、それから平成17年度に完成しました黒土2号団地A棟でも自治会組織を立ち上げておまして、今回のDブロックC棟につきましても同様に立ち上げを予定しているところでございます。現在、C棟入居者への説明会を行っているところでございますが、説明会の中で自治会組織の立ち上げと、それから会長さんの選出をお願いしながら進めているところでございます。そのような予定ですので、よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 島岡議員の、せっかく教育関係でご質問いただいたんですけど、3省合同ということで私の方で知っている情報についてお答えをさせていただきます。お答えが非常に質問と重複する部分もあろうと思っております。情報としては、島岡議員が持っている程度の、まだ情報しか持っておりませんが、お答えをさせていただきます。

子ども農山漁村交流プロジェクトは、全国120万人、自然の中での体験活動の推進として、総務省、文部科学省、農林水産省の3省が連携して取り組む事業として企画をされています。事業の具体的内容は、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などをはぐくみ、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進するものです。全国2万3,000校で体験活動を展開することを目指し、今後5年間で500カ所による農山漁村における宿泊体験の受け入れ態勢の整備を進めるものです。取り組みは、モデル的に実施し、課題への対策、ノウハウの蓄積、セミナーなどによる情報共有を行い、国民各層への機運情勢を図り、関係各機関での情報共有を行い、地域の自立的な活動につなげることを基本方針としており、3省で関連事業を2008年度予算の概算要求に盛り込んでいます。香美市においても、地域での受け入れ態勢が整えば既存の施設の活用や、理解いただく農家などに宿泊しながら、農林業の体験活動や地域の行事に参加できると考えます。過疎化や高齢化が進む農村地域の活性化に結びつくものと考えております。しかしながら、まだ明確な詳細が見えておりません。事業提案については、国・県の動向に注視し、教育委員会など関係部局と連携しながら検討・協議をしていきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 島岡議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今、農政課の方からもお答えをしましたように、子ども農山漁村交流プロジェクト事業は大変魅力のある事業だと考えます。子どもたちの学ぶ意欲や自立心などを育て、力強い子どもたちの成長を支える教育活動であるからです。今、香美市で取り組んでおります、3年目となりました食育につきましても、本年度はより農政課と連携を密にしながら、またJA土佐香美と連携を図りながら進めております。また、この示されました事業に機会、これよりは簡単なものと思いますが、山や海での体験学習というのも大変重要な学習でございまして、先ほどもご説明をある議員さんにさせていただきましたように、現在では大栃小・中学校、繁藤小・中学校が豊かな体験活動推進事業の指定を受けまして、塩の道や国見山、柏島などの体験学習を実施しております。また、従来から継続しまして、楠目小学校は山や海の体験活動を充実しておりますし、香北中の梶ヶ森登山などもあります。こういった教育活動の中で特に、最近は少し簡単にはなりましたが、体験活動を重視してきました楠目小学校の子どもたちは、自立心が富み、力強い子どもたちに育っているのではないかと考えております。ある部分こういった活動の実証済みといえますか、子どもたちの教育が育っているのではないかととらえております。

また、この受け入れ態勢につきましても、関係課と連携を図りやっていたらかなければなりませんが、皆さんご承知のように物部町や香北町の地域、あるいは甫喜ヶ峰（森林公園）、（土佐山田町）大平の施設（高知県立森林研修センター）等もあります。香美市のピーアールのためにも受け入れの態勢ができれば、研究をしていけばいいのではないかと考えております。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦。2回目の質問をいたします。

まず、アイランドリーグですが、子どもの広場、決してアイランドリーグを盛り下げることはいたしません、子どもの広場を休園してということで、ちょっと4月、5月の子どもの広場の入園者数を調べてまいりました。ほんで平成18年（4月）が1万5,000人、平成19年が1万5,126人、5月が。4月が1万3,840人。その反面、子どもの広場の7月、8月の入園者数であります、7月が4,511人、8月から5,011人。夏になると極端に子どもの広場の（利用が）現状では少なくなっております。そして、四国アイランドリーグの社長であります鍵山社長、ほんでまた高知ファイティングドッグスの社長でありますね。7月15日の高知新聞の記事、高知は社長が鍵山さんですが、「入場者が厳しい状態が続いてます。」という問いに「金曜日、土曜日の入場者数が伸びていない。真夏はせめて屋根のある球場が欲しいが、春野町と（香美市）土佐山田町ぐらいですね。」と答えておりますね。ということは「7月、8月にアイランドリーグとしては、屋根のある球場でやったらお客さんにとってプラスということです。」と社長は答えちゅうがです。ということは、うちは4月、5月に6戦もやっておられる。夏は7月が3試合で8月は全く試合をしておりません。

ほんで生涯学習課長にお伺いしますが、そのことも含めまして7月、8月（正しくは4月、5月）は子どもの広場の開園を優先させ、ほんで6、7、8月にリーグを開催してもらうことが、ここの球団社長も言っておられることと両方がプラスになることじゃないですか。そして、子どもの広場の日曜日の開園については、3連戦というのは、金・土・日（曜日）、金・土・日（曜日）とやるのは結構きついで、日曜日には子どもの広場の入園者数が1,000人とか800人とかそれぐらいの数字になりますので、金・土（曜日）の連戦にさせていただき、日曜日に子どもの広場を休園しなくてもいい方法を取るべきじゃないでしょうか。ひとつもう1回、これをほんで、4月、5月（の試合）を球団が言うように夏に、7、8月にもってきてもらうということ。もう一度、球団社長が言っております。屋根のある球場でやりたいと。春野町は全く使えませんが、7、8月は。高校野球で。それをもう一度。

それと黒土住宅についてであります、先ほど財政課長が言われるには、ほいたらラ・メゾン桜が自治会をつくった。ほんで今度新しく北へ、今A棟がありますわね。ほんで、今C棟をつくってますわ。ほんでC棟へも自治会をつくと。ほんで真ん中へB棟です。ほんでB棟は、たしか計画では2階部分と3階部分をつなぐ計画だと思いますが、その辺ほいたら自治会は全部ずつ、A棟、B棟、C棟全部に自治会をつくるのか。B棟とC棟を結ぶのであれば、何かその因果関係があるのか。もう一度。

3点目ですが、その、今教育長が言われました、こういうのは国の補助事業を有効的に活用するといったことが一番重要でありますので、香美市の特色を生かす。ほんで廃校とか、このハードの部分では廃校を修理したりとか施設的な整備面もありますので。

教育長は政策調整会議等でも入っておられると思いますき、そういった場でまた議論を深めていくことなどは考えておりませんか。

以上。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） 島岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

確かに、本年度につきましても4月、5月、大変子どもさん、おいでる方が大変多ございました。また天気もよかったですので、お断りした数も大変ありました。そして、大変ありがたいご意見で、3連戦はやめていただいて金・土（曜日）2連戦ということで、暑い中の2連戦については私たち職員もなかなか大変で、大変温かいご意見ではと思いますが、球場の使用につきましては先ほども申しましたように、ほかの球場との調整もごございます。それから、7月、8月には少年野球の試合、香美市の少年野球大会もあります。そのほかにもいろいろな事業が入ってきております。その辺につきまして、球場の使用というものがいろいろ込み合っておる状況もごございますので、なお球団の方とも連絡を取り合いながら、提案もさせていただけたらというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 島岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

市営住宅の自治会組織の件でございますが、議員が言われましたように黒土2号団地は、その建てかえによりまして今A棟が建っておりまして、C棟を建設中。そして、また後年度B棟が建つ予定となっております計3棟となります。確かに、1つの団地ですので、3棟ありましても統一的な会長を置いて、それから、例えばそれぞれの棟に班長とかいう方法も考えられます。今、説明会ではそのC棟にも会長を置いてほしいというふうなお話をして進めておりますが、その、もうA棟に入居されている方、それから今後入居される方、そういう方たちの意見も聞きながら、一番えいと思われる自治会組織をつくり上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 島岡議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

国や県の事業に乗って教育活動を推進することは大変重要なことだと押さえています。そしてまた地域の活性化も、こういった事業を取り入れてやることも大事ではなかろうかと考えます。農政課を初めほかの課とも、教育委員会内にとどまらず連携を図りながら、皆さんにご指導いただいて進んでまいりたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。通告に従って3点質

問をさせていただきます。

最初に、選挙の開票事務についてお伺いをいたします。

今年春の高知県議会議員選挙から投票所の閉鎖時間を繰り上げ、開票開始時間を（午後）8時とし、開票事務改革を行うことで開票作業はスムーズに短時間で終了しました。時間外手当だけでも当初予算より300万円も削減をされ、人件費では約470万円の大幅な削減効果がありました。7月の参議院選挙については、投票用紙読取分類器も購入し、選挙区では候補者は3名でしたので、開票作業はスムーズに終了しました。しかし、比例代表の開票には多くの政党名と候補者名があり、大変ご苦勞をされたようですね。事前にリハーサルや打ち合わせはしましたか。何人の職員で対応しましたか。人件費は試算どおりにできましたか。また、選挙後の高知新聞報道によると高知県の開票効率は1.1で全国45位でしたが、本市の開票効率はどのくらいでしたか。今回の選挙終了後に開票事務改革を行い、どうであったのかの総括はしましたか。よかった点と反省点を聞かせてください。また、11月の知事選挙にはどのように生かしていくのかお尋ねをいたします。

2点目に、橋梁についてお尋ねをいたします。

昨年12月議会で、橋の耐震診断が必要ではないかとの質問をさせていただきました。そのとき、「平成19年度の交付金事業で橋梁の長寿命化計画を立てたい。」との答弁をいただきましたが、いつから取り組むのでしょうか。お尋ねをいたします。

今年に入り、5月から毎月のように中国を初め国内外で橋梁の強度不足や鋼材の腐食、金属疲労による橋の事故が起きております。6月には「三重県の木曾川大橋で橋梁の鋼材腐食が見つかり、その数時間後に大型ダンプが通過後にその腐食部分が大きく破断し、通行を遮断した。」との報道がありました。先月には、アメリカ、ミネソタ州で予想もしない突然の大規模な高速道路の大橋の崩落がありました。国土交通省は、木曾川大橋の腐食をきっかけに同じ構造の橋を調べたところ、数カ所で問題点が見つかっております。本市には、15メートル以上の橋が53、これは12月議会のときにご答弁いただいておりますが、53。それ以外にも多くの管理下の橋があると思います。本市が管理する橋は何カ所ですか。そのうち、建設後50年を経過した橋は何カ所ありますか。木曾川大橋の鋼材の破断は、建設後44年で起きております。ミシシッピー川の橋は40年であのような大惨事が起きたのです。本市では、橋梁の鋼材の腐食や、金属疲労や、橋の老化を含め問題点はないですか。定期点検を行っていますか。お尋ねをいたします。

最後に、ごみ行政についてお尋ねをいたします。

このごみについては、平成13年度よりより細かな分別収集に取り組むことで、可燃ごみの減量化に努めております。香南清掃組合の構成自治体全体でこの分別強化により、既に10%強の可燃ごみ削減が達成されております。しかし、構成自治体では、それぞれが厳しい財政状況の中運営しておりますので、香南清掃組合における一般廃棄物処理に係る小委員会では、構成自治体の負担軽減のため、収集及び処理費用の削減効果を上

げるため、いかに取り組めばよいかの検討会を行い、立案し、関係3市（香美市、香南市、南国市）に提言したのです。その内容は、可燃ごみの最終処分費用が全収集処分費用の6割を超える現状において、可燃ごみの排出量を削減することが最も効果的、効率的に解決する手段であると判断をしたのです。その判断に至るに当たっては、工科大にも協力をしていただき、財務分析、ごみ全体の分析、特に可燃ごみにおいては組成分析までを行いました。そうした分析をもとに、今後さらに廃棄物収集、処理費用を削減していくためには、さらなる可燃ごみ排出量削減が必要との結論に至ったのです。それを実効性あるものにするために、住民の意識や意見を把握するため住民のニーズ調査もあわせて行いました。その可燃ごみをどのようにすればごみが削減でき、経費もどれだけ削減できるのかを提示し、特に可燃ごみのうち紙、布類が最も多いことがわかり、これを分別することで効果があるとの判断をしたのです。この紙類の収集に常設の回収箱の設置を検討しました。仮に、3市内の中の量販店18カ所、この量販店の設置というのはいろんな問題もあり、なかなか厳しいとは思いますが。公民館100カ所、従来のごみステーション368カ所に設置した場合、初年度には設置費用1,026万円が発生いたしますが、収集頻度を増加させるコスト、年間約4,500万円よりも、回収箱の設置が経費もかからず効果を上げることができます。これにより、紙類を約890トン削減できます。この数値は住民のアンケート調査をもとにシミュレーションしたのですが、この半分の試算をしてみても効果は大きいと思います。可燃ごみを削減すると焼却量も減少し、この試算によると二酸化炭素の排出量を年間約3,900トンも削減でき、地球温暖化防止にも大きく役に立ちます。そして、炉の傷みも少なくなります。維持補修費も抑制でき、耐用年数の長期化も可能となります。やがて必要になる新しい焼却施設もコンパクトになり、投資資本も小さくて済みます。その費用対効果は大きいと思われます。なぜ取り組みをしないのですか。

こういったデータのもと、小委員会では効率のよい廃棄物処理施策を立案し、実施するための資料、その提言と一緒になぜその提言に当たるかという、いろんなそれまでの経過、分析調査とかそういうものを一緒に添えて出されていると思います。そういった資料とともに関係3市に提言を、昨年7月24日に行いました。その回答は今年の3月15日でした。なぜこれだけの日数が必要であったのか。また、その間どのような議論をしてきたのか、それぞれについて聞かせてください。

続いて、市長にお尋ねをいたします。市長は、香南清掃組合の副組合長であります。このことについて組合議会では議論しなかったのでしょうか。議論をしておれば、その過程を教えていただきたい。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 依光議員の参議院議員選挙についてについてお答えをいたします。

まず、参議院議員選挙の開票につきまして何人の職員で対応したかということですが、市役所職員が60名、それから分類器の整備1名で、61人で対応しております。（後に人件費について追加答弁あり。）

それから、本市の開票効率ということでございますが、早稲田大学のマニフェスト研究所の資料に基づきますと、選挙区で、これは開票の事務従事者が1人1分間で処理できる枚数というところでございますが、選挙区の方では2.57、それから比例代表の方では0.86ということになっております。高知県の場合、これ両方合わせてということになりますが、1.1と比較しますと、総合で香美市は1.72となっております、全国1,971市町村中682番ということでございます。細かく言いますと、高知県選挙区の方でいきますと、香美市がトップでございます。県全体でもトップ。それから、比例代表の方につきましては、県全体では7番目ということでございます。ほんで全国で682番ということになっております。

それから、事前の打ち合わせやリハーサルにつきましてという問いでございますが、開票事務従事者に対し開票のリハーサルを行いました。これは午後6時から全員を集めて、その中で同じように設定をしまして、その中で流れを一つ一つ追ってですリハーサルをこなしております。それからまた当日、開票立会人につきましても一応事前に集まっておきまして、開票の流れ等につきまして説明と協力をお願いをしております。

それから、開票事務改革。よかった点、それから反省点ということでございますが、よかった点でございますが、今回から開被台、通常の机の上に暗幕を引きまして、それで作業をしておりましたが、ちょっと腰へ一番負担のかかる高さになっておりますので、20センチかさ上げをしまして、腰の負担にならないような高さで開票作業をしております。それから、選挙区に関しましては、県議選からの引き続きとなりスムーズに進行ができた。

それから、投票所の資料。今回からであります、今までチェックをかける資料がばらばらになっておりました。それを1つのファイルに順番に並べて、見やすくまとめるということで、投票所から投票箱を送致していただいたときにその開票所で受け取りをする受け取り作業がスムーズに行えました。そのことによりまして、当初、午後8時半から開票開始の予定をしておりましたが、その作業がうまく早く終了いたしましたので、その時点で選挙管理委員会を現場で開催をいたしました。それによりまして、30分早く、午後8時から開票開始ができるということで午後8時までに告示行為を行いまして、それから午後8時から開票開始ということで、30分開票時間を繰り上げることができたということでございます。

そこで反省点なんです、高知県選挙区の場合につきましてはスムーズに対応ができたということですが、比例代表のその疑問表について政党候補者が多く判断基準が十分に統一されてなかったというか、実は159名の比例代表名簿の登載者がございましたので、その氏名が非常に似通った氏名の方もおいでますし、なかなかその判断基

準が1枚1枚、その疑問票の中で判断するのに非常に時間がかかったということがございます。これは、今後この比例区につきましては十分に検討して、かちっとたマニュアルづくりと、事前に十分に研修等もやっていかないかんといいうふうな反省をしております。

それから、最後でございますが、次の知事選にどのように生かすのかということでございますが、県議選、参議選と同じような開票作業で進行したいというふうに思います。疑問票につきましては、やはりより一層判断基準を明確にして早期終了に向けて改革をさらに続けていくということで対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 依光議員の橋梁につきましてお答えを申し上げたいと思ひます。

橋の長寿命化計画につきましては、前提条件としまして橋梁の健全度の把握、事前点検ができていくかということがもともになります。この健全度の把握につきましては、今後県などの実施をします研修会等へ職員を派遣をしまして情報あるいはノウハウを取得し、平成25年度までの計画策定につなげていきたいと考えております。この平成25年度と申しますのは、平成26年度以降はこの長寿命化計画を立ててないと補助対象にならないよということでございますので、平成25年度までに市町村は長寿命化計画を立てるということになります。

本市での橋梁の問題点はないかというご質問でございます。私ども職員が点検して危ないというふうに思ひますものは、本当に危ない状態であろうというふうに思ひます。15メートル以上の橋を昨年から点検をいたしてございますが、コンクリートのひび割れ、鉄筋の露出、舗装の割れ等の初歩的な調査で終わっております。現在の職員ではわからないような部分の危険箇所につきましても発見ができるよう、今後点検実施要領の研修会に参加をし、点検を実施できるようにしたいというふうに考えてございます。

それから、建設都計課で管理をします香美市内の橋は379橋ございます。橋梁台帳に建設年次が記載されていない橋梁もございまして実数には当たらないかもわかりませんが、50年を経過した橋は、橋梁台帳に建設年次が載っております橋だけで申しますと18橋ございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 依光議員のごみ行政につきましてお答えさせていただきます。

香南清掃組合におけます一般廃棄物に係る小委員会の検討業務報告につきましては、組合事務局より組合構成3市（香美市、香南市、南国市）の環境業務担当課で組織します環境行政連絡協議会にありました。3市がそれぞれ報告書の提言につきまして取りまとめをしたものを当協議会で意見調整し、3市の市長名で回答したものであります。回

答までに時間が経過したかもしれませんが、何回か協議を重ねております。報告書には「香南清掃組合のみの歳出削減でなく、構成3市が行う収集から最終処分、あるいは資源化にも及びますが、（それ）の全過程を通じまして最も効果的、効率的な一般廃棄物処理施策を立案、実施することが必要である。」とあります。業務報告書の提言に対します3市で取りまとめました回答について、4項目、この場で述べさせてもらいたいと思います。

提言の1つ目ではありますが「さらなるごみ減量化に向け、収集コストの増にならない常設回収設置箱を検討すること。常設回収箱は、生ごみについては臭気等で不安視する方があることを考慮し、紙、容器包装プラスチックからスタートすることがよいと思える。」また、場所についても「アンケート結果を考慮し、量販店等を検討すべきである。」ということでございます。これについての回答としましては「具体的に量販店等を考慮すべきである。」といただいておりますが、量販店に施設の設置や管理費用等の新たな負担を求めることとなり、場所の提供や費用負担に理解と協力が得られるのか。特に分別が徹底されていない状態で排出された場合、不衛生的であり、分別の指導や分別のやり直しなどについての責任の所在などの調整は容易でないと考えます。また、出された資源ごみが当該設置量販店から購入した商品の容器包装でない場合などの課題も多く、具体的な設置ルールを確立することは困難であると考えます。さらに、一般廃棄物の収集運搬は市の業務となり新たな費用負担が必要となるため、費用対効果からもどれだけの効果が見込まれるのか疑問です。こうしたことを考慮すると、現在ステーション方式で行っている分別収集方法の徹底がより効果的であると考えます。

次に2つ目の提言でございますが「生ごみ処理については、業務報告書の提言を受け100世帯程度のモデル事業として開始すること。事業場所、地区等の選定については、住民並びに自治体の積極的な協力を得られることが不可欠であり、意義の周知並びに有効性や問題点を整理し、生ごみ分別による資源化拡大に向けての指標も得られるようにすること。」これについての回答であります。生ごみの処理については意見が分かれています。南国市は「生ごみ処理機の普及により」、香南市と香美市は「平成19年度に香南清掃組合で一般家庭からの排出方法や排出場所及び処理方法について、香南清掃組合議会議員の方と3市の担当者による先進地視察なども踏まえた調査研究を開始し、平成19年度中に香南清掃組合でモデル地区を決めて、平成20年度から実施したい。このため、業務報告書の提言などを踏まえて香南清掃組合としての生ごみ処理基本方針を示していただきたい。」

次に（提言）3つ目ですが「複雑化するごみの性状に向けEPR」、これ拡大生産者責任といいますが「を含む規制強化を国に要望したことを構成市へ働きかけること。」この回答ですが「容器包装リサイクル法等の特別法の改正を国に要望する必要があります。」具体的には「3市の議会で環境大臣等に意見書を提出するよう働きかけを行います。」ということです。

次、提言4つ目ですが「分別収集の徹底強化を図り、3市統一の分別収集体系を確立するとともに、将来的には収集経費削減に向け収集業務の組合での一体化も検討すること。」についての回答ですが「市町村合併によりごみ袋の規格の統一は一部実現しましたが、すべてを統一するに至らなかったため引き続き協議を行います。ごみの分別収集方式は統一の方向で協議を行います。統一の時期は生ごみやプラスチックのリサイクルシステムの確立とあわせて協議することが適切であると考えます。システムが確立すれば分別収集体系の一本化は可能であると思います。収集業務については統一単価の基準がなく、3市でも積算根拠、距離とかステーション数、収集重量等がありますが、異なっているため、組合での統一は困難であると考えます。特にパッカー車には汎用性がないため、契約の方式によっては特に零細企業は経営が困難となり廃業に追い込まれる状況となるなどのリスクもあり、慎重な対応が望まれるので当面は3市の理念及び責任において決定することが適切であると考えます。」そこで、提言の中で考えられることですが、香南清掃組合での焼却ごみの組成成分ですが、可燃ごみの中には水分が約50%含まれております。可燃物のうち紙、布類が約60%になっております。紙類と布類の分別収集は現在しておりますが、今後さらに紙類の焼却量を減らすとすれば、まだ3市が導入しておりません紙製容器包装類のステーション収集方式による分別収集が考えられるところでございます。ただ、新たな費用負担が必要となってくることも考えなければならないということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 依光美代子議員の香南清掃組合における一般廃棄物処理に係る小委員会の報告の件につきまして、組合議会がどのような審査をしてきたか、審議をしてきたかというふうなお話でございます。

この小委員会は、いわゆるごみ焼却施設の改築等に係る特別委員会の、そうした中での先ほど言いました一般廃棄物に係る小委員会なわけでありまして、その提言につきましては、平成18年8月31日に特別委員会が開催をされまして、それに組合長、副組合長が出席をし、その中で小委員会の審議経過を報告を受け、そしてその中で話し合いをいたしております。その後、先ほど阿部環境課長の方からありましたように、人事担当の中で話を詰め、そして12月26日の議会定例会の中の組合長の諸般の報告の中でも、このいわゆる小委員会の報告についての議会としての受けとめ方、そうしたものが諸般の報告でなされております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。2回目の質問をさせていただきます。

最初に開票事務についてですが、開票改革を行うことですのでごく改善をされて、その香

美市がトップであったということ、すごいことですよね。皆さんの努力が報われて、またそのことが次への、すべてのこれ仕事につながっていくと思うがです。やはり自分たちが努力したことが報われ、評価され、するとすべてのそれが行政効率にもつながっていきますので、引き続いて開票の改革の方をお願いをいたします。

そして、比例区の方では大変疑問票があって苦慮されたということですが、疑問票というのはどれぐらいあったのでしょうか。そして、また今後はそのマニュアルづくりを考えているということですが、ぜひこの開票事務改革を行って全体的にもやはりマニュアルがあれば、担当がかわっても皆さんがすぐそれを見ればわかるというようになりますので、早いうちにそのマニュアルづくりをしていただきたいと思います。

そして、橋梁についてお尋ねをいたします。

その橋梁（の長寿命）化計画のことですが、平成25年度までに（計画を）立てたいということですが、ぜひ平成25年度まで、今から計画を立てて取り組んでいただきたいと思います。まだ日があるからということで先送りにしていたら、やはり次へ次へと用事がたくさんふえ、なかなか厳しいものが出てくるかと思います。そして、建築後50年を経過した橋が18橋あるということですが、その橋については何らその問題点というか、目に見える、目視状態で何か問題が起きているということはないのでしょうか。それと、あとそういう橋は何かあればやっぱり一定の期間、定期的に点検を、目視だけでも少ない経費で済むので続けていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それと、12月議会の答弁で「防災対策課では、その橋について自主防災組織設立時やマップづくりのときに危険地域ということで橋を見ているが、専門家でないからわからないので、関係各課と協議する。」との答弁をいただいておりますが、中井建設都計課長の方にはいつごろご相談があったのでしょうか。橋については以上、お尋ねをいたします。

ごみ行政についてお尋ねをいたします。

それぞれご丁寧なご答弁をいただきましたが、期間がかかったのも何回か協議をしてきたからそのような月日がたったというふうに受けとめましたけど、私どもこの回答書を見る限りでは、そういうように受けとめがなかなかできなかったんですよね。だからここで質問をさせていただいたわけですが、この提言については、環境行政連絡協議会に来たから、それぞれの委員さん、または担当課が持ち帰って担当課で協議をして、そしてお返事をしたというように受けとめましたけど、こういった大事なことをその担当課のみで協議をし、回答は市長名で提出をするということではないのでしょうか。市長はこの判断でよいとしたのでしょうか。この回答書を見る限りでは、何か誠意というのを感じられないように私は受け取りました。このようなことでは今後工科大の協力が得られるのでしょうか、非常に心配をいたします。これに取り組んでるぞというのは、かなり事細かに資料をつけ研究をし、やられております。そういうことを本当に真剣に協議をしたのかな。確かに量販店ですするというのはそれは大変なことですが、ただここに「量販

店」と書いてますけど、上には収集コストの大きな増にならないという中で、このつけていただいた資料の中には公民館やごみステーションで、可能なところで設置を探るといことで研究をやっています。その収集頻度を何回、1回にしたらどう、2回にしたらどう、3回にしたらどうという。それから常設場所を設置したときにどうというような、すべて財政的なシミュレーションも書き、それによって発生する二酸化炭素の量も勘案し、すべてを数字で一目にして、目で見てわかるようにしています。机上の空論といわれるかもわかりません。けれど、これは住民アンケートをもとに住民の意識調査もし、やっております。そのことを半分と試算してもかなりの効果があるんじゃないかと思いません。

それと、（提言の）1番で答えた、だからこれから分別収集の方法の徹底、そういうことを力を入れていきたいということで3月に回答しておられます。以前にも、私この議会で何度か言わせてもらったけど、やはり住民に、ごみ対策に処理費用にどれぐらい要りゆうかということを知らせる。皆さんのご協力のおかげで削減ができて、これだけ違ったよというのを毎年知らせるとい啓発、そういうことをすることが。やはりあのお知らせを出したら、その年は少なくなってるがですよ。その数カ月は、データで。やはりそれを毎年必ず1回はするべきだと思います。まして、ここへ「分別収集徹底」と書いてあれば、ぜひそれをやっていただきたい。そのことがまたごみの削減にもなり、住民の意識を高めることにもつながっていくと思います。

それから、生ごみの方ですけれど平成19年度中にモデル地区を決めて、平成20年度からモデル地区として実施したいという結論に至ってるということですが、私の思いではなかなかこの生ごみの堆肥化、私も県下各地かなり見せてもらったり、資料を取り寄せたりしました。これに本当に取り組むときは、かなりの慎重を要しないと後々大変になります。それから比べると、本市ではコンポスターやEMボカシを使うことを推進しておりますので、ぜひこの推進にもっと力を入れて、せめて年に1～2回コンポスターを使うとこうだよとか、EMボカシの使い方とか、その活用の仕方とか、そういうことをやられる方が費用対効果は大きいと思います。私も以前に何度か生ごみの堆肥化、生ごみを活用して楽しみに変えようよということでやりましたけど、そうして呼びかけると結構人も来てくださいます。そのときに出る意見が、皆さんがその困ったときに「問い合わせをどこにしたらいいの。」という声を聞くんですよね。やはりそのときに環境課の方で、電話がかかってきたときに、コンポスターがうちはいっぱいになったけどどうしたらいい。EMボカシの腐敗が、腐敗臭がしてるけどどうしたらいいといったときに答えれる、最低限のマニュアルをつくってできたらもっと推進していけるのではないかと思います。ぜひその辺も検討をお願いしたいと思います。

それと、このままの状態が続いていけば香南清掃組合のごみ処理基本計画のごみ減量の目標がありますよね。それが達成できますか。それとも何か環境課長の中で減量に対して、何か達成するための私案があればそれを聞かせていただきたいと思います。

もう1点、その容器リサイクル法に対しての意見書を提出するようというので、何か6月議会に予定したけど無理だったから9月議会にっていうふうなことを聞いてましたけど、今議会には提出をされておられませんけどいつを予定をしてるんでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 依光議員の参議院議員選挙の開票について、2回目のご質問にお答えをいたします。

疑問票はどれぐらいあったのかということですが、これはちょっと計算ができません。無効票数は586ですが、その疑問票へ流れてきた票の中で無効票になる票もあれば有効になる票もあるということですが、その疑問票が大体どれぐらいあったかということは、586票より余計あったということになります。

それからもう1点、マニュアルづくりを早くということですが、このマニュアルといいますか当日基準ということにつきましては、基本的に選挙ごとにつくります。というのは、その候補者あるいは比例の政党数、それから届け出の名簿登録者、これに基づきましてそれぞれつくるということ。ほんでそれに対しまして国政選挙、あるいは県レベルの選挙であれば、国・県の取り扱いの基準も流されてきます。それと市町村の判断をする。そういうものも含めまして基準をつくっていくということになります。というのは、やはり完全に記載された票であれば有効、無効の判定はすぐできますが、なかなか完璧に書かれておる記載ばかりではないわけですので、それが疑問票の中で一定どちらになるか判断をさせていただくことになりますので、それぞれの選挙についてそういう判断基準をつくっていくという形になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井潤君。

○建設都計課長（中井潤君） 依光議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

期間があるからゆっくりということではなく早くということですが、まず、健全度の把握ということで、計画を策定の前にしなければならぬ資料集め等がございます。これのノウハウが全くございませんので、まだ県からも研修会等の実施のお知らせもいただいておりますし、それを受講した後に点検マニュアル等の作成をして、なるべく早く計画を策定できるよう努めてまいりたいというふうに思います。

それから、50年たった橋が18橋ある、問題点がないかということですが、昨年からはぼつぼつ、ぼつぼつといいますか何橋か実施をしてございます。例えば町田橋、長大橋でございますが町田橋とか、それから秦山公園の北側に、土生川の手前に、土生川を渡って向こうっかわへ行きます。土生川へかかっております橋とか何橋か点検をしましたけれども、目立った危険箇所としてはなかったというふうに聞いております。ただ、例えば町田橋にしましても、建設当時からさびでさびをとめるという工法でございまして、最初からさびているという状況でございますので、どのさびが本当にその橋に対して悪いのかというようなことにつきましても、今後そのような情報を得て（計

画) 策定に向けていきたいというふうに考えてございます。

それから、防災マップづくりに関して橋の危険箇所ということでございます。マップづくりと危険箇所としての橋につきましても、また先ほど申し上げましたとおり点検要領、あるいはマニュアルというものを備えてございません。もし相談がございましたも判断しかねる部分があるかというふうに存じております。早急にマニュアル作成に向けて県等の研修会に参加をし、実施をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしく願い申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 依光議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

ごみの分別収集におきます予算、費用ですが、これについては、実績について過去に何回か広報でも周知させてもらったことはございます。これについてもちょっと検討していきたいと考えます。

それと、生ごみの堆肥化につきまして、EMボカシ等の活用等ではありますが、これも検討していきたいと思えます。

それと、容器包装リサイクル法に係ります拡大生産者責任ですかね。そういう部分を取り入れて法制化するということの意見書でございますが、これは一応3市の環境行政連絡協議会の方で話を煮詰めて、意見書の中の内容、文言も考えなくてはなりませんので、再度検討するようにしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 依光美代子議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

この小委員会の提言に対して回答が担当者任せで、それでいいのかというふうな趣旨のご質問だったというふうに思いますが、十分とは言えませんけれども、全部が全部を担当者に丸投げをしたという思いではございません。先ほど言いましたように、8月31日の特別委員会では組合長、副組合長も同席をしまして、その中で小委員会の審議、経過についての報告をいただき、そして1点、1点そこで検討もいたしました。

そして、12月26日の議会の中では、ごみ減量化等に関する構成市担当部署との協議経過という報告書を特別委員会からいただきまして、その中で8月31日のごみ焼却、先ほど言いました改築等に係る特別委員会の決議を受けた中での9月5日開催の、高知県中央東部地区環境行政連絡協議会総会での協議内容、また10月5日の同じく高知県中央東部地区環境行政連絡協議会でのごみ袋に関する協議会での協議内容、そうしたのも議会の中で協議をいたしております。

そして、先ほど言い抜かりましたが、平成19年第122回の（組合）議会の諸般の報告の中でも、香南清掃組合における一般廃棄物に係る諸組合の報告につきまして、構成担当課の協議によって、いわゆる回答がされてきたと。そして、その中で「平成22

年度のいわゆる2,000トンの減量目標があり、そしてごみの減量が鈍化する中で、循環型社会の構築と地球温暖化対策に向けて地域の現状等を踏まえながら、資源化、再利用化が可能な提言がされるものと期待をしておる。」というふうな形の中で諸般の報告もあり、（組合）議会の中でも論議をした経過があることをお答えとさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光でございます。3回目の質問をさせていただきます。

私の聞き抜きかともわかりませんが、選挙についてですが何人の職員で対応した、60名と1名ということで、人件費はそしたらその試算どおりで賄えたのでしょうか。そのお答えをちょっといただいてなかったのです。

それと、橋のことについてですが、そしたら中井建設都計課長さんは防災対策課の方からやっぱり危険箇所についてのご相談がありましたか。そうではなくて、もう建設都計課として独自にその見回りというか、点検に昨年から、今年からとおっしゃいましたかね、行かれてるといふ。その辺をちょっとお聞かせをください。なぜ私がこんなにしつこく聞くかと申しましたら、いろんな形でこの場で執行の方がお返事をしてください。そのして下さったお返事が言いつ放しということが何件かあるんですよ。私は、何カ月からたったら担当課へ直接聞きに言ったりはしますけど、やはりここで答弁をすることに対しては責任を持って取り組んでいただきたい。それに取り組むにもすぐできないこともあろうかと思えます。それにはそれだけの、けど、やはりそこに誠意が見受けられないと感じることが多いので、ちょっとお聞かせを。今申し上げた担当課だけじゃなくて、全体的にそういうことがあるからちょっとどうかなということでも聞かせていただきました。

それと、ごみのことですが担当課本当にいろいろと、ごみについて住民のモラルがまだまだ低い方がおってご苦労してます。それはもうよくわかります。不法投棄から始まって、搬出したごみが何もかも一緒に、分別がきれいにできなくてその汚れた大変な中を取ってきて分別をせないかんという大変ご苦労がある。そのためにも、ぜひ住民の意識を高揚させるための啓発活動というのもすごい大事になってこようかと思えます。皆さんが少しでもスムーズにお仕事をできるためにも、その啓発の方にも力を入れていただきたいと思えます。そして、先ほど環境課長がおっしゃってましたけど、可燃ごみの中には水分が50%、紙、布類が約60%あると。その3市（香美市、香南市、南国市）が何とか導入して紙容器包装（回収）ということも検討していきたいということですが、ぜひその検討もお願いいたします。ぜひその公民館やごみステーション、すべてではありません。常設の回収箱を置くとなれば広さとか要りますから、ぜひそういうことも前向きに検討してみてください。いろんな長い目で見ると、結構その回収回数をふやすより効率よくできている。これは試算だけでやってるから机上の空論だと思われるかもわ

かりませんが、ぜひそういうことも。もし始めるんだったら、やはり平成13年度の分別収集があれだけ徹底をして効率よく実施ができたのも、その前に大変な思いをされて、各公民館で説明会を毎晩のように何カ所も行いましたよね。それがよかったんだと思います。やはりそうすることで皆さんにも、住民にも気持ちが伝わります。それからわからないことがあったらその場で聞けます。だから、本当に大変な労力があるけど、大変をすると、あとで住民と協働でスムーズに効果を上げていくことができると思いますので、ぜひその辺よろしくお願いいたします。

それと、平成22年度の目標、約2,000トンの削減ということで現状でいくのかどうか、少しちょっと心配をするものです。ぜひ引き続いて組合議会の方でもその検討をお願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 3回目の依光議員の質問にお答えいたします。

ちょっと人件費につきましては、通告の中ではちょっと私読み取れてないわけでした。ここで明確にお答えをすることはできませんが、ただ、合併してその参議院議員選挙については初めてでございますので、前回の対比のしようがないということは予算の組みようもなかなか難しいわけですね。その中でちょっと、やはり余分に組んでおる面がございますので、そういうこともございましてどれぐらい削減できたかという点につきましては、初めてのことでありますので次回からやはりその削減については対比ができるということでございます。なお、要った金額については後でまたご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 依光議員の3回目のご質問にお答えを申し上げます。

長寿命化修繕計画ということで、制度の創設ということで文書が到来をいたしましたので、独自に調査をいたしましたものでございます。試しとして職員で実施をしましたけれども、先ほど申し上げましたとおり十分な調査とはなりませんので、今後正確な調査ができるようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 依光議員の3回目のご質問でございますが、（紙製容器包装の回収を）一応導入するに当たりましては、そういう内容のこと（啓発活動）も検討していきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 依光美代子君の質問が終わりましたので、暫時10分間休憩をいたします。

（午後3時13分 休憩）

（午後3時25分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 22番、西村でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

4点質問をしておりますが、すいません。3番目の質問事項が「総務」となっておりますが「企画」に訂正をお願いしたいと思います。総務でしたら間違っておりますので。それでは質問させていただきます。

1点目の行財政に関してであります。去る9月8日の高知新聞でも、総務省が7日に発表いたしました自治体の財政健全度を示す実質公債費率の市町村の状況が報道されておったところであります。この比率が18%以上になると、新たに地方債を発行し、借入れをする際に財政運営の計画を立てて国や都道府県の許可を得なければならない、財政の悪化を裏づけるものであるわけでありまして、全国では（比率が）18%以上の自治体が501市町村あると掲示をされておりました。高知県は35市町村のうち18市町村となっておりますので、半分以上がそういった財政の悪化を裏づける状況に至っておるところでございます。香美市の実質公債費率は、平成18年度の決算で16%でありますので、財政が厳しい中でも財政の悪化を裏づける団体には至っておらない状況であります。地方分権の名のもとに平成の合併が全国的に推進をされまして、地方の財政は今日一層厳しい状況に置かれていることはマスコミ等の報道でも明らかであります。そこで以上の申し述べた状況を踏まえまして、香美市も合併から1年半を経過をいたしました。行財政面において市長は合併の効果をどう評価をされておられますか。財政面あるいは事務事業面の主な点について伺いをいたしたいと思います。

また、各課においては、合併によってメリット、デメリットの影響が大なり小なり出ていると思いますが、出ているのであればそのもろもろについて具体的な答弁を求めます。当然出たおらない課はいいわけですので、出たおるところについてはどういうものが出ておるか答弁をいただきたいと思っております。

次に、2点目の財政であります。市民の一部の声として「香美市は合併をして財政的に非常に厳しくなってきた。北海道夕張市の二の舞になる。財政破綻をする。」との、そうした話が声としてひとり歩きをいたしております。今日、どこの自治体も財政が厳しい状況にあることは間違いありません。誤った情報が市民に広がることはまことに遺憾であります。今議会に平成18年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算書が議案として提出されておりますが、その決算書に、私も監査委員であります。やりにくいわけですが、監査委員の意見書として最後の結びに「平成18年度香美市一般会計と特別会計をあわせた額」、これが「歳入総額は277億6,085万8,000円。歳出の総額が268億4,014万4,000円で、差し引き9億2,071万4,000円の黒字決算である。」と。「地方交付税の大幅な増額が見込ま

れ、比較的財政状況は豊だった。」と記しております。これは合併の効果もあっておりますし、議会といたしましても行財政改革推進特別委員会を設置するなど各課の滞納状況等について説明を受け、再三委員会審査を行い、執行部に対し法的措置も含み滞納整理を積極的に推進するように取り組んできたところであります。また、何と云っても収納管理課の職員全員の努力のたまものであるというふうに私は思っております。こうした日常の努力があったことと合併の効果もあって、さきの質問で申し上げたように実質公債費率は16%になっており、県下市町村の財政状況でも中間よりは上に位置すると私は思っております。そこで、行政としても県下市町村の各種財政指標等を市の広報で公表すると同時に香美市の各種財政指標も公表いたしまして、その比較をしてもらうようにして市民に正しい情報の提供をすべきでないかと思いますが、市長の姿勢をお伺いいたしたいと思っております。

次に3点目、企画であります。合併から1年半を経過をいたしました。現在の課単位の組織機構を改革いたしまして、部制として大きく統括する部長制度を取り入れて、連携がより密にでき、事務事業の効率が上がるように他の自治体とも研究をいたしまして、組織機構の改革をするように検討すべきではないかと思うところであります。この点についてお伺いをいたしたいと思っております。

また、課の名称といたしましてもふさわしい名称に見直すべきではないか。特に挙げて言えば、市民が一番多く訪れる住民課などは市民課とすべきではないかと思うところであります。合併前の町村であればよいと思うわけでありますが、このことは市民からも時折に聞くところでありますが、市として再考すべきではないかお伺いをいたします。

このことによって、議会のこの議場においても非常に執行部の方も多いわけでありますが、やはり統括をして密にすることは、非常に連携が大事でもありますし、課によっては住民から要望がありましても、これは例えば水道課であるとか、建設都計課であるとか、公共下水が担当するとか、農政課になるとか。こういったことがあるわけでありますので、そういったものを1つの部として統合しておいて各課で持てば、そういうこともスムーズに解決をできる、事務的なことが安易にできるのではないかというふうに思っておるところでございます。遅くとも新庁舎の建設後には、そうした組織の機構を改革し、一層の事務合理化を図るべきと思うわけでありますので、その見通しも含みお伺いをいたします。

最後に、4点目の建設についての件でお伺いいたしますが、都市計画路線の新町西町線については今日まで、合併前から議会でもたびたび一般質問がなされてきましたが都市計画路線でありまして、当時の計画と現在の土地状況から問題点が解決できていないと伺っておるところであります。いま一度この路線の今日までの経過と今後の見通しをお伺いをいたします。

また、この路線は、あけぼの街道より北に多くの住宅が建築されて通勤あるいは通学で1日も早い開通を期待されておるところでありますし、特に山田小学校の児童・生徒

にとっては、現在西に行ってもあるいは東に行ってもかなり遠回りをして通学となっております。この路線ができれば直線であるので、随分便利になると思います。そのあけぼの街道の近隣に（土地を）持っている地権者の方が、山田幼稚園の直線の行き止まりの道がございしますが、あそこを使えば、私の土地だが便利だということで自分が土を盛って歩行者が通れるような状況にしたところが、モーターが暫時通り始めた。非常にこれは危険だということで、市の担当課長も行って注意をしてやめてもらったということがあります。そういったように住民といたしましては、通学、通勤に困っておりますので、うちの土地は今遊びゆうきにという気持ちで好意的にやってくれたところですけども、そういった状況にあるわけでありまして。

さらにこの路線は秦山公園線と結ばれておりますので、土佐山田スタジアムや子どもの広場、ふれあい広場にとって、土佐山田町の中心分からの重要路線として計画当時から期待をされている路線であります。

そこで、この新町西町線の都市計画道路の建設が、今少し時間を要するといいたしましても将来どうしても必要不可欠な路線であり、道路用地を早く確保する必要があると思っております。交通の便のよい住宅地域でありますので、地権者方が売却しないうちに土地開発公社等で先行取得すべきじゃないかと考えるところでありますので、市長の決意をお伺いいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 西村芳成議員の行財政につきまして、合併後の状況、行財政についてどういうふうな状況にあるのかということのご質問でございました。

住民の皆様方や、また議会を初め職員のご支援、ご努力をいただきながら、早くも合併をいたしまして1年半を迎えました。振り返ってみますと、合併前後のこの間、ご承知のとおり三位一体の改革の名のもとに行財政のあり方が大きく変化をしてまいりました。ことに交付税、補助金などの削減が具体化され、ますます都市と地方の格差を実感しているところでございます。そうした中で本市は、財政面では、交付税におきましては合併算定替えや合併包括支援などによりまして一定の増を見込むことができました。一方、市制施行に伴いまして生活保護費負担金など増加もありますが、現制度の動向を見ますと財政効果というものは大きかったのではないかとこのように思っております。

財政面で若干金額を乗せまして説明をさせていただきますが、国庫補助金であります市町村合併推進体制整備費補助金が合併後10年間で3億円交付されますが、そのうちの6割、1億8,000万円が平成18年度に交付されてきております。また、県補助金では、新しいまちづくり支援交付金としまして平成17年度から3年間で6億2,000万円交付され、平成18年度、平成19年度それぞれおよそ2億600万円ずつ交付をされております。

交付税では、普通交付税で5カ年間に約3億2,000万円が、特別交付税は3年間で約5億4,000万円が措置され、平成18年度はおよそ3億3,000万円が措置さ

れました。また、生活保護費に対する普通交付税が、合併算定替えという制度により1億4,000万円が多く措置をされております。

一方、歳出面では、平成19年度には合併振興基金の積立金1億7,000万円のうち95%の1億6,000万円の合併特例債を充当しております。また、積立金の運用益を新しいまちづくりの財源として活用いたしております。また、特別職等の人件費につきましても、平成18年度決算では平成17年度決算と比べまして、特別職給与が6,300万円、議会議員報酬が1,900万円それぞれ減額をいたしております。合併による財政面の効率化があらわれているというふうに思っております。

合併をしていなければこのような財政的なメリットはなかったわけでありまして、現在よりも厳しい財政運営を強いられ、住民サービスの低下をもたらしていたのではないかとこのように考えられますし、合併したからこそ将来必ず起こると言われております南海地震への対策、地方分権時代を向かえ専門性を持つ職員の育成や、公正かつ透明な行政運営をし市民に信頼される行政を目指すための情報公開の充実など、新たな行政需要に対応できるものというふうに考えております。

次に、指標を広報へ公表をして、いわゆる県下の各市町村との比較をしてもらうことが大事ではないかというふうなご質問でございます。市税等自主財源は4分の1と、国に依存度の高いことには変わりはない状況にあります。厳しい財政状況にあることには違いございませんが、ご承知のとおり中期財政計画を樹立いたしまして健全な財政運営に努めておるところでございます。現在のところ一部の自治体に見られるような状況には至っておらないということが、財政状況の中では伺えます。そうした財政状況につきましても、常にこのことにつきましてもは広報等で公表もしておりますが、他の自治体との比較につきましても、そのことを広報で公表するということにつきましても、現在高知新聞等で公表もされており、十分住民の方も見ていただいております。そうしたことにつきましても、掲載方法につきましてもはなお今後検討もしていきたいというふうに思っております。

新町西町線のことにつきましては、今日までの経過等もございましてので担当の方からお答えをさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 西村議員の1番の行財政で、各課は合併によってメリット、デメリットの影響が出ているなら主なものについて具体的に答弁を求めるということについてお答えをいたします。

まず、合併のメリットにつきましてもは、行財政の効率化といたしまして、こうほく3町村合併協議会で作成をいたしました財政シミュレーションに基づく職員の適正化計画の策定、それから、財政面で言いますと、中期財政計画の策定を行っております。続きまして広域的な視点に立ちましたまちづくりといった面では、香美市まちづくり計画に基づく香美市振興計画の策定。それから、行政サービスの高度化、行政サービスの向上

の面につきましては、本庁、支所での窓口の増加、これにつきましては土佐山田町、それから香北町、物部町、どこでも発行業務、住民票等が受けられる、そういうメリットでございます。それから、収納管理課や林政課といった専門性を持たせた部署の新設。それからまた健康づくり推進課では、専門職員が集合することによって行政サービスの向上が図られるなどの効果が上がっております。

デメリットにつきましてはでございますが、支所窓口におきまして対応可能なサービスと対応不可能なサービスがあるという点でございます。具体的に言いますと、外国人登録、それから住基カード発行業務、納税証明の一部（後に「税務証明の一部」と訂正あり。）が件数や個人情報の保護、職務権限の取り扱いといった点から本課対応業務となっております。支所で即時対応ができないといった面がございます。これがデメリットということです。また、地方自治体分権の推進と行財政の効率化による職員数の減員によりまして、事務量の適正化ができてなく事務負担が集中し、他の業務に影響が出ている部署もでございます。具体的に言いますと、健康づくり推進課の方で事務量の増加に伴いまして訪問時間が取れず、戸別訪問を必要と判断される対象者のみ訪問指導行っているというふうな現状もでございます。これらによりまして、合併によりまして行政サービスが低下することがないようできるだけ合併前の制度を維持しているため、事務量が增加しているという面もでございます。今後はデメリットの解消のため、その要因につきましてはの検証や、本庁、支所間の連携の強化を行い、メリットをより生かせる行財政運営を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 西村芳成議員の建設関係につきまして、都市計画道路、新町西町線の計画と見通しを問うということでございます。

この新町西町線は、昭和45年の高知広域都市計画区域の線引きの決定に伴いまして、広域市街化区域全体の幹線道路網につきまして総合的に検討され、将来の自動車台数の伸びに伴う交通量の増加に対応するとともに、良好な市街地形成に資するため延長460メートル、幅22メートルで昭和46年に都市計画決定を受けてございます。時が経ちまして、平成13年には概略設計によりまして鉄道との交差について工法検討を行いました。立体交差での事業費は36億円というものが算出をされてございます。翌平成14年には、土佐山田町総合交通体系調査ということで、費用便益費の調査をいたしました。この結果、0.43ビーマイシーとありますが、0.43の結果が出ております。この数字は街路事業の補助採択基準値1.5を大きく下回るため、街路の補助事業での整備ができないということが判明をいたしてございます。平成15年にJRと協議を行いまして、1車線プラス歩道なら平面交差も可能ということで協議を受けまして、新町西町線概略設計委託業務を行いました。その結果、延長340メートル、これは商店街から国道までを除いた延長になりますが、延長340メートル、道幅9メートルで、事

業費約9億3,000万円ということで事業費が算出をされております。この結果を受けまして、平面交差で9メートル、10億円では可能ということになりましたので、あけぼの街道までの暫定整備なども検討をいたしましたけれども、昭和46年に受けました都市計画決定のままでは難しいということがわかりまして、香美市全体の中での都市計画の見直しによります本路線の見直しの必要が出てまいりました。これらのことを踏まえまして、現状に即した見直しを検討し、早期の事業化につなげたいというふうにご考えてございます。

それから、お尋ねの用地買収につきましては、事業認定というものが必要でございます。事業認定がないと5,000万円の特別控除が認められないということもございまして、見直しの道筋が確定をしてから判断をさせていただきたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 西村議員の機構改革に関連しての課の名称、あるいは部長制設置についてのお尋ねにお答えをいたします。

ちょっと順序が逆になりますけれども、課の名称についてまずお答えをさせていただきます。

俗な表現になりますけれども、行政は生き物でありまして、行政が十分に生きる、言いかえますと、機能するように必要に応じて組織機構の見直しをしなければならないことは言うまでもございません。本市におきましても、新生香美市の機構につきましては、合併協議の段階から調整を行い、現在の組織機構が整っているということでございますけれども、当時とは制度や市政を取り巻く状況等も変化をしております、これに見合った体制に変化をしていかなければならないことはお見込みのとおりでございますけれども、いかんせん分散した庁舎機能を含めまして根本的に厳しい条件を抱えていることもあります。ご提案の件につきましては、庁舎機能と事務事業機能は不可分密接のものでございますので、今後新庁舎の建築に合わせての検討課題としております。この中では、市民の利便性とともな事務事業の効率と合理性を高めるための改編も想定をしております、それに伴って課等の名称についても市民になおわかりやすく、親しみやすいといったようなことも勘案をしながら命名をする必要があるかと考えております。

なお、部長制につきましては、より一層の組織機能の向上のためということにつきましては、そういった効果をあらしめるということは一つの期待される部分でもございますけれども、現在の管理職の人数を含めまして職制全体としてどうなのかという観点と、財政面、これは人件費になるわけですが、そういった観点から慎重な対応が求められる事柄であると考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） すいません、先ほどの答弁の中で支所の窓口におきまして対応不可能なサービスがあるという面で、「納税証明の一部」というふうに答弁いたしました。これは間違いでございまして、「税務証明の一部」に発行できない部分があるということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 合併のメリット、デメリットについて、各担当課で答弁がありましたらお願いしたいです。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

暫時、4時から時間の延長を行います。

○建設都計課長（中井 潤君） 合併のメリット、デメリットにつきまして、各課それぞれにあればということでございます。思いつくままに書かせていただきました。

合併をしましたことよってのメリットでございますけれども、旧土佐山田町は過疎地域ではなかったのでございますが、香美市になりまして全域みなし過疎ということで、過疎債が使えるということになって事業にも生かしてございます。それから、香北町、物部町の建築物に際しまして、合併前は建築士不在のため専門的なチェックということできておりませんでしたけれども、合併によりまして当課におります一級建築士への相談、あるいはチェックができるようになったということでございます。ただ、担当者には多大な業務依頼がありまして、断る場合もあるということでございます。

それから、デメリットとしまして考えられることは、支所と本庁との業務分担と申しますか、補助金、交付金、起債事業は本課扱いをするということで合併協議をされてございます。しかし、実質的には現場での業務は支所で行っていただいているということでございます。土佐山田町の場合には本課が行っておりますが。ただ、書類は本課扱いの一本化ということございまして、検査業務、あるいは確認等広範囲となりまして、時期が重なって検査日が取りにくい場合があるというようなことが起こっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 1点目の行財政ですが、メリット、デメリットについては総務課長と建設都計課長で、あとはおおむねないと思いますので、また起きたときには見よって言わせていただきます。

それでは、今建設都計課長（から）もありましたが、デメリットも一部あるということです。これは合併協議会で決められたことであるわけですね。それはその当時のおりに進めておるとお思います。これもやっぱり、合併協議会でも決めたことについても、それは事務担当と打ち合わせをした、幹事会でやったことがあるわけですので、どうしてもデメリットになる部分については今後見直しをしていく必要が、いかに合併協議会で決めておっても、市民のためになる方向でいくなら見直しをする必要があると思いますので、その点は執行部で今後検討されていくように、私の方から質問をいたしておき

たいと思います。

それから、（広報での）公表の件ですが、それぞれの指標の件ですが、市長から検討をしていくと、高知新聞等でも公表されておる。そのとおりでありますけれども、やはり市民に誤解を招くのはやっぱりそういった正しい情報が市民に伝わっておらないと。そういうことを言われる方は広報もほとんど見ておらないかも知りません、事実。ただ、端的に考えて、そういう話で言われておるかも知りませんが、それはそれとして、やはり高知新聞でも各県下の市町村の指標について出るときがあります。議員の歳費とか、首長の歳費とか、そういったものも出ますけれども、やはりそれが出たときには私はそう思って質問しておりますので、この質問をして、そのことについてやはり広報で正しい、ほんで高知県の35市町村のその指標をそれぞれ出していただいて、それに現在の香美市の指標をひっつけないと、それぞれ別個に月をまたいでするとか出ますと市民はなかなか広報を、丁寧にとじておられる方もおいででしょうけどもそういった方は少ないかも知りませんので、やはり同時に見れるような形で情報というのは提供すべきだと思いますので。そういった、せつかく執行部も皆さん方も努力されて、先ほど私が収納管理課と言いましたが、そういった努力をされているわけですので。そういった点は正しい情報を市民にお伝えするということが大事でありますので、その点についてはなお今言われたことについて再度検討を。そういつて載せるでしたら、そういった形で載せていただきたいと。県下の35市町村の指標を載せて、今度次に、別に香美市のを載せるじゃなしに同時にやはり載せないと、その比較をして正しい情報を市民に受け取ってもらうことはできないわけですので、そういった点でお願いをいたしたいと思いますので、再度ご答弁をお願いいたしたいと思います。

それから、その財政に関して、やはり行財政の中で市長からそれぞれ数字を挙げてご説明いただきました。私が聞き漏らしたかも知りませんが、もう1つは平成18年度の財政調整基金の取り崩しを、計画を8億円ぐらいでしたかね、しておりました。私は知っておりますけど、市民はそれは知らないわけですね。そういった計画があったけれども、それは今言われたような、先ほど市長から答弁があったような補助金等の問題で取り崩しをする必要がなくなったということ、これはやっぱり知らすべきだと。最初の予算ではそういう財政調整基金も取り崩しをしなければならんということで計画しておったわけですので、それがやっぱり先ほど市長から答弁があったような数字があって、必要でなくなったということ、これを正しく、やっぱり予算に基づいて現状を報告しておくということが大事だと思いますので、その点を答弁がなかったと思いますので、ちょっと私が聞き漏らしちゃったらいけません、お願いをしたいと思います。

それから、3点目の課等の見直し、それから組織機構改革ですが、新庁舎ができたということ、ございます、やはりそれぞれ庁舎が建ってもすぐということではできませんので、事前にそういったことは研究しながら調査をしていく必要があると思いますので、今からやっぱりやっておるのかもわかりませんが、そういった事務事業の見

直しは、やはり組織機構の改革をしなくちゃならないと思います。先ほどちらっと私が申し上げましたのに、各課へつながる市民の要望事項については、なかなか昔のように、昔じゃったら今やっちゃいて後で相談したらえいわということがあったらしいですけど、そういったことは現在は通らないような状況でありますので、やはり市民にやっぱり負担のかからんように事業を、市民が困っておる問題点については、そういった統合によってそのこともひとつ、その部の中で解決のしやすい方向に時間が短縮できるわけですので、そういった点では今からよく検討していただいて、庁舎ができれば、庁舎が建築されたときに即対応できるような形をしていただきたいと思います。

それから、最後の新町西町線ですが、これは計画についてお聞きをいたしましたし十分でありますけど、その用地の、買うにいたしましても税等の問題があります。そういったことも十分わかりますが、やはりこれは住宅地域でありますので、あそこにちょうど空いておるわけですので、ブローカーなんかは目をつけておるわけですので、もし高額に買い上げをされられと、家が建つとなかなか後、あそこへ建てるといっても立ち退き料いろいろ要りますので、やはり私から、議員の立場から言えば、やっぱり何らかの手立てをとって、こういう計画であるということは地権者とも協議を一定しておくということが大事であろうというふうに思いますので、その点は担当課がそういったことも、一応そういった計画で進めておるといことの手立てをとっておくということが大事じゃないかと思いますので、ひとつその点をお伺いいたしまして2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 西村議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

メリット、デメリット論につきましては、先ほど総務課の方、また建設都計課の方からもありました。ほかにも大なり小なり多少はあろうかと思えます。しかしながら、職員はメリット、デメリットとかいう部分でなく、やはり与えられた仕事を粛々と進めていきゆうという状況の中です。ただ、そうしたデメリットにつきましては、やはり幾ら合併協議会の中で審議をされておりましたが、やはり変更すべきものは当然変更もしていかなくやなりません。また、大きな変更部分につきましては、地域審議会等にお諮りをし、そうした中で説明をしながらご理解をいただくというふうになろうかというふうに思っております。また、議員お気づきの点がございましたら、ひとつご忠告をいただきたいというふうに思います。

指標の公表につきましては、先ほど言いましたように高知新聞では各県下の市町村（の指標）を公表しております。その指標を広報への載せる場合の、どういう方法にすればいいのかということについても検討せないかんですが、よそと比べてということがいろいろの見方もあるかと思えます。そういうこともございますので、なお検討してまいりたいと思います。

なお、せんだって県の方から実質公債費率についてのこの指標が速報という形で、平

成19年度でもございました。実質公債費率というのは、この平成18年度から新たに導入をされたわけでありまして、自治体の標準的な財政規模に占める実質的な公債費の割合を占める指標でございまして、地方債の元利償還に加えて公営企業の公債費への一般会計からの繰出金や、また一部事務組合の公債費への負担金なども算入しますので、自治体の債務の実態を正確に把握するというところでこの実質公債費率が導入をされてきております。これは平成19年度の実質公債費率のあらわしですが、平成16年度から平成18年度の3カ年平均として打ち出されて、各町村が出てきております。香美市の位置づけも上位にあるということが、これではわかります。そのほかに指標につきましては、財政力指数であるとか、経常収支比率であるとか、公債費率であるとかさまざまな、実質公債費率であるとか、あると思います。そうした部分を、先ほど言いましたようにどのような方法で皆さん方にわかっていたただけるのか、なお検討もしていかなければならないと思います。

それから、財調の取り崩しといいましょうか、繰り入れを当初予算ではしておったわけですが、8億円ぐらいが、全額財調取り崩しをするようばんなったという状況をおつなぎをせないかんかったですが、これがまだ抜かっておりました。そういうふうにしまして、これ財調を取り崩すようばんなった背景には、先ほど答弁をしましたように交付税等々あるいは合併算定替えによりますそうした処置、そうしたものの影響もあって、合併の効果であったのではないかというふうに判断をいたしております。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 西村議員の機構改革に絡みまして、2回目のご質問にお答えをいたします。

ご提案もいただきながらですけども、機構改革、あるいは行政サービスの観点から見ましたときに、今日、そのワンストップサービスとそれからフロアとの関連というのは、非常に大きな住民サービス、行政サービスの部分では重要な要素でございまして、こういったテーマを持っていろんな機会を経て先進地の視察をさせていただいたりとか、それから情報の収集をしたりとか、既に取り組んでおるところでございまして。こういったことにつきましては、それこそ新しい庁舎ができるまでに当然やらないかんことですので、現在そういう取り組み方をしておりますし、今後につきましても特にこの点については意を払って対応してまいりたいというふうに思っておりますので、またご指導よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 西村議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

用地の先行取得をしといた方がいいというご提案でございまして。経過でも申し上げましたとおり、22メートルの（事業費）36億円というのはできないというような状況になってございまして。つきましては都市計画決定の見直しが必要ということになってまいりまして、この変更の際にします合理的な理由というものが必要になってまいります。

法線の変更、あるいは法線の縮小ということになろうかと思えます。ただ、現在の都市計画決定のまま事業認可を受けて買収ということになりますと、それは当然事業認定を受けておりますので買収できることになろうと思えますけれども、現在そういう状況ではありませんので、計画変更、都市計画決定の見直しというのが先決になってこようと思えます。今後、事前協議の基礎資料作成を行いました上で県への協議を開始し、事前協議が整った後に住民説明会等の手続きに入らなければならないということで、若干時間を要するようになろうと考えております。用地買収に際しましては、道筋が確定してからということで課としては対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 西村芳成君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会をいたします。

次の会議は、9月12日午前9時から開会をいたします。

どうもお疲れでございました。

（午後4時09分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 1 9 年 9 月 1 2 日 水曜日

平成19年第3回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成19年9月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月12日水曜日（会期第8日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	久保和昭
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	吉村泰典	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	後藤博明	林政課長	小松清貴
防災対策課長	田中育夫	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長兼事務管理課長	二宮明男
保険課長	岡本明弘	業務管理課長	横谷勝正
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院晶一	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野泰三
農政課長	宮地和彦	業務管理課長	岡本博臣

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹 内 敬 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成19年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成19年9月12日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 11番 片岡守春君
- ② 20番 大石綏子君
- ③ 5番 織田秀幸君
- ④ 3番 山崎龍太郎君
- ⑤ 12番 久保信彦君
- ⑥ 2番 矢野公昭君
- ⑦ 4番 大岸真弓君
- ⑧ 1番 山岡義一君
- ⑨ 13番 竹平豊久君
- ⑩ 18番 石川彰宏君
- ⑪ 16番 黒岩 徹君

会議録署名議員

11番、片岡守春君、13番、竹平豊久君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。21番、西山 武君は所用のため遅刻という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りのとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 改めて、おはようございます。11番、片岡でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

本年7月24日の高知新聞に「県内消防署23年後危機「三位一体」で交付税激減。職員2割減も。県予測、8地域維持できず」という見出しの記事が出ていました。この記事では「三位一体改革や人口減に伴う地方交付税の削減で、運営費をこの税に頼っている県内の消防署が存廃の危機にさらされてる。最悪の場合、嶺北など8地域で現在の体制を維持できなくなる予測も。消防関係者は「住民の生命、財産を守る消防、救急は最も重要な行政サービス」と危機感と募らせている。」このように解説をしております。消防組織法は「消防業務を行い費用を負担する責任は市町村にある」と規定しています。県内には市単位、単独、あるいは複数町村で構成する消防本部が15あり、その下に19消防署と23の分署、出張所が配置されています。これら消防機関の運営は、国から全国の各市町村に分配される地方交付税の一部、消防に係る基準財政需要額で賄われています。ところが、三位一体改革で平成16年度以降は交付税が減少しました。さらに需用額の算定に（市）町村人口が関係するため、過疎化が進む本県では国勢調査が行われるたびに交付税が減り続けています。こうした窮状を見透かすかのように、国は各都道府県に消防組織の広域化、統合を指示しました。複数の本部を統合することで幹部職員らを減らし、その分現場の人員を確保させようとしているわけであります。本県でも、この4月に首長や消防行政関係者らでつくる検討委員会が発足し、総合、再編に向けて議論しています。国は、消防力を低下させるような統廃合はないとしていますが、6月の第3回検討委員会で県消防政策課が示した予測データは、関係者の間に大きな危機感を広げるものでした。この予測によりますと県人口が約70万人になると推計されている平成42年には、35市町村の基準財政需要額、消防については総額96億円になるとしています。これは平成17年度よりも21億円も少ないもので、雇用できる消防職員数は平成17年度の1,116名より208人も減り、908人であるとされています。職員が2割も減れば、幾ら統合で幹部職員を減らしても現在の消防署、分署、出張所の運営、維持は難しい状況になってしまいます。この推計をもとにした県消防政策課の5段階評価によりますと、現状維持のレベル1は15消防本部のうち高知市だけとな

ります。室戸市、中芸、嶺北、仁淀、土佐市、高幡、幡多西部、土佐清水の8消防本部は、現状の消防署や分署の運営が困難とされます。レベル5に分類されています。県消防政策課は「職員給与のカットや市町村からのお金の持ち出しがふえるなどの要素が一切ない場合の予測であり、実際は208人も減ることはない。」と強調しています。しかし、県が強力に押し進めようとしている次の合併構想によれば、市町村数は35から6に激減し、交付税はさらに大幅に削減され、事態はなお一層深刻になることは目に見えています。また、財政難の市町村が今後消防組織にどれだけの予算をつぎ込めるかも疑問であります。

ここで質問を行います。県によると、23年後の本市の消防署のレベルは4になると予測をされているわけです。分署に至っては救急対応のみとなっている。このことについて執行部はどのような認識を持ち、どのような対応を今後するのか。まだ先のことは言いながらも、そのお考えを問うものです。

消防署に緊急出動の要請をしたのに、要請をした側から見れば現場への到着が遅い。その理由に地域の地理や地名を団員それぞれ十分に熟知されているのか。香美市として合併後、本署と分署間の職員異動があったのか。これらの職員がそれぞれの地理や地名等を把握するために十分な手だてが講じられているのかをお伺いするものです。

平成18年3月議会におきまして、執行部からの答弁では「勤務体制の異なる勤務体制であるのに手当てについては一律に削減しておりますので、しかるべき時期に増額をお願いしなければなりません。」との発言でありました。9月6日の高知新聞に報じられた「県内14消防、1億円過払い」のニュースにあるように「香美市では平成18年度から年末年始の手当てを是正した。」とあるが、先の答弁にあります手当ての一律削減とこの是正の分も含め二重の手当ての削減がなされたと理解してよろしいのか。一律に削減された手当てについて、隊員の受けとめ方、士気に影響はないのか等の部内調査を実施したのか。また、今後の増額の見通しについてお伺いをするものです。

次に、公営住宅の運営と管理について質問をします。

本市においては、黒土市営住宅24戸が完成すれば、321戸（の市営住宅）を保有することになります。この間、行財政改革推進特別委員会の指摘や担当部局の努力により改善すべきところは改善の方向に大きく前進しつつあるとは思いますが、旧土佐山田町にありましたあしき慣例の一部はまだ残っているのではないかと。市民から公営住宅で公平さを欠いた入居があるとの情報が寄せられている。事実であれば改善しなければならないが、実態の把握はされているのかお伺いをします。

本市では、香美市営住宅条例第25条で「入居者は周辺の環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。」とうたわれております。近隣の自治体では、公営住宅への暴力団関係者の入居阻止、またその廃除に関し大変な努力をしております。本市にはそういう入居の実態はあるのかどうか。この点を、その阻止についての対応策を伺うものであります。

香美市営住宅条例では、収入超過者の認定、明け渡し努力義務、高額所得者に対する使用料等細かく条例で定められている。本市での収入超過者の実態、明け渡し請求の対応と結果についてお尋ねをするものです。

いろいろな事情により、同居する人の減少により間取りの小さい市営住宅への転居を希望する場合の対応。あわせて同居人がふえた場合の市営住宅内の転居の希望についての対応、こういう例があったのか、またそういう要望が合った場合どのような対応をするのかを伺うものです。

5点目としまして、香北町のコーポ太郎丸の家賃の一部に対して、合併前の旧香北町の施策を引き継ぎ合併後も市からの持ち出しを行っている。持ち出しの金額については、市の負担が1戸について5万2,000円とあります。こういう、恒久的にこの方策をとり続けるのは困難ではないか。経過も踏まえ、今後のあり方についての検討はなされてるのかお伺いをするものです。

道路管理と河川の管理について質問をします。

(土佐山田町) 東川地区にある県道新改停車場線は、路肩崩壊のおそれがあり、7月16日より全面通行どめにしている。中央東土木事務所によれば「崩壊地の地主が一定の擁壁工事を完了させた時点で通行どめを解除する。」とのことである。しかし「大雨等の場合には、危険回避のため再び通行どめにする。」とも聞いている。地域住民の安全確保及び生活道確保のための本市としての対応を伺うものであります。

‘98豪雨の最も被害が大きかった東川地区である。台風の時期であり、このままでは崩壊した土砂が河川に流出することは避けられない。9月1日、同9月2日の夜間に降りました雨によりまして土砂が河川に流出をしている。川床が高くなった場合の対策及び土石流等の災害への市としての対策をお伺いするものであります。

3つ目として「地区住民からこのままでは危ないため、安全確保の申し出がされている。」と地元の方から聞きましたが、地元住民にはどのような対策を講じると市として回答しているのかお伺いをします。

4つ目として、県道254号、繁藤西町線から若宮温泉方面に分岐する三差路付近は、道路が狭いため車の進入を知らせる点滅装置を設置している。しかし、現在は故障のため装置は作動していない。早急に改善、改修を県に求めることと、旧平山小学校への宿泊施設の完成を機に通行量も多くなったと思います。通行の安全と利便性向上のために道路行政の見直しを県に要求すべきではないか。

以上で1回目を終わります。

○議長(中澤愛水君) 消防長、竹村 清君。

○消防長(竹村 清君) 11番、片岡議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

消防活動についての1点目、県によると23年後の平成42年、本市の消防署はレベル4になるとされているというご質問でございますが、私の県からいただいた資料によりますと、レベル4ではなくレベル3ではないかというふうに思いますが、その点ご確

認をまたお願いしたいと思います。県が試算をし、新聞報道をされました2030年、平成42年、23年後になりますが、の本市の消防本部はレベル3と。本署において火災対応、複数ですが、それと救急対応、分署においては救急対応のみという表現で将来のサービス水準の考察ということで発表をされております。このレベル3と言いますのは、先ほど議員さんのご質問の中にもありましたように、簡単に、端的に申し上げますと23年後の2030年、平成42年になりますが、の人口予測をし、その推計人口から基準財政需要額を推計し、また、その基準財政需要額の推計に基づく消防職員数を予測して、その予測された職員数での消防救急業務はどれくらいのレベルかということで、全国平均の数値と比較して運用レベルを5段階であらわしたら3になるということをございまして、単純なレベルといいますか、全国平均と（比較を）やりますと、先ほど資料をひょっと、もうご存じだと思いますけど、レベル5のところを、例えば土佐清水でいきますと、単純に比較した場合にレベル2になったりするところもございますわね。ほんで、余り詳しいバック的なデータを考慮するとかいうところではないようでございまして、単位費用も現在の数字をそのままそちらにもっていったの計算だというふうに認識しております。いずれにしましても、23年後には消防行政の業務の運用レベルが3になるということが予測されておりますことから、消防力の強化による住民サービスの向上、行財政の効率化を図るため、国が進めております消防広域化、つまり消防本部の広域再編を県と協議、推進し、スケールメリットによります効率化を図らなければならないという考えで、現在消防の効率化の検討は行っております。県は平成19年度中に高知県の消防本部の広域再編についての県計画を策定して、国に上げなければなりません。枠組みでございますが、先ほど出ておりましたように市町村合併（後）の6、それと3、それと県警と同じように1という大きな案といいますか、考えはあります。23年後に推計されております香美市の人口は2万4,419人ということで推計されておりますが、自分らとしましても当然それに向けた、近々ではないにしても対応をしていかなければならないという認識はしております。先ほど申し上げましたように消防本部の再編という課題もございますので、消防力の強化による住民サービスの低下を防ぐためのという目的を持って、県下15消防本部が連携して取り組んでいかなければならないと、こういうふうに考えております。

それから2点目の職員の異動によって、地理、地名等の把握についてのご質問でございしますが、本署、分署間の職員の異動は、今年は4月1日付けで4名異動しております。職員が管内の地理や地名を把握しておかなければならないというのは言うまでもございせん。火災や救急要請を受け、出動場所を間違えますと時間的なロスも含めまして大変な事態になるということは十分認識しております。以前は、本署の職員は土佐山田町地域と、それと分署は香北町と物部町の地域の地名、地理的なところを覚えておれば十分であったということでございしますが、現在はすべての通報を土佐山田町の本署で受けることになっておりますので、受け付けに当たります職員は、香北町、物部町も含めま

して管内全域を把握しておかなければ受け付け任務を行うことはできないということになっております。ちなみに、新採の職員につきましても消防学校を卒業して各所属に配属後、おおむね3カ月の間に地理、地名についてはおおむね覚えていただくということで、3カ月後には受け付けの任務を補助をつけてやらずようにしております。ここ数年、県外の出身の職員も入っておりますが、逆に県外の出身の方は地理を全く知らないというところから危機感を持っておりますので、かえって短期間で覚えるというような状況もございます。そして、新しい職員につきましては、非番等の休日には自主的に地図等を持って管内を回るなど、職員としてその職責が十分果たせるよう各自で取り組んでおりますし、また職員の（地理、地名の）把握の進捗によりまして、消火栓等の水利の確認、点検に当たる機会をふやすなど、そういう手だても講じております。

それから、3点目のご質問でございますが、一律に削減された手当てについて団員の受けとめ方、士気に影響はないかと、調査をしたかということでございますが、私はこれ非常備の団員ということでございますので、非常備の団員の手当てというふうに解釈をしております、それはまったく削減したものはございません。見直しを講じたのは団員の運営の交付金でございます、これは消防団の直接の消火活動以外での団及び団員の士気の高揚や、消防技術の向上を図るための消防団活動を行うのに必要な経費でございます、旧3町村でそれぞれ取り組んできました団活動の歴史や自治体のバックアップにおきまして若干の温度差はございましたので、合併後4年をめどに香美市消防団として活動を行うことを決定しておりますことから、温度差を少しでも埋めるという意味での内容や積算根拠等、一定の平準化を図ったところでございます。この点につきましましては、いろいろご説明も申し上げご理解をいただいておりますと認識しております、士気に影響はないというふうには考えております。それから、今後増額する予定というのはいまのところ考えておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 片岡議員の公営住宅の運営と管理についてのご質問にお答えいたします。

まず、1番目の市民から公営住宅で公平さを欠いた入居があるとの情報が寄せられているという件のご質問でございますが、公営住宅の運営につきましては香美市営住宅条例に基づいて運営をしておりますが、過去の経過から必ずしも万全でない実態はございます。いろいろ指摘もされますが、現実問題としましては一つ一つできるところを順番に善処していくしかないと思っております。今は行財政改革推進特別委員会の指導もいただきながら、法や条例に基づいた運営をするよう努めておるところでございます。

次、2番目の暴力団関係者の公営住宅への入居阻止、排除の問題についてでございますが、昨日の比与森議員への答弁と同様になりますけれどもお答えいたします。

国におきまして、この6月に暴力団に対して公営住宅への入居を認めないこと等の暴

力団排除の基本方針を定めたところでございます。全国的に公営住宅などから暴力団を締め出そうとする動きが広がっておりまして、高知県でも今後暴力団排除に向けた条例改正を検討することとなっております。県下でも幾つかの市や町が条例改正を行っております。香美市では今のところ対応できておりませんが、条例改正と警察との連携を検討しなければならないと考えております。先進市町村や県の例を参考にしていきたいと思っております。

次、3番目の収入超過者に対する対応についてのご質問でございますが、香美市内の公営住宅の入居者中、平成19年度の収入超過者は5名であります。いずれも政令で定める金額以上でありまして、公営住宅法で定められている公営住宅明け渡しの努力義務者となっております。該当の入居者に対しましては、平成19年3月9日付で住宅を明け渡すように努力する義務が発生する旨の通知をしております。ただ、努力義務の段階でありますので、明け渡し請求にまでは至りません。引き続き入居する場合は新家賃、それ（収入）に応じた家賃を払っていただくということになります。

次に4番目の同居者の減少理由に、小さな間取りの住宅に転居を希望する場合の対応についてでございますが、現在までに香美市内での例はございません。また、高知県でも例はないとのこと。公営住宅から公営住宅への移りかえにつきましては、公営住宅法により制限がありますが、体の理由により階段の昇降が困難な場合とか、家族人数の増加や減少による住みかえ等については認められておりますので、入居者から申請があった場合は可能であります。

次に5番目の（香北町）コーポ太郎丸の家賃補助の施策を合併後もとり続けるのは困難ではないかというご質問でございます。

コーポ太郎丸は平成10年に建築されておりますが、30年の償還の後、市の管理となるものでございます。当時の建築費用から月額算定家賃を9万円に設定をしております。月額9万円、12戸、そして30年で償還を行うということになってございます。個人からの家賃分3万8,000円は市へ一度入金された後、高知県住宅供給公社へ支払われております。一方、香美市から残りの5万2,000円を補助金として、同様に高知県住宅供給公社に支払っております。住宅の管理につきましては県公社が行っておりまして、市の役割は費用面、使用料とか補助金になりますが、それから駐車場の申請事務となっております。そして、償還が完了しますと市からの県公社への補助金は終了しまして、家賃分は市の収入となり、ほかの市営住宅と同じ取り扱いとなります。市のものになるということでございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員の道路管理と河川への影響につきましてお答えを申し上げます。

県の新改停車場線の路肩崩壊につきまして、経緯と現在の状況をおつなぎしたいと思います。

います。県道新改停車場線の上部の開発につきましては、10年ほど前から始まっているように聞いております。‘98豪雨によりまして土譜線が被災をしまして、その災害復旧工事の折に残土処理場として〇〇氏の所有地に残土を処分したころから始まったようでございます。平成16年には地元の方から「頻繁に残土を持ち込んで危険を感じる。」ということで連絡がありまして、土木事務所、そして当時の旧土佐山田町の職員が現地を調査をいたしました。同年8月の集中豪雨によりまして県道の路肩が被災をいたしました。その折には、県が災害復旧工事で対応をしております。また、下流のダム湖の入口のコルゲート管が半分以上埋まったという状況になりましたので、四国電力と〇〇氏が協議をしまして、〇〇氏個人の負担でその流入した土砂の全部ではないかと思いますが、撤去をいたしてございます。2006年になりまして、急速に開発が進んでおります。JR線路の上部を開発をし始めたために、JRと市と県とが現状調査をしまして協議を始めております。そして、今年になりましてJRからその〇〇さん個人の開発地につきまして法定外公共物、いわゆる青線でございますが、青線の件で市へ要望がございました。その青線のふちに空石積みで垣をして残土を盛っているというような状況でございますので「その空石積みが崩れますと青線をふさいで土砂流出の原因になるんじゃないか。」と、「撤去をさせられないか。」というようなことで要望がございました。この間に森林法や産業廃棄物法などいろいろ検討をいたしましたけども、要件の範囲内の工事ということで対応できないというような判断をいたしてございます。今年7月14日の豪雨で、7月15日の未明に〇〇氏の開発地の一部が県道に崩落をしまして、土砂が道路をふさぎました。連絡を受けまして早速現地へ行き、現場で土木事務所の職員、〇〇氏と協議をし「安全の確認ができるまでは通行どめにせないかね。」というような話をしまして、崩落しましたコンクリートや土砂は取り除いて、県道上部から再度崩れないようにということで、県道から引いてコンクリートを縦につけ直すとかいうようなことで対応するというような話が整っております。それから、県道から下へ落ちましたコンクリートや土砂も取り除くように現地で〇〇さんに伝えまして、重機をおろして取り除くからという約束も取り付けております。その後、たびたび現地で土木事務所の職員等と協議を重ね、期限を切ったの通行どめの解除につきまして努力するよう、土木事務所所長あてに文書で要請をしております。

それから、2番目の（土砂が）流出することは避けられず、川床が高くなる場合の災害の対応はということでございます。崩落しましたコンクリートや土砂の取り除きにつきましては上の方からしなければできませんので、県道の上部が済んでから取り掛かるということになると思います。県道下には法定外公共物の赤線や普通河川の谷口川もございます。その復元、土砂の取り除きにつきましても要請をし、実行するという返事をちょうだいしております。

それから、地区住民の安全の確保ということでございます。この安全の確保につきましても、先ほど申し上げましたとおりに上から順々にしてこない、下からいきなりする

ということではできませんので、上からの作業待ちということになってございます。撤去前に大雨が降る。危険を感じるということであればですね、構造改善センターの方に避難をするということをお願いをしております。

それから次の、繁藤西町線の機器の設置でございます。この機器は、中山間道路における対向車接近表示システムという名称であるそうです。高知工科大学が県の協力を得まして試験的に実施をしているものでございます。車両が通行するたびにセンサーで感知をしまして、入ってきた車がありますと向こう側にライト表示をする。通過してしまおうとそのライト表示が消えるというようなものであるようでございます。その通行を感知するセンサーに異常がございまして、原因の究明に時間がかかっております。高知工科大学からセンサーのメーカーに原因究明の依頼をしておるようでございますが、まだその解明にまでは至っていないということで、復旧するよう連絡を入れているというふうにお話を聞いております。

また、通行の安全と利便性の向上につきましては、毎年県道改良を実施をしておりますが、その際に道路の拡幅や視距の改良など優先度を判断して要望してございますが、昨今の厳しい財政状況の中要望どおりの事業着手には至っておらないということでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） ご答弁ありがとうございます。11番、片岡です。2回目の質問をします。

消防の関係でございますけれども、県の方では4月に首長や消防関係者、行政関係者で検討委員会をしたということで、その統合、再編に向けての一定の、まあ言うたら23年先に皆さんも私もどうなっているかわからんけど、わからないけれども、いろいろな関係で、その統廃合の関係ではこことここという形で審議というか、検討されているのかどうか。その構想が出ておるようでしたらお願いします。

それから「賃金カットというか、手当てのカットはしてない。」という答弁でございますけれども、それは違うと違いますか。平成18年5月議会で、同僚の大岸議員の質問に対して、消防長の答弁はこういうように答えちゅうですね。「しかるべき時期に見通しを立てて増額をお願いしなければならない」ということで、その前段に「歳出削減を図るには消防予算につきましても一定の削減はやむを得ないというふうに考えております。」と。「しかし、異なる勤務体制でございますので、手当てにつきましても一律削減をしておりますので」と。「削減しております。」とここで答えちゅうわけや。しかるべき時期に見通しを立てて増額をお願いしたいということで、私の今の質問では、9月6日（の高知新聞）にも出てるその年末年始の手当ても含めてよね、そら是正したということになれば、香美市の場合は減しちゅうというように私は理解してるんですけど、その点をもう一度答弁をお願いします。

市営住宅の関係でよね、こらもう今までの経過は、今の財政課長さんの前の財政課長さんがやりよった時期にどういうことがあったかということも十分聞いてると思いますけれども、それら似通うたような形の入居があつてるのではないかと。ほんで、何を担保によね、それまあまあとか十分じゃないけどという、そういう情報はどこから仕入れた情報として持っているのかどうか。入居者の確認は、どのような形で行政としてはしゅうのか。そら年に一度収入の何か、届出か何かをして確認をしゅうと思うけど、そのあたりどういう確認がなされているのか。それから、行政としてはその部屋代さえ入ってきておればね、中身を余りせんさくしないという姿勢で今まできたのではないか。僕はこのことと暴力団入居とは大きなかかわりがあると思うわけよ。ということは、隣の町（南国市）でもご承知のとおり大分苦労しゅうと。ここではどんなことをしちゅうか言うたら、市長が南国警察署長との間に暴力団員の、南国市営住宅の使用制限に関する覚書を結んでる。1点目、これですよ。警察からの情報提供で公営住宅に暴力団がいるかどうかを確認していると。僕はこの2問目に質問したこの香美市の実態、暴力団の入居の実態。これはどっかからの情報、はっきりしたものを持っているとかいないとかという何は持つてるんですか。現状は。その点を答えてもらいたいです。

もう1つ進んでるのは、財政課長さんも言われましたけれども、そういう条例の改正も含めて今後考えていくという中で、市営住宅設置及び管理条例を（南国市は）改正していると、既にということ。

もう1つは、これから香美市も大きくかかわってくる（土佐山田町）黒土団地は本年24戸、来年20戸できるわけでございますけれども、そうなれば当然一般公募、公募で入居が始まると思います。このときによね、一般公募では応募条件として（南国市は）申込者から暴力団員かどうかの調査について同意書を取っていると。こういうこともはっきりとしなかつたら、黒土に新しく（市営住宅が）できて、公募で入ってくると。暴力団ですと言うて入ってくる人はおらへんわけよ。南国市の場合でも入った（応募した）人と使用しゅう人とは違ってきたと。使用しゅうのが暴力団であつて、入つて、借つた（応募した）人は別の人やつたというような形が現実に出ちゅう中で、こういうやっぱり入居のときの、応募の条件を明確にすべきであるというように思うがこの点についてお答えをお願いします。

それから、（香北町）コーポ太郎丸のことでございますけれども、これは議員の中からもやはりそういうやり方では、大変あこの持ち出し分が多いじゃないかということが言われてるんですと、こういう、県下でコーポ（太郎丸）のような条件が、近隣の市町村でもこういう建物が実際あり得るものかどうか。それから、財政課長さんの方から30年したら普通の市営住宅に戻るんだというお話があつてけどよね、あそこは建ててからどればあか。お答えがあつたかもしれませんが、もう一度。何年になったら30年になるのかお答えをお願いします。

道路管理の関係ですけど、建設都計課長さんは軽く答えてくれましたけどね、あそこ

に鉄橋がかかっているね、赤い、あの下に。その向こうに高齢のおばさんの人がおるわけよ。土砂崩壊のすぐ向い側、対岸にね。この人とも私は会うたけど、雨が降ったり何らしたら自分も年がいったし、もう気が気じゃないというか、安心しておれんという表現を使うわけよ。この点についてもよね、僕は上から順にいかないかと、それはわかります。擁壁をして、上の山留めのをとめないかとということはあるけど、しかし現在崩壊してる路肩から前に、結局法面をユンボでたたいて、急な法で土砂をどっさり積み上げちゅうわけよ。これがもう道路から流れてくる水によって、僕が言う9月1日と2日、僕は3日の朝見に行ったけど、9月1日の夕立と2日の夕立によって、もうとき既に河川には土砂が流れ込みちゅうわけよね。これ一気にこういうことがきたら、あの大量の、言うたら路肩に土羽をついちゃうのは、落ちた場合どういう結果になるか。それから、下に2メートルほどのコンクリート塊を置いちゃうわね。幾つか並べちゅうわけよ。それが川で横になり縦になったら、そら完全に土砂をここでせきとめて、水位は完全に上がるというようなことも含めてね、僕はあそこの高齢者の方々の気持ちを十分含んだ今後の対応をすべきじゃと思うてますわ。この点についてお答えをお願いします。

それから、道路の行政の見直しについてでございますけれども、これは市長さん、旧土佐山田町議会のときに旧武内元（土佐山田）町長に対して門脇（市長）、その当時は（旧土佐山田町議会）議員でございましたが、1.5車線拡幅のことを、ぜひともあそこの部分的な狭いところについては適用をしてくれと。県にも強く申し上げてくれというこの一般質問でのお願いを私もここで聞いた記憶があるんでございますけれども、今度は全く立場が変わりまして。

（笑い声あり）

県の方に申し上げをせにゃいかん立場でございますが、そこな点。1つには僕は条件が変わったと思うんですけど、なぜならほっと平山といいますか学校のその施設の開設によって、やはりあの道に不慣れな人たちが、やはり（県道に）侵入し出ていくというような条件の中で、皆さん運転するのが上手な人ばかりとも言えませんので、ぜひとも急に（道の）狭いところを何とか拡幅することでの努力を市長の方から、十分に頑張ってもらいたいと思うが、その点も含めてお答えをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 片岡議員、消防活動についての3点目、この通告では「団員の手当」ということで出ておりますけれども、質問の内容、先ほどの質問におきましては高知の記事を引用しまして年末年始、つまり12月29日から1月3日までの休日の手当の引用をした質問をしました。これは職員と団員と、通告では団員の方でありますのでそこを整理して質問をしてください。

消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の消防の再編についてのご質問でございますが、高知県消防広域化推進検

討委員会というのが今現在検討をしております、構成の委員さんはもうご存じだと思いますけど。県の方から大まかなスケジュールをいただいておりますが、8月、9月ぐらいから、先ほど申し上げましたように県を1ブロック、3ブロック、6ブロック、シミュレーションという形で検討をしておると思います。最終的には首長、また町村会長とか市長会とかいろんな方々との、いわゆるご意見を聞いて原案を1月に大体策定するという形で進んでおるようです。先ほど申し上げましたように平成19年度中に国の方に県計画を上げるということで進んでおりますので、県計画を上げるころまではそういう予定でございます。

平成20年から5年以内の実現をとというのも国の方針でございますので、市町村合併と同じように来年以降その枠組みを、出た枠組みで検討をするなり何なりの取り組みに進んでいくのではないかとこのように考えております。

それと、手当ての分でございますが、平成18年5月にそういうことで手当てのことについて申し上げましたのは、非常に財政的にも儉約をするという基本で消防職員の方もいっております、一般職以上に代休とか振りかえとかで手当て関係は儉約をしております。ただ、その額を削減というのは大きい数字での削減でありまして、個人の支払いの額につきましては、その条例から外れることはございませんので。それと、先ほどちょっと触れたした年末年始のことにつきましては、また改めてお答えを、ご質問いただいておりますのでお答え申し上げます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

公営住宅に関しまして、まず公営住宅への入居の仕方が、過去のいきさつはあるにせよ似通った入居が今もあっているのではないかとこのご質問だったと思いますですが、過去、現在とのどれくらいの時点からということもあると思いますですが、今に関しては法や条例に基づいた入居をするようにしております。そして、過去のことでもその状況を見まして、できるところから、善処できることはしていきたい、そういうふうに考えております。

それから、収入の確認ということがございましたですが、それは既に入居されている方でも年1回、家賃の関係もありますし、収入の確認をしております、それから新規入居の方の公募の場合でも、その収入の状況は当然聞くわけですが。

それから、入居後にも最初の約束どおりの入居やないということも、例えば暴力団関係者の、他人の入居等も可能性があるというご質問があったと思いますですが、そういう情報、そういうのが耳に入れば警察の方へも相談いたしますし、聞き合わせいたしますし、今の段階では暴力団関係者を排除するための条例改正にこれから取り組みたいと思いますし、警察とも協定なりを結んで、その暴力団関係者の情報をもらうとかいうことの具体的なシステム構築をしたいというふうに思っております。

それから、コーポ太郎丸の件でございますが、平成12年度に県公社が建築しておりますので、30年償還ですので（平成）40年になると思っておりますが、市のものになるのは。また確認をしておきたいと思っております。

そして、この個人負担の関係、今のままでいいのかというご質問でございますが、個人負担の額につきましては、旧香北町時代に県公社と旧香北町で近郊住宅の家賃等の調査とか検討を行って決定したものだと思われま。しかし、入居者の負担金を変更するとありますと、かなり手前から県公社主催の居住者への説明会などを行い、入居者の納得も得なければならないというふうな手順が当然あると思っております。県下に同様の住宅が6カ所あるようでございますが、県に聞きますと、現在個人負担を変更したところはないということでございます。県下のバランス等もあり、このことに関しましてはかなり慎重さをもって協議とかするならば、しなければならないというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

川の向かいの住民の〇〇さんからもたびたびお電話いただいております。県道の上部の作業につきましては、先週土木事務所の職員がみえて協議をいたしました。雨が降らずに順調に、土仕事でございますので、雨が降らずに順調に進めば今週中には通行どめが解除できるんじゃないだろうかというようなお話をちょうだいしております。ただ、大雨が降ったら危険が増すので、通行どめをまた大雨の間はしなきゃならないというような見通しのようでございます。県道上部の見通しがつきましたらすぐ県道下の作業にかかってもらうよう、議会終了後に早速協議に出むきたいと、馬場さんと協議をしたいというふうに考えております。

それから、道路の1.5車線的な改良ということでございます。

県道の改良につきましても毎年要望を上げてございます。できれば全線改良ということで各路線、香美市内では県道が6線ぐらいあるんですが、それをすべてお願いをしておりますけれども、1.5車線的な全線改良あるいは2車線での全線改良計画というのが、土木事務所では持ち合わせていないということでございまして、部分的な改良で現在に対応しているということでございました。今年は繁藤西町線の途中のカーブの是正ということで作業をしていただけるように思っております。今後も優先道といえますか、危険度、優先度を判断しまして、順位をつけて要望していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡議員のご質問にお答えします。

新改北部のことにつきまして大変ご心配をいただきまして、（旧土佐山田町の）議員時代私の地盤でございましたが、しっかりそれを受け継いでいただきまして、片岡議員

にご心配いただいておりますこと心強く思います。ありがとうございます。

(笑い声あり)

先ほど建設都計課長の方からも説明をさせていただきました。まず、これはご質問はございませんでしたが、新改停車場線付近のいわゆる崩壊の部分ですが、あれは‘98豪雨ぐらいのときからずっときておりまして、あの当時から私も(旧土佐山田町)議員のときに共産党さんの議員さんと一緒になって、地元の署名やらいろいろ集めて県の方、あるいはまた町(旧土佐山田町)の方にも運動してきましたし、また、当事者でありますこの開発されておる当事者とも直接談判をした経緯もあります。しかし、先ほど建設都計課長から申しましたように、1つの法的な部分の中でなかなかクリア、それをいわゆる(法律の)範囲内でやるということではなかなかクリアできないという大変な思いをしながら、さまざまな形の中で根気よくやはり対応していかなければならない。対岸にあります〇〇さん、そしてその下にあります〇〇さん、2件の家が非常にそうした危険にさらされるという部分がございますので私も家の真ん前ですので朝晩見えます。本当に私の部屋の真ん前ですので距離的にはどっさりありますけど真ん前ですので朝晩に見てまして、そういう状況については県へもしっかりと話はさせていただいております。

それと、道路の改良の件ですが、当時1.5車線の改良部分のことにつきましてもかなり町長(旧土佐山田町長)をも責め、県へも責めました。なかなかご承知のとおり切り立った、前は新改川、後ろは山が切り立っておるということで、全部1.5車線にはなかなか難しいという部分もございます。そうした中で、私、当時現実的な考え方の中で、1.5車線を要望してそれをやるよりは、もっと早うにやることはないろうかと思ひまして、といいましたら、当時オーバーレイをよくしますが、オーバーレイをしたときにはそのままへやりますので、後ろの側溝がどうしても広がっていきます。斜めにオーバーレイします。広いところの側溝は1メートルもあるような側溝ができてしまった。それでやはり道路幅が狭くなりますので、それは理屈に合わんじゃないかということで県へも申し入れまして、後ろの側溝へ全部ふたをせえと、U字溝を入れてふたをしたらそれが1メートル広がるし、50センチ広がる部分も出てくるということで、それをほとんど全線、ちょうど今もやっています。それで少しでも1メートルでも50センチでも広がって、いわゆる普通車がすれ違えんところでもすれ違えるように若干なってきました。それと同時にまた今年、建設都計課長が言いましたように部分的に山側を切るということで、徐々に改良はしています。私もうんと言いたいですけど、言うたができんじゃてずつと言われますのでなかなかやりにくい面がありますが、ぜひまたご指導、ご助言をいただけたらというふうに思います。

○議長(中澤愛水君) 11番、片岡守春君。

○11番(片岡守春君) 3回目の質問をします。

消防に対する手当ての削減の問題についてはご答弁ありがとうございます。私たち住民から見た場合、消防署の職員とは大変なご苦勞をしちゅうと。心身の鍛錬とどんな事

態にも身の危険をも顧みず、任務の遂行のために努力をしている。団員の手当て、諸条件についてはよね、やはり本当に意味深長な姿勢を今後もとっていかねばならないと思います。そういうことで私たちが団員の応援をするという気持ちでございますので、ぜひとも担当部局の方もその点は意味深長な対応をお願いします。

「運営責任が市町村にある現行法では、過疎地の消防力は減退する一方である。いずれ消防署や職員の数を減らさざるを得なくなる。消防行政のあり方そのものを考える必要がある。」と嘆いています。これは本山（町の）嶺北消防本部の幹部でございますけれども、香美市も同じ嘆きを持っていると。これから先どんどんと疲弊していくであろうというか、人口減がどんどん進んでいくであろうという香美市であり、高知県であるわけでございますけれども、こういうことに対してやはり国土の均衡ある発展ということとを戦後一貫してこの自民党政治のもとで阻害をしてきたと。若者を町に引っ張って、高度成長政策、そういう中で過疎と過密を生み出してきたという、こういう結果が長い時間の中でこういうところまで来たわけですがけれども、このまま見過ごすわけにはいかんということで担当の市長、行政の、またはその部署の方々やはり頑張っていくと、そういうことを食いとめていくということはどうしても頑張ってもらわなきゃならないというように思いますけれども、この3問目の質問には市長さんにも消防に対する、全体の消防法に対する認識をも伺いたいと思います。

それから、その（繁藤西町線）三差路の点滅の機械でございますけれども、この工科大というような大変な技術を持っている人たちがこういう長きにわたっての故障が直らんというようなことは、大変私たちも不思議でならんけどその努力はされているのか。それから改善の見通しはあるものなのかどうか。これは県民の税金でつけちゅう、市がどういうふうにしちゅうのかもわかりませんが、そのあたりの見通しは市としてはあるのかどうか。もう一度お答えをお願いします。

それから、市営住宅の管理の問題については、お話をいただきましたけれども、私が隣の町（南国市）の進んでいる、そういうシャットアウトする、ガードをしっかりすることについて3点にわたって申し上げました。これは進んでる町（南国市）のなにとして、ひとつ見習って、香美市としてもそういうことは絶対させないと。例えば、あそこに大変私も無理を言うたように思うんですけども、街宣車が黒土団地へ駐車しただけでも地元の人たちは、地元のお年よりはもう本当に安心しておれんと。毎日嫌な気分だというような関係を私の方にも話してくれましたことから言っても、暴力団が入居してくるということになったらそれ以上の結果が出てくるということも勘案せないかんと思いますので、その点ひとつ財政課長さん、よろしくをお願いします。

以上で3問、終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） まず、消防関係につきましてお答えをさせていただきますが、先ほど消防長の方からも話がございました。今、ちょうどそうした中でいわゆる消防の

広域化ということが進んでいるというか、ちょうどそうした話があるわけです。今、消防だけに限らず、ご承知のとおり警察庁の統合も課題、問題になってきておりますね。そうした中で、さまざまなやっぱり動きというものがあるわけですが、やはり警察にしる消防にしる、人命を預かる大きな大変組織、機構であります。そうした中では、地方行政にとりましても重要な部分でありますので、我々でできることにつきましては十分対応していかなければならない。また、消防長とも一緒になって進めてまいりたいというふうに思います。

それと、この繁藤西町線の三差路の点滅装置ですが、この装置につきましては私もこう前を通っております、あれがついた当時からいつも故障がちでした。センサーがなかなか難しいと思います。そして、いつも工科大生が前後でおって、その通りぐあいの中でセンサーをいわゆる操作しながら、ずっと調査もし、また調整もずっと、もう何回もしてました。それで、私も毎日見る中で、なかなかこのセンサーの調整がこら難しいんだなということ。大変便利な機械です。途中、ご承知のとおり両脇に家がありますので、そうした中でバックをなかなかしづらいところですので。それが、あれが車が入ってきたらピカピカこっちで点滅してますので、ああ車が来ようと、とまりますが。少しでもあれが機能しちよったときは、こらしょうのうがえいよと。とまったらしょういよいよ（車が）行きゆうきこれはいかんよと今は思うんですが、そういうことで工科大の先生の研究の中であれが開発されてきましたので、工科大の先生が今懸命にセンサーについての取り組みをしていただいておりますということで回復もあるというふうに思っておりますし、大変いい機械ですので、あれが本当に機能を十分し出したら、この中山間地の多い高知県では随分と普及するんじゃないかというふうに大きく期待をいたしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 3回目にご質問というよりは、ご要望としていただいたと思いますですが、公営住宅からの暴力団排除の姿勢でございます。

暴力団排除につきまして、これから警察との協力体制を構築して、そして市としましても、市も強い姿勢で取り組む。そして、公営住宅の入居者、またその周辺の住民の方の生活の安全、平穩を確保するように努めたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、20番、大石綏子君。

○20番（大石綏子君） はい。20番、大石綏子でございます。通告に従いまして一般質問をいたしますのでよろしく願いいたします。

まず1点目は、子どもの水難事故防止対策についてでございます。

夏休みも終わりましたが、毎年のようにどこかで子どもの水難事故が起きています。県内におきましても、川やため池で命を落とす事故がありました。現代の子どもは自然

とのかかわりが少ないせいか危険に対して、あるいは自分の身を守るということにうとい面があるように思います。防ぎようもない事故もあるとは思いますが、防げるものであればその対策はとらなければなりません。そこで、次の点についてお伺いいたします。

ため池等や河川には危険箇所があると思います。どの程度把握されておられるのでしょうか。現状をお伺いします。また、危険箇所がありましたら、その防止施策がなされているかどうかもお伺いいたします。

2つ目に、夏休みにおける各学校のプール、また地域にもあると思いますその他のプールの利用実態と監視体制についてお伺いいたします。また、監視員の方の身分と申しますか、どのような立場の方をお願いしているのでしょうか。監視員の方は監視員として専門性をどの程度持っておられるのでしょうか。お聞きいたします。

次に、幼児施設や学校におきましては、危険箇所やその防止策としまして子どもへの指導はどのように行われているのでしょうか。このことに関しまして、教育委員会といたしまして通達は行われているのでしょうか。お伺いいたします。

次、2点目でございます。未婚化、晩婚化への対応についてでございます。

未婚化や晩婚化問題は、人口減少社会に直結し、すべての活力に大きな影響を与える問題です。この件につきましては、過去旧3町村はさまざまな努力を行ってきたと思います。香美市になった今、未婚化や晩婚化をどのようにとらえているのでしょうか。香美市の現況とこの問題への見解をお伺いいたします。

県には、平成19年度の新規事業としまして少子化の一因である晩婚化、未婚化への対策のため、結婚を望む若者に自分に合った相手を見つけることができる機会となる、チャンスとなる事業を実施する市町村等への活動を支援する「こうち出会いのきっかけ応援事業」があります。香美市にとりましては、合併を機会ととらえ、今後ますます少子化が進む中対策の一端としまして、来年に向けましてこの事業に取り組んだらいかがでしょうかということなのです。

3点目は、6月議会で質問いたしました。この件につきまして「頑張る地方応援プログラム」の中の地域活性化応援隊についてでございます。

その6月議会のお答えでは、県の説明が7月以降であり、それを受けた後に職員に周知し今後の利用や取り組みを進めたいとのことでしたが、その後の動向につきましてお聞きしたいと思っております。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大石議員さんの子どもの水難事故防止対策について、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、ため池等及び河川の危険箇所の把握とその現状でございます。

各学校がこういったことにつきましては十分認識し指導しておかなければなりません。その点につきまして申しわけありませんが、学校が十分認識しているとは言えない

状況でございます。また今後指導していきたいと思っています。ただ、農政課の方によりまして、農業用のため池は各水利組合によって管理されております。水利構造上の危険箇所につきましては毎年5月時に防災点検をし、点検結果は池管理者に通知し、安全管理の指導を行っております。また、3カ年に一度の防災診断も行っており、管理者において看板の設置や立入防止柵などの設置、巡回などを行い、各管理者の判断のもと事故防止策を行っているのが現状のようでございます。学校も農政課と連絡を取りまして、関係機関との連携を密にし、広報紙や学校だよりなどで事故防止の啓発活動を行うことは大事でありますので、今後検討していかねばならないと考えております。

河川につきましては、毎年山田堰井筋土地改良区から管理施設での遊泳禁止の連絡が入っております。それは2カ所ありまして、神母ノ木の物部川の合同堰のところと、それから楠目小学校の下の山田分水池でございます。それにつきましては、地図と一緒に毎年学校の方に知らせ、家庭へも知らせるようにいたしております。

次、プールの開放についてお答えをしたいと思います。

鏡野中学校、香北中学校、大栃中学校、中学校を除くすべての、繁藤は小・中一緒でございますので、小学校で夏休みにプール開放を実施しております。今年は建築関係で大宮小学校はプールがありませんでしたので、香北B&G海洋センターを利用いたしました。利用実態は、詳しく申しますと大体20%から60%でございますが、詳しく申しますと大栃小学校が35%、大宮小学校が22%、片地小学校が31%、佐岡小学校が50%、楠目小学校が23%、舟入小学校が28%、山田小学校が62%、山田（小学校）は多いときは300人も1日に来たようでございます。なお、ここは午前、午後2回開放しております。それから、香長小学校が53%、繁藤小・中学校が20%というようになっています。

次、監視員についてでございます。

監視員はPTAをお願いをしております。夏休みになる直前を主にしまして、心肺蘇生講習を行いまして、それを受けていただいた保護者が1日に2人から8人、これも詳しく申しますと、繁藤小・中と佐岡（小学校）は2名、大栃小は4名、山田小は4名から8名、舟入小が3名、香長（小学校）が3名、楠目（小学校）が5名、片地（小学校）が4名、大宮（小学校）が4名から5名というようになっておりまして、教員も日直の者が主になりまして随時見回りをいたしております。B&G（香北B&G海洋センター）につきましては大宮小学校が利用した関係で、今年は非常に利用者が多かったようで平均60人となりますが、大宮（小学校）もちょっと遠くになりましたので自転車で行くのに不便をかけたとか、子どもに不便はかけました。利用者は例年より多かったようでございます。B&Gの監視体制につきましては、これは決まりがございますので2人から4人を基本にしておりますが、財団（B&G財団）が発行するアクアインストラクターという資格を有する職員が常時勤務をいたしております。臨時職員につきましては、元消防職員であったとか、また元監視の経験があった者とかを雇用して対応を

いたしております。

次、保育園や学校への指導についてでございます。

園長会、校長会で安全管理の徹底を図りました。さらに家庭へは子育て支援センターが発行しております子育てにこにこ通信、これ保育関係でございます。や、学校だよりで呼びかけております。また、直接児童や生徒には集会や学級で指導を行いました。幸いなことにそういった水での事故はございませんでしたが、今後またみんなと連携を取って、なおやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大石議員のご質問、2点についてお答えをさせていただきます。

まず、未婚化、晩婚化の対応に関しまして「こうち出会いのきっかけ応援事業」を取り入れたらどうかというお尋ねでございますけれども、このご質問の事業に関しましては、県のこども課、少子化対策チームが所管する事業でございます。ご質問をいただいたことからこうした事業があるということ初めて承知したところでございます。情報につきましては県のホームページ、ネット情報からいただいたものですが、この事業につきましては、少子化対策の新たな取り組みといたしまして、独身男女の出会いの機会となる文化、スポーツ、パーティー、ツアー、セミナーといったイベントなど出会いの場を創設する事業に対しまして、1事業当たり30万円を上限とした補助事業でございます。本年度は6件までの募集を計画しておったようですが結果といたしましては7件が採用されておるようでございます。応募資格は市町村もしくは複数の市町村による協議会、あるいは民間の非営利団体が対象となっております。本年度は、自治体としましては田野町と大川村が選定をされているようございまして、あとの5件は法人という状況でございます。

ところで、合併前にはそれぞれ旧3町村でこれに類するような事業が実施をされてきた経過がございまして、旧物部村では結婚助成金として給付する制度が香美市になっても引き継がれておりますけれども、かつてはこの助成金に該当する結婚世話人、いわゆる仲人事業でしょうか、そういったものに対しても結婚謝金を支給するという制度を設けておられておったようなこともあるようですし、また、旧香北町では農業後継者対策として結婚相談支援体制があったようございまして、また、旧土佐山田町におきましても結婚相談所が設置をされていた時期もあるなど、地域課題として取り組まれていた経過がございまして、来年度に向けての取り組みについてのお尋ねですが、この事業につきましては県との関係、これは来年度も引き続いて実際やるのかどうかということもございまして、また、今回私どもが初めて知ったようなこともありますので、この情報の受発信、市としてどう対応するかということについても一定検討する必要がありやせんかというふうな認識でございます。

次に、2つ目の頑張る地方応援プログラムの地域活性化応援隊についてですけれども、

ご指摘の件につきましては、去る8月29日に制度についての説明と事例紹介、それとその個別相談会が開催をされました。このことにつきましては6月議会で答弁をいたしましたとおり、通知を受けた後、8月1日に全職員向けのインフォメーションで。また、同月8日には全課長あてにメールで通知を行い積極参加をお願いしたところでございますけれども、残念ながら商工観光課1課のみの参加でございました。なお、この制度につきましては、民間の235名の方たちによる地域活性化伝道師と国機関等の1,700名で構成をされます地域活性化応援隊の2つのジャンルで構成をされておりました、さまざまな分野での豊富な経験を持ってアドバイスやお手伝いをいただけるということでございまして、先に全職員向けに発した情報にもこういった名簿、リストといいますか、そういったものも情報として流しております。この名簿には、こうしたその1,340名の方々のこれまでの取り組みの概要とか、検索しやすいようにキーワードまで掲載をされておりますので、今後におきましても地域課題の解決や実現のためにこうした制度や人材の活用を希望される場合は、企画課に申し出ただけであれば県の所管課を通じておつなぎをしていくことが可能ですので、随時声をかけていただければと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） ありがとうございます。2回目の質問でございしますが、まず、プールの監視体制につきまして十分な体制がとれているように思います。私、ちょっと近隣町村の方から聞きまして、その救急法とかそういう講習を受けてないままに監視をされているとかそういうことを聞きましたので、うちはどうかということまで心配しておりました。安心いたしました。

それで、ため池等ですが、防止には何と言いましても地域の大人の目が一番頼りになると思います。以前でしたら家庭の中で、あるいは隣近所で昔の事故の話が出るとか、自然に注意がされていたと思いますが、核家族や地域を知らない方もふえてきています。そこで、区長（自治）会や民生委員・児童委員さん、婦人会等では特にその類似団体ですよね。それで特に春から夏にかけて総会もあると思いますので、そういうところへちょっと文書など差し上げて目配りをお願いするとか、そういう方法がとれないものでしょうか。目配りと言いましても、実際行って、見てどうこうじゃなくても、やはりちょっと気をつけておく。現代の子どものそういう弱い面について、やっぱり大人の目が、近隣の地域の大人の目が必要であると思います。

それとあわせまして、農政課と連携しということですが、連携して、核家族やその地域外から来られた方もたくさんおいでますので、マップづくり、ため池とかそういう河川の危険箇所の、ため池とか危険箇所がこういうふうにあるという簡単なイラストのようなマップづくり。子どもに親しめる、そういったものをつくっていただけたらいいと思いますが、念には念を入れて防止策をした方が現代の子どもを救うためには、事故が起きない前に手だては必要かなと、そういうふうにあります。

それにあわせて、ちょっとこれは私が見ました。ダムで子どもが2人、その子どもの大きさはわかりませんがゴムボートに乗っている、そういうことを見かけましたので、やはりこういった注意は怠らさずをお願いしたいと思います。

それから、未婚化、晩婚化への対応についてでございますが、私もきのう、この答弁をいただけるのが企画課長さんだと知りまして、県の方では少子化対策の一端としまして健康福祉部のこども課がしておりますが、どこへこの香美市へおりてきたのかなど。そこまで本当は調べてからご質問をするのがいいとは思いましたけれども、初めて知ったということですが、これがどこへおりてきて、今までこの一般質問までの企画課長さんのところまでの、この経過ですよ。そういうものをお聞かせいただきたいと思いません。といいますのは、やはり少子化対策、今まで旧物部村、旧香北町、旧土佐山田町が取り組んできましたのは、ちょっと私は意味が、意味がといいますか違うと思いません。県は、それから日本全国にとりましても特殊出生率が1.26、2005年、去年は少し上がりましたがまた今年下がっていると。高知県におきましては出生数が6,000人を切っております。ですから、香美市の実態がどうであるとか、そういうことをちゃんととらえた上で、人口減は本当に皆さんが心配しているとおり全部の活力につながってまいりますので、こういう取り組みは少しずつでも、どこからでも取り組んでいかなければならないと思いません。ですから、お聞きしたいのは、こういう重要でありますし、また、その重要性をどこまで認識されて、職員の方がどこまで認識されているのか。30万円なんです。たったと言いましても300万円、3,000万円じゃないわけです。30万円ただけでもできることがあるわけです。これは市長さんか副市長さんにお聞きした方がいいかもしれませんけど、そういういろんな補助金が回ってきたときに、どこに回ってきてるかわからない。初めてご存じになったと。それではせっかくのチャンスも逃げてしまうんじゃないか。逃がしてしまうんじゃないか。そういった各課に何がどうおりてきてるか、そういう話し合いの場といいますか、これからどこへどうもって上げていくのか。それは市長さんよりも副市長さんあたりがかちっと指導していくべきではないかと思いませんけれども、それは職員の体制の問題だと思います。

ということで、お答えとしましては、検討する必要があるのではないかとお答えいただきましたので、ぜひこれは。今年は6カ所、6市町村で、これも聞くところによりますと7件はお金を30万円でも、半分でもいいから欲しいからというふうなことを聞きました。で7件になったとか。また、この市で取り組まなくても農業関係、商工関係、NPOですよ。そこへ投げかけをすればいいわけですから、やはりちょっとした努力で何かのきっかけが見つかるかもしれません。また、近隣の町村でも連携しつつこういう問題は取り組んでいく必要がありますし、また、そういったことも出てると思いますが、香南市あたりからも。合併をしましたので広くなりました。お互い、南国市、香美市、香南市あたりと手を組み合いながら、こういうことにももう一度チャレンジしていただきたいと思います。2回目お聞きしたいのは、その県の方からおりてきたこのル

ートでもって企画課までできましたこの経緯ですよね。少子化対策がどれだけ重要であるかのその認識、そのことについてどなたかお伺いいたします。

ちょっとつけ加えさせていただきますと、県議会の方におきましても少子化対策特別委員会を設置しております。また、そういうことですので、今年は県の予算、目いっぱい使っておりますから、来年に向けてもあるというふうにも聞いております。努力をお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大石議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁で詳しく申しませんでしたでしたが、土佐清水市で5月に事故がございました、小学生の。その直後、危険場所の点検および安全指導の徹底ということで県から通知がありまして、各学校へも知らせてありました。水泳等の事故防止につきましては、県からまた6月にきまして、連絡はしてございました。土佐清水市の事故もありましたし、その県外の事故もありました。私もあの県外の事故を聞いたときに、すぐ家の近くの鏡野公園の池のことが頭に浮かびました。あそこにも柵がございますけれど、大変低くって簡単に中へ入れるようになっております。そういったことで子どもが何か柵を越えて、県外は行きよった事故といいますが、気をつけなければいけないことだと思いました。また、香南市で6月でしたか、子どもさんが水路へ落ちて亡くなるという事件がございました。そのことで、昨日も答弁させていただきましたが、8日にありました教育行政懇談会の、たまたま私が行っておりました分科会に佐古小のPTAの会長さんがおいでしておりまして、いろいろそこでも話し合いがなされました。まだいろいろ佐古小学校では後へ残ってPTAも苦勞されておるといのか、ご心配されているようでございました。そういったことから、2回目の大石議員さんのご質問にありましたように、関係各団体へも連絡をすると、春からいうことは大変大事なことであると思います。

それから、いいことを教えていただきました。そのマップづくりの件でございます。通学路につきましては各小学校がマップをつくっておりますが、この池とか河川とかこういうことの危険地域につきましては、特別にまだつくっていないと思います。その通学路の中にそういうことを書き入れておる学校もあろうかとは思いますが、なおこういう点につきましてきちんと対応するようにしたいと思います。私も地元ですから、（土佐山田町）片地にため池がようけあることは、幾つか地域を回ったりしまして、地域教材づくりに、（土佐山田町）佐岡と片地につきましてはそんな仕事もかつてしましたので知っておりますが、ほかは私も本当に認識不足でございます。また学校と一緒になって教育委員会も、また農政課とも連絡も取り合ってやっていきたいと思っております。

それから、ダムでゴムボートに乗っておったということは、私も初めて知りました。ありがとうございました。（土佐山田町）町田堰で泳いで危ないとかいうようなことは

いろいろ心配をしまして、補導教員や学校が、主に中学生でございますが、中学生と卒業生ですけれども気をつけておりました。ダムのこともありますので、なお今後一層みんなで気を引き締めて、皆さんのお力を借りて、子どもの安全なくらしについて取り組んでいきたいと考えております。どうもいろいろ教えてもいただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大石議員の2回目のご質問というかご指摘にお答えをしたいと思えます。

今回、この事業につきましては県のこども課が所管をおるということでありまして、本市の方には幼保支援課の方に情報が伝達されておるということを今回知ったわけですが、県のこども課と幼保支援課の関係の部分については、恐らく次世代育成支援対策推進計画だったんじゃないかと思えますけど、そういった計画があるものですからこちらの方の課につなげてきたんじゃないだろうかというふうに思えます。こちらの幼保支援課の方では、未婚、晩婚ということになってくるとどうも少子化というところと直接結びつくかどうか違和感を持って受けとめた感があるかと思えますけれども、いずれにしても情報の共有というものは市の中でしっかりしていかなければならないというふうに思っております。本市ではデスクネットという、情報をみんなで共有できるシステムがありますので、今後につきましてはこういったものが十分に機能を発揮できるようなことを、みんなでもう一度確認をし合っていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 3回目ですが、すいません、抜かっておりましたのでちょっと教育長さんに。

全国的にも子どもの事故防止対策としまして、水の中で衣服を着て、そういうこともここで言うほどのことはないかもしれませんが、ちょっと抜かってたものですから、そういったこともお願いしたいと思えます。やっぱり随分と違うと思えます。そういう今の子どもは本当に思わぬところで、自分の身を守るということができないと思えますので。

それから、企画課長さん、これも抜かっておりまして、頑張る地方応援プログラムの中でのその中央からの応援隊ですけれども、ないという。これからもっと、やはりまちづくりにはまた別の視点でのアドバイスとかが必要だと思います。6月議会では市長さんの方から財源も伴うのでということをお聞きしましたけれども、これはアドバイザーを呼びまして、どれくらいの期間かはわかりませんが、ちょっと具体的におわかりでしたら教えていただきたいと思えます。その期間、やはり市がその給料なり何なり見ていかなければならないものなのかどうか。その点で財源が伴うかどうかということでは

うか。やはり中央からこういう方を呼びますと、職員さんの士気を高めます。仕事に対してスピード感も違いますし、あらゆる面でお手本になるはずだと思いますが、過去旧3町村それぞれ国から派遣職員さんを引っ張ってこられた経緯はどうかはわかりませんが、私の知っている限りは過去経験もありまして、やはり違うと思います。そういう点で今後の、人材はそろっているでしょうけども新しい視点で、やはりグローバル的な視点でもっていかないとまちづくりはできないと思いますので、その点もう一度ご答弁をお願いいたします。

以上終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大石議員さんの3回目のご質問にお答えいたします。

すみません、私もいろいろありましてきちんとお答えができていかなかった部分もありますので、つけ加えてお答えさせていただきます。

先ほど危険箇所、土佐清水市の件で通知がありまして、学校へ通知してありましたので、ここで名前は言いませんがいろいろ防止対策はできていないけれど把握しているという学校がほとんどでした。3校だけ把握できてないというところもありました。それから、安全マップにつきましては作成をしているというところが3校ありました。あとは作成をしていないところがほとんどでしたから、2回目のようなお答えをさせていただきました。今後とも作成するようにしたいと思います。

着衣水泳の件ですが、今年は大柵小学校がやりました。今年は大柵小学校だけと把握しておりますが、毎年のようにどこもやってはおります。なお指導していきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大石議員の3回目のご質問で地域活性化応援隊についてのご質問についてお答えいたします。

この応援隊の事業ですけれども、応援の仕方というのはいろいろ想定されようかと思えます。例えば、こちらに職員を派遣をしていただいて、ともに仕事をしていく中で新しいものを見出していくとか作業していくとかいうこと、いわゆる駐在型の形になりますと人件費等の負担の問題が出てきますし、それからまた時々呼んで来ていただいて見ていただくとか、直接現地ですでいただくというようなことになりますと、これもまた旅費負担とかいうことで、一定の財政負担を伴うことにはなります。また、一方でそのアドバイスだけをいただくというようなことも可能ですから、そういったことであれば財政負担を伴うということには基本的にはならないかというふうに思えます。いずれにしても、たくさんの方が、すぐれた人材の方が名を連ねておるわけですから、こういった方々を利用しないという手は一方ではないというふうにも思えますので、また改めて庁議等を通じまして、こういった情報を重ねてお伝えしていく中で利用していただくような、積極的な対応をしていただきたいという、これは私も相手があることですから

1人頑張ってもどうしようもないことなのかも知れませんが、情報の出し方、進め方がまずいということであるならば、私自身もそこら辺についてはもう少し対応を考えていきたいというふうに考えております。そういう意味では、ご質問の趣旨、財政負担については応援の仕方、求め方によって状況が変わってくるということでございますので、そういったご答弁にさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） すいません、訂正させていただきます。

課長に言われました。「大栃小」でなくて、着衣水泳は「大栃中」だようでございます。訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（中澤愛水君） 大石綏子君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番の織田でございます。通告に従いまして何点かお伺いをさせていただきます。どうか、わかりやすいご答弁のほどお願いをいたします。

まず初めに、質問書（一般質問要旨）の中でちょっと訂正がありますが、私の項目の「片地川の状況について」、9ページのところですが、上段から4行目、「堰を管理している農業委員や」とあります。その「農業委員や」というところを消していただいて、「土地改良区」に変えていただきたい。はい。すいません。

今年3月の定例会で、未来の子どもたちにきれいな川をと、そう言って一般質問を行いました。ホタルが飛び交うきれいな川を取り戻すためにも生活雑排水の垂れ流しを防止しようと、そういう内容でありました。昔は、川でよく遊んだ記憶はだれもが抱いていると、そのように思います。今の川からは想像できないような豊かさがありました。そこに生息する生物の豊富さや量の多さだけでなく、子どもたちにとってはあらゆる生き物の発見の場でもありました。しかし、多くの川が近代化の波の中で確実にその姿を変えてきた。次世代の子どもたちの健やかな発育のためにも、昔のような多くの生き物との出会いに満ちた川を取り戻したい、このように願うからであります。香美市において河川のことといえばだれもが物部川を思い起こすことではありますが、物部川につきましては濁水問題を初めあらゆる角度から改善に向け検討がなされていますので、今回、片地川を取り上げました。片地川といえば平成10年9月の秋雨前線による豪雨で堤防が決壊し、濁流は近くの老夫婦を襲い、体の不自由なおばあさんが亡くなるという痛ましい出来事がありました。その後、この川には4カ所の堰がつくられました。可動堰の

立派な堰であります。上流に水をため用水路などへの取水を容易にしたり、計画的な分流を行ったりと多目的に用いられることで、皆さんもよく知るところであります。しかし、今やホテル橋からの眺めは一面にアシや雑草に覆われ、川底が見えず、さらにはそれぞれの堰につくられた魚道は全くその役目を果たしていない状態であります。河川の管理は中央東土木（事務所）、河川課がやっていますが、早急に対応しないとこの川に住む生物の生態系までも壊してしまうのではないかと、そのように心配するからであります。平成17年までは片地小学校の児童や地域住民の協力でホテルの幼虫を放流していた、そのように伺っております。今は放流どころか川底はアシが生い茂り、川岸はまるで草の山で子どもたちも寄りつけない、そういった状態になっております。この川は山田堰より唯一下流に位置するため、以前はアユの遡上も見られたとのことですが、小さな川の問題ですが、地域の人々にとっては身近な川として親しまれてまいりました。

以上のことから堰を管理している土地改良区の皆さんを初め、地域住民の方々にも協力を呼びかけ、昔のように子どもが遊び、自然とのふれあいの中で多くのことを学びとることができる本来の片地川を取り戻したい、そのように思います。どうかその点で改善に向けての見解をお伺いをいたします。

2点目でございます。敬老会についてですが、これは昨日の千頭議員との答弁が重複する箇所がありますが、差し支えない範囲内で答弁のほどお願いをいたします。

今年もあと5日で、間もなく敬老の日を迎えます。ある地区では、開催当日に向け踊りや歌の練習を大勢がわいわいと楽しくやっているとお聞きをしております。しかし、またその反面、今年も開催を見送るとの地区もあり、残念がっている人もいます。聞くところによれば、ある人は「合併前はこんなことはなかった。」とか、参加できない人たちは「我々はもうどうでもえいがかよ。」といったようなつぶやきを聞いております。今日の豊かな生活を享受できるのは、戦前戦後の混乱期を乗り越え、高度成長期を働き抜いてこられた方たち（のおかげ）であります。地域社会のため、さらには国家のために尽力された方々に敬意と祝意を表す習慣はすばらしいことと思います。旧土佐山田町では、合併前は教育委員会主導で各地区公民館単位で開催されていきました。はがきで参加の有無を確認し、多くの人々が余興を交え楽しいひとときを過ごされたとのことあります。合併後は各自治体単位で行い、参加した75歳以上の方に対して1人1,500円の補助があるとのことあります。以下の点についてお伺いをいたします。

まず1点目ですが、香美市合併の前後の旧3町村の補助対象者と実質支払った人数をお伺いいたします。

2点目といたしまして、本来受給対象者は75歳以上の全市民である、このように受けとめておりますが、自治会単位での開催には問題があると思います。今後もこの体制を続けていくのかどうかお伺いをいたします。

3点目、自治会、大小さまざまあります。資料の中には共同開催も可、そのようになっておりますが、会場が確保できないために開催（中止）を余儀なくされている、そ

ういう地区もあるのではないか。世帯数の見直しを含め、見解をお伺いいたします。

最後4点目ではありますが、参加できない方々へ記念品などの贈呈はできないか問うものでございます。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 織田議員の片地川の状況についてというご質問にお答えを申し上げます。

織田議員の言われますとおり片地川は県が管理をする河川でございまして、現在は中央東土木事務所が維持管理に当たっております。担当者のお話では、管内の河川、道路を含めた全般につきまして「従来のように土木事務所だけでは維持管理が困難になってきている。」というお話でございます。近隣住民や関係者とともに清掃等の作業をする、いわゆる協働を進めております。道路でしたらロードボランティア、河川でしたらリバーボランティアに登録をさせていただいて、事業計画を立てて土木事務所と協働作業を行っているという状況であります。今年は穴内川で実施するように計画をしておりますようですし、その他、多くの河川でも実施をしておりますので、土木事務所とご協議いただければというふうに考えます。経過と結果が良好で全市内に、市内全域の河川に波及すれば非常にいいことだというふうに考えております。

また、堰につきましては、堰の管理者の意向なしには魚道の設置などの改築は困難であります。まず地域の機運が重要ですので片地川を地域の自然資源として、多くの人たちが参加できる体制を地域、農業者、行政が一体となって水辺環境を守る活動が必要というふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 敬老会につきまして織田議員の質問にお答えをいたします。

合併前の補助対象者とその実績というお尋ねでございましたが、平成17年度の対象者は5,427名。実績で2,910名でございます。ただしです、この平成17年度の対象となっておりましたのは土佐山田町、物部町では70歳以上と、香北町では75歳（以上）、現在のものと同じです。

それともう1つは、香北町、物部町では記念品の配付のみでもこれを対象といたしておりました。実績の2,910（名）のうち、香北町と物部町では2,227（名）ということになっております。2,227（名）です。

2番目に自治体単位の開催には問題があるが続けるのかと、こういうことでございましたが、確かに自治会の役員の方には大変ご負担をおかけをしております。そのことはよく承知をしておりますが、事業の趣旨、目的等をひとつよくご理解いただきまして、大変ではございますけれども開催をお願いをしたいというふうに考えております。

役員の皆さんには事前の打ち合わせでございますとか開催の準備、当日の催し、会計あるいはその補助の手続きなど多々ございますので、大変ご負担になっておりますけれども、どういう催しをするのかということで本当に悩みを抱えておるといこともよく聞きますが、高齢者の方に聞きますと「地元のなじみの者と歓談できて元気にさせてもらった。」、「案内を受けて楽しみに過ごしている。」というようなお話も聞かせていただいております。昨年も高新の方にもそうした投稿もございましたが、これを見ますと、やはり高齢者はささやかな集いでも十分喜んでおられるということで、敬老の趣旨が生かされているというふうに私は考えております。ですから、役員の皆さんには肩の力をひとつ抜いていただいて、地元の寄り集まりというようなことでやっていただいたらというふうに思いますし、また、経験を重ねることによりまして負担感を軽減させるのではないかとこのように思っております。そのことから、いましばらくこの敬老会の開催の様子を慎重に見守ってまいりたいというふうに考えております。

3番目の自治会によっては開催のできないところがあったのだがということでございますが、そのご相談を受けた町内会（自治会）につきましては高齢者の数が大変多いということで、町内に適当な集会所がないというようなことで見送らざるを得なかったというお話でございました。しかし、町内会（自治会）以外のところにも施設はございますので、そうしたものを利用するというようなことも考えられますし、今後、町内会、自治会の方々から新たなご提案もあるかと思っております。もちろんその際には補助事業の趣旨、目的に照らして検討させていただきたいというふうに考えております。

出席できない方に記念品の配付をしてはどうかというお話でございました。現在の補助事業の趣旨、目的からいたしますと、これは補完的な方法だというふうに思っています。記念品の配付も敬老の1つの手法だというふうには私は考えておりますが、事業の趣旨、目的からすると補完的な手法だというふうに考えておりました、したがって補助総額の中で工夫をお願いをしたいというふうに思っております。補助金総額の中でそうしたことも1つ含めて工夫を凝らしていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） はい。2回目の質問をさせていただきます。

片地川についてですが、なかなか中井建設都計課長の方も具体的にこれをやります、あれをやりますとなかなか、管理が県の方でして、なかなか答弁しづらいところもあったのではないかと思います。ご丁寧に答弁をしていただきましてありがとうございます。私は一番の問題点は何かと、せっかくのあのすばらしい4つの堰ができ、かなりお金もかかっていると思います。そして、その堰は先ほども言いました、生態系を壊すんじゃないかと。あそこには以前は物部川が濁ったりしたらアユが遡上、上がってきたり、またハエとかケガニ、そういったものもたくさんいて釣りもされておった。そして、さらにはまた以前からあそこはホタルの飛び交う、そういった名所いうんですか、地域

でもあり、なかなかホタルも減ってきたのでということでホタル工房の皆さんたち、小学校の生徒の皆さんが幼虫を育成してホタルの放流をしておったと、そのようにも伺っております。県の方に電話をしたときに、県の担当者は「平成17年までは幼虫の確保はできた。」、ホタルが食べる貝がいるわけなんですけど、そして「いろいろ多方面からもホタルの幼虫が欲しいという、そういう要請もあって、なかなか平成18年、この平成19年には放流はしてない。」、そういうことを言われておりますが、とにもかくにも、やはり現状を見たら魚道は一切水が流れてないと。堰の上にはあふれて水が流れておりますが、魚道側に一切水が流れてないということは、やはり設計段階からちょっと疑問点があるんじゃないかと思えます。そして、まさに三位一体、少子高齢化、いろんな財政困難の中で、社会保障、年金、医療、介護、福祉といったそういったことにかなりウエートをだんだんだんだんと置いていかなければならないこの香美市の現状を考えたら、香美市の何かの財政をそこに充てるとかそういうことはなかなか厳しいと思えます。ほんで、大事なことは地域住民の皆さんの参加も得ながら、あの片地川は当初、土地改良区の皆さんは自然環境ですかねそういうこともありまして、あそこの土手のところを全部コンクリートの側壁にという、そういう話があったそうなんですけど、さっき言うた自然環境のそういった影響でそれはまあ取りやめになったということで、実際運営をする側としてはコンクリートでやったら草も生えてこんであろうし、そういった維持管理の面では楽になるわけなんですけど、先ほど言いましたそういう堰がありまして、今はもう草ぼうぼうになっております。要はそのアシや雑草が生えた、確かにそのアシや雑草いうんは川の浄化作用、そういう働きもするわけなんですけど、余り多過ぎてもう一切川底が見えんような状態のところもあったりします。香美市にも多くの河川がありまして、もう確かにどれもこれもということは大変だろうと思えますけども、我々もまた地域の皆さんにも呼びかけをしながらボランティアいうんかそういう形で、草刈りでもちょっとずつでもやれるんだったらいう、そういう思いでまた取り組みをしていきたいと思えます。

そういうことで、また中井建設都計課長の方もいろいろこちらの方からまたご無理を言うていくかもわかりませんけど、そのときはまたご協力のほどよろしく願いをいたします。もう答弁の方は構いません。

そして、敬老会ですが、これは旧土佐山田町は70歳以上からということで合併前はありました。私が聞いたかったのは、合併前は地区の公民館を対象。そしたら公民館長が往復はがきを出して参加の有無をチェックできました。今、各自治会でということは、地域の町内会長（自治会長）を初め班長さんがずっと回ってやっていかんといかん。そして、そういったところで我々の地域周辺の方も多くの自治会がようやらんと、そういったことでやめたいということも耳に入っております。そして、合併前と合併後の補助を受けた対象に、70歳以上であったということで正確な数は出んわけなんですけど、その一点が知りたかったわけなんです。私が言いたいのは、これは各町内会長（自治会

長)さんにやりますか、どうですかいう、そういった事前に文書がきます。やるのであれば何人ぐらいの、まあ言うたら参加者の予定をしておりますかという、(問い合わせが)あります。そしたら当然、平成18年度もできないいう、そういう返事があった地区があります。そういうその地区に対してはなぜできないかという、そういうお伺いはしたかどうか。そこをひとつお聞きしたいのです。

そして、3点目、大小さまざまな自治会、そしてこれは開催するに当たっては、高齢の方はべた座りというのができんわけなんですね、いす席を設けんといかんとか。そしたらある程度集会所、公民館等を含めて広さ、そういうものが要るわけなので、そういうことを勘案したら小さな数世帯の自治会ありの、こっちは300(世帯)以上の、土佐山田町においてもですよ、300(世帯)以上のそういう自治会もあります。そしたら、その300(世帯)以上ある自治会がその地域の公民館でできるかどうか。先ほど答弁でありましたようにどこか公民館か学校を借りたらできるやない。今、自治会単位でやるいうことの最大のメリットは近場いうことなんです。暑い中高齢の人が楠目小学校の体育館の方まで行くかと、なかなか厳しいものがあつた。近くでやっていただける、そらえいもんじゃ思いよつたらうちはできんぞよと。うちの公民館ではみんな入り切れんぞと。そういった地区もあるということでございます。言いたいことはたくさんあります。

そして、この最後の4点目に参加できない方へ記念品などと、などを書いておりますが、きのう議会が終わって家へ帰りました。そしたら封書が家へ届いておりました。福祉事務所ということで封書が。あら、ひょつとこら敬老会に対して予算が余りそうなんです。プラスアルファをまたくれるんじゃないかいう、そういう思いを込めて封を開けてみました。そこには市長の長文のメッセージが入っておりました。本当にすばらしい内容で、このメッセージを紹介したら参加の高齢者の方は本当に喜ぶのではないか、そう思ったときに、やはり大切なのは細やかな配慮、心遣い、そういうもんが大切になってくるのではないかと。

そして、私はこれ市長にお伺いしますが、この記念品などということで、せんだってほっと平山に視察研修ということで議員、我々参加をさせていただきまして、そこには間伐材でつくってはがきいうんですかね。100円か110円か何ぼが言うてました。こういうもんがありました。はがき1枚でも結構です。敬老会の皆さん、お元気ですかいう、そういう形で、もし出せるのであれば参加ができてない、そういう全員に市長名で出したら、ちょっとぐあいが悪いんであればまた福祉事務所、敬老会担当でも構いませんが、はがき1枚やったら50円、そのほっと平山であったような木のはがきにしたら切手をはったら200円ぐらいかかるかもわからんですけど、予算内でそれをぜひやっていただいたら。病院で、また家庭で寝たきりの老人の方もおいでになります。本当にそういった方が香美市は我々のことを忘れてないんだと。そんな思いで喜んでいただけるのではないかと。そのように思いますが、最後は市長の方から一言お願いをいたしま

す。

以上、2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 2回目のお尋ねにつきましてお答えをしたいと思います。

開催ができていないところについて、しっかりその把握をしておるかというお話でございました。率直に申し上げまして、どういう形でできなかったということを十分把握をしていくという状況にはございません。きょうご指摘をいただきましたことから、そのあたりもしっかりと調べていきたいというふうに思っております。昨日も答弁させていただきましたように、平成18年度からは、平成19年度に向けた場合に開催する会場も非常に多くなってきておりますし、参加を予定される方もふえております。そうしたことから、現在やっておりますことには十分反省するべきところもあろうかと思いますが、そして地域が積極的に受けとめておられるというところから、こういう形で続けてまいりたいというふうに思います。具体的にご指摘がございました会場の中、座ることのできないお年寄り、そういう方が参加のできるような状況になっているか、そういうところも調べたかということでございますけれども、敬老会だけではなく日常の地域の集会にも高齢者は顔を出すわけで、そういう場合も大変不便をされておるというふうに思いますので、敬老会だけでなく集会所の充実がどうなっているのかということについても、担当課とも連携をいたしまして勉強させていただきたいというふうに思います。

それから、地域に適切な会場がないということで開催をすることができなかったところにつきましては、先ほどもお答えしましたように地域から新たな提案もあろうかと思えます。分割の方法でありますとか、あるいは思い切って共同開催をしてもとの公民館のようところでやりたいとかいうふうな提案もあろうかと思えます。そういう際には積極的に検討したいと思えます。しかし、地域の中で、地域の身近なところでやるという提案なんだからそれを生かせるようにやれと、こういうことでございますので、いまだ少し勉強させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 織田議員の敬老会についてお答えをさせていただきます。

今年も敬老の日を迎え、また敬老会という1つの催しの日を迎えまして大変お世話様になっておりますし、また議員の皆様方にもいろいろとご心配をいただいております。大変自治会の皆さん方にはご苦勞をおかけをいたしておりますし、また先ほど福祉事務所長の方から答弁をさせていただきましたように対応が、大変自治体の皆さん方へのご苦勞というものも配慮した発言にはなっております。大変ご苦勞であります。ただ、ここで、先ほどのご質問の中で記念品などということの中で何かできないかというふうなことでございました。昨日から話をさせていただいておりますように、やはり地域の中

でお年寄りを大事にさせていただく、そういう思い、気持ちというものをやはり地域の中で持っていただくこともまた大変大事だというふうに思います。そうしたことから、地域の方々がそういう何かいわゆる物でもなく、やはり気持ちというものも大変大事であろうかというふうに思います。地域の中で考えさせていただいて、そして、その予算の範囲内の中で出席をされてない方に対しても何か気持ちが、また物が伝われば地域の中でお年寄りの位置、存在意義というか、そうしたものが大きくなるのではないかというふうに思います。また、地域全体がお年寄りに対する尊敬の念が高まってくるのではないかというふうに思います。市長の方からのそれぞれの手紙ということでございますが、そうした方法も考えられないかもしれませんけれども、かえって気持ちがそこで通じればいいんですがなかなかどうかなという部分もございますし、大変な貴重なご意見とはお伺いしましたが、なおそうしたことも検討はできるかできんかわかりませんけど1つのご意見としてお伺いをいたしておきます。

○議長（中澤愛水君） 織田君、質問だけやる。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） はい。織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。議長のご指名ですので質問させていただきます。3番、山崎龍太郎、通告に従い順次質問をいたします。

まず、最初に地方税、国保税の滞納問題等について、今後の方向性に関して私なりの見解を示し執行部の答弁を求めるものであります。

その前に若干、国民生活の実態に触れておきたいと思います。全国での国保税、料の滞納世帯数は480万世帯、10年前の62.1%増。うち4分の1の122万世帯が短期被保険者証発行世帯。35万世帯が被保険者資格証明書発行世帯であります。貯蓄についてですが、2割を超す世帯が貯蓄ゼロとなっております。生活保護世帯数は申請等が厳しくなる中でも105万世帯に達しようとしています。倒産件数に至っては、2006年9,300件と、この数値も悪化し続けております。背景には中小零細企業の業況は依然低迷したままで、業況判断指数、DIはマイナス60からマイナス70を推移している現実がございます。そのような中、営業所得が300万円以下の世帯が60%に達しようとしています。あわせて申せば、営業所得だけで生活できないので何らかの対策を講じているという方々が、これも60%を超えているという調査結果も出ております。実際、事業所得者で子ども2人の4人家族、売り上げ1,500万円、所得350万円の方、どれだけの税負担か粗計算してみました。所得税、住民税、国保税、介護保険料、消費税、それにあわせ国民年金も加えますと、優に150万円を超える負担となっているわけであります。残った200万円足らずで生活を維持していかなければならず、実態にはかなり厳しいものがあり、少しでも予測外の事態があれば滞納世帯となっていくおそれを含んでいるのであります。地方税、国保税を取り巻く状況は、数年来の配偶

者特別控除の上乗せ分廃止、老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小等々で、収入がふえてもいないのに所得が上昇する。あわせて定率減税の半減、廃止と、三位一体改革による3兆円の税源移譲、個人住民税の10%フラット化により税額がはね上がり、庶民には耐えがたいものとなっているわけであります。

さて、滞納者が増加することは衆目の一致するところであり、特に地方は徴収と滞納予防に力を注がねば、総務省による2005年度個人、法人の地方税滞納残高2兆3,000億円を減少させることは不可能と考えるところです。俗に言う悪質滞納者には手が打てても、生活困窮者には法的措置をもっても打開策にならないということであります。そこでお尋ねいたします。

1点目に、滞納者とならないためにいかなる手だてが打てているかという点です。税条例第18条の2、災害等による期限の延長や国民健康保険税条例第13条の運用はなされているかお尋ねします。あわせて、市民からの分割納付、延納の要望等が今期においてどれくらい出されたものかお尋ねいたします。

2点目に、滞納に陥った場合の早期の対応についてですが、督促状送付から催告書送付までに手だてを持ってないかと思うわけでありますが、滞納を放置することのデメリットが十分に相手に伝わっていないと考えるところです。催告書は年2回送られると思いますが、滞納額の状況等から判断も行い、1回目から2回目送付までの間に訪問による納税指導が行えないものか伺います。あわせて、催告書の様式、前もって担当課からいただいていたまいりましたが、私はこの様式を一工夫されたらと考えますがいかがでしょう。差し押さえや電話、またこの文面では「なお納付が困難なときは収納管理課にご相談ください」云々と書かれておりますが「納付が困難なときは、できるだけ早く収納管理課に連絡、相談を」などのようにゴシック体で目だつようにするべきと考えます。また、もっと適切な文言も考えて追加して、放置しておくことのデメリットを教えねばならないと考えますがその点お尋ねいたします。

3点目に、納税の猶予について伺います。地方税法第15条には、納税の猶予の1項があります。本市では申請等がないように伺っておりますが、国税も地方税も国保税も要件は同じであります。「徴収猶予の要件等」を読んでみます。「地方団体の長は、納税者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基づき、その地方団体の徴収金を一時に納付し、または納入することができないと認めるときは、その納付し、または納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、または納入すべき期限を定めることを妨げない。」と。

「一、納税者がその財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受け、または盗難にかかったとき。二、納税者はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき。三、納税者がその事業を廃止、または休止したとき。四、納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき。五、前各号の一に該当する事実と類する事実があ

ったとき」と。「特別徴収義務者」という文言もありますが、それは省きました。このことを私なりに次のように解釈しました。どんなときに納税の猶予が適用されるかということですが、納税者はもちろん家族が病気やけがで多大な出費があったときや、そのため休業したときには適用の要件に入ると思います。著しい損失があるとき、またはそれらに類する事実があったときというのも要件に該当しますので、売り上げが大幅に落ち込んだときなどは要件に該当すると思います。さらに類する事実があったときというのが、仕事が大幅に減ったとか、売掛金が回収困難になったとか、売り上げが減少したとか、取引先が廃業したなどは納税の猶予が適用されると思いますが、これでいいのか、お構いなければ見解を求めます。

申請がオクケーとなりますと、延滞金が半額または免除となります。滞納に陥る前にこの制度の周知を行う必要があると考えますが、お尋ねいたします。

4点目に、地方税法第20条の9の5の延滞金の免除についてですが、法第20条の5の2の規定、市条例では第18条の2の規定ですが、それを若干読み上げますと「災害等による期限の延長」、(土地税法)第20条の5の2「地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律またはこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)、または納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認められるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。」ということ。これにより「地方税の納付または納入に関する期限を延長した場合には、その地方税に係る延滞金のうち、その延長した期間に対応する部分の金額は免除する」となっております。ここでポイントとなりますのは「災害その他やむを得ない理由」というところにあります。本市の場合、以前も質問いたしました、災害以外には適用を広げていない現状があったと思いますが、納税者の立場から申せば、先ほど来申しましたが生活困窮に至るやむを得ない理由はたくさんあるわけで、納税者、滞納者からの申請によって分割納付中は延滞金をかけないという方向は可能と考えますが見解を求めます。

5点目に、分納誓約後の納付状況についてですが、担当課としては完納に向けて粛々と公的手続も含めて事務を行っているわけでしょうが、100万円以上の滞納者の状況を伺っても、入金状況は2割程度で芳しくなかったと思います。私は、先ほど申しあげました分納履行中の延滞金の免除と、もう1点、家族を含めた身内の協力によって滞納解消への方向性を探れると考えますが、現行の取り組みとあわせてお尋ねいたします。

6点目に、香美市税条例第51条1項「市民税の減免」。「(1)、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者。(2)、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者」の基準を具体的に伺います。

同じく、国民健康保険税条例第14条1項3(号)についても伺うものです。先ほど来申しましたように市民生活が大変になっていることは事実であり、税金が生活権を脅かしている側面もあります。新たな滞納を発生させないためにも、税条例、国保税条例

の減免規定はより具体的でなければなりません。あわせて施行細則の有無についてもお尋ねするものです。

続きまして、小規模工事等契約希望者登録制度と随意契約について伺います。

小規模工事等契約希望者登録制度は、立ち上がって1年程度の制度で長い目で見守りたいという思いもございますが、行財政改革推進特別委員会での審議も踏まえ随意契約と比較すると余りにも扱いに差があるのではと感じるところです。制度のメリット等につきましては以前も述べさせていただきましたので省きますが、この間の経過を含めて数点お尋ねいたします。

まず最初に、工事、修繕等の平成18年度における小規模及び随意契約の発注実績を種類別に件数、金額で伺います。また、平成19年度、現在までの状況についてもお尋ねいたします。

2点目に、小規模の登録状況を業種別に伺います。あわせて業者は随時ふえていくわけですが、各課にどのような方法で周知されているのかお尋ねいたします。

3点目に、小規模の場合は、申し込みに際して市税の納税証明書、使用料の納付済み申立書及び使用料の納付状況調査承認書まで提出しなければなりません。かたや香美市契約規則の随意契約には、滞納要件は何もうたわれておりません。実際問題、行財政改革推進特別委員会での管理委託、業務委託の審議においても、随意契約についてはほとんど調査等行われておりませんでした。工事、修繕等においても同様と思いますが、このことをもって公平、公正な扱いと言えるのか。見解を伺います。関連して、小規模の申請の簡素化、滞納問題、限度額の見直し、対象業種の拡大等についての現在の当局の考え方をお尋ねいたします。

4点目に、委託等の随意契約について伺います。委託であっても随契は随契でありますので、香美市契約規則第30条（第2項第）6（号）、（限度額）50万円が上限であると私は考えておりますが、また、委託契約の中で入札すべきが妥当と思われる契約も多々存在するかと思うわけですが、この点について見解をお尋ねいたします。あわせて、現在まで監査等の指摘はなかったのかお尋ねして、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時昼食のため1時まで休憩をいたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時03分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

3番、山崎龍太郎君の質問に対する答弁に入ります。

税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず1番目、滞納者とならないために香美市税条例第18条の2というご質問ですが、この広範囲にわたる災害等の申告という条項でございますが、現在は実施を

しておりません。また、市民税の分割につきましては条例第40条第2項によって、納期限の分割については特別な事情がある限り可能でございます。

それと6番目、減免の基準、それと施行規則の有無ということでございますけれども、減免についてはいろいろな個人によって事情、過去の収納状況いろいろございます。ケース・バイ・ケースで考えていくべきものであるというふうに考えております。施行規則については、現在のところございません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

まず、地方税、国保税の滞納問題等についてお答えします。

国民健康保険税条例第13条の運用についてですが、これについては実施しております。

一方、延納の申し出については、国保税では現在はありません。

それから、減免規定の施行細則の関係ですけれども、6番目ですが、国民健康保険税条例第14条第1項の3号の減免規定については、具体的な規定の設置については現在は考えておりません。家庭の状況がそれぞれ違いますので、具体的な規定の設置は困難と考えております。現状では申し出者との直接面談によって判断しております。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、後藤博明君。

○収納管理課長（後藤博明君） 山崎議員の地方税、国保税の滞納問題等についての中で②、③、④、⑤について収納管理課の方からお答えいたします。

⑤の質問につきましては、滞納に陥った場合の早期の対応ということでございますが、まず納付書が出まして、納期限が、例えば住民税であれば6月に納付書が出まして、6月末が納期です。それで20日以内に督促が出ます。その時点から収納管理課の業務となります。当然、督促が出た後につきましてもその方々については訪宅をしております。催告書というのはいわゆる1つの行政サービスですので、これくらいのものがあなたには残ってますよというお知らせをすることです。その間には再三再四訪宅をしておりますので、いわゆる納税指導そういった部分については十二分に、現状ではできておるといふふうに考えております。それから、催告書の差し押さえ等、それから文字ですが、この件につきましては、これは旧土佐山田町が使用しておった催告書をちょっと変えたものですが、いわゆる差し押さえ、そういった部分が強調されておると、逆に不快であるという苦情も出てきます。それと、質問の中にございましたが、相談は早目に収納管理課というので、当然、封筒は「収納管理課」となっております。それを見ていただいて、詳細を見ていただければ収納管理課の方へ相談が来る状態にはしておりますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

ちなみに、今現在やっておる滞納整理のフローチャートにて、これは行財政改革推進特別委員会でも再三再四ご報告申し上げておりますが、まず督促状が出ます。その間に

訪宅等納税指導に回ります。それから、12月に催告書の第1回目が出ます。それから翌年の4月にもう一度催告書が出ます。その間にも6人が3班に分かれて夜間訪宅等々を繰り返しております。そういった部分の中で最後のはしに残ってくるのが、あとの③番、④番、⑤番というふうに関連してきますので、この件についてご説明します。

まず、③納税猶予の制度の周知については、現在は考えておりません。この制度そのものが、地方税法第15条に規定する納税猶予については国保の事案によって全然条件が違いますので、その法の範囲で、許される範囲で対応すべきと考えております。逆にこの（地方税法）第15条の7という、ご存じかどうかは知りませんが「滞納処分の執行停止」という項目がございます。これは全部放棄するという項目です。これについては現在検討中です。

それから、次の④地方税法第20条の9の5の「延滞金の免除」です。9の5だと思いますが、この件につきましては、地方税法第20条の9の5の延滞金の免除は、同法第20条の5の2「災害等による期限の延長」の規定により納付期限を延長した期間について延滞金を免除する趣旨でございます。ですから、今現在行っております、これはいわゆる税条例の第18条等に該当してくると思っておりますが、現在収納管理課で行ってまずそれ以外の分納とか過去を含めた滞納分を含めた分納等についての延滞金については、もともと延滞金の趣旨であります税負担の公平の原則から免除は考えておりません。

次の⑤、分納誓約後の納付状況の芳しくない者の家族、身内等の協力の要請でございますが、これにつきましては、税そのものは個人情報でありますので、私ども市の方からご家族の方、身内の方にこうこうして滞納してますよということを申し上げることはありません。中で、家族内で相談されて納税いただくことについては歓迎いたします。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 山崎龍太郎議員の小規模工事等契約希望者登録制度と随意契約についてのご質問にお答えいたします。

まず、1番目に平成18年度における小規模、随意契約別の工事、修繕等の発注実績を種類、件数、金額別に出してもらいたいということと、また、平成19年度の現在までの実績も同時にというご質問にお答えいたします。

まず、小規模工事でございますが、平成18年度におきましては種類としまして工事、修繕、その他の3つにくくらせてもらいまして、平成18年度小規模の工事は、1件、6万9,300円。それから、平成19年度、現在もですが、平成19年度におきましては（小規模の工事は）3件の31万950円。次に小規模工事の修繕ですが、平成18年度は件数5件で25万3,783円。それから平成19年度、今現在までに（小規模の修繕は）8件で36万6,827円。それから、その他、草刈り等がここに入りますが、平成18年度（はその他は）1件で8万4,000円。それから、平成19年度は2件で（その他は）37万6,120円でございます。

それから次に随意契約の方でございますが、平成18年度は工事におきましては18件、539万7,200円。それから、修繕におきましては12件、214万6,651円。それから、その他におきまして3件、92万4,800円。それから、次、ちょっと順番が、言い方がちがいますが、平成19年度随意契約ですが工事8件、282万9,750円。修繕15件、268万8,880円。その他1件、11万円ちょうどでございます。

次に、2番目の小規模の登録現状を業種別にとということと、それから、業者は随時ふえていくけれど各課への周知方法はどのようにしているかというご質問ですが、小規模登録事業者につきまして10種の業種に分けてまして、現時点で大工工事におきまして5業者、それからガラス工事が1業者、それから内装仕上げ工事が6業者、それから建具工事が3業者、スクリーンの清掃が1業者、剪定が3業者、草刈りが6業者、電気工事が1業者、それから鉄骨工事が1業者、それから測量設計を最近追加しておりますがこれはゼロ業者で、計27業者となっております。それから、新規の業者が登録されますと、登録毎に香美市役所内のLAN、デスクネットですが、それによりまして全課に周知をいたしております。

それから、次に3番目でございますが、小規模工事等登録制度は随意契約に比べて滞納要件があつて不公平ではないかと。また、小規模の申請の簡素化、それから限度額、対象業種の拡大についての意見をというご質問にお答えします。

香美市建設工事、一般競争、指名競争でやっておりますですが、入札参加資格要綱の中でも国税、県税及び市町村税の滞納のない証明を提出してもらうこととなっております。小規模工事につきましても、登録制度とする以上これらは求めなければならないもので、要綱で規定しております。申請書類につきましてですが、これも最低限必要なものにしておりまして、これらはお願いしなければならないと思っております。

また、限度額50万円につきましては、小規模工事等契約希望者登録制度は平成18年8月に始まったばかりでありますので、今のところこれでいきたいと思っております。対象業種は電気工事、それから鉄骨工事、測量設計、これは土木建築についてですが、この3つを新たに追加をいたしました。

それから、4番目の委託等の随意契約については50万円が上限であるはずでは。また、入札すべき、(入札を)当然とする契約も存在すると思うがその見解はどうかと。それから、あわせて現在までに監査等の指摘はなかったかとうご質問でございますが、随意契約につきましては各課で、それぞれの課で行っておりますが、その際地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号の該当箇所には当てはまる場合、香美市契約規則第30条第2項に規定する金額を超える場合でも随意契約できる場合があります。それから、監査等の指摘はあつておりません。と認識しております。

以上で終わります。

○議長(中澤愛水君) 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君）

2回目を行います聞き取れない部分もありましたので、もし再度聞くことになればすいませんがまたよろしく願いいたします。

まず地方税、国保税等についてですけれども、非常に簡単に結論を出していただきましてというところですが、これで食い下がって、そのまま引き下がってはいけませんのでもう少し突っ込んでみたいとは思いますが。

まず、ちょっと状況について追加をしますけれども、9月9日付けの高知新聞に「生活に不安、最低69%」という記事が載っております。「内閣府の国民生活に関する世論調査で日常生活に悩みや不安を感じている人が69.5%にもものぼり、過去最高を更新した。」ということでありまして、さらに昨年と比べた生活観については、「低下している」が24.5%。現在の生活に対する満足度は「不満」が36%と、それぞれ2.4%、3.5%増加しており「生活実感は厳しくなっているようだ。」というふうに掲載してます。各課さまざま法にのっとりながらやられてるわけですが、国民生活が大変になっているということについてはお気づきというふうに思います。これは市民生活にもなってくるというふうに思いますけれども、滞納問題についてですけれども、収納管理課の取り組みは、滞納解消に向けて住宅新築資金の問題や市営住宅の問題を初め本市の財源のベースである各市税徴収に努力されている点は大変評価するところであります。ただし、徴収する立場での一貫性は今後も堅持しなければならないわけですけれども、法に定めている範囲での納税者の権利を擁護する部分も今後視野に入れて展開していくことが、私は肝要と考えております。なかなか厳しいという部分がありますけれども、実際問題のところ法や条例にのっとり、極端に言ったら災害の場合、受けられた場合どのような対応をするかという、やはりその人のそういうふうな申請があったときには対応せざるを得んと思うんですわ。それで、ちょっと1点確認しておきたいと思いません。もし火事とかで災害があったときに、その申請に基づいて納税の猶予とか、延滞金の免除とか出されたときには、そら対応せざるを得んと思いますが、それは納税の猶予は対応しないというふうになるのか、そこら辺のところをまず確認させてもらいたいと思います。

それと、新たな滞納を生み出さないため何が可能か。当然原課の取り組みが最も重要であると考えますけれども、1点目に関連しまして、納税通知書には課税の根拠から不服申し立てまでいろいろ法にのっとり書かれているわけですけれども、私は「災害その他特別な事情にて納期限に支払いが困難な場合は担当課まで相談してください。」ぐらいの一言は入れてしかるべきと考えるところです。なぜなら、滞納を発生させないために市がいかなる努力をしているかということは、市民はほとんど知らないわけであって、知っているのは滞納に陥った場合は法的措置も含めて厳しゅうなってるという点はどんどん広まっていっています。また、減免や期限の猶予を受けるに当たってすべて申請主義である点も知られていない現状があります。そのことを踏まえ、早く窓口まで来てもらう努力について再度伺うものであります。

国民健康保険税条例13条の運用は実施しているという保険課長の答弁でしたが、その内容を具体的に、件数等も踏まえてお願いいたします。

それと、②のところですけども、私の経験上も言えることですけど滞納者及びその予備軍の方々は、市から送付されるものは封も切っていないとか、捨ててしまっただけという方も現実おられました。中身は大体予測がついてるが恐ろしいのと、横着なのと、払えないのと相まって放置する例もありました。そのような方々の考え方も変えていかねばなりませんので大変というわけですけども、だから接触は早いに越したことはないというわけですがいかがでしょうか。

それと、随時訪宅しているというふうに答えられていましたけれども、以前行財政改革推進特別委員会で聞いたときは、2回目の催告書を送った以降に訪宅するように聞いたんですが今はもうそうじゃないですか？それをちょっと確認します。すぐ接触されることはいいことというふうには思いますが。

それと、様式のことですけど、催告書の。そこら辺で不評であるということであらう気を使われてるなというふうには考えるところですけど、差し押さえとか、それをやっぱり知らせるといことは、やっぱり差し押さえとか延滞金がつくとか、すぐに連絡してもらったら電話番号を大きくするとか。以前ですが、どなたかの議員が赤い紙とか黄色の紙で送りたいなとも言われたこともありますけど、そこまでは言いませんけど、旧土佐山田町の様式のそのままですけども、実際問題、やはり目立つ工夫というのは大切じゃなかろうかと。封を開けざったらそれまでですけどね。封を開けてもらったときには、「あ、いかん。」というふうに思われることも、そのことが不評であっても、それで延滞金がかかる滞納は膨らむわというよりは、少々おしかりを受けてもすぐ来庁してもらおうという方向の方が私はベストと思いますが、再度その点お尋ねします。

納税（地方税法第）20条（延滞金の免除）については考えてもないし、もっと執行処分を含めて検討しているということでは言われたわけですけども、私は法の中で「災害その他やむを得ない理由」というふうにならざるを得ないわけでは、法が「災害」というてくくっちゃったら別ですけど、その「やむを得ない理由」ということをうたってる以上、そのやむを得ない理由というがは条例や細則等で明確にしておく必要があると思うんです。今後、申請等が出てきたときには、対応もできないであろうし係争のもとにもなる可能性もあると考えます。再度見解を求めます。

分割納付中は延滞金をかけない（という）点は地方税法の趣旨が違っていると、解釈違いだということですけども、無理ということですが、公平、公正と言いますが、本人申請にて本年度プラス過年度を分納して、本税を優先に充当されている現在、支払い継続中であるなら延滞金がかからないという点は、私は道理に合っていると考えます。逆に言うたら、払ってない人との公平感で考えれば、頑張っただけで払っていくという行為が続いて、それが過年度まで含めて充当されているという部分であれば、支払う意欲を生

むためにも延滞金の免除、半減とか減免とかそういうことについては考える余地があると思いますが、今後市長の判断でそこら辺のことは検討していただきたいし、実際全国的にもそういう判断をくだしている首長もおられて、分納誓約中、履行中は延滞金をかけないというふうな例も聞いてます。私はそれが延滞金の執行停止とかいうふうなことで可能と考えますが、そのところを再度お尋ねします。

それと、⑤番のことですけれども、個人情報保護法絡みのことを収納管理課長は答弁されましたけれども、私は借金問題らあで対応するときに特定調整いうて、借金を返したりするのに借金を減額して幾らになった、それを36回分割して払うとかいうことも経験したことがありますけど、そのときに一番先に調停員が何を言うかといったら家族の協力のことを言うんですね、家族に協力してもらうで一括で返せないかとか。それから本人から家族に話をして、そして理解を求める。極端に言ったら家族の収入も明確にしてということは、そういう法的な場でもやられてるわけです。地方においても、収納管理課長の答弁では本人が言うたらええわというふうに私は聞こえたので、そうじゃなくて、そういうふうにもっていくような、個人情報にくくられない部分であなた1人の力じゃ無理でしょうと。家族の協力も仰いで、実際、高額滞納者で分納誓約をしている方で、家族の協力で払ってる方もおられましたわね。そういうことが滞納をこれから大きくしていかない。そして、いい方向に導くというふうに私は考えてますけども、その点について今後の取り組みも踏まえてお尋ねします。

それと減免についてですが、6番目の。いろいろ家庭の事情とかが違うとか言われてましたけども、違って当然ですけれども、例えば、前年所得から計算して住民税が10万円、国保税が30万円かかったと。しかし、今年は病気で所得が丸っきりなくなって減免申請を行った。そのような場合、全額免除なのか、一部免除なのかと、そういう判断基準となる細則等は決めておいてしかるべきだと思います。それを最終的にこればあにしたいき市長判断よろしくということはどうなのかなというふうに考えます。結構、全国的にも独自の減免制度というがは進んでるわけです。もちろん国保で言ったら、法定減免やったら国から入ってきますのでね。そら願ったりかなったりで実際運用できてるわけですが、独自の減免というがも、やっぱりこの分になると去年は一定よかったけれども去年の所得で課税されてきたら、今年は病気とか災害とかでだめになったというときに、どうするのかというときに、基準を持ち合わせてないということは私はやっぱり改善すべき余地があると思います。東京都国分寺市らやったら、やっぱり生活保護基準の1.5倍までを設定して、直近3カ月無収入の平均が生活保護基準の1.5倍までやったら保険料を減免するとかいうふうにもなってますし、ほか、（愛知県）名古屋市なんかやったら8項目細部にわたってそういう基準を設けて、所得が前年の10分の8以下になった場合には所得割額の2割から6割減免とするとか、事業を休廃止した場合には、保険料額の6割を減額するとか、減免するとか。それから具体的な部分を今後持つ必要があるというふうに、私は全国的な流れ、そういった当市の今後のことを考えても必要

と思います。再度このことについて研究していく余地があるのか、ないのか、丸っきり。ぜひそういう方向でやってもらいたいと思いますけど再度お尋ねします。

続きまして、小規模工事等契約希望者登録制度及び随意契約についてですけれども、少し随意契約の長所、短所をおさらいしておきたいと思いますが、随契は手続きが簡単で事務が省略できるや信頼できる業者が選定できるとか、価格以外の評価要素を入れて最適な業者が選定できると。短所としては競争性がない。業者が固定化するおそれがある。不利な価格で決定されるおそれがあるとかいうふうなところが言えると思いますけれども、ちょっと確認したいんですけど、随意契約も滞納要件を持ってるということですかね。そういう随契するとき、滞納がないか云々については本人から提出させているわけですか？ちょっとそこら辺がわからなかったので再度聞きますが、随契においても滞納要件は厳正に対処していくと、今後のことはそういう認識でいいのか。それについてお尋ねします。私、考えるに安易に随意契約が結ばれてないか、先ほどの実績を見ましても小規模はまだまだこれからということですが、額的にも全然違いますので。これは水道とかそういう部分は入ってないとも思いますけど、結局そこら辺のことが業者が固定化しないように配慮はされているか。工事の特殊性や専門性が求められる部分以外は手順を踏んでいっているのか。そこら辺大事な点ですので再度確認します。

小規模の申請等については今後の課題でもありますが、財政課長も対象業種等は電気工事含めて3業種ほどふえてるということも言われましたけど、ちょっと進んでる現状をしめしておきます。ほとんどの業種がやっぱり対象になっているところがどんどんふえていってます。それから、限度額を随契と同じく130万円まで上げてるところもふえてってます。そして、滞納要件を問わないという例も少しずつですがふえてってます。しかし、その場合は支払額の10%前後を滞納分に充当させるという措置を取ってます。申請期間は2年に一度ということにしています。

それと、先ほど具体的に小規模のことを言われましたけれども、その発注状況に偏りはないのか。発注元ですわね。そこら辺について。取り組みに温度差は各課でないのか。満遍にいつてるのか。その点をお伺いして2回目を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎龍太郎議員の2回目の質問にお答えします。

まず、国民健康保険税条例第13条の運用についてですが、これは「納期限の延長」という条項です。3カ月を超えない限度においてその納期限の延長をすることができるということとして、具体的にどういうことかということ、基本的には今は7月から納期が始まりまして、7（月）、8（月）、9（月）、10（月）、11（月）、12（月）、1（月）というように7回の納期になっちゃうわけですが、7（月）から1月までの7回ということ、7（月）、8（月）、9（月）、10（月）、11（月）、12（月）、1（月）ということ、1月までの納期ということ、毎月、12カ月分を7回に割っちゃうがですので、12カ月分を12回に割ったらそこそこ払えるけど、7回

で短かったら金額が高くなるのでなかなか大変やということで納期の延長をして、7月からやったら3カ月を超えない限度ですので、7（月）、8（月）、9（月）、10（月）、11（月）、12（月）、1（月）、2（月）、3（月）、4（月）と、4月末までの納期の延長ということで、7月から4月までの10回分になるということです。7月の納期までに申し出をしていただいたら10回分になるわけですが、こういった方が多いかというと、社保に加入しちよった方が国保に加入されて保険料が高くなったという、納付書を見てもうよう払わんという方が多いです。基本的には国保の保険料が多い方が、言うたら分納になっちゃうわけですけれども、7回分が10回分の分納になった。考え方としてはそういうふうになったということです。延納ではないですので、納期の延長をしたということです。

それともう1つ、減免規定の施行細則の件ですけれども、他の市町村の例を挙げてご質問をいただきましたが、近隣の市町村あるいは他の市町村の状況を見て検討をさせていただきたいと思うんですが、もしその規定をつくと運用でできておったものが規定に縛られるということになってまいかと思っておりますので、他の市町村の状況なり検討させていただきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、後藤博明君。

○収納管理課長（後藤博明君） 山崎議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、催告書等の件でございますが、封を開けていただかなければ議員さんの言うとおりの意味もないと。ただのむだなお金でございます。いろいろ研修会の中では、封筒を赤色にしたりとか、黄色にして効果があったとか言いますが、それが2回、3回続くと同じ状況になるという話も聞いております。それから、文書を大きくしても結局は同じことであると。一番は、常にずっと延々と滞納でおる方についてはほとんど効果がないと思っております、現実には。去年3,500件（催告書を）出しています。これは過去からずっと滞納しておる方に出しています。それからこの4月に平成18年度の払い忘れとか、初めて発生した方940件。これは効果がありました。これはかなりの金額がその後、1週間あたりに入金されてますので、いわゆるそういったふうな工夫といいますか促しはしております。決して放置しているわけではございませんので、この間には当然督促とか催告書を出す間にも（訪宅に）行っておりますし、催告書を出した後も先ほど言いましたように3班に分かれて、夜間、昼間というふうな訪宅を繰り返しておりますので。

それから、非常に厳しいというような発言がございまして、こないだの高知新聞にも取り立てを厳しくするというのでちょっと不本意な表現が出てましたけど、我々は本来の形に戻せという指示で動いてますので、本来、地方税法、それから税条例にある形に戻しております。ですから、今までがおかしかったがです。ですから、決して我々の中では厳しいという形ではございません。

それから納税の猶予と、先ほど保険課長申しましたけど期限の延長。これは全然趣旨

が違いますので。まずその（地方税法第）20条の「期限延長」というのは、災害等が起こって、例えば市中の金融機関へ支払いに行けないと、そういった場合に起こる、使えるわけです。それから「納税の猶予」というのは、いわゆるこちらが請求履行するのを待ってあげるという制度ですので、全然たてりが違いますのでその辺を混同しないようにお願いしたいと思います。

それから、（地方）税法第15条（「徴収猶予の要件等」）につきましては、これは担保が要ります。これの件につきましては、（地方）税法第16条（「担保の徴取」）の50万円を超すものについては担保が要ります。担保がないものについてはこれは適用できません。それと、過去に滞納がある場合、これを適用しても決してその方のためにはならない。当然50万円を超す60万円、毎年それぐらいの例えば住民税なりがかかるというのであれば、そこにはいわゆる何らかのお金があるんじゃないかというふうになります。当然、これを適用する場合は預貯金調査もしますので、その差し押さえ、生命保険の解除、そういった部分も当然入らなければ、それを総合的に見た部分での適用です。ですから、先ほど申しましたように個々の事案に検討して、法の範囲で対応しますということでございます。その他いろいろと研究すべきところはしておりますので、個別に相談があるようですので、あればまた来ていただければ担当、誠意を持って対応いたします。

それから、現在やっています分割納付につきましてはですね、これは過去に滞納がありまして、それを含めた部分で見えておりますので、この（地方税法第）20条というような部分については適用されない事案でございます。これについて延滞金を免除するということは本来の趣旨ではないというふうに考えております。

それから、先ほど家族さんの話が出ましたけれど、これをうちの徴収吏員が行って、お父さんに相談してみなさいやとかいうようなことは決して言うべきものではありません。仮に、ご相談の方があればしてくださいということだけは言いますが、それ以上深く中へ入ってやるべきものではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えいたします。

随意契約についてですが、その滞納要件を随意契約をする場合にもその業者に課しているか、（滞納がない証明を）提出させているかというご質問だったと思いますが、初めに一般の入札参加資格登録者にはそういう要件が以前からありまして、それしかなかったわけですが、小規模の制度が去年できまして、そして、それも登録制度という形をとることになりました。その登録制度を創設するに当たって、各課、課長会等で意見を聞いた上で滞納要件も当然つけるべきだというふうな、そういう論議の経過を踏まえて小規模にも（滞納要件が）できております。そして、随意契約であります。随意契約につきましては以前のままといいますか、滞納関係の書類の提出は今のところで

は求めておりません。しかし、この随意契約についても一般の競争入札、小規模がこういうふうになってきたという段階になりますと、これも考えてみなければならぬと思います。これもいろいろ意見を聞いて考えてみなければならぬというふうに、今思っております。

それから、小規模の発注に偏りはないかというご質問をいただいたと思いますが、小規模の登録業者につきましては、1回目にお答えいたしましたように各課に登録業者を追加するたびに通知しておりますので、今まで何回も通知をしております。そして、この制度に該当する場合はこれでやってもらうように指導しておりますので。そして、その偏りという点では、この業種に該当するという、該当するまではこれでやるという形でいけばその多い少ないはどうしてもあると思いますので、偏りがあると言うべきかないと言うべきかわかりませんが、そういうことでございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、3回目の質問をさせていただきます。

まず、保険課長に伺いますけれども、規定をつくると規定に縛られると。今までの運用は結構ゆるやかにやられてたんでしょうか。私はやっぱり結構シビアに、個々の状況かどうかわかりませんがやられてたと思います。規定をつくっておいて、規定を越す場合には市長の判断にゆだねるみたいなことでもできると私は思います。その規定と、基準づくりということが今後なぜ大切になるかというのは、やはりあの人はオッケーやったけど私はだめであったというときに、根拠資料を示すのは原課でありますわね。そのとき、今までもそういう事例がやっぱり見聞きされてきた中で、この基準においてこうしたんだと。特殊な事情は市長が判断するというふうなことであらねばならないと思います。このことを再度お尋ねします。

収納管理課長に伺いますけれども、長期の解決を図らねばいけない部分はもちろんわかります。それで、今年初めて（催告書を）950件送られたということで、送ったらすぐ1週間以内にかなり入ってきたと。新たな滞納を防ぐということの努力もすごく、ほかに比べると私は進んでると思うんですけど、その新たな方にやはり真摯に思ってもらうためには何が必要なのかということは、やはり催告書の様式であったりこまめな接触であったりというふうに思うわけです。そこら辺のところ、逆に聞かせてもらえば、ほっちょっても肅々と次の手続きへ進めていったらええわというふうに私は聞こえるわけです。違うなら違うと言ってもらったら結構ですけども、その点。

それと、地方税法、条例にのっとり本来の形に戻しているという点はもちろんそのとおりです。大変その部分で苦勞もなされると思いますけれども、私はあくまでも納税者の立場に立って言うときに、先ほど言ったその納税の猶予についてもやっぱり解釈が違うわけです。「担保が要る」というふうに言われたんですけど、私は特別な事情があるときはという1項がありますので、そこら辺で「担保をつけることができない特別な事情があればつける必要はない」というふうに国税通則法の第46条にもうたわれてま

すし、特別の事情とは担保を設定したため事業の資金繰りなどで支障が出るとか、最低限の生活を維持する上で支障があるとかというのが特別の事情に当てはまると思います。そこら辺のやっぱり解釈の違いが出るということは、収納管理課長の立場と私が質問している立場とはうんと違ってきますが、それが今後、対納税者との間で見解が分かれてくるということになってきた場合に、やはりもう少しその地方税法にしても条例にしても、解釈の仕方によって違ってくるということも研究しておく必要があるというふうに思いますが、そこら辺のところどうでしょうか。

随意契約ですけれども、滞納要件、現在のところは求めていないと。今後考えていかねばということですが、よくこの論議をするときに、この論議だけではないんですけど公平、公正ということを言われている中で、そこら辺のところはスピードを早める気があるのか。そこら辺市長の見解も聞きたいんですけども。公平、公正と言われるときに、もちろん随契というたら特殊な仕事らもあったりもしますけれども、そこら辺でもやっぱりシビアな姿勢というのは大切だと思いますので、それについてお考えをお示しいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えします。

税条例の減免は現在ゆるやかではないのかというご質問だったと思うんですが、税額を決めるときにまず4つ、所得、資産、人数、世帯とそれぞれあるわけですが、まずその金額を出しておいて、なお所得に応じて2割、5割、7割の減額がありますので。それぞれに応じて、所得に応じて減額をしておりますので、それ以上に減免の申請をしてくるという方はほとんどおりません。それにもかかわらず減免をしてくるというのは、先ほど言われた災害にあったとか事業が失敗したとか、そういうことだと思っておりますけれども、具体的にそれぞれの状況に応じて判断をしていかないかと思っておりますので、その具体的な状況をもう想定をして規定をつくらないかということになってきますよね。ですから、それぞれの状況がどうなのということを想定してつくらないかわけですがなかなか難しい、困難だとは思いますが。けど、よその市町村でそういった規定をつくって運用しているということであれば、そういった事例も研究させてもらって検討させてもらいたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、後藤博明君。

○収納管理課長（後藤博明君） 山崎議員さんの質問にお答えいたします。

徴収猶予の件でございますが、確かに（金額が）50万円以下（の場合）は（担保は）必要ないです。それから特別の事情という項目があります。再三再四申し上げます。法の範囲で対応します。それ以上のことは、先ほど申しました本来の形に戻しておりますので、それ以上のことはするつもりもございません。

それから、催告、訪宅もしないときに事務的にこちらが進めておるて言われますが、

地方税法等それから税条例には「いつまでにこれをしなさい」というふうな義務づけがあります。これを今までできてないから今の現状があるんです。ですから、このとおりやっています。ですから、その間にちゃんと訪宅もして促してはおります。本来延滞、これともとも延滞金の問題からなんですけど、もとは税がどうなっておるかです。例えば住民税が毎年20万円かかる人については、それぞれの担税力があるという判断で課税されております。それを納期限までに納付しないということについては、納期限までに納付した方に対して、9割方の方に対して我々は顔向けができません。ですから、そのための施策をいろんな部分でとっておるわけですので、これで例えば催告書がいつ、慌てて来る方もいます。その方についてこういう形でしなさいというふうな指導を十分しておりますので、山崎議員さんも至るところで相談があると思いますが、その件は一緒に来ていただいて、相談には乗りますのでよろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎龍太郎議員の随意契約者に対してなぜ滞納のない証明が取れてないのかということですが、私も滞納、この証明が取れてないというのには何か理由があるのかなという部分がございますが、しかしながら公平の原則から言って、どう見てもやっぱり取る方向で検討せにゃいかんというふうに思います。その中に、先ほど言いましたようにいろいろ理由があるかもしれません。それはまだ財政課長とはよう詰めておりませんが、なお担当課ともその辺をきちっと話し合って、やっぱり公平の原則に基づいたやっぱりやり方というものをすべきであろうというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保信彦です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、最初に高齢者医療でございます。

来年4月から75歳以上の高齢者を対象にした新しい医療保険、後期高齢者医療制度が発足することになりました。これにより、生活保護受給者以外の75歳以上の高齢者は、国保や健康保険から脱退し高齢者医療制度に加入することになります。この制度の大きな特徴は、75歳以上のすべての人々が保険料を支払わなくてはならないという点でございます。現在のところ保険料額は全国平均6,200円と推定をされていますが、高知県の場合は7,400円とも言われております。この制度の導入については幾つかの問題点も明らかになっております。その1つとして掲げられるのは、保険料に対してであります。制度開始に伴い、来年4月から後期高齢者医療の保険料が介護保険料とあわせて年金から天引きをされます。先ほど申し上げましたように、この制度の開始と同時に75歳以上のすべての高齢者は新しく、新たな負担として後期高齢者医療の保険料を支払わなくてはならないわけでありまして。一方、年金受給額が1万5,000円未満の人については、引き落としをされる（正しくは天引きをされない）普通徴収となるわ

けであります。これにより、この方々は毎回保険料を納めにいかななくてはなりません。もし、滞納になると短期被保険者証の発行や保険証を取り上げられ、被保険者資格証明書の発行となります。また、これと同時に65歳以上の高齢者に対しても保険料が年金から天引きされるなど、受給額の少ない高齢者にとりましてはまことに死活問題になるほどの厳しい内容であります。専門家の間でも問題視をされているところでもあります。

そして、もう1点はこの制度の中に、これ来年4月からであります、秋にかけまして診療報酬体系の骨格を示すと、このように言われております。医療費の包括払い、定額制が導入をされる点であります。後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療提供するための診療報酬体系にするという厚生省の方針により、病気ごとに治療の上限が決められ、その範囲内でしか保険での治療が受けられないというように、医療費の抑制という目的のみを強く打ち出した制度となっているのも大きな問題であります。

さらにもう1点の問題は、昭和20年度から生活習慣病対策として特定健診、特定保健指導が始まりましたが、75歳以上の高齢者の健診は広域連合の任意によるとされているため、国・県・市町村で行ってきた健康づくり施策から後期高齢者が外されてしまう危険があるという点であります。近年の相次ぐ社会保障の後退などにより、高齢者の生活は極めて厳しい状態に追い込まれています。このような状況の中で、この制度を始めることはさらに生活困窮者を増大させることが懸念をされる所でもあります。このことは生活保護等の申請もふえるなどの可能性もあります。以上の点につきまして数点お伺いをいたします。

まず1点目には、本制度についての見解をお示しをいただきたいと思っております。

2点目には、本制度の対象人数は何名になっているのかを伺います。あわせて、滞納者には短期被保険者証や被保険者資格証明書の発行を行うのかお伺いをいたします。

(一般質問通告内容の3点目は質問せず)

4点目には、保険料納付率の高い後期高齢者が国保から外れることによる徴収率への影響をどうとらえているのかお伺いをいたします。

5点目には、制度の窓口業務についてであります、民間委託などを視野に入れているのかお伺いをいたします。

6点目には、広域連合組合や県との連携はどのようになっているのかお伺いをいたします。

7点目に、この制度は市民にほとんど周知をされておられません。1回、9月ごろでしたか広報で知らせましたけれども、対象となるこの高齢者や家族のために制度に関する相談窓口が必要ではないか。

以上の点をお伺いをいたします。

続きまして、この次に過疎対策と辺地対策、そしてこの災害復旧とか住宅整備、そういうような数々の事業があります。これらの情報の公開と入札の透明性を期するため、市が発注した落札の事業名とか落札金額とかいうのを市の広報に発行したらどうかとい

う点であります。

1つ紹介をさせていただきます。愛媛県でしたかね、東温市へ行きました。庁舎の建設（の研修）に行きました。これは28ぐらい載っております、すべては言えませんけれどもその工事名とか、それから場所、工期、工事概要とか、そして落札業者、この税込み落札金額というものを載せております。そこで、二、三を言わせてもらいますと、この場所を言ってもしょうがないですので金額だけ言わせてもらいますと、この公共工事、下水管工事、これは3,517万5,000円とかいう、もう1つこの双葉、これは自分くの（近くの）双葉ではないですらうね。双葉保育所改修工事というのも載っております。これはこの382万2,500円というように少ないのでは、これは生活道路の舗装整備ですね。26万2,500円と、こういうのは明記をされております、ずっと。こういうのは私の間違いかもしれないけど、以前たしか旧土佐山田町の場合にやっておったのではなかろうかというように思います。間違いかもわかりません。その点、また私の間違いかもわかりませんが答弁をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 久保議員の後期高齢者医療制度についてお答えをいたします。

まず、本制度への見解ということですが、本制度について高齢世代と現役世代の負担を明確化しわかりやすい制度とすることが必要ということから、医療給付を行う独立の医療制度を創設することにより財政運営の責任主体を明確化するとともに、高齢者の保険料等支え手である現役世代の負担の明確化、公平化が図られるとのことから創設されたものと理解をしております。高齢者の進行に伴い医療費の増大が見込まれることから、何らかの制度の創設が必要だと思います。今回の制度創設は適当なものだと考えております。

次に、普通徴収対象者が何人になるのか。滞納者には短期被保険者証、被保険者資格者証明書の発行を行うのかというご質問ですが、普通徴収対象者が何名になるのかは現在はありません。具体的に保険料が決まってからでないと、つまり年金から天引きできる人の決定がされてからでないと普通徴収対象者数は決定しません。ちなみにですが、介護保険の保険料の普通徴収対象者は1,142人で全体の率からすると11.9%で、これから推しはかると、介護保険の保険料については65歳以上ですので人数が違いますが、75歳以上は5,572人なので660人前後の人が普通徴収対象者となると思われます。そして、滞納者に対しては法律どおり、国保と同じように短期被保険者証や被保険者資格証明書の発行を行う予定です。

次に、通告では3番目の保険料の平均額とその額を問うということでしたけれども、これはご発言がなかったですので。

4番目の保険料納付率の高い後期高齢者が国保から外れることによる収納率への影響

についてですが、高齢者は収納率が高いと思われます。国保から外れた場合の影響ですが、現在は検討していません。

次に、窓口業務の民間委託についてですが、収納について窓口業務の民間委託は考えていません。

次に、広域連合と県との連携についてですが、広域連合との連携は密にしていかなければならないと考えています。広域連合には、県、国保連合会、市町村のそれぞれの職員が出向しています。香美市からも1名が出向しています。また、広域連合の専用端末がそれぞれの市町村に配置される予定です。

次に制度の周知についてですが、後期高齢者医療制度については平成20年4月から始まる新しい制度です。対象者は75歳以上全員で、現在老人保健医療制度として運営されているものですが、市民への周知は図っていかなければならないと思っています。相談窓口として改めて設置する予定はありません。保険課老人医療係が対応していく予定です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 久保議員の入札結果の公表についてのご質問にお答えいたします。

入札結果についてその事業名、落札業者、落札金額等を市の広報に掲載してはどうかというご質問でございます。入札の結果につきましては、現在市役所、担当は財政課ですが、で公表をしております。直接見に来られるか電話等で問い合わせをしていただければ知ることができるところでございます。しかし、広報に掲載をして広く周知させるべきか。掲載するとすればその広報、それもあわせて今後検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 保険証の取り上げは、これ75歳以上です。普通徴収の方であります。実はご存じかと思えますけれども高知県健康福祉部長の方はこのように県議会で答弁をしております。「短期被保険者証や被保険者資格証明書に当たりましては、できるだけ被保険者と接触する機会を確保し、納付相談、納付指導に努めるとともに、被保険者の生活実態などを十分に把握をし、特別の事情の有無を判断すべきものとされております。県とししましては、そのような考え方に基づき助言、指導をしてまいりたい。」と、このように述べております。そして、これは5月21日月曜日であります。場所はこの参議院会館で、参加者、厚労省と医政局というところで、医政局からは森本、橋本さんという方が出席をされております。ここでも「広域連合が省令で特別の事情は決めるが、特別の事情を判断し被保険者資格証明書を出すかどうかは、これまで対応してきている実質市町村が判断するしかないと思っておる。」と、このように言っております。だから、市町村が判断をすることができるわけであり。戦前、戦中、

戦後にかけて苦勞してきておるお年寄りの方々、働いてやはり苦勞しておるわけですね。こうした方々から保険証を取り上げるのは、高齢者への被保険者資格証明書の発行、（保険証を）取り上げるということは、まさに命を切り縮めるものだと私は思います。客観的に見て悪質なものについては、これは除いて、すべての高齢者にこの被保険者証を、短期被保険者証なり被保険者資格証明書をすべての高齢者に渡すべきだと私はこのように思います。

そして、3つ目にはこの介護保険料は所得によりまして違うし、初めのうちは減変緩和措置、これ2年間ですかね、激変緩和措置などもあります。これが介護保険料と一緒に少ない年金から引かれてはどうなるのでしょうか。市としてその対策なりを考えておられるのかお伺いをいたします。

さらに2点目（入札結果の公表について）ですが、この財政課長に伺います。

私はこの電話でも結構だと言いましたが、また市のこの縦覧によりましてこの来る者はそんなにおらないと実は思います。だから、家にいながら読めばすぐにわかるということも1つの、もっともこの市民の皆さん方が望んでいる方向であろうというように思います。これも情報の公開の1つであろうと位置づけて再度答弁をお願いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 久保議員、1点目の3は質問しませんか、通告がありますけれども。いいですか。はい。

保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 久保議員の2回目のご質問にお答えします。

短期被保険者証と被保険者資格証明書の発行についてですけれども、お答え同じになりますが法律どおり、国保と同じように発行を行う予定です。保険料の決定については、基本的には国保とは若干違いまして人数割りと、すいません、基本料と所得割、この2つの合計額になる予定ですので、所得のない方は所得割はゼロになるし、その基本額があと2割、5割、7割の減額になるということで、現在の、例えば国保税を払っている方がどれほど払っているかわかりませんが、その金額がそのまま後期高齢者の保険料になるとも限りませんが、安くなるかも高くなるかもわかりません。どんな金額になるかわかりませんが、今ではちょっとどういように市として対策をやるのかということについては今のところは言えませんので、法律どおり短期被保険者証、被保険者資格証明書の発行を行う予定ではあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 久保議員の2回目のご質問にお答えいたします。

入札結果の公表につきましては、広報に載せることにつきまして検討をいたします。それから、来年、平成20年4月からホームページには入札結果を載せるようにしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 久保信彦君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午後2時29分 休憩）

（午後2時42分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。通告に従いまして暫時質問をさせていただきます。今回は1点だけ、消防の救急等についての質問をさせていただきます。

8月31日の高知新聞に「奈良県の妊婦が救急搬送中に受け入れ先が決まらず、車内で死産をした。」との記事が載っております。患者の受け入れ拒否、たらい回しは最近ではよく聞く話でありましてまたかとも思うわけでありましてけれども、少し気になりましたのが、記事の内容とそれに関連した救急隊員の責務であります。まず気になった部分を読ませていただきます。「女性を搬送した救急隊員の意図がうまく伝わらなかったため、病院側に緊急事態との認識がないなど救急連絡の不手際も露呈した。近畿圏の産婦人科診療総合援助システムに入っている大阪市都島区の総合医療センターには、午前3時ごろ「産科はありますか。」と問い合わせがあった。緊急を要する事態だとは思わず「初めての患者は受け入れていない。」と答えると「それなら結構です。」と引き下がったと言う。同センターは、総合援助システムから連絡があれば受け入れるかほかの病院を紹介することになっている。「症状がわかれば対応は違っていたし、受け入れることもできた。」このように話しております。」このような記事でありますけれども、この医療センターと救急隊員とのやりとりが正確であれば、隊員の不手際とも見ることができません。なぜ「正確であれば」と言ったのか。それはマスコミ報道がすべて正確だとは思っていないからであります。隠された部分もあるし、また、その時点では知り得なかった事実も隠れております。地方新聞と全国新聞の違いもありましようけれども、9月3日の高知新聞と朝日新聞によい例が載っております。妊婦の記事も内容も含めまして、今回の私の質問に関連がありますのでこれも紹介させていただきます。見出しは双方とも大体同じであります。「胸に硬球。中3死亡。PL学園で野球練習中」となっております。高知新聞では「同校は自動体外式除細動器、AEDは備えていたが使われなかったという。」このように書かれております。読者は「備えてあったのになぜ使われなかった。」こんな、いろんな疑問がわいてまいります。一方、朝日新聞では「PL学園によると心臓に電気ショックを与えて救命処置を施すAED、自動体外式除細動器は、体育館など3カ所に置かれグラウンドにはなかった。事故直後、約1キロ離れた体育館に副部長が車で取りにいったが、戻ったときには救急車が到着していた。」こう書かれております。これですと、使われなかった理由がわかります。このように同一事件であっても新聞によりその報道内容が異なるわけで、読む新聞により読者それぞれの理

解度も判断も違ってまいります。人間の行動、また考えを左右し先導するほどの大きな力と、それと同時に責任を持っているマスコミには報道の自由などは存在せず、真実で正確な報道の自由のみが存在することを報道関係者は心しておくべきだと思っております。なお、今回例に出しました高知、朝日、両新聞の立場が反対になることも当然ありますので、つけ加えておきます。

本題に戻ります。以上の観点から、医療センターと救急隊員のやりとりが事実であれば、隊員の不手際ととらえることもできます。しかし、果たして医師でもない救急隊員が1分1秒を争う患者なのか、1時間、2時間あるいは3時間、それは大丈夫な患者なのかを即座に判断し、人間の生と死に対してどの程度までかかわる義務があるのか。また、それができるのかを問うとともに、応急処置も含めて患者と接し、搬送する場合の隊員の心構えとその研修、教育課程を問うものであります。

次に、患者の受け入れ拒否につきましては、医師不足も当然ありましょ。しかし、医療機関側から見て救急車で搬送されてくる患者イコール緊急患者ではないとの認識があり、それが今回の不幸な出来事に起因しているのは、医療センターと隊員のやりとりを見ても明らかであります。その背景には、救急車を利用される方の中には残念ながら緊急を要しない方も含まれているという現状があります。当市の場合、今年1月から8月20日までの救急出動回数1,023回、年間で単純に計算してみますと、約1,500～1,600回の出動回数となります。過去も含めまして隊員の方々から見まして、これくらいであれば救急車を利用しなくてもいいのではないかと思われる方はいましたでしょうか。そして、搬送の必要がないと認めた場合の対応はどのようにしているのかあわせて問うものであります。

また、当市では57名の隊員のうち救急救命士14名、これは年1名程度順次ふやしていくとこのように聞いておりますけれども、そして救急車は予備も含めて3台、年間出動、救急出動回数が1,500～1,600回、このような状態の中で医療機関との連携も含め、地域住民の安心という面から当市の救急体制の現状をどのように把握しているのか、消防長に問うものであります。

以上1回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 2番、矢野議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の職員の研修、教育課程、また救急隊員の心構えということについて申し上げます。

救急隊員の研修、教育課程につきましては、消防職員は採用後すぐ消防学校の方で教育訓練の基準に沿った初任研修というのを入校して受けます。これが研修時間として800時間で、約6カ月で受けることとなります。この初任教育の中で救急に関する研修につきましては、実務教育ということで約50時間の研修を受けております。そして、消防学校を卒業し所属部署に配属となりまして、おおむね3週間ないし1カ月後に再び

消防学校の方に入校することになっております。ここで救急科という専門のところで教育を受けるわけですが、この研修時間が大体250時間、約2カ月を修めております。これを終了し初めて救急現場での救急活動を行うことが可能となるわけですが、これは消防の施行令とかのいろいろ決まりごとがありまして、必ずこの時間は、当然受けることになっております。また、日常の業務の訓練の中でも救急シミュレーションとして仮想の救急現場での活動訓練、また救急に関しての勉強会や筆記試験も実施しております。また、病院での症例の検討会や各種の講習へ参加することによりまして、救急活動に必要な知識や技術、また接遇などの習得に努めているところでございます。さらに救急救命士の資格を取得するためには、救急活動が可能となつてから後、救急業務に5年以上、または救急業務に2,000時間以上従事したという証明を持って指定研修機関、東京都と福岡県にございますが、そこで6カ月間救急専門の教育を受け、この中で病院実習が80時間含まれておりますが、この研修を受けた後に救急救命士の国家試験を受けて合格しなければなりません。また、合格後、再び病院実習というのが160時間ございまして、これを経て初めて救急救命士として救急現場での救急業務を行うことができるということになっております。現在は、その後に気管挿管というのとまだ薬剤投与という新たな救急法の改正がありまして、順次そういう教育を受け、病院実習を受け、業務に生かせるような努力はしております。さらに救急救命士となつてからも2年間に128時間以上の病院実習等実習を行いまして、知識や技術の維持、向上と、医師を初め医療関係のスタッフとの信頼関係を構築するように努めております。

救急搬送と救急業務に当たつての救急隊員の心構えといいますのは、やはり救命業務でございますので、これまでの教育、研修、実習等を通じてそれぞれが培ってきました知識、技術、接遇等の技能をあらゆる局面においても十分発揮できるように、常に心身とそして資機材等の準備を万全にしておくことだと思います。救急救命活動といひましても、やはり市民の方、人と接する業務でございますので、基本的には接遇ということに尽きるのではないかと私は考えております。また、あわせて救急患者さんの状況、先ほどの例にもございましたように、症状だけではなくかかりつけの病院の有無と、そういったことを速やかに把握し、判断し、搬送先の病院の選択決定という、瞬時のうちにそういったことを判断できるという能力も必要になってきます。それと医療機関との信頼関係、また連絡、連携が最も重要ではないかというふうに思います。

2点目の今年1月から8月までに1,023回の救急出動があつたが、そのうち救急を要しないとされる患者数ということでございますが、救急要請を受けまして救急出動した救急患者を隊員が見て緊急を要しないと判断することは、救急活動の段階では非常に困難であるということでございます。医療機関へ搬送後、検査等、レントゲン等も含めまして行い、後日重症度や疾病、傷病名などが記載されました書類の送付を受けまして初めて確定されることになっております。結果の数値でございますが、参考までに昨年の救急搬送を（調査）いたしました。昨年は1,489人でございますが、この内

訳を申し上げますと死亡が28人で1.9%、重症が237人で15.9%、中等症が502人で33.7%で、軽症が722人で48.5%ということで、結果としまして約半数の傷病者が軽症ということになっておりますが、救急活動の場合いろんな条件もございますので、一見緊急度が低いように感じられましても搬送中に急変すること等もあることから、救急業務としましては迅速に病状に適した医療機関に搬送し医師にゆだねることが傷病者にとりまして最も最善であるというふうに考えておりますので、ご質問の緊急を要しないと思われる患者数につきましては把握をしておりません。ご理解をいただきたいと思っております。

3点目の当市の隊員数57名、救命士が14名で救急車が3台ということでの年間の出動回数、それから医療機関との連携等のご質問でございますが、57名というのは香美市消防の全職員でございます、自分と消防主任も含んでおります。本部に10名と本署の各隊が16名ずつと分署が15名ということになっております。救急救命士の資格者、取得者は14名でございますが、このうち次長、署長と予防主任の3名は日勤の業務でございますので、通常では救急業務には当たりません。年間の救急出動件数につきましては、過去3年を申し上げますと平成16年が1,529件、平成17年が1,630件で、平成18年が1,516件というふうになっております。医療機関との連携等につきましては、先ほども申し上げましたが病院での症例の検討会、医師と救命士と一緒に何度かやっておりますが、また、病院での実習等を通じて医師や医療機関のスタッフと顔の見える信頼関係を構築するようにし、円滑な救急活動が行えるように努めているところでございます。当然のことながら、救急搬送中におきましても救急隊員は医療機関との連絡を密にし、医師からの指導や指示、助言を受け、車内でも救急処置を行っている状況でございます。香美市消防本部の救急体制につきましても、今後も引き続き市民の皆さんの救急要請には最大限おこたえできるように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。矢野、2回目の質問をさせていただきます。

説明で大体はわかりましたけれども、救急出動の場合に3人体制で出動すると、このように聞いております。その中、1名が救命士が同行すると、このように聞いておりますけれども、救急救命士が同行しない場合があるのかどうか。そして、その救急救命士が同行しない場合があればその理由、そしてまた救急車内で患者さんと対応するときの対応の仕方が、救命士が乗っておる場合とおらない場合とでは何か違いがあるのかということが1点。

そして、香美市の消防職員の服務規程、これの第5章で「救急勤務の状態」、その中の第40条の中の第2項に「現場に到着をした救急隊は、その傷病者に対して必要である応急処置を施し、そして最寄の医療機関に搬送しなければならない。」とあります。そして、その第3項には「前項の場合において傷病者の傷病の状態が軽症であり、搬送

する必要がないと認める場合、そしてまた傷病者が搬送を拒否した場合には搬送しないものとする。」と、このように載っておりますけれども、先ほど消防長に答えていただきました「救急車の出動命令が」、命令というか「要望があったときには人道上からもすべて搬送する。」（答弁は「一見緊急度が低いように感じられましても搬送中に急変すること等もあることから、救急業務としましては迅速に病状に適した医療機関に搬送し医師にゆだねることが傷病者にとりましてもっとも最善であるというふうに考えておりますので」と、このようにお答えがありましたけれども、確かに私ども市民の側から見てみますと救急車を呼ぶのにはそれなりの理由があつて皆呼んでおります。その中で重症であろうが軽症であろうが搬送してくれるということは非常にありがたく安心ができるわけではありますが、ただ、規程の中にそのようなことを明記してありますが、その点。なぜこれを言いますかといひますと。

（笑い声あり）

言いますかといひますとというのはおかしいですね。言うのかというのに直します。

実は、先ほどのきょうの、今回の質問の趣旨であります患者のいわゆる受け入れ拒否、これがいわゆる救急車で運ばれてくる患者イコール緊急患者ではないと。これが医療機関側にあるとすれば、私はあると思っておりますが、今は順調にこの香美市の患者さんを運んでおりましたけれども、これから先香美市も高齢化になり救急出動の数も多くなってくると思います。そういう中で軽症の患者を、規程にもありますが、軽症の患者さんを運んでいることが、これから先にもしかして重症の緊急を要する患者さんの受け入れ拒否になりはしないかと、このような心配もするわけではありますがこの辺、この規程に載っておることと全部運んでいるということとはちょっと整合性がとれないと、このように思っておりますが、確かに先ほど消防長からも答弁がありましたように市民感情、そして消防署員からすれば当然運んでいくのが、これが義務でありましようけれども、そのようないろんな、私先ほど申しましたような受け入れ拒否とか心配がありますけれども、そのようなことについての消防長の見解を問うものであります。

以上、2回目とします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 矢野議員さんの2回目のご質問にお答えを申し上げます。

救急の出動の場合の救急隊員の人数でございますが、3名で、1名救急救命士が同乗するというのは基本的に努力はしておりますが100%ではないという。先ほども申し上げましたように救急救命士の資格者が、ずっと人数的に11名ぐらいになっておりまして、あともう3名ぐらい資格を取りますとほぼ完璧にいけるとは思いますが、やっぱり休暇とかいろんな面がございますので、100%は（救急車に）乗れてないということです。事前にその、事前にといひますか、症状も聞いてということをやっておりますので、これまでに支障があつたことはございませんし、救急救命士でなくても救急隊員でも相当の技術的なところは高いというふうに考えております。

それと、すべてを搬送するという点でございますが、先ほど申し上げましたように傷病者にとりましては、すべてを搬送するというのを消防行政の方としまして可能な限りやっております。それと、搬送拒否と申しますか、ご本人がどうしても拒否をするという場合には、手段としまして拒否の署名をいただいて、その現場へ行った後そこでそういう判断をして搬送しなかったというのは過去にもあります。どうしても拒否する場合には、無理やり連れていくということはしておりません。それ以外はなるべく搬送するようにしております。それと、最近、災害なんかのところではトリアージとかいう言葉をよくお聞きすると思えますけど、同時に複数人がけがとか搬送する必要があったときには重症度から判断を、できるだけ判断をして、本来なら医師がするべきやと思えますけど、可能な範囲で判断をして順番にする。

それと、今のところ搬送した後で予備車ということで（救急車が）1台お持ちして、土佐山田町の方にも2台ございます。2台が同時に出るときもありますし、どうしてもいかな場合には協定をしております、香南市の救急車を要請するときもあります。逆に香南市の方で重なった場合には応援に出るときもあります。ということで近隣町村、消防本部では協定をしております、緊急の場合にはそういった形で対応するというようにしておりますので。南国市さん、本庁の方とこちらに近い方にもありますし、そういった形での対応をしているというような状況です。

○議長（中澤愛水君） 矢野公昭君の質問が終わりました。

大岸さん、1回目の質問だけになりますけれども、時間的に。

はい。そしたら次に、4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

質問に先立ちまして、1カ所通告に訂正箇所がございます。最初の医療改革関連法の中の③ですが、この病院の数を、医療機関の数を「3つ」を「5つ」に訂正してください。それでは、質問に入ります。

まず、医療改革関連法と療養病床削減問題についてです。

日本の医療制度が今ほど崩壊の危機に瀕しているときはありません。今回、私は医療改革関連法の全体の流れも見ながら療養病床削減問題を中心に、住民こそが主人公の立場で質問を行います。ご答弁をよろしく願いをいたします。

小泉内閣は、昨年6月に高齢者の窓口負担や前期高齢者の療養病床、入院患者の食費、居住費の負担増、また、国保加入の65歳以上の高齢者は年金から国保料を天引きされることなどを盛り込んだ12本の医療改革関連法を成立させました。資料の1枚目にその12本の内容が列挙されておりますので、主だったものにはアンダーラインを引いています。それをごらんになってください。この12本のうち、老人保健法関連で後期高齢者医療制度と医療型療養病床の削減、また介護保険法関連では介護型療養病床の全廃があり、この2本が医療改革の柱と位置づけられています。そのほか特徴的なものが保険者に特定健診、特定保健指導が義務づけられ、これはきのう山崎晃子議員が質問をし

ましたが、このことです。県には医療費適正化計画の義務づけ。その他薬事法関連では、医薬品が区分によって薬剤師が不在でも薬の販売が可能になる規制緩和も行われました。変更の内容としては、取りまとめたものが2枚目の資料の右下の囲みの中に大きい文字になって載っておりますので、こちらもごらんになりながらお聞きください。

おわかりのように療養病床の削減は、左側に医療改革関連の療養病床廃止の関連の年表がその手のものと一緒にタイムラグが載っておりますが、こういうタイムスケジュールでやろうとしているわけですね。それで、療養病床の削減の方は今年の7月から報酬単価の引き下げなどになって、既に始まっております。療養病床というのは、主に長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床です。資料の2枚目の上にその系統図がありますが、医療保険で対応するといいますか、医療保険からお金が出るといいますかそういう医療療養病床と、介護保険の方からお金が出る介護療養病床がありません。国は、医療の必要度が低いとみなした患者を病院から老健施設などへ転出させ、全国25万床ある医療型療養病床を2012年の3月までに15万床に減らし、介護型の療養病床13万床は全廃することを決定しております。必要度は病状による医療区分と、日常活動動作のADL区分で分けられまして、3枚目にその区分1、2、3の病状と病名が載っておりますが、こういう分け方になっております。この医療区分2、3は重症とみなされて療養病床に残ることはできますが、区分1の方が転出、病院から出て転出をしなければならなくなってます。この区分分けにつきまして、医療の現場では、例えば脳こうそくの後遺症などで重度の意識障害がある人や、管で栄養を取らなければいけない重症患者も区分1とされてしまうことや、この区分2のところ、医療処置の中に喀痰吸引といまして、自分でどの力で痰を切ることをできない人は、絡みますので吸引をするわけですが、そういう処置ですが、この喀痰吸引が1日8回なら区分2で、7回以下なら区分1と、こういう科学的には余り根拠のないような分け方のございまして、点数抑制だけが目的と思われるような区分に戸惑いと怒りの声が上がっています。急性期を過ぎた長期入院患者を一律に社会的入院とみなして、点数を操作して病院を締め上げ、療養病床を削減しようというのは、余りに現状を無視した乱暴なやり方ではないでしょうか。高知県は療養病床が、私の持っているデータですが現在8,156床と人口比では全国トップです。最も影響を受ける県となっております。その県の調査では医療区分1の割合が5,000床で、これが転換の対象になりますが、区分1の患者の61%が低所得者、介護4、5の人が半数以上を占めているという現状があります。資料の3枚目の上に病床削減の高齢者の行き先と、2012年までにどのように移行させるかというイメージ図があります。最終的には新療養病床とか、特別養護老人ホームや老人保健施設、あるいは自宅にというふうになるわけなんですけれども、しかしながら、独居で介護4とか5の方で、区分1の低所得者の高齢者はどこに行けばいいでしょうか。また、昨年6月から区分1の診療報酬の点数が、入院基本料などがそれまでの6割に下がるなど相次ぐ診療報酬の切り下げの中でもやりくりをしながら高齢者医療を支えてき

た病院も、今回の病床削減で閉鎖するところが県内でも出てきております。それで、介護療養病床も全廃となると、医療、介護から高齢者をますます遠ざけるとんでもない医療改悪と言わざるを得ません。医療費適正化の名のもと大企業の意向に沿って国や企業の医療費負担を軽減することが目的であり、医療保険が国民の生存権を確保するということを目的とした社会保障の名から遠ざかっていると感ずるところです。

以上、述べまして順次お尋ねします。

まず、1点目に前回、山岡議員の質問に保険課長は「行き場のない高齢者が出る。」と答弁をされました。一連の医療改革関連法が自治体と市民に与える影響について、また、住民に一番身近な基礎自治体が法と現状との溝をどう埋めていくのかが今問われていると思います。自治体の果たす役割についてどのような認識をお持ちなのかお聞きをいたします。

次に「医療制度改革等対策本部を、そしてまた療養病床検討部会などを5月に立ち上げた。」とさきの議会で報告がありました。その人員数、構成メンバー、事務内容などについてお聞きをします。

次に、香美市にも療養病床を有する医療機関が5つあり、全部で、私の手持ちのデータでは403床ありますが、医療区分などの実態が既に把握できていますでしょうか。その受け皿が最も課題となるところですが、具体的に検討が進んでいるのかどうか。また、国の示す2012年度までに移行可能との見通しが立ったのでしょうか、お尋ねをします。

次に、県が国から義務づけられた医療計画、医療対策協議会等により医療機関へのヒアリングなどを行っていると思いますが、県との連携はどのように行っていくのかお尋ねします。

次に、後期高齢者医療制度の創設に当たり、その事務などに一般会計から3,000万円の持ち出しがあることがさきの議会で明らかにされました。これは補助金等での手当てはないということだったと思うんですが、この療養病床削減の問題ではどういうふうになりますでしょうか。何らかの持ち出しがあれば、新たに発生するのであればお聞きをいたします。

次に、この問題で医療機関や患者の一体的な相談窓口が必要ではないでしょうか。自分の力ではどうしようもない、身寄りもない、大変困る方が出てくると思われます。この点をお伺いをいたします。

続いて広域連合組合議会についてお聞きします。

後期高齢者医療制度の運営に当たる広域連合組合議会が発足しました。大きな制度改革ですが、実施が来年4月と迫っている上、高知県の場合、議員定数が10名と他県から比べごく小数です。また、ほとんどの住民にはこの制度が周知されていません。新たな負担増も発生し、始まってから戸惑う高齢者も多いと思われます。

そこでお尋ねします。この制度の運営に責任を持つ広域連合組合に被保険者の声や実

態が反映されるシステムづくりが必要ではないでしょうか。自治体としてこうしたことにどこまでかかわれるでしょうか、お聞きをいたします。

続きまして、国保調整交付金についてです。

6月28日の高知新聞記事によると、厚生労働省の計算ミスにより平成5年から13年間にわたり国が市町村に配分する国民健康保険の特別調整交付金を本来の額より払い過ぎたり、逆に少なく配分されていた自治体があることがわかりました。平成17年度分では全国で605の自治体がこれに該当し、そのうち少なく交付されて可能性の高い自治体数が370市町村で、本県では14市町村が該当、その中に旧土佐山田町が入っていました。調整交付金の事務が余りに煩雑なため申請を放置していた自治体もあり、それはそれで問題ですけれども、手続きを踏んできちんと計算し申請したものには当然交付されなければなりません。調整交付金は国保税額の算定にも反映するため、保険者である自治体や国保加入者にも影響する問題です。

そこでまず1点目にお尋ねします。厚生労働省は自治体名は公表したものの、詳細は調査中とのこと。その後、香美市に対して経過説明や不足金額などの説明があったのでしょうか。平成19年度以降の調整交付金で調整するとのことの方針ですが、具体的な通達などがあったのかどうかをお尋ねします。

次に、特別調整交付金の申請は、1枚1枚のレセプトをきちんと調査しなければ正確な数字をつかむことができず、調査しても交付金交付の基準に届かないこともあるため、県の国保連合会から提供される疾病分類表や給付一覧表で判断したり、結核、精神疾患のレセプトの抜き出しを委託する自治体もあるとのこと。しかし、病名が書かれていなくても結核や精神疾患の薬が使われていると交付金対象になることなど、やはり専門知識を持った者がレセプトを単念にチェックするしかなく、ある自治体の担当者は「申請までにこれほど手間や経費のかかる交付金はほかにない。」と言っています。しかし、疾病分類表で長年基準以下だと自分で判断し国に申請をしていなかった高知市が、県の再三の指導でレセプト調査をしたところ平成18年度は5億3,000万円の交付金を得ており、ほかに須崎市、四万十市、いの町なども同様に、新たに交付金を得ています。こうした交付金の動向は被保険者にもはね返ってきますので、おろそかにできないのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。旧土佐山田町時代はレセプト調査をきちんと行っていたということですが、現在香美市では調整交付金に係る事務を何人体制で行っているのでしょうか。大変な事務ですけれども、レセプト点検は正確に行わなくてはなりません。ただ、今回のことで自治体の担当者は膨大な上に複雑過ぎる国保財政の事務や、正しい金額を自治体がチェックできにくいシステムなどに嘆きの声を上げています。申請をあきらめたり、必要以上に少ない財政の中でやりくりして被保険者にしわ寄せがいかないよう、今後の事務のあり方についてどのように認識をされているかお尋ねをします。

続いて、消防の休日手当過払い問題についてです。

県内の消防局、消防本部で、年末年始の休日勤務手当を定めた条例解釈の誤りなどで過払いしていたことが明らかになりました。香美市は最も少ない額ながら、42人分、99万円の過払いとなっていることが新聞報道にありました。該当する消防局、消防本部では、関係条例のわかりにくさから条例違反の認識はなかったということですが、一方ではルール違反であるとの指摘もあります。背景には、各消防署とも国の消防力よりも少ない職員数で24時間勤務体制をやりくりしており、代休が設定しにくい実情などがあるようです。今回の件に関してはほとんども対応に苦慮されておりますが、いずれにしても住民の生命、財産を火事や災害などから守り、また、救急搬送などで働く最前線の消防職員の処遇の安定を欠かすことはできません。以上のことを踏まえ、一連の経過と今後の対応についてお伺いをするものです。

続いて、軽自動車税の減免についてお聞きをいたします。

身体に障害を有する方の軽自動車税の減免について、市の条例では具体的な等級の明示が、私が持っていた条例例規集が平成18年度の分です。平成19年度のが出てると知りません。税務課長のご指摘で見ましたら平成19年度にきちんと、平成18年度と違いまして表になって載っておりました。「明示がない」というのは「明示があった」と訂正しますが、聞く内容は同じですので質問をさせていただきます。

減免につきましては、県の福祉のしおりには「原則3級以上」と、軽自動車税の減免、障害者の方の減免が「原則3級以上」とされているわけです。ご本人の所有で、ご本人が運転される場合は6級までオッケーと。それはわかりますが、ただ、こういう場合はどうなんでしょうか。ある市民の方が障害4級で、両下肢がご不自由で室内でも2本のつえがなければ歩行できない状態です。ちなみに要介護度が2、70歳を超した高齢者の方です。それで、毎日の整形外科への通院が、それまでご本人の運転で行っていたわけですがだんだん体の不自由度が進行してくる、そして、加齢も進むということで運転が不可能になりまして、今はご主人が付き添いを兼ねて送り迎えをされています。毎日の通院です。車の名義は障害者本人のもので、このように身体的な機能の後退とか障害で本人が運転できないから障害者であるのに、本人が運転していなければ税の減免対象から等級によって外されるというのは、何が根拠になっておるのか納得のいかない話だと思って質問をいたします。軽自動車税というのは、減免は市町村の裁量範囲にありますので、申請のあった障害者の減免についてはもちろんガイドラインに沿って法令遵守でやることは当然のことなんですけれども、やはり申請に来られた障害者の方については、一度事情をよく精査しまして、個々のケースに合った柔軟な対応をすべきではないでしょうか。お尋ねをします。

次に、障害者の軽自動車税の減免申請は支所でもできるように改善すべきではないでしょうか。ある物部町の方が「体が不自由なのに、申請に遠い本所まで出かけなければいけないというのは苦痛。」というふうに訴えられました。香北町でも高齢のご夫婦から同様の相談を受けました。こういった事務は支所で扱えるよう改善を求めます。前向

きのご答弁をよろしくお願いいたします。

続いて、業務委託契約についてです。

現在、行財政改革推進特別委員会では、市の業務委託契約について全般的に精査を始めたところです。いずれ全容が明らかになりましたら、行財政改革推進特別委員会としてもまとめた意見書が市長に付されることになっておりますが、私は3月議会でもこの問題を取り上げた経過がありますので、この間新たに明らかになったものも含め、特徴だったものに絞って再度執行部の見解と対応策についてお伺いをするものです。

まず、問題の1点目として個々の契約名を挙げることは避けませんが、旧香北町、旧物部村、旧土佐山田町とも合併前の契約をそのまま踏襲したと思われるものが残っておりまして、ばらつきが見られます。業務委託契約には契約方法、金額の算定の仕方、業務内容など市として統一したガイドラインを設け、だれに聞かれても合理的な説明のできる整合性を保つ必要があるのではないのでしょうか。これが1点です。

そしてもう1点は、労働者派遣と請負の区分に問題のある偽装請負状態の契約があることです。市が結んでいるのは多くは業務委託契約ですが、業務委託も民法上は請負とみなされます。資料の4枚目につけておりますこの図ですが、これは厚生労働省の労働局の資料からコピーしたものです。このようにですね形式は委託契約であっても実質は発注者の、つまり市側の従業員と受託者の従業員が混在して働いていたり、発注者の指揮命令に従うような仕事があったり、発注者の業務に直接従事することがあったりすることは、偽装請負に相当するというふうな法のくくりをされております。「これが労働者派遣に該当するので」というふうにあります。しかし、これらの区分の判断がとても難しい、判読しにくいことから、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準というのが、昭和61年労働省の告示第37号でその判断基準が示されているところです。その資料にはつけておりませんが第1号の労務管理上の独立のところでは「作業スケジュールの作成及び作業支持は受託者みずから行うことや、発注者の労働者と混在せず業務を処理すること」などが決められておりまして「労働時間上の独立」のところでは「欠勤、休暇、早退等の届出は受託者が受理し、発注者への報告及び承認は必要ないものであること」と、受託者みずからが就業規則に基づき指示、管理を行うこととされています。発注者が休業日を決めることはあり得ません。また「業務上の独立」のところでは、その物理的要件として「自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備、もしくは機材または材料、資材により業務を処理すること」とありまして「発注者のものを使用する場合は、水道水なども請負契約とは別に貸借契約である。賃貸契約である双務契約を結ぶ必要がある。」という説明をしております。こうしたことから見てみますと、契約内容そのものが請負契約と言えない状態もあります。また、香北町の学校給食の業務委託の契約内容ですが、市の職員と受託業者の職員が混在して働いてる状況がこの前行財政改革推進特別委員会で明らかになりまして、その市の職員の指示を受けて働き、市の車を使って配送もしてそれらの業務について委託契約

をしております。これが直接雇用であれば全然問題がありません。以上、述べましてお尋ねします。

行財政改革の名のもと、香美市においてもさまざまな業務や施設管理が業務委託されております。委託であっても自治体の職場には社会的公正さと法令遵守が要求される所です。早急な是正が求められていると思いますが、どのように取り組んでいかれるのか具体的にお尋ねをするものです。

1 回目の質問の最後です。300日規定についてお伺いします。

事実上は夫婦関係が破たんをしておりましても、離婚に手間取り、長い間籍だけはそのままで民法上はまだ夫婦といった例は少なくありません。特に、家庭内暴力などによりまして夫から身を隠して暮らしている方は、離婚調停や裁判に訴えることも困難で、膠着したまま数年を経過すること珍しくありません。こうした時期に新しいパートナーができてその人との間に子どもができる、新しい家庭ができるということはよくあることです。ところが民法第772条では、その1（第1項）に「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」その2（第2項）に、前段は中略しまして「婚姻の解消もしくは取り消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」この規定によりまして、さきに述べたような状態であれ何であり、離婚後300日以内で生まれた子は出生届を出すと自動的に前夫の子として戸籍に記載されてしまいます。当事者の意思にかかわらず事実と違う戸籍に入れられることになるわけです。こうした場合、前夫の子どもではないと覆すためには家庭裁判所に申し立てるしか方法がありませんが、それは前夫の協力が必要なため大変な労力が妻側に強いられることとなります。ほかにも出生届さえ出せず、戸籍や住民票のない子どもも存在しています。それは子どもの人生を大きく左右する人権問題でもあります。もう1つ、女性のみ離婚後6カ月を経過しなければ再婚できないことを規定づけた民法第733条もさまざまな矛盾が生じるため、この第772条とともに見直しを求める声が起こっているところです。

そこでお尋ねします。これまでは戸籍や住民票がない子どもは児童手当や医療費助成を受けることができませんでした。厚生労働省は3月に「戸籍や住民票がなくても児童手当や児童扶養手当を支給したり、保育所に入ることは可能」との通知を都道府県に出しています。民法の古いしがらみにより、女性やまして何ら罪のない子どもが不利益を受けることはあってはなりません。これらについて市の窓口ではどのような対応になっているのでしょうか。お尋ねをしまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 大岸議員、1回目の答弁だけで終わりたいんですが、よろしゅうございますか。

保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の1回目のご質問にお答えします。

まず、医療改革関連法と療養病床の削減問題についてですが、まず、1番の自治体と

市民に与える影響の関係ですけれども、基本的には医療機関の経営方針によるものと考えております。介護療養病床が平成23年度で廃止になった場合、在宅に戻れる方はわずかだと思われまので、ほとんどの方は何らかの施設に入らなければならないと考えています。そこで、介護療養病床に入院の患者が老人保健施設等に移った場合は影響はないと思われまますが、医療療養病床に移った場合は医療費が影響を受けると思われまます。また、医療療養病床から介護保険の施設に転換される場合は、医療費は減となり介護給付費が増となります。このときは次期の介護保険事業計画を検討するときにそれも含めて検討しなければならなくなると考えまます。介護保険部分として受け皿整備をする場合は、この介護保険事業計画に盛り込む必要があり介護保険料に影響するものと考えまます。このように介護給付に影響を受けるものについては、次期の介護保険事業計画を検討するときに検討する必要があり、医療費については結果としての増減により保険料に影響してくると考えまます。香美市としては、介護保険事業については一定の施設整備は必要と考えておりますが、介護保険法のもともとのねらいは施設から在宅へという大きな流れを想定したものであることから、基本的には在宅介護を中心に事業展開を考えており、施設については抑制をしていきたいと思っております。

次に、医療制度改革等対策本部の人数、構成メンバー等についてですが、（後に事務内容について追加説明あり）市長を本部長に副本部長は副市長と教育長、対策本部員として香北支所長、物部支所長、総務課長、財政課長、企画課長、健康づくり推進課長、福祉事務所長、生涯学習課長、保険課長で、合計で12名です。部会を2つ設置してありまして、特定健診、介護予防を検討する部会と、療養病床問題を検討する部会とに分かれています。

次に、療養病床を有する医療機関の関係ですが、県とのヒアリング等も行っておりまして、この通告の3番と4番を一括してお答えをさせていただきたいと思っております。香美市の療養病床を有する医療機関はご質問のとおり5つありまして、確かに合計では403床あるわけですが、現在、介護療養の病床について認可を受けちゅうわけですけれど稼働してない病床が32床、1つの病院でありますので、これが71床です。実際に動きゅうのが71床。それと医療療養病床で、1つの病院が、休止している病院が1つ、26床分ありますので、これが合計で274床となっております。認可は403床ですが、現在の稼働が合計で345床ということになっております。それで、先日県が医療機関に対して調査を行っております。調査内容は、医療区分別利用者数、利用者の住所、療養病床の転換、移行などです。療養病床を有する医療機関が今後どのような体制にしていくのかは、先ほどさきに申し上げましたように基本的には医療機関の経営方針によるものだと思っております。県が医療機関にヒアリングを行うというので、市として同席をさせていただきました。出席は香美市5つの医療機関のうち4つの医療機関が出席をしまして、2班に分かれて1医療機関ごとのヒアリングを行いました。それで2班に分かれましたので、私は片一方の2つの医療機関のヒアリングに立ち会いました。診療報

酬の改定後、医療区分の改定がありまして、医療区分1については現況からいうと診療報酬は下がったわけですが、現在の経営状態は厳しいところですが赤字ではない状態とことです。だからといって利用者の受け入れ先について具体的に検討しているわけでもありませんし、また、患者を受け入れ拒否しているわけでもないということです。

それと、介護療養病床の廃止に伴う転換については、未定の医療機関が多くて医療療養病床に転換希望の医療機関もあります。それから、医療療養病床、介護療養病床から介護の施設に転換希望は少なくなっています。また、医療療養病床から介護保険の施設に転換の希望もあります。転換支援策の案が国から示されたといっても、診療報酬の点数が明確になっているわけではなく、今後、平成23年度までに介護保険の大きな動きがありそうなどということなどから、それぞれの医療機関は現状維持、様子を見るという医療機関が多かったように思います。今後、県とも連携をとりながら、情報を共有しながら進めていかなければならないと考えています。

次に、療養病床の削減に係る一般会計からの持ち出しについてですが、療養病床の削減に関して今のところは一般会計からの持ち出しは発生する予定はないと思います。電算システム等の改修などはありませんので、今のところ発生する予定はないと考えております。

次に、相談窓口の関係ですが、患者の相談窓口は地域包括支援センターが行っております。医療機関との協議については、今後実施していきたいと考えています。

次に、広域連合の関係ですが、広域連合議会は市町村の首長や議会議員の選挙によって選出されておりまして、市町村の首長あるいは市町村の議会議員が入っておりますので、代表者として入っておりますので、被保険者の声が反映されるシステムづくりにはなっていると考えております。

次に、国保の調整交付金についてですが、ご質問の件は特別調整交付金のことだと思いますが、特別調整交付金の国による算定方式にミスがあり、交付額に誤りがあったということについて県から電話で間違っていたことの連絡はありましたが、正式に国から文書などでの通知は現在のところはありません。

次に、調整交付金の事務の体制についてですが、香美市での体制については、調整交付金申請事務は3人で行っております。それと、レセプト点検は3人で行っております。合計で6人となるわけですが、現在の体制で問題ないと考えております。今後についてですが、調整交付金申請事務は現在と同じく3人で行い、今後老人医療が平成20年度から後期高齢者医療広域連合に変わりますので、それでそれに伴ってレセプト点検について実施予定のため、行く行くは老人医療のレセプト点検分の1人は減となる予定でして、レセプト点検についての国保分、若人について現状どおり2人で行うということの問題ないと思います。

以上です。

○4番（大岸眞弓君） 保険課長、すみません。これ、事務の内容、もう検討部会と

かそういうのの人員数とか構成メンバーは聞きましたけど、事務内容についてご答弁がなかったように思いますが。それだけ。

○保険課長（岡本明弘君） 事務の内容、対策本部の事務の関係ですが、部会を2つ設置をしております、その中身が特定健診、介護予防を検討するという部会と療養病床問題を検討するという部会とに分かれているということです。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 4番、大石議員さんの消防の休日手当過払いについてのご質問にお答えを申し上げます。

新聞報道で香美市は是正をされているということで、これの経過と対応ということで申し上げますと、経過につきましては昨年8月だったと思います。夏場に監査委員さんから休日勤務手当の支給についての指摘を受けまして、直接このことではなかったようですが、これをヒントに消防の方で条例等関係法令と支給内容等を精査をいたしました。いろいろと突合した結果、条例等の解釈を誤っております、誤って年末年始の休日勤務手当を支給していたということが明らかになりましたので、昨年の年末、今年の年始、いわゆる平成18年度の年末年始についての支給につきましては、条例等規定どおり規定に基づいた正規の支給方法に是正をしたというのが経過でございます。

少しご説明を申し上げますと、新聞の方にかなり詳しく書いておりましたが、ご存じのように年末年始の休日は12月29日から1月3日までの6日間でございます、市の休日を定める条例の規定に基づきまして、一般職員につきましては6日間当然休日になります。しかし、消防の職員につきましては、祝日法による休日や年末年始の休日も含めまして勤務を割り振っておりますので、元日も含めこの年末年始の6日間にも当然勤務をしなければなりません。このため、隔日勤務者につきましては4週に8日間の週休日が定められ、週休日が元日などの祝日と重なる場合には、直後の勤務日に休日勤務手当を支給するということが人事院規則の方でなっております。また、年末年始の休日6日間を年末年始の休日という、いわゆる6日間をもう「年末年始の休日」という表現で条例の方も書いております。それを解釈を誤ったということで、赤丸は1月1日の元旦のみでございますので、そのほかの5日間につきましてはそれは該当しないということでございまして、それを誤解をして6日間を休日勤務手当、直後の勤務日に休日勤務手当を支給するという解釈での対応をしておったところでございます。条例等遵守すべき立場の我々が条例の解釈を誤って事務をしていたということが判明いたしましたので、速やかに是正をしたと、是正をするのが当然であるということでございまして、組合の時点でのこととはいっても手当を支給していたということに対しましては、おわびを申し上げたいというふうに存じます。

それから、新聞報道で出ておりました過払いの額につきましては、香美市99万円ということで出ておりましたが、精査をいたしました結果100万7,000円で、延べの人数が42名出ておりましたが43名ということが判明をいたしました。なお、退職

者には該当者はありません。年度別に申し上げますと、平成14年度、平成15年度、5年間はさかのぼって調査をいたしまして、平成14年度、平成15年度は代休で対応しておりますので休日勤務手当の支給は一切してありません。平成16年度と平成17年度の2年間の分が100万7,000円と、先ほど申し上げましたとおりです。平成18年度は先ほど申し上げましたように是正をいたしましたので、一切支給はしていないということでございます。

今後の対応といたしましては、先日市長等も交えて返還の方向で職員には説明し、理解を求めるといふことしておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 暫時4時から時間の延長を行います。

税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 大岸議員の軽自動車の減免というご質問についてお答えをいたします。

軽自動車の減免につきましては、大岸議員がおっしゃってございましたように「香美市軽自動車税の身体者障害者等に対する減免取扱規定」というのを策定いたしまして、それによって運用しております。この身体者障害者等に対する減免というのは、障害を持つ方の障害の程度によって減免するという制度であります。よりまして、ほかのいろいろなおっしゃられましたような要件というのは、この、そういった要件によってつくりました規定の枠外でという取り扱いはできないものというふうに考えます。

それと支所での減免申請ということでございますが、この件につきましては両支所で減免申請の受け付けをする方向で協議をいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 先ほどの消防によりますところの休日手当のかかわりにつきましての答弁、消防長の方からいたしました、ちょうど私が平成16年度、平成17年度は（旧山田消防組合）組合長でございました。改めまして私の方からこうした法令遵守ができていなかったことをおわびを申し上げます。

私の方からは業務委託契約についての答弁をさせていただきます。

現在、各種の業務委託契約事業につきましては、議会の行財政改革推進特別委員会の方で1件1件チェックをしていただいておりますことに感謝を申し上げます。この委託契約につきましては、ご承知のとおり大変多岐にわたっております。合併協議の中で調整をしてきたというふうにも思っておりますが、ご指摘のような委託契約が結ばれているものもあるというふうにも思われます。そうしたことから整合性のとれていないものなどを含めまして、問題や課題のあるものにつきましては今後是正をしていかなければならない、そういう体制を早急にとらなければならないというふうに思います。

なお、この行財政改革推進特別委員会の方からいただけるでありましょう指摘、提言事項をも踏まえながら今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろ

しくお願いをしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 300日規定の改善についてお答えをいたします。

ご指摘のございました通達に基づきまして、児童手当、児童扶養手当につきましては、出生証明書により支給認定する取り扱いとなっております。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、大岸議員の300日規定の改善についてのうち、保育所の入所についての部分についてお答えを申し上げます。

香美市の保育園募集要項では、原則として香美市に居住し住民登録をしていることが要件となっておりますが、300日規定等で住民票がない方の入所希望があった場合、窓口と幼保支援課で連絡を取り居住している実態を確認できれば、保護者の労働、疾病等の保育に欠ける要件を個別に確認した上で保育園への受け入れを決定することは可能であります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会をします。

次の会議は、9月13日午前9時から開会をします。

（午後4時01分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 1 9 年 9 月 1 3 日 木曜日

平成19年第3回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成19年9月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月13日木曜日（会期第9日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	久保和昭
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	吉村泰典	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	後藤博明	林政課長	小松清貴
防災対策課長	田中育夫	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長兼事務管理課長	二宮明男
保険課長	岡本明弘	業務管理課長	横谷勝正
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院晶一	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野泰三
農政課長	宮地和彦	業務管理課長	岡本博臣

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹 内 敬 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成19年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成19年9月13日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 4番 大 岸 眞 弓 君
- ② 1番 山 岡 義 一 君
- ③ 13番 竹 平 豊 久 君
- ④ 18番 石 川 彰 宏 君
- ⑤ 16番 黒 岩 徹 君

会議録署名議員

11番、片岡守春君、13番、竹平豊久君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。4番、大岸です。昨日に続きまして一般質問、きょうは2回目の質問から行います。よろしくお願いいたします。

まず、療養病床削減問題についての2回目です。

自治体とか市民への影響について区分1で、見込みとしては在宅に戻れる人はわずかで、介護施設などに移行すれば必然的に介護保険料を押し上げ、また、介護療養病床にいる方々は医療療養病床への移行を望んでいるということで、そういうふうに移行していきますと、今度は医療費の増大につながって、国保や後期高齢者の保険料を結果として押し上げる、そういうご答弁ではなかつたかと思えます。ちょっと私の取り違えかもしれませんが、きのうの保険課長のご答弁の中で、介護療養病床から移行するその医療療養病床というのは、昨日質問のときに（資料を）つけて説明をしました3枚目の、療養病床移行のイメージのところでも最終的に介護2と3の方が新療養病床に行くというふうになっておりますが、この新療養病床ことでしょうか。それをちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

それと、昨日ご答弁いただきました医療改革対策本部やそのほかの検討委員会を2つ、特定診療の方と療養病床削減の問題で検討部会を立ち上げているというふうなことをお聞きをしたわけですが、その仕事の内容についてももう少し具体的にお伺いしたかったわけです。ご答弁では、「会が立ち上がっている」まではお聞きいたしましたけれども、私としてはどんなふうにもそのチームで研究して、どういう方向へ行こうとしているのか。例えば、喫緊の課題になってきます行き先のない高齢者をどういうふうに措置されようとしているか、そういうふうな話し合いが具体的になされているかどうかというのをお聞きをしたかったわけですが、昨年10月28日に共産党の高知地区委員会と県会議員団、緑心会との主催で医療改革関連法への対策として「高知の医療と介護について」というシンポジウムが市内で行われました。これには、日ごろは共産党とは余り縁のない県医師会の幹部、それから県と高知市の健康福祉部長などがパネリストになりまして、450名余りの市民の方の参加がありました。その席で県の健康福祉部長がこのように発言をされております。「その療養病床の削減問題について、社会保障制度改革の背景は少子高齢化、特に団塊の世代が高齢層に入っていく。持続できる制度に変えていくのか、みんなで考えるテーマがある。医療制度改革のねらいは生活習慣病の予防の対策と病気になっても家に帰れる取り組みを強めよう。その中療養病床の再編の問題がある。」こ

のように冒頭で述べられておりますが、私自身はそのやり方が余りに性急で乱暴というふう思うわけですが、これに対しまして、現場で日ごろ高齢者医療に携わっておられる病院の院長がこのように逆に述べられております。「療養病床の再編、削減は、昨年12月に唐突に出されてきた。医療費削減のための再編は本末転倒である。再編の前に高齢者施設などの受け皿をつくらなければいけない。一番困るのは、行き場のない入院中の高齢者だ。今回の医療改革よりも在宅ケア整備を先にするべきであった。」それで「だんだんとソフトランディングさせ、その後に制度改革をして病床を削減するべきだ。突然の動きに県内の高齢者や医療関係者は戸惑っている。国は増大する高齢者の医療費を抑制するために療養病床削減を打ち出した。今年4月からの診療報酬大幅引き下げで、医療機関の存廃が危ぶまれている。」このように述べまして、最後の方で「厚生労働省は「2004年度に医療機関に支払われた医療費が、史上最高の32兆1,000億円の達した。」と発表した。医療費がふえていると言われるが、日本の国内総生産に対する医療費の割合は、主要先進国7カ国中で最下位。小泉政権がこの間に行った医療費3割負担、高齢者の負担増などで、医療費に占める患者負担の割合は逆に先進国中最高になっている。」と、このように構造改革の本質を突いた発言をされております。医療改革関連法には、背景に「社会保障負担が増大すれば、日本社会の活力が失われる。」といった議論や、医療や介護をお荷物とする考えが根強くあります。しかし、医療や介護などの社会保障が安定してこそ国民は安心して経済活動や社会活動に専念することができ、活力もそこから生まれてくるのではないのでしょうか。自治体として、国に対してはこうした観点からものを言うとともに、高齢者への住宅支援と、長野県（下伊那郡）泰阜村や（下水内郡）栄村のように在宅で手厚い介護が受けられるよう、介護サービス利用料の軽減とか、またホームヘルプサービスの充実とか、市として独自の取り組みがいよいよ必要となってきたのではないのでしょうか。昨日、自治体の果たす役割については、保険課長は「病院の経営方針によるので。」とのお話でしたので、どうしてもその「在宅に変えられる人がわずか。」というふうにおっしゃいましたように、制度からこぼれていく高齢者が出るのは目に見えていますので、そのときは自治体が最後のセーフティネットして機能する必要があるのでこうしてお聞きをするわけです。国はこの制度によって高齢者をできるだけ在宅でというふうと考えております。この介護を充実させることにつきましては、長野県泰阜村などばどのようにして高齢者の方が安心して老後を送れるか、終末期を送れるかというふう在宅手当を大変手厚くしまして、終末医療に係る医療費の増大を抑えまして、国保の医療費が全国でも最後から2番目、医療費そのものですが。それから介護保険料もしても安く抑えられております。以前にご紹介しました栄村の方は、介護をお荷物とするのではなくて、その介護で雇用を創設する。村民の方をヘルパーさんに養成して、そのヘルパーさんに報酬が入って、それがまた地域にも落ちていく。高齢者も幸せに老後を送れる、こういうふうなもう施策に展開をしていかないかというふうにはないかというふう思うわけですが、お尋ねをいたします。

広域連合の2回目ですが「住民の代表である市長や議員が出ておりますので、住民の声や実態は反映される。」というふうなご答弁でした。言いかえましたら、広域組合の議員に選出されました首長や議員は、住民の声や実態を反映させるその責任を負っているともとれますけれども、幾らその意志が議員にありましても、今の会のたてりとか時間的な制約が立ちはだかると思います。保険課長にも県との連携があるということですので、折に触れて率直に意見を県に対しても上申していただきたいと思います。

調整交付金の問題です。

レセプト請求の事務の体制などについては問題なくやっていく。」というふうなご答弁でございました。今回の調整交付金の問題というのは、沖縄県那覇市議会で発覚しまして、厚生労働省の担当は昨年の秋には把握をしておりましたのにそのまま放置をしていました。表面化してからの対応も遅く、自治体名は公表したものの、昨日のご答弁にもありましたように国からは何ら責任のある回答は寄せられておりません。今、大切なことは国に一連の経過と説明を求めること、また、間違いを繰り返さないように、国のずさんな姿勢を正していくことではないでしょうか。9月8日の高知新聞に「県の市長会が国保調整交付金の事務の簡素化や、交付金制度の要件緩和を国に要請するよう県に求めた。」との記事が載っております。同時にその席で、年金未納の問題で（国保）資格証の取り上げに対して門脇市長が「国の下請になってはいけない。ペナルティの仲介事務をしないように要請する。」と、こういう勇気のあるご発言をなさっております。こうした一連の経過を受けまして市長にもお尋ねをしたいのですが、市長には釈迦に説法で申しわけないですけれども、普通地方公共団体の長として、市長の担任する事務は地方自治法第149条に規定づけをされております。この事務を遂行する上において、政府に対して意見書や質問書を付すことができるようになっております。地方自治法第149条の（第）2（号）に「市長は予算を調製しこれを執行すること」、その後（の第5号）に「会計を監督すること」という条項があります。これに照らして、厚生労働省の計算ミスで本来ではない予算を調製したこと。これでは会計を監督する市長としてその職務を果たせないということを根拠に、国にも意見書あるいは質問書を付すなどの行動を起こすべきではないか。法に沿うものは国は必ず回答しなければならなくなっておりますので、ぜひそうした行動を、できましたら不足の疑いのあったとされる他の市町村の首長にも呼びかけまして、国に直接質問できるという固有の権限を香美市民のために生かしていただきたいと思います。そういった行動をとられるように求めます。これに対する見解をお伺いをいたします。

消防問題ですが、消防職員の手当て過払いの件ではよくわかるご答弁でした。ただ、再度お伺いをしたいのは、この問題の背景には少ない職員で24時間体制をやりくりしているということや、わかりにくい条例があるということが現実にはわかりました。そして、返還を求めるということですが、これは職員が偽って申請したものを支給したというわけではなく、職員に落ち度はありません。まず、留意をしなくてははいけない

のは、職員の健康管理や人員配置に十分に配慮して、どんな不測の事態にも即対応できるように職員が安定的に勤務できるよう、職場の条件整備をする責任が市にはありはしなでしょうか。

まず、それを1点と、それから、返還に対しましてはこれは人事院勧告の場合などとは違いまして、不利益不訴求の原則が一概には通らないとは思いますが、例えば高知市のようにこの新聞記事によりますと、返還請求につきまして休日勤務手当を仮に時間外手当で支給していたとして返還請求をすると、それですでに返還額を少なくするというふうにして、時間外勤務手当のこれからは、本年度の年末年始からは時間外勤務手当の支給に変更する方針というふうになっておりますが、こういう配慮が考えられませんか。それこそ職員の士気にかかわってくる問題であると思しますので、再度この点をお伺いをいたします。

次に、軽自動車税の減免についてですけれども、きのうの税務課長のご答弁で、何かずっと私がこだわっておりますのは「障害を持つ方の程度によつての減免であるので弾力運用はできない。」というふうなご答弁だったんですが、きのうの例では、ご自分で運転できていたときには6級までオッケーで、身体的な障害度がもっと進んでつらくなって、自分で運転できなくなったので家族が運転している。そうなったら3級からでないと減免の対象ならないというところがどうしてもよくわかりません。合理的に納得のできるご説明を再度お伺いをいたします。

業務委託の問題についてですが、指摘も受けて、それから行財政改革推進特別委員会の意見も見てというふうに、見直すべきは見直していくというふうにおっしゃいました。ただ、今年3月議会でも私は同様の質問をいたしましたので、具体的にその後どこまで検討されたかお聞きをしたかったわけですが、繰り返しますが、兵庫県の学校給食の民間委託が頓挫したことは紹介をしました。どことも学校給食の民間委託というのは経費削減を目的として行われますが、それでは保護者の合意が得られないため苦肉の策として、これまで安全、安心の給食確保のため市の栄養士がつくった献立で市が食材を購入し、調理、配送部門だけを委託すると約束して民間委託に移っていきます。旧土佐山田町でもそうでした。しかし、この実態は業務上の独立などを定めた派遣と請負の区分基準からして問題があるというわけです。これでいくと、例えば香北町の給食業務の委託は配送部門だけを委託して、配送車については市が無償提供するのではなくて、受託者と双務契約を結べば法的にはクリアをされます。もしくは直接雇用に切りかえる。その業務委託のままそういうふうに法的な措置をとりますと、そうすると今度は多分委託金額にはね返ってくると思います。そうしたことを考えますと、むしろ直営にした方が安くつくのではないかと。執行部としてもその研究の余地が大いにあるのではないのでしょうか。南国市のすぐれた学校給食の例などを見ましても、費用対効果は十分に期待できると思います。そういうふうな方向づけを研究される、その他の業務委託のこともそうですけれども、研究される余地がどうか再度お伺いをいたします。

最後の300日規定の問題ですが、出生証明書があれば厚生労働省の通達のように計られているというふうなご答弁でございました。ただ、法務省の通達の内容は離婚後に妊娠したケースのみ、医師の証明書があれば300日以内でも現夫の子として受理するというものです。こうなりますと、きのうのような例で離婚の成立していない、例えば児童扶養手当、母子家庭の児童に対して措置されております児童扶養手当、これなどは、それからまた、たしか生活困窮資金、今あるかどうかわかりませんがその貸与、安い利子で生活資金を貸し付ける、そういう制度もあったかと思うんですけども、離婚をしているということが、法的にそうであるということが前提となるわけですね。でも、夫から身を隠して生活をしておられる方、数年にわたってそういう状態の方というのは法的には離婚状態ではないわけです。こういうのが大変引がかかることがあると思うんですけども、そういう場合もやはりそういうふうにみなして弾力的に、あるいは運用する必要があるのではないかと思いますけれども、その辺は窓口で現状がどうなっておられますでしょうか。再度お伺いをしまして、私の2回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、介護療養病床から医療療養病床への転換について、大岸議員の資料の3枚目の表のことについてのご質問だったと思うんですが、上の介護保険適用から大岸議員の資料の右の上の端の新医療養病床への転換についての回答という質問だったと思うんですが、この6年後の新療養病床についてはちょっと自分は初めてですので、現在の介護療養病床から医療療養病床に転換という認識でございました。6年後にはこういった新しい療養病床ができるのかどうかというのはちょっと認識不足でしたので、こういった体系がどういう診療報酬になって、どういう体系になるのかというのはちょっとわかっておりませんので、介護療養病床が平成23年度で廃止になるわけですのでとりあえず医療療養病床に転換をしたいという医療機関の意向があるということをお答えをさせていただきました。

それと、本部会についてですが、実はまだ立ち上げたばかりで実際には動いておりません。というのも基本的に医療機関の経営方針によるものだと思っておりますので、その動向が余り現在のところ変化がないということで、現状維持あるいは様子を見るという医療機関が現在も多いということで、医療機関との協議で話をしていかなければならないと思っておりますがそこまで至っていませんので、現在のところは本部会を立ち上げただけでまだ進んでおりません。それで、療養病床問題の検討部会の中で療養病床の関係の調査とか施設、その病院から入院しておって退所する方についての受け皿の対策もせないかのじゃないだろうかという思いでおるわけですが、県内、あるいは県外の医療機関では閉鎖とか病院をやめるとかいう話も聞いておりましたけれども、現在のところ香美市では休止とか、前から稼働していないという療養病床はありますけれどもさほど

大きな動きがないということで現在まで至っております。

それと次に、この制度改革について大岸議員が県外の病院院長の談話を述べられたわけですが、確かに自分もそう思います。やっぱり制度改革について受け皿の体制の法整備等を整えてから診療報酬なり下げるとか、介護の廃止についての法整備をするとか、そういったことであれば準備もできると思うんですけども、まず制度改革ありきで強引に進められてきておりますので逆ではないかというようには思います。というのは、多分国が進めておるのは、なかなか介護保険にしても施設から在宅へという大きな流れができ上がってないと。それから、医療についても高齢化が進んで全体として医療費が増大しておるということで、かなり性急な気持ちで進めているのではないかというように思います。そして、施設についても介護保険の施設については、前からお話をさせてもらっているとおり旧土佐山田町の当時から抑制をしてきておりましたし、香美市になってからもできるだけ抑制をしていきたいと思っております。やはり施設をつくれればつくほど、それは需要があるかもしれませんが介護保険料にはね返ってくるということになってきますので、できるだけ施設はつくらないで在宅で見てもらおうということにしていきたいと思っておりますので。医療についても同じようなことが言えるのではないかと思います。介護については確かに需要があるわけですのである一定の施設整備は必要だと思いますが、つくればつくほどそれは経営が成り立っていくかもしれませんが、医療についてはそれほど、もう香美市についてはかなり施設がありますのでそれほどの需要はないかもしれませんが、施設ができればできるほど医療費は伸びていくというふうには思っておりますので、医療についても抑制をしていくべきではないかというようには考えます。

それと、広域連合についてですが、老人医療として今現在運営されているわけですがけれども、広域連合の組織として別立てになりますので、市町村からすればちょっと遠い組織になるような感じがしますけれども、県においても広域連合においても遠い組織ということではなくてスムーズな運営ができるように、また、市町村においても被保険者との接触も多くして十分に、スムーズな連携のもとに事業を進めていかなければならないと思っておりますのでまたよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸眞弓議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

国保の調整交付金についての話の中から、自治体としてそうした意義あるものには意見書なり質問書なりを提出すべき、行動を起こすべきではないかというふうな話もございました。この調整交付金だけではなく、療養病床の削減問題であるとか、また先日の市長会でもお話がございました年金と国保のリンクした問題であるとか、さまざまな事柄につきまして市長会の中でも大きな論議を今日までいたしてきております。毎回、それぞれの市長会の中では各市で持っておる課題であるとかそうした問題点、そうしたも

のを何点かお互いが提出をし、それを議論をして県に、あるいは国に提案をした意見を出していくということで、1つのまとまった形の中で進めているわけではございません、このいわゆる調整金の問題につきましても今年の場合、いわゆる提出をしていなかった、レセプト点検をしていなかったところからの何か所からか提案がございました。確かにその問題は、複雑過ぎる点検の中でもう少しそうしたものを是正すべきではないかというふうな意見を出すということが全会一致でも採択もされましたし、年金と国保のリンクの関係につきましては、これは根本的に法が、そのような法が間違っているということで強く意見が出たわけです。法改正に向けて進めていこうということで、11団体、11市ですが、これが歩調を合わせて短期被保険者証は出さないと、正規の方法でいくというふうな合意もいたしました。

それと、療養病床の削減につきましても、今回これは出てませんでした、これも香美市からも昨年提出をしまして、そして四国市長会に、あるいはまた国に対しての要請という形で進めております。

そういうことで一自治体としての意見書、要望書、そうしたものも必要でございますが、せっかく町村会なり市長会なりがあるわけでありますので、また議長会もあるわけでありますので、そうした国が確かに医療費の削減等々の中で大きな政策の中で進めていると思っておりますが、しかし、現場を持つ市町村にとりましては大きなギャップがあり、また、大変な問題も課題もあるわけでありまして、そういったものを直接県に国に、やはりそうした会の中で1つの意見集約をしながら上げていくということもまた大変大事なことだと思っております。単独でやるということにつきましてもまた慎重に考えていかなければならないというふうにも思っておりますが、現在そういう形で市長会の中で進めていっております。

それと、業務委託契約の是正についてであります、昨日答弁させていただきましたように現在行財政改革推進特別委員会の方でも検討もしていただいて、審議をさせていただいております、また、そのご提言もいただけるものと思っております。また、同時に内部におきましてもこれにつきましては今慎重に対応し、また研究を進めているところでございますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 4番、大岸議員さんの消防の休日手当の過払いについての2回目のご質問にお答えを申し上げます。

大岸議員さんの言われておりますとおりでございます、私も職員が故意にとか悪意的にとかということではございませんので、返還することにつきましては、（返還）しなければならなくなったということにつきましては非常に申しわけないというふうには思っております。しかし、ルールはルールでございますので、例規の解釈を間違えて不適切な支出をしたというのは事実でございますので、返還をしてですね真っ白くなるというところでございます。

それと、当然職員に落ち度はないということでございまして、また、健康管理とか諸条件かれこれにつきましては、一般職と違いまして職員組合とか労働組合は当然消防の場合にはつくってはならないということになっておりますが、職員委員会というのがございまして、委員会でいろんなそういう勤務の諸条件とかいうのを話し合いをさせていただいて適切な対応ができるように、それはずっと引き続きやっていっております。

それと、前後になります。時間外勤務手当でというようなお話もありましたが、休日勤務手当というのと時間外勤務手当というのは全く別物でございますので、勤務の状態、勤務の割り振りとか、そういういわゆる勤務そのものに影響してきますので。通常であれば年末年始に、昨日申し上げましたとおり365日で勤務をきちっと割り振っておれば、年末年始に時間外勤務手当が発生するということは通常であれば考えられないということでございます。週休日の方に特別に勤務をさすとか、それから（午後）10時以降といいますか夜中に救急があるとかいうことでの、通常の場合の時間外が発生するの等は当然でございますが、それ以外で勤務における時間外での対応というのは現在のところ発生しないのではないかとこのふうには考えています。

それと、今回こういった形できちっと返還をさせて、是正をしますが、来年以降につきましてはどういった形で勤務のその体系とか、そういうものについて十分精査をしてみたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 大岸議員の軽自動車税の減免についてお答えをいたします。

軽自動車税の減免につきましては、ご存じのように県の方も自動車税の減免という制度がございます。自動車税、軽自動車税、車種は違いますけれども、同じような身体障害者の人に対する減免制度でございます。同じ減免制度でございますので、この車種が違って減免制度の範囲が変わるということは適當ではないというふうに考えます。つまり、軽自動車をお持ちの方が自動車に買いかえた場合、その場合に範囲が違っておれば、軽自動車税のときには減免の対象になっていた方が自動車税に買いかえた場合、減免対象にならないということが出てまいります。つまり、同じ制度でございますので、障害の程度によって決めておるこの等級というのは、この規定によって行うのが適當であるというふうに考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 300日問題についてお答えをしたいと思います。

議員の昨日の質問は、300日問題につきまして厚労省の通達をどのように受けとめ窓口対応がなされておるかということでございまして、厚労省の通達を尊重して窓口取り扱いをやっておるといってお話を申し上げました。この厚労省の通達は、離婚後300

日以内に出生した子について、出生届がなされないなどの事情によって戸籍とか住民票の記載のない児童に関して児童福祉行政をどのようにやっていくかと、こういうことであります。つまり、その前提は離婚後300日、離婚がもう前提でございますので、離婚成立ということでございますので、議員お尋ねの離婚の成立していないものについては述べられておりません。したがって、市の窓口についてもそういう（離婚の）成立していないものについての取り扱いは現在のところ特別なものはございません。

児童扶養手当に関しまして少し詳しく申し上げますと、児童手当につきましては、当該児童の養育者についてですね要件として監護をしているかどうかという要件ですね、子どもを見ているかということ。それと生計の要件、このところに着目して個別確認をして、そして養育者を確定して児童手当を支給すると、こういうことになっております。児童扶養手当の方は、議員もおっしゃいますようにその出生届だけでなしに、出生証明書によりまして対象の児童、そしてその母が確認でき、かつ国内で居住しているという実態が確認できれば児童扶養手当の支給対象とするということでございます。その児童出生証明について少し申し上げますと、認定請求書の添付書類としてこれをつけていただくわけでございますけれども、この出生証明書の中にただし書きといたしまして「確かに離婚後に懐妊した」という医学的な根拠を書いていただくということになっております。ここが議員がいわれました厚労省の通達以外に法務省の見解があるというところの表現がここに入っております。

最後に、離婚の成立のしないものについての問題が解決しないということでお尋ねでございましたが、この点につきましては、やはり裁判所での判断をいただいて戸籍をつくるというふうな手法もございますので、そういうふうな形で処理をされていることが多く見られますので、そのことも参考にする必要があるんじゃないかというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） それぞれにご答弁をありがとうございました。

まず、療養病床の削減の問題ですけれども、現在の私が今示しました新療養病床のことではない医療療養病床、現在の医療療養病床のことですが、そうなるとその介護療養病床から医療療養病床に移るとなりましたら、区分1の方はどうなりますか。区分2と3の方はその療養病床に残れるけれども、区分1。高知県では5,000床の方が医療療養病床から介護施設などへ転出というふうになってるんですが、区分1の方がその医療療養病床に移行することができるのかというふうな疑問が起こってくるわけですが、その点はどうでしょうか。さっきのその新療養病床の件ですけれども、もう1つ資料にきのうつけておりますこの2枚目の療養病床廃止問題の関連年表のところで、国は転換支援というふうに言いまして、参酌基準をつついたりいろいろしながら介護保険施設も増設できるように、おいおいにしていくというふうなことも載っておりますけれども、さっきご紹介しました1つの問題がですね、院長の、病院の医師会の幹部の方がその病

院と介護施設とは医師などの必置基準が全然違いますね。例えば老健施設の定数では患者100人に1人の医師、看護師は10人、介護士が25人。とても医療が十分にできる体制ではないと。療養病床の削減、再編にはここにも無理がある。安心な医療には医療体制、人員基準を拡大しなければならない。この辺も老健施設等で今後の課題になってこようかと思うんですけれども、通常、一般病床では16人の患者に医師1人なんです。それが老健施設などに区分1で移ったとたんに100人に1人の医師というふうになってしまうので、医療が、とてもじゃないけれども十分な医療を施すことができないというふうな問題も抱えておりまして、この一律にその療養病床から介護施設へ移る。それから、介護施設から医療療養病床に移るというのにもとても困難が発生してくると思います。その医療療養病床へ区分1の方が介護から移れるのかどうか。多分移れないと思うんですけど、その辺はどうなっておりますでしょうか。

そして、検討委員会、それから後期（高齢者）広域連合の組合議会の話も同様に言いまして、その検討部会とかそういうつくったチームの中に、どこかに高齢者の代表を、75歳以上の方の代表を入れる必要があるのではないかというふうに思います。それであれば、せめてその市の持つ特別対策チームの中に老人クラブの代表とかいうふうな方々が入りませんか、なかなか現場で起こっておることというのは、現実が反映されないのではないかと思います。そういうふうなことも考えていかないかんのではないのでしょうか。まず、保険課長もおっしゃったように制度ありきで、やはり強引に進めている。幾ら国が数値目標を掲げても現実がついていかないということは、この前の介護保険の改悪のときにも要介護1の方を要支援1と2に振り分けようとはしましたけれども、数値目標には遠く達していないわけですね。そういう現実、やはり現実が全然ついておらないという、この療養病床の削減でも後期高齢者の問題でもそういうことが起こってくると思います。そうしたことを考えましたときに、しかし、もう一方の法律はもう施行されるわけですので、在宅で高齢者が健やかにいられる。そこへの手当てがとてもこれからの課題になってくると思います。長野県の例を申しましたけれどもそういう先進事例もありますので、なお研究をされていかれるようにしていただきたいのですが、その点もお伺いをいたします。

調整交付金の問題ですが、私が、市長がおっしゃったようにさまざまところでそういうふうに意見を反映させていただくというのはとても大事なことですし、末端の自治体に住む市民としてもありがたいことであると思いますが、ここで1点問題にしたいのは、厚生労働省がその後の対応について全然経過説明をしていないということは、これは見逃してはいけないと思います。そのことについてやはり経過説明を何らかの方法で市として求めていくという点が大事ではないかと思ってお尋ねをしましたのでお願いをいたします。

それと、業務管理委託の問題で申しましたのは、私も行財政改革推進特別委員会のメンバーに入っております、厳しいことも言ったりすることもあるわけですが、

この業務委託の違法状態にも当たるような状態を訂正しなければならない、是正しなければいけないという立場から申し上げるんですけれども、しかし、これによって受託者の仕事を奪うことは私の本意ではありません。やっぱり公の仕事にふさわしく、法を守りながら雇用の適正化を図っていくということです、その辺をよろしくお願いいたします。

そして、消防のその過払いの件ですけれども、一律、1人当たりどれくらいに、一律に割って出るようなものではないと思うんですけど、最高でどれくらいの返還額になるんでしょうか。やはり「法は法であるので。」というふうにおっしゃったんですが、できるだけ生活に響かないような形でですね、緩やかなせめて返還にというふうなことも考慮に入れていただけたらと思うんですけれども、その点をお伺いします。

軽自動車税の減免の問題はまだよく納得できておりませんので、またもう一度整理しまして、後で窓口の方にお伺いします。

それから、300日規定の問題ですけれども、離婚が前提であると。「裁判所の判断なども見ながら」というふうに福祉事務所長がおっしゃいましたけれども、現実になかなか離婚にこぎつけることができないで生活に困窮をしておられる方がいらっしゃる。そういう方がふえてきているということで、こういうことの問題が新たに発生をしておりますので、行政の窓口としましてもその辺のあたりを十分に勘案して、事情を聞いた上で柔軟な対応をとっていただくように。あるいは命にかかわることもあるわけですので、その辺のことをよろしくお願いをいたします。

以上で私の質問をすべて終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の3回目のご質問にお答えします。

まず「介護療養病床から医療療養病床に転換したい、希望する医療機関がある。」というお答えをさせていただきまして、なかなか難しいのではないかとということですが、実は、1回目のときに「介護の療養病床については認可はされているが、設備も整っているけれども、稼働してない。」というお話をさせてもらったんですけれども、受け入れ態勢は整っておりまして、設備も整っている、人員も整っているが受け入れをしていないと医療機関がございます。それで、その介護療養病床はゼロと。患者数はゼロという医療機関がございますので、そこが医療療養病床に転換したいという希望を出しております。実際に患者がいらないわけですので、介護から医療へは可能だというようには思われます。

次に、対策本部に関してですが、対策本部については庁内の体制をまず整えようということで職員のみで構成をさせていただきました。その後、協議が進んで、例えば医療機関とかそういった老人クラブとか、被保険者の代表とかいう、委員会を立ち上げたらどうかというような話が進んだ場合には、そういった関係者に委員に入っていて協議をしていかなければならないというようには考えております。そこまで至ってない

ですので、申しわけありません。

次に、広域連合についてですけれども、それと同じような委員会なり協議会なりを立ち上げる場合には、市としても被保険者の代表を入れたらどうかという意見は言っていかなければならないと考えております。立ち上げる、立ち上げないについては広域連合の方針次第だというようには思います。広域連合については議会がありますので、どうなんでしょうね。議員さんが住民の代表として入るわけですので、被保険者の声が反映されないというようなシステムにはならないというようには思いますけれども。

それと次に、国保の特別調整交付金の関係ですけれども、確かに言われるように県から電話での連絡があっただけですので、正式に国からは文書等ではありませんので、市として経過説明を求めているかどうかというご意見ですが、県を通じて申し入れをしたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 4番、大岸議員さんの消防の休日手当の過払いについての3回目のご質問につきましてお答えを申し上げます。

返還の額についてでございますが、1人、最高が9万8,000円です。100円単位の数字が若干ありますけど、一番最低といいますか低いところが、全員ではないのでゼロが当然おりますが、金額での一番下が1万数百円です。一番最高が9万8,000円で、次の2番が5万円台でございます、あとの職員は全部5万円から下です。9万8,000円の職員が、ちょっと勤務の関係で偶然といいますかそれくらいの高額になったということです。あと、それ以外は1人を除いては5万円以下です。1番、2番と若干の希望といいますか、などは聞くようにしております。生活、この金額ですので、直接そんなに（影響はない）とは思いますが、影響がなるべくないような形での返還を考えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） お答えします。

母子の問題につきまして、大変困難な事例の相談を受けられております大岸議員の発言でございますので、その点について十分深く受けとめたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

次に、1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 1番。通告に従いまして一般質問を行います。2つの質問がありますが、どうかご理解ある答弁をお願いしたいと思います。

訂正をお願いしますが、15ページの人権行政の大きい1番の最後の方に「市長が任命するとあるが、このとおり香美市の幹部職員は」の「このとおり」を「このことを香美市の幹部職員は」というふうに訂正をお願いします。

それでは、質問でございます。

地域密着型介護老人福祉施設の建設問題でございますが、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき「平成18年度地域密着型サービス整備事業」として、物部町に建設が計画されている特別養護老人ホームが（平成19年）8月に着工とのことであったが着工がおくれています。建設そのものが中止になりはしないかと心配されるとおりでございますが、その見通しと今後の取り組みについてお伺いします。このことは、9月5日の市長の諸般の報告でありましたが、重複する部分があるかと思いますがどうかよろしくお願い申し上げます。

次に、人権行政でございますが、第1次香美市振興計画で人権尊重の地域づくりの推進を位置づけていますが、合併後、本市の人権行政は事業消化型になっているような気がします。事業実施に当たっては総括で、前年度の事業の総括の上、成果を明らかにし、次年度へのすべき方向を明らかにし、確かなものにすることが必要と考えます。市長は、職員は与えられた仕事を粛々とやっているとのことでございますが、確かにそのことはそのとおりでございます。かつ、人権のまちづくり審議会が開催されますが、これはようやく開催されました。本当にありがとうございます。当日、委員さんの方から「当日の資料の中に人権行政の理念と指針、行動計画が全くない。」という指摘がございました。また、この会は初回でございますが、市の四役がだれも出席をしていないという意見が出されました。いまひとつ人権行政に対するしんがない、心が足りないように思います。本市には、人権行政で先人たちが築いてきた過程があり、人権等尊重のまちづくりにはすばらしいその歴史があるように思います。以下、人権行政について質問をします。

本市の人権行政の要とも言うべき香美市人権対策推進本部設置規則に、第2条の「所掌事務」として「（1）香美市人権施策の推進に関すること。」「（2）人権侵害に関すること。」第3条に「組織」として「本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。本部員は職員の中から市長が任命する」とあるが、このことを香美市の幹部職員は承知をしていますか。

2つ目に、本部員の任命は行っていますか。

3つ目に、人権課の設置はできないか。これは各方面からの要望があつておりますが、特に事務局をふれあい交流センターが行っております。現在は、どうも障容が手薄であるというようでございます。人権課の設置を要望するものでございます。

4番目に外国人に対する人権侵害事象が警察へ訴えがあつたと聞きますが、その内容と取り組みについてお尋ねをします。これは6月議会の答弁で生涯学習課長から「十分把握していないので調査する。」とのことでございますが、その後どのような調査をしたか答弁をお願いします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山岡議員のご質問にお答えします。

地域密着型介護老人福祉施設の建設についてお答えをさせていただきます。

地域密着型介護老人福祉施設については、平成17年度に旧物部村が公募し、事業者が名乗り出て進められてきた施設です。第3期の介護保険事業計画書にも整備することで事業料を見込んでいます。この事業は平成18年度からの繰越事業であり、今年度中に竣工しなければ交付金がおりにないことになっております。市長から諸般の報告の中で報告させていただきましたとおり、現在の状況では非常に厳しい状況となりました。交付金がおりにない場合は、施設建設は取りやめになるのかなどの具体的な話までは事業者とは現在のところは行っておりません。しかし、市としては必要な施設として計画書でも位置づけられており、公募し、手を挙げた以上は進めてもらいたいと要望していくつもりです。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、甲藤みち子君。

○ふれあい交流センター所長（甲藤みち子君） 山岡議員さんの人権行政についてお答えいたします。

山岡議員さんに長い間ご心労をおかけいたしておりました人権のまちづくり審議会を先日開催いたしましたけれども、事務局の不手際で市長または副市長に出席依頼ができておりませんで、大変失礼いたしましたことをまずおわび申し上げます。

さて、香美市においてあらゆる人権が尊重される社会づくりを進めるために、香美市人権対策推進本部を設置することになっております。ご質問の1につきましては、過日の課長会におきまして石川副市長からこの本部会についての所掌事務、組織の説明等があり、また早急の開催についての話がありましたので、このことにつきまして職員は認識ができていると考えております。

ご質問2の本部委員の任命は現在まだできておりませんが、早急に行い、推進本部の早い開催を考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山岡義一議員の人権行政について人権課の設置ができないかということについてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり香美市では、現在第1次香美市振興計画の中で人権尊重の地域づくりの推進を目指しまして、重点施策の1つとして取り組んでおります。人権教育や啓発を通じ人権意識の高揚に努めていますが、その中で人権問題や、あるいはまた地域の課題、問題、また、相談などにつきましてはふれあい交流センターを窓口にして取り組んでおります。今後もさらに人権問題の窓口として住民の皆さんの期待にこたえられるように、ふれあい交流センターの位置づけを明確にしながら運営に努めてまいらなければならないというふうに考えております。先ほど答弁しましたように、人権対策本部につきましては早急に立ち上げまして、人権問題の課題解決に努めてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） 山岡議員さんの人権行政につきまして、4点目、外国人に対する人権侵害事象の内容と取り組みということでございます。

これは本市に研修生としてまいります外国人の方がおいでるわけですが、その方に対してアパートの入居拒否ということになっております。現在、外国人の方の農業研修生の受け入れをしております会社が香美市での受け入れに際しまして宿舎を探していましたが、入居を断られたということを知っております。今現在につきましてはほかのところで入居されて生活をされておるようです。その後、警察の方にもお話をされているということを知りましたので、香美署の方にも出向きましてお話もお伺いをいたしました。その中で受け入れ会社の方も「研修生にもよい思い出として過ごしてもらいたい。また、地域でもお互い助け合ってやっていく気持ちを理解してほしい。」ということをおっしゃっておられまして、人権についても広く啓発をしてほしいという思いでお話をされていたということを知っております。また、せんだってその方にもお会いをいたしましてお話もお伺いしてきまして、香美署でのお話の内容と同様で「すぐに解決できるようなことではないが、外国人に対する偏見もなくすよう広く啓発をしてほしい。」というお話をされておりました。今回、このことも契機としまして、人権はすべての活動の基本となるものですので、そのことを再認識いたしまして、あらゆる人権に対しまして広く啓発を進めていかなければならないと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 2回目の質問を行いますが、特別養護老人ホームの問題でございまして、これは、厚生労働省は交付金の再繰り越しについては財務省に協議が必要であるということでございまして、そもそも今回は建築基準法の改正時にちょうど当たりまして、建築基準が厳しくなり、そのプログラムソフトが普及していないことがおこれておる問題であると思っております。国も交付金の延期を認めないとも言えない部分があると思っております。ぜひ延期に向けて頑張ってもらいたいと思っております。いろいろな陳情の方法があると思っておりますが、市長みずから厚生労働省、財務省へ出かけて陳情する方法もあると思っておりますが、そのあたりにお尋ねしたいと思っております。

それから、人権行政でございまして、人権の対策部会を石川副市長が全課長におろしたということでございまして、ぜひこの本部会が本市の人権行政の要でございまして、機能するように頑張ってください。なお、ふれあい交流センターの子どもふれあい教室、小学生を対象とした人権教室を実施しておりますが、この事業が学校ではできないこともあり、参加した子どもたちがきょうはこんなところへ行った、またこんなことをしたと、生き生きとした体験を聞いたことがございまして、ぜひ、今後ともこのふれあい交流センターの事業として取り組んでほしいと。なお、ふれあい交流センターの職員の労をねぎらいたいと思っております。

教育長にお尋ねしますが、人権侵害事件があったわけですが、その対応としては、従前は、いわゆる合併前はその体制が十分にできて取り組んでいたように思います。今後の対応の仕方についての再度お尋ねをしたいと思います。

以上でございます。以上で全部の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 地域密着型介護老人福祉施設の建設のおくれについてでございます。

大変心配をしておるわけございまして、先ほど保険課長の方から、また、私の諸般の報告の中でも述べさせていただきました。1年、なぜおくれしてきたのかといいますと、やはり先ほどご指摘がございました建築基準法の改正が6月にありまして、そうした中でそのソフトプログラムがまだでき上がってないような状況で、いわば国がそういう方向を勝手に打ち出して、急に推し進めておるという大きな矛盾点があるわけです。このことにつきましても、先日行われました市長会の中でも話を出させていただきました。それまでに既に県の高齢者福祉課を通じまして国の方に、厚労省、それと財務省を通じながら折衝をしておるわけですが、内容が内容でありますので、建築基準法の改正に伴うものであるということで強く話をし、そして県の地域振興課の課長がすぐ国に、まず。また、別の方向から掛け合いました。そして、3日ぐらい前でしたが電話がかかりましたが「これは繰り越しである。」ということと「なかなか今、制度の中で厳しい状況である。」というふうなお返事もいただいております。それと、私の個人的なつながりになるかもしれませんが、代議士等を通じて、2人の代議士を通じましてこれを強く話してあります。先日本人からも電話がかかりまして「今、財務省の方で検討しておる。」と。これがせんだっての市長会ででもそうでしたが、またこないだの代議士の話もそうでしたが、この建築基準法が変わったことによって、この施設だけでなく県下にもたくさんこの事例があるようです。それと民間、これも民間になりますが、民間、公共を通じて全国的にこの問題があるということで、かなり論議はされているようです。ただ、まだ経過的に向こうが見えないというふうな状況ですので、なお、またいろいろな手を通じながら住民の皆さん方に安心いただけるこういう施設をできるよう努力はしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 山岡議員さんからご質問のありました人権行政について、教育委員会としてお答えをさせていただきます。

人権教育啓発活動に教育委員会としても、その人権問題を基本として取り組んでいかなければなりません。学校教育におきましては、いろいろ課題もないわけではありませぬので近日中に人権教育主任会を開いて、県の講師も呼んで勉強するような計画もしております。そして、合併前は3地区の交流学习会と言っておりましたものが、合併しまして、香美、香南の合同の人権学習交流会となっております。2回目を今年の夏に開い

たわけですが、それにも大柘小学校、舟入小学校、山田小学校とあわせて16人だったと思いますが、子どもも参加をいたしました。舟入と山田は従来も参加していましたが、大柘からの参加者もあったということが非常によかったと、そんなふうにも今思っております。

また、生涯学習課の方では、人権作文集を数年ぶりに復活しまして、学校だけでなく一般の皆さんにもいろいろ作文と言っておりますが、俳句とか詩でもいいとかいうような形で募集をかけてまとめたいとも考えております。それから、人権サークルまごころも大分人がふえ出したというような話も聞いております。

そして、幼保支援課につきましても8月25日に、これは保育と小・中の連携ではありましたが、学校の教職員とともに保育園の職員が一緒になって一つの講演が聞けたということは、大変よかったと思っておりますので、今後はこういったこともまた発展させようと考えております。

生涯学習課も課長も変わりました担当も変わりましたが、一生懸命にいろいろな会へも行って勉強もして取り組んでおります。私ともども県やふれあい交流センターとの連携も密にしまして、何と言いましても人づくりの基本は人権尊重でありますので、今後とも頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 1番。3回目の質問を行います。大変に誠意ある答弁をいただきましてありがとうございます。特に特別養護老人ホームの問題には全県的な問題があると、まして全国的な問題があるということでございますが、今後安心するようにひとつご努力をお願いをお願い申し上げます。

また、人権問題におきましては、この間行いましたように、今後人権行政がますます発展をするようにひとつご努力をお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（中澤愛水君） 山岡義一君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時37分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に行政の指定金融機関についてでございます。

この件につきましては、平成17年10月に郵政民営化法が成立しまして、日本郵政公社は平成19年10月から株式会社日本郵政株式会社と4つの事業会社、つまり郵便

局株式会社、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険に民営化、分社化されることになりまして、郵便局は郵便局株式会社に属することになりました。そうした中で、これまでの郵便局に対する民間企業の意識としては、巨大な国営企業体であり、各業種とも民間企業に与える影響が大きい。いわゆる官が民を圧迫するというので、ある程度の規制が働き、そのこともあって行政においても余り関知しなかったと認識するところでもあります。一方、個々の利用者側からすると、どこの金融機関でも、要するに利便性が図られればよいというわけで、それぞれ使い勝手のいい身近な金融機関を選択して口座を開設し利用しているのは周知のとおりであります。そうした中で、行政が利用者側に立って一考を要することとして、行政または行政を経由して入出金されます公金の事務処理のあり方であります。つまり、行政の取り扱う公金に限っては、行政が指定する金融機関または代理機関でしか入出金ができないわけです。このことは、指定金融機関外、この場合郵便局になるわけですが、この口座しか開設していない住民の方々は、市役所から出入金に関係して連絡があったとき最寄の本所や支所に出向いて受け取ることになるわけですが、市内中心部はともかくとして中山間地域では場所によってかなりの距離や時間、費用を要するところも存在をしております。余談になりますが、春、物部町の方に聞いた冗談のような本当の話といたしまして、公金を受け取る際、この場合、還付金であったようですが、種類によっては物部支所で受け取ることができず本所まで出向かないといけない場合があると。この方はそういったことで市営バス、JRバスを乗り継いで本所まで出向いて受け取ったものの「その往復のバス代や昼食代でそのほとんどが消えた。」と、こういったお話もあるわけですが。

こうしたことを解消する1つの手だてとして、現在の香美市内の郵便局の所在地を中山間地域と見比べてみますと、物部支所管内にまず岡ノ内、安丸、大柘の3局、香北支所管内に美良布、永野の2局、それに簡易局といたしまして、猪野々、府内、五百蔵、西川の4局、本所管内に山田、百石、神母ノ木、新改、繁藤の5局、それぞれありまして営業を行っております。これからもおわかりのように支所周辺、山間地に位置しており、逆に言うと郵便局にしか口座を開設していない地域の方々がこれらの局を利活用できれば、先ほどの冗談話ではございませんが時間や費用の負担がかなり軽減されるというふうに考えるわけですが、ほかの金融機関への影響も考えないこともないわけですが、そこはそれぞれの金融機関として、また、私自身の経験でもありますが、そういった面では競争原理が働き営業活動がなされるはずであり、特にこの場合はそうしたことへの考慮や配慮よりも地域住民の利便性向上に寄与することを優先すると考えるべきであり、現に郵便局を指定金融機関として地域住民の利便性を図っているいの町の例もごさいます。また、利便性に関しましては、香美市でも先月に物部支所庁舎内に大柘郵便局も開局されまして、ワンストップサービスということで地域住民にも喜ばれていることを考え合わせ、実施に向けての取り組みを期待するものでございりますが、その点

についての見解をお聞きをいたします。

次に、行政機構についてでございます。

この件につきましては、平成19年度も9月に入りまして、民間企業で言えば上半期仮決算の時期を迎えたところではありますが、本市の平成19年度行政運営方針については、要約いたしますと国庫支出差金の削減や廃止、地方交付税総額抑制等によりまして財源確保が厳しい状況の中で、中期財政計画との整合性を含めその限られた財源をもとに予算編成を行い、重点施策として防災対策基盤整備、地域に根差した産業の育成、少子高齢化対策、地域福祉の充実、住環境整備といった住民サービスに直結する各事業を掲げ、重点事項と位置づけまして鋭意事業を展開中であると認識するところでございますが、そうした中におきまして上期のこれまでの業務状況の進捗度合いですね。それと掲げた目標の到達度、これに対する所感、そして、その状況下において下期に向けての取り組み方策を出さなければならないと思われませんが、その中で事業を推進していく上で基本となる組織機構のありよう、特に本支所間の業務体制や権限について、現在、そして今後の姿勢についてそれぞれの所見を聞くところでございます。

香美市の行政管轄区域は、面積538平方キロと広大な中で住民福祉サービスを行っていく上で、求められるのはまず組織機構体制が内実ともに順調に機能しているかにかかっていると考えるところでございます。現在の機構体制は、本所のもと香北支所、物部支所、繁藤出張所ということで、各所とも地域に密着した頼れる、また、身近な機関といたしまして地域住民の利便性を向上した配置体制をとって、住民負託に対応すべく日々業務を遂行していることは承知するところでございますが、体制はとれているものの住民サイドの視点からするとき、その内実はどうであるかということでもあります。つまり、住民側からすると、体制よりも中身の部分や内容に目がいくものであります。普通、事業経営や運営手法として一般的に言われるのが、人、物、金ということがありまして、このバランスがうまくとれて事業者、利用者の満足度が保てるということがございますが、このことを行政に当てはめると、人は職員であり、それを統括するのが機構であり、物は事業運営を推進していくための施設やもろもろの備品、装備品ということであり、金は運営活動資金、行政で言えば予算ということになるわけです。そうした中で、中身や内容としてはやはり人と金とになりますが、その点につきまして考察をするときにですね、経費の削減や事務作業の効率化、また、利用度や必要度に応じて業務分担や分野の整理統合を行い、機構体系を積み上げ業務を行っているかと推測するものでございますが、そうした中で特に支所職員が減員となった中、住民サービスの低下を来さないよう、また、業務運営に支障がないよう工夫を凝らし、通常業務や相談事は特別な内容でない限り支所対応がなされておりまして、それ自体はさほど問題はございませんが、職員や予算を含めた機構のありようについて若干感じるのが本支所間の報告、連絡、相談、決裁に関してでございます。現実に即して申し上げますと、支所管内で課題、特に現業部門になりますが、そういったことが挙がったときの手続きの流れといたしま

しては、まず住民から支所担当課、支所長、本課、副市長、市長と順次その都度報告、連絡、相談を伴いながら上がっていき決裁となり、その後その指示内容が担当課までおりにくるということになっていくと思いますが、これは組織機関として遵守しなければならない大原則でありこれを逸脱することはあり得ない中にありましても、地域の代表者から漏れ聞こえる話といたしまして行政の動向が見えづらいということがございます。平口に申しますと「あの件はどうなりよる。」と。「できる、できんは別にしても何の動きがないが。」という言葉でございます。例えば、安心して暮らせるという観点から市単独事業として行っている中山間地を走っている市道、農道、林道に対する維持修繕や安全施設に対する取り組み状況を見ると、その必要性や費用積算はそれを管轄する現場、つまり支所が一番承知をするところとございまして、それとともに集落間を結ぶ生活道としての意味合いもあり、必要に応じて開設した道であることも深く認識していただいて対処しなければならない中で、現在の対処方法を横目で見ると、必ずしも迅速対応がなされているとは言いがたい面があります。これは端的に言うと、現状、大方の業務において本所に集中をして支所独自の特性を生かした業務体制になっていないことに起因するのではないかというふうに考えるところでございます。地域の出先機関として住民と直接向き合って業務をこなしていきながら、十分な応答が早い段階でできないのは双方とも消化不良に陥るんじゃないかと思うところでございます。

こうしたことにつきまして、改善する1つの手法として考えられるのが、予算を含め状況の範囲や限度の設定を行い、それに適合する事案については支所長の決裁で処理し、その上で本所へ順次報告、連絡の形で上げていく仕組みづくりができないかでございます。現に、私どもが旧物部村の折に合併新市の視察の研修ということで訪問をいたしました岐阜県飛騨市では、支所の裁量で決裁できる独自の予算制度枠を設置をしております。支所が担当する事業分野の充実につながっているという話もお聞きをしております。先ほど申し上げました「どうなりよる」という思いを払拭するためにも、支所の予算枠、決裁枠の範囲の設定をし業務処理を推進することで事業の迅速化になり、ひいては支所管内地域に漫然とした思いであります住民の声が届きにくい、あるいは置き去りにされるといった意識も少なくなり、支所の役割や機能の充実にもつながっていくと考えるわけでございます。行政全般の業務範囲は多岐にわたっておりまして、常に地域の動向や状況に気配り、目配りしながら業務展開は苦勞があるのは十分に承知するところではございますが、特に指揮命令系統を改編するということにつきましては行政運営の根底にもかかわることで、慎重に対処しなければならないことは十分に認識するものでございますが、指揮命令系統が確立され組織機構が順調に動いてこそもろもろの課題解決がなされていると思いますので、何事においても状況把握に努め、目指すビジョンと対比する姿勢、つまり原則を踏襲しながらも固定化はなく弾力的に状況を見きわめる意識と姿勢が組織機構の活性化と確率がなされ、ひいてはよりよい香美市行政につながると考えるわけでございますが、そうした点について所見をお聞きをいたします。

次に、地域密着型介護老人福祉施設についてでございます。これは、先ほど山岡議員さんの方からもご質問があり、それぞれの答弁がございましたが、若干角度を変えまして質問をさせていただきます。

この件につきましては、さきの諸般の報告で経過内容の説明がございましたが、その経過を含め直近の情勢、つまり行政の姿勢や指導方策がなお判然としないところがあるので聞くわけでございます。すなわち、私どもの情報としてあるのは6月の議会答弁を初め、責任ある立場の人からそのお答えといたしまして8月を目途に着工をということで、それを根拠に地域住民の方々などに説明を行ってきた経過がございます。そうした中、さきの報告どおり事情が生じたための理由で現在に至っているということがありますが、この間の動向や姿勢、対処策が見えづらい点にあります。ここに至るまでの経過はご存じのとおり、事業者である土佐香美福祉会、香美市保険課、物部支所、建設地周辺の住民の方々、関係する自治会長、地元議員を含めて建設に係る説明や質疑、応答を行い、その都度情報を共有し設置に向けて協議がなされてきたわけでございます。そして、当初の建設実施時期がおくれたことから先ほどの質問が出され、それに対する答弁があつて現在に至っておるところでございます。そうした状況下、その経過報告を聞くにつけて、この件に関しては大きなポイントが5つあると考えるところでございます。

まず1点目は、これは一番重要なことであるとともに、建設に向けての出発点である地元との最終合意はできているかという点でございます。報告内容に基づいて工事着工のおくれを要約してみますと、地元近隣住民との説明会で日照権の問題が生じ、そのことから計画変更案の作成、厚労省との交付金に係る施設整備の見解、国交省からの建築基準法の一部改正の通達、それに伴う計算プログラムソフトの入手難の要因が重なり建築確認申請のおくれとなり、当初答弁をしていた8月中旬の着工がおくれ、現在の見通しといたしまして着工は12月になり、完成は5月末ということの中で、冒頭申し上げました地元住民との話し合いをなされ最終合意はできているのかということでもあります。この住民の方々の思いとしては「協力の意思はある。」というように聞いてはおりますが、なおまだ合意がされていないのであれば当事者間での合意に至る状況にあるのか。また、最終合意がなくても先ほどの工期の予定どおりの着工する予定であるのか。その見通しと対策の見解はどういうふうにお持ちか、その点をお聞きします。

2点目といたしまして、厚労省との施設整備確認では全室個室ユニットが原則との見解ではございましたが、これに基づきました説明や周知の状況についてでございます。つまり、このことについては地元関係者との話し合いの中で、要望として入居費用の負担の面、また物部町に建設されるということで、地元民の入居がしづらいことにならないよう入居者数はともかくユニット数については低所得者の方々にも配慮する上において、多床室をも用意する内容になっていたと承知するところでございまして、さきの報告内容であるならば大幅なこれは変更でございまして、その部分を今までに説明を行ってきた地元関係者に説明なり周知する必要があるのではないかと考えるところでござい

ます。地元自治会、また近隣住民の協力姿勢を思うとき、そうした心情的な配慮からもこれは大事なことでないかというふうに考えるところでございます。要はですね、建設に向けて協力していただく方々に対しての社会通念上の礼儀としてでもあるというふうに考えます。この点についてもお聞きをいたします。

次、3点目といたしまして、行政の支援についてでございます。これは先ほど山岡議員さんからの質問で市長からの答弁がございました。この点につきましては、これまでのいわゆる取り組み姿勢、それから現在の状況、それから対処策というふうに、今一度これは市長の考えをお聞きするために、なお、再度質問として組み立てました。これは行政の姿勢ということございまして、計画された事業が年度内に完成しないのであれば、香美市並びに市長の責任もかかわる要素を含んでいると私は大変危惧をしております。つまり、この建設計画に当たっては香美市長名で国、この場合は厚生労働省になりますが、この機関に対し交付金の申請がなされ事業認可を受け交付を受けているのは周知のとおりでございますが、事業実施のおくれにより交付金を含めた関係予算は繰越明許費に計上されているということがありますが、この繰越明許費というのは私の認識するところでは特段の事情、例えば災害が起こったとか、その事業実施地域での重大な欠落が生じたなどいわゆる通常想定されない事態が発生したときにおいて、その都度遅延等の理由をつけて説明を行い、認められた結果の性質であるというふうに考えておりました、この解釈が違っておりましたら取り消しをいたします。こうしたことがございしてもいつまでも計上したまま認められるわけではないはずで、特に国からの交付金ともなれば香美市行政の姿勢をも問われかねないのではないかとこのように心配するところでございます。報告内容によりますと5月完成ということで、既に現実問題となっている中でどう対処していくかでございます。すなわち交付金等関係予算については、香美市が都市計画の一環としてその必要性を認めて立てた事業であることを考え合わせるとき、当事者意識に立って強力に指導する立場にあることをも深く認識すべきであるというふうに考えるわけでございます。

次、4点目といたしまして、ここに至るまでの行政努力、指導はどうであったのかについてであります。通常、事業計画が持ち上がった時点で事務作業を含む作業工程を作成し、その都度都度に適時対策をとって作業を進め事業認可に基づいた期限内に終了するのが基本であるのは、これはどこの世界でも共通するものでございますが、これを念頭に説明の内容に沿って考察をいたしますとき、その作業工程そのものが存在したのかということをおもうものでございます。つまり、3月時点で地元との協議で合意がなされたとするとき、4月、5月の空白期間がございまして、また6月に建築基準法の一部改正の通達を受けたとありますが、その通達は6月まで承知をしていなかったということになります。こうした特に法令の改廃に関する事業については常にその動向をチェックし事前事前に把握する体制でないと、後になって困惑することになるのは他の事例を出すまでもなく現実に起こっており、対応に苦慮していることは承知のことであろうと

思うわけでございます。その点につきましてあらん限りの努力や指導を行ってきた結果がこうであったと言えるのか、そこのところをお聞きします。

5点目といたしまして、議会の対応でございます。この施設に関係しての議案を採択したのは、その必要性の提案理由の説明を受けまして、そのことを踏まえ議会としても早期の着工、完成を願い、委員会、本会議で全会一致で可決された議案となったわけでございますが、ここに至ってのその経過や事情について諸般の報告という形で説明がなされましたが、繰越明許費に計上した事業であることを考え合わすときもう少し事前に詳細な事情説明を行ってもよかったのではないかと考えるところでございます。

以上の5点について直近の情勢とあわせまして、今後の対処策の考えについてお聞きします。

次、最後になりますが、4項目目の高校統合及び教育ビジョンについてでございます。

教育行政につきましては、香美市の平成19年度教育行政方針について要約をいたしますと、心豊かな人づくり、人権尊重を核としたまちづくりの推進、また国際化、情報化、高齢化等の社会変化に対応し得る能力を身につけるとともに、健康で調和のとれた人間形成として自己表現が図れるように生涯学習の観点をも加味したそれぞれの条件整備を行い、学びを楽しむ人々が育つ風土づくりに努めるといった、まことに意欲的で積極的な内容に満ちた方針となっております。また、学校教育の方針についても同様の方針であり、その方針に沿った重点目標3項目、そして具体的な活動12項目を明記し、児童・生徒一人一人が個性を伸ばし、豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育活動の展開を図っていくことといたしまして取り組み方針を掲げている中で、現状に立ち返って市教委の当面を含む教育指導体制や視点について2点ほどお聞きいたします。

まず1点目といたしまして、既にご承知のとおり、さきの県教委の決定のとおり市内に2校ある高校の1校、大柁高校が平成20年度募集を停止し、平成22年度に廃校ということで市内山田高校へ統合されます。この統合協議に際しまして、取り組み方針の1つとして統合ということ的前提としたとき、統合先の山田高校の教育姿勢や方針へ付加することといたしまして、大柁高校がこれまで、また現在も行っております体験学習、野外学習、週熟度別カリキュラムといった特性、特色を生かした学校活動や運営手法を継承していくということがございましたが、特に入学後の生徒については1人の落伍者も出さないよう教育指導を行っていくという強い教育方針のもと取り組んできているのは周知のとおりでございます。こうした経緯を踏まえまして現在に至っている中で、今9月になりまして市内各中学校では、進学を希望する生徒にあっては既に募集要領も出された中でその終盤段階中で、来年1月以降順次進路決定がなされるわけでございます。そこで、そうした現在の状況の中で聞くところでございますが、進路指導等について市教委の各中学校に対する取り組み姿勢でございます。結論から申しますと、この進路指導の中で特に大柁高校の統合先である山田高校に関してのことになります。平成20年度山田高校の募集定員は、募集要領にございましたように普通科160名、商業科40

名、そのうち前期選抜が80名、商業科同じく20名、それから定時制40名で、この山田高校の募集要領に照らして市内各中学校に対しての内容説明とあわせて、これは特に大事なことになりますが山田高校を希望する生徒、保護者に説明するための材料の1つとして、また、統合という特殊事情の中での山田高校及び県教委に対しての、先ほど述べました大柵高校の特色、特性を生かした教育配慮について要望や申し入れ働きかけを行ってきたのか。行ってきたのでありましたらその具体的な内容とあわせまして、これまで3中学校からの大柵高校への入学者の状況はもちろん把握していると思いますので、その状況のもと県教委及び山田高校の姿勢や対応策について市教委はどのような認識を持っているか。また、その上で現段階の対応策はどのようなことを考えているのかお聞きいたします。

2点目といたしましては、統合というある意味希望校の選択肢が狭まった中での今後の対応策が重要となりますが、冒頭申し上げました香美市教委が策定をしております教育行政方針や教育目標、教育活動に沿えばその指導方針で数値ベースを下げることなく従前のパーセントは維持、確保できると認識するところでありますものの、なお市教委として各学校長に対しての指示方策や教育ビジョン、つまり学校運営の方策について行動をとっていると思いますが、とっているのであればどのようなものであるかその点についてお聞きをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 収入役、明石 猛君。

○収入役（明石 猛君） 13番、竹平議員の1点目、行政の指定金融機関についての質問にお答えをさせていただきます。

現在、香美市の指定金融機関は株式会社四国銀行でございます。平成18年3月1日の香美市発足と同時に指定をいたしております。また、日本郵政公社でございますが、これも同日付で収納代理金融機関に指定をいたしております。先ほどのご質問の中で、住民の利便性という観点から郵便局を指定金融機関にというご質問であったと思いますが、今回の郵政民営化法といいますかこれでその会社ができるわけですが、その中で郵便局株式会社、それと株式会社ゆうちょ銀行という銀行ができるわけございまして、この指定金融機関の対象になるのはこの株式会社ゆうちょ銀行ということになります。したがって、郵便局を指定金融機関ということにはならないということでございます。ただ、先ほども言われましたように利便性の問題がございます。行政実例と株式会社ゆうちょ銀行が郵便局株式会社法第2条に指定される郵便局に公金を取り扱わせることについてということで、結論から言いますと公金を取り扱わせることは可能ということでございますので。金融機関としては株式会社ゆうちょ銀行でございますが取り扱わせることは可能と、こういうことでご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の本年10月1日の郵政民営化後でございますが、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、略して整備政令といいます、第9条の規定による

地方自治法施行令の一部改正が平成19年8月3日に交付をされまして、本年の10月1日から施行するという事になっております。改正前の地方自治法施行令では、郵政公社は指定金融機関から明示的に除外をされております。明らかに法的に、法に書かれて指定金融機関からは除外をされておるということでございます。ただ、民営化後、かつ移行期間後の株式会社ゆうちょ銀行は、改正後の地方自治法施行令では除外の対象になっておりません。しかしながら、先ほども言いました整備政令の附則第11条に規定をします経過措置によりまして、移行期間中は指定金融機関から除外をする読みかえ規定を置くということになっております。したがって、その読みかえ規定によりまして移行期間中10年間は指定金融機関からは除外ということでございます。郵政公社が指定金融機関から除外をされてきた主な理由としましては、1点目としまして、民間金融機関相互間で結ばれているコルレス契約、いわゆる全銀ネットと言われるものですが、これに加入をしていないということで、民間金融機関と比べて機能面において不十分な面があり、特殊な金融機関と考えられていること。それから、指定金融機関となるための機能要件でございます、地方公共団体からの預金の受け入れができること。これは預金の受け入れができなかったらとても指定金融機関にはなれませんので、このことについて日本郵政公社法で預入限度額、預け入れの限度額が、これが1,000万円と決められております。したがって預け入れが1,000万円では、これはとても指定金融機関というのは無理ということでございます。したがって、民営化後株式会社ゆうちょ銀行となっても、先ほど言いましたコルレス契約への加入など機能面での改善の困難さが予想されますし、また、郵政民営化法第107条の規定によりまして預入限度額が引き続き1,000万円と決まっていることなどから、移行期間中の10年間は指定金融機関から除外する読みかえ規定が置かれたものであるというふうに理解をしております。移行期間が終わる10年後には株式会社ゆうちょ銀行は指定金融機関となるわけでございますが、ご承知のとおり指定金融機関は1つの地方公共団体ごとに1つの金融機関と限られております。したがって、株式会社ゆうちょ銀行が指定金融機関の指定の選考対象となるためには、先ほど申し上げました課題を解決することが必須条件ということになるわけでございます。いずれにしましても、10年後に指定金融機関に指定をするかどうかということが発生をするということでございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 竹平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、行政機構についてであります。上期のこれまでの実務状況の進捗度合いや、また目標達成度と下期へ向けての具体的な取り組み方策、また、同時にそれに合わせてそういう機構のあり方に係る本所、支所間の業務体制や権限枠についてという内容でありました。香美市財務規則に基づき、当初予算成立後、予算執行方針を定め課等の長に通達を行っております。その中で事業効果が最大限に、適切な時期にあらわれるよう事

業別の執行計画を作成し、執行状況の進行管理に努めるよう指示しております。ご指摘のように限られた財源をもとに積極的な予算編成を行い、防災対策基盤整備事業など各諸施策、事業に取り組んでおりますが、進捗状況の把握に至る上半期の執行計画の提出期限は10月末でございます。現在未調整の状況であります。いずれにいたしましても、常に原課がそれぞれの事業についての検証を行いながら問題また課題の把握に努め、事業の進捗を図っていかねばならないというふうに考えております。

そうした中で、課題を抱えまして新しい香美市としての組織運営に係る支所機能及び権限については、合併協議過程におきまして事務事業遂行上どのようにすれば機能するのかということについて事務担当者レベルでの協議や幹事会、そして、合併協議会においてそれぞれの立場で担当と相当議論をしていただきまして整備をされております。それにより取り決められました形態、ルールに沿って運営をされてきておりますが、しかしながら、この間にも現実的に想定を超した状況が生じた際には実務的に機能させるために原課などでケースごとに変更してございまして、今後につきましても適宜そうした対応をすることとなろうというふうに思います。

なお、合併後一定の時間を経過した段階で、さらにより円滑な行政運営を行うため、本庁、支所における組織や権限について改善をしていかねばならないというふうに思います。先ほどご指摘がございましたように、やはり支所機能の充実というものは大変でございますし、また、住民サービスが低下しないような支所機能の仕組みをつくっていかねばならないというふうに思いますので、こうした期間の中で出ました課題、そうしたものを今後改善をしていかねばならないというふうに思っております。

また、地域密着型介護老人福祉施設につきましても、大変この着工がおくれておるわけでございます。大変ご心配をおかけをしておるわけでありまして、先ほど山岡議員にも答弁をさせていただきました。今日までの行政の姿勢につきましても、担当課と事業者との連絡調整の中で、今日まで指導もしながら進められてきておるわけでありまして、そうした中でもこのような状況になっているわけでありまして、そうした報告を私自身も受けまして、大変このことにつきましても、心配をしておるわけでありまして、県を通じ、あるいはまたそれまでも、先ほど言いましたように県を通じ国に対してその状況というものをおつなぎをし、そして対応をお願いをすることです。してきておりましたが、私の方からもやはり早急にこの対応をしなければならぬという思いの中で、先ほど山岡議員にお話をさせていただきましたような中で、現在進めさせていただいておるわけでありまして。しかしながら、このもし財務省の方で認められない場合に交付金についての、これがいわゆるおりてこないということになりますと、企業がどのような、事業者がどのような対応をとるのかということにつきましても、今後事業者と話を進めていかねばならないというふうに思うわけでありまして、なお一層、やはり国に対して現実をつないで、県の方からもつないでいただきながら建設ができるように、そういう努力をしていかねばならないというふうに感じております。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 竹平議員の地域密着型介護老人福祉施設の件についてお答えをいたします。

まず、ご質問の第1点目の地元住民との最終合意はできているかというご質問ですが、現在、3月に最終の説明会を行ってから、その後会がもたれておりませんので最終合意はできておりません。

第2点目の個室ユニット、多床室との関係ですが、当初県は多床室が入っても構わないというような認識でして、私どもも多床室、あるいは夫婦室が入っても問題ないと思っておりましたが、最近になってというか5月、6月ごろになってもう一度確認をしたところ、基本的には個室ユニット型にするのが、全国的にもそういう方向であるということで話がありまして、それはおかしいじゃないかということで県と協議をしたときに、工事の基準で「ユニット型を基本としつつ地域の実情を勘案して」というくだりがありまして、そういうところから当初、市町村の判断というように県はとらえておったようですが、ユニット型を基本とするということで市町村の実情がどれぐらい認められるのかという問題なのですが、どれぐらいの割合なら構わないとかいう問題、話になってきまして、1割ならえいじゃないろうというような話になってきつつあったわけですが、厚生労働省に直接見解を聞いたところ「（個室）ユニット型はもう基本であって、地域の実情という農はもう出てきた段階で検討する。」というように言われました。そうすると、出てきた段階というのは、もうでき上がった段階ということになってくると、そこで交付金がおりにんという話になってくると相当な問題になりますので、それやったら最初からつくる時にはもう個室ユニット型でないといかんのではないかという結論になって、個室ユニット型にというように変更になりました。これは交付金事業で実施されておるわけで、一般的につくる場合には多床室が入っても問題はないと思いますが、交付金の要綱の中にこういうように盛り込まれておりましたので、交付金事業で実施する場合には個室ユニット型が基本であるというように確認が最終的にされたわけです。それで、当初、個室の動向というのも全国的な動向でしたので、多床室であっても個室に変換できるような間取り、設計にはなっておりましたので、自分も特に問題がないのじゃないかというように思っておりましたが、5階が4階になり、そういった多床室を全室個室ユニット型にしたり、それから若干中の部屋の配置も何か変えないかんというようなことも出てきたりして設計の変更をしなければならなくなったということから、今回の建築基準法等の法の改正もあって設計ができない状態になって現在に至っております。3月に説明会を行った後、4月ごろに3階建てにするとか4階建てにとかいう話が業者から、何回かいろいろ揺れ動いているということでありましたので、再度検討するということが最終的には4階建てになったわけですが、そのときに設計ができておって地元の住民と話が、合意ができておれば進めれたと思うんですけども、実は同じ事業者の行っている別の大きな施設の建設があって、そっちの方に設計者が時間を取

られていたということからこちらの方の設計がちょっとなおざりになっていたということがあるようです。保険課としても事業者と連携をとりながら進めてはきておりましたが、今回、市長の諸般の報告ということで報告をさせていただきました。予算に計上しておるのもう少し詳細な説明が必要ではなかったかということですが、そう言われればそうかなというような気もしております。香美市として事業主体になって実施しておればそういうようなこともあると思いますけれども、事業者が実施主体になっておまして、その点ちょっと香美市として十分な連携がとれてなかったのかなというような気はしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 竹平議員さんの高校統合及び教育ビジョンという教育問題についてのご質問にお答えさせていただきます。

本年度、県の教育方針施策としましては、この土佐の教育改革も済みましたので「未来につなげる土佐の教育10年」という冊子によって方策が提示されました。それを受けて、私たち香美市では合併2年目も迎えましたので香美市の教育として幼保、学校、生涯あわせまして、こういうものをまとめまして教育行政に取り組んでおります。ご質問のありました市内4中学校の3年生の卒業後の進路についてでございます。一人一人が夢を抱き、自分の進む道へしっかり向かうことができるように授業改善や生徒指導、進路指導に取り組んでいるところでございます。まず、平成20年度、もうはや来年の3月ですが、から大柵高校が募集停止になるという件につきまして、県へどのような対応をとってきたかということについてお答えさせていただきます。

昨年度、市長とともに県教育長のところへまいりまして「大柵高校の存続を再考していただけないか、考え直していただけないか。」というようなことも話にまいりました。そして「もしできないときには山田高校の体制づくりにも考慮が欲しい。」ということも申し上げました。また、その後、PTAと中学校の校長が同じような要望に県の教育長のところへまいりました。しかし、山田高校をどうするかということにつきましては、直接は県立でございますので県教育委員会と山田高校側の話し合いということになるわけでございますので、山田高校の校長の方にも、校長ももちろんその意思もあるわけですから、人事や体制づくりについて、今年度のことについて考えてもらうようお願いはしにまいりました。そういった中で、今年どういうふうになっておるかということでございます。私が山田高校の開かれた学校づくり推進委員の1人になっております。その会へ出ましたときに、余り学校全体の体制は変わっていないと、今年度変わっていないということがわかりました。ちなみに校長も退職しましてかわっております。そういうことがわかりました。今後につきましてはどういうふうに、いろいろ考えていかなければならないと考えています。昨夜、橋本知事と大崎教育長のこれからの教育を考える地域懇談会が開かれました。これは今週3回にわたって県下で開かれておまして、昨

夜、中部会場のがありましたので教育委員長と学校教育課の職員数名と一緒にその話を聞きにまいりました。が、高校問題は昨夜のテーマからは外れておりました。それで高校につきましては、高校改革課という課ももう今年からなくなっております。というのは、やはり再編計画が示されて、もう着々とその方向で進んでいるというような考えではないかと思えます。山田高校につきましては、言いましたように部活をどうするか、大栃高校の農園とかそういったものをどうするかとか。それから新しい課をどのようにするかとかいうような話も全然変わっておりませんので、県教育長もかわりますので、またかわった時点で。遅いと言われるかも知れませんが、大栃高校や山田高校とも連携をとった上で私たちの要望、市としてのお願いには行きたいと思っております。行かなければいけないと思っております。

学校に対する、中学生に対する教育ビジョンでございます。

ここ数年中学生は文武両道を基本に教育をすると、してほしいということをもうずっと、この3～4年申しています。学力が低いと。例えば旧土佐山田町時代でございましたら、鏡野（中学校）へ行っても学力がつかんとかいうようなことの風評もありましたし、そういうことを基本にして合併後も4つの中学校には示し、教育に取り組んでもらっております。この県下でも、示されたこの中にも中学校問題は大きく取り上げられております。それにも沿いまして、そしたらどういような中学校が教育をするかということになります。柱が3つあると思えます。1つ目は子どもの実態をよく把握すること。2つ目は授業の改善に取り組むということ。3つ目は組織として機能する学校づくり、職場づくりをするということ。県では外部評価の導入というのを入れていますが、うちはその指定を受けていますので、以上申しました3つを中心にいろいろ学校とは話し合っております。中学校3年生は外れておりましたが、8月にも校長会でCRTの中1と中2の分析を行いました。これは全部の小・中学校を行ったわけです。今月の広報香美にも市の平均は載せてございますが、もうここ数年来、小学校はどこも上昇傾向にあります。いわゆるCRTが学力すべてではありませんが、点数であらわれる学力については上昇をしております。が、中学校はどうも思わしくありません。これは現在でも繁藤中学校は人数が少ないですので、1人、2人という学年もありますので別にしましても、鏡野、香北、大栃がほとんど変わりません。よかったり悪かったりで、3校のどこがよいとかいうことは言えないような、似たような状況で、どうしても全国的に比べてよくありません。どういようにしていったらいいかということも考えまして、先日、厳しいとは思いましたが教頭会で全部の授業の取り組みを書いたものを持ってきてもらいまして、発表をいたしました。そして、今指導主事がそれを一覧表にしております。一覧表にすると自分学校のすぐれているところ、抜けているところがわかるからまたそれで研究をしようと思っておるんですが、そういうようなことでやっておるのが現状でございます。過去2年間、大栃高校へは平成17年度に香美市で11人、平成18年度で14人の者が大栃高校へ入学をいたしております。大栃高校問題もありますが、

中学生に自分の希望する進路に向って、特に中学校3年生はもうはやのことでございますので、自分の夢を達成できるように、自分の進むべき道へしっかり向かえるように、9月から頑張るように学校と話し合い、やっていきたい、やっていっているという状況でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。2回目の質問を行います。

先ほど収入役からお答えがございましたが、私の方がちょっと問いかけがまずかったかと思われま。この指定金融機関についてですが、今、もちろん市の指定金融機関が四国銀行であると。それから農業協同組合とかほかの金融機関はいわゆる指定代理金融機関ということは承知しております。私が申しましたのは、そういったいわゆる現状郵便局でこの取り扱い業務、いわゆる指定代理金融機関でも指定金融機関でもいいんですが、それができるようにという意味で、郵便局をもということ、殊さら指定金融機関ということにこだわったわけではございません。先ほど収入役からの答弁にもございまして、収納代理機関でそのことはもう現状クリアできてますよということであれば、もうそれでも結構です。もしそういうことで体制がとれてなかったら、そういったいわゆる住民の利便性向上のためにも努力をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、行政機構について、先ほど市長から一定現状を踏まえて前向きな取り組みといいますか、いわゆるこの中で、答弁の中で合併協ということの兼ね合いもあってということもございましたが、要するにその合併協、それから最初申しましたようなその組織機構としてのあり方、原則が、これはもう当然遵守しなければならないのは承知するところでございますが、これも今現在いろいろとめまぐるしく情勢が変わっておりますので、そういった段階で殊さら私が言うのはいわゆるそういったことが固定化といいますか、いうことでなくして、もうその都度現場あるいは市長自身がこれはちょっとというふうなふうに体感なり感触を得たら、そこのところをどういうふうにとらえたいかという、そういった機構、あるいは職責の体制、そういったものを見直しに取り組んでいただきたいということを申し上げたところでございまして、ちなみに一昨日も西村議員さんの方からこうした機構、それから職制のあり方についての質問もございましたが、そのときの答弁によりますと「前向きに検討はしていくが財政とかいろいろな面がある。」とは申しましたが、とにかくよりよい香美市政を進めていくためには、できることからやっていくという姿勢を常に持ち続けていただきたいと思うところでございます。

それから、地域密着型介護老人福祉施設についてでございますが、これは現在進行形ということで私も余りきつくは申したくはございませんが、若干私の質問に対してのちょっと答弁にずれを感じるというところがございます。いわゆる先ほど言いました、特

に2点目のその計画変更、ユニット数の変更なんかについては、保険課長はいわゆる内容について説明がございましたが、その内容を私が問いかけたのはそういった大幅な変更があるのであれば、そういった内容を地元の方々にお話しする必要があるのではないですかということなんです。ですから、そこなあたりをよろしくお願ひしたいと同時に、これは絶対大幅な変更ということで私当初指摘しておりますので事あるごとに、事あるごとというのはこういった計画が進ごとに説明を行っていくべきではないかということです。これは地元もいわゆるこういった施設は非常に期待を持っておるわけでございますので、そういったもろもろの事情をつぶさに細やかに説明をしていただければ十分に納得、理解はできるものと私は考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この件に関して確認の意味で、これも非常に大事なことですので2点ほど聞いておきます。

先ほど諸般の報告を（一般質問に）私出しましたが、この報告の冒頭にございましたいわゆる近隣住民との説明会で日照権の問題が発生したとあるが、解釈のしようではこの問題がなければ事業は順調に進んだとも受け取れますが、このことは通常こうした建設計画が立案された場合、まずこういった現地調査、あるいは事前調査が行われるのはこれは常でございます。そうした段階で建設予定地の周辺事情は当然把握すべきでありまして、今回の場合、この場所にこの高さの構造物を建てればこうした影響が出るというのが、これは事業計画の段階で当然想定内のこととして対処すべきことでありまして、このことをもって、理由づけの1つとして着工がおくれたというような言い回し表現をしたことは、建設に関して協力姿勢を持ち得ている関係者の方々に対して大変失礼と考えるわけでございますので、その点はどのように認識されているのか。特にこれは明確なお答えをいただきたいと思ひます。

そして、2点目といたしましては、先ほどそれぞれご答弁がございましたが、私どもが願ひますのは福祉計画の一環としてこれは立案をされたものでございまして、建設実施に向けて地元関係者ともども側面からの協力姿勢や意思、そういったものは持ち得ております。したがって建設に係る今までの経過、非常に課題が出ており、それが抽出された中で、これからのこととして前向きに課題解決に向けて障害となる事案、特に先ほど申し上げました建設に関する事業予算、そして入居内容の形態変更、こういったことの説明になろうかと思ひますが、常に当事者意識に立って行政としてできる体制をとっていただき、なおかつ地元住民の方々には喜ばれる施設として建設されることを期待するものでありますので、この点についての明確な取り組み姿勢をお聞ひしたいと思ひます。

教育長、先ほど高校統合及び教育ビジョンについてご答弁をいただきました。私、若干答弁をお聞ひして、物足りなさというか、いわゆる自身の感じる危機意識といったものをすごく感じたわけでございます。と申しますのは、先ほどの答弁によりますと山田高校の体制、そう変わったものではないといったことと、それから県高校改革課がなくなったと。それから、大崎教育長、当事者がまたかわったというようなことがあると、

私ども地元から見た目によると、そしたらそういったことで統合を前提として今まで努力してこういった方向でやっていきたいと思いますという、いろいろ地元の方々と協議をした結果が、ただ現在になって高校の取り組みの体制もそう変わってない。高校改革課もなくなった。県の改革がなくなった。（県）教育長もかわったという、それからついでに山田高校の校長もかわったと。これは私も承知をしております。こうしたことになると、そしたら今までの統合の結果の果実はどうなったのかと。そこのあたりを今後のこととして非常に危惧をするところでございます。今後の方針につきましては、先ほど教育長が香美市の教育ビジョンということで、それはそれなりに取り組んでいるということですが、それはあくまでも基本ベースになることであって、そういったいわゆる我々がともに話し合ってきた、今からの統合後の高校がなくなることを前提にしたときの山田高校の今後のあり方というふうなところがちょっと抜け落ちておるのじゃないかというふうに考えて、感じておるところでございます。そういったことから、先ほど教育長が若干市内の中学校の大柵高校の方への入学、過去2年間の入学ということで数字をお示しをいただきましたが、私もおもそういった、先ほど言いました今後の進学率確保、こういった観点から数値ベースに戻したときのいわゆる市内3中学校における平成19年度の入試状況、先ほど一部お答えいただきましたが、こうしたものは当然分析データとして、また状況掌握のために備えておるでしょうから、4点ほどお聞きをいたしたいと思っております。

まず1点目といたしまして、前期選抜、後期選抜での合格者数が何名かと。また、その割合はと。そしてその割合は県平均と比較してどうかということでもあります。

そして、2点目といたしまして、後期選抜における不合格者数は。また、その割合はどうなっておりますか。

それから、3点目といたしまして、もう既にご承知のとおり現在の社会的な環境から見るときに、高校進学は社会的要件として、また、人生設計の、将来に向けての一過程として常態化されている中で、後期選抜における不合格者の進路状況及び再募集、定時制、通信制、私立への進学者数と最終的に高校進学を断念した中学生の数がわかっておればお示しいただきたいと思っております。

それから、4点目といたしまして、平成20年度の入試から大柵高校は募集停止となるわけですが、市内の3中学校から大柵高校への過去2年間、先ほどお聞きをしましたが5年間の推移でもわかっておりましたら、それをお示しをいただきたいと思っております。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 収入役、明石 猛君。

○収入役（明石 猛君） 竹平議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

基本的には民営化後も同じ取り扱いということになります。ただ、それではその現状がいいのかということになると、先ほど課題というふうに1回目のご質問のときにお答

えをしましたけど、その課題がやはり解決をされないと市民の方も利用しづらいということにはなります。それと、郵便局とそれから指定金融機関である四国銀行、この間のお金のやり取りも現在は現金を取りに行く、持ってくるという、人がそういうことをやっておりますので。それがその全銀ネットで、例えば高知銀行なんかであれば送金ができますよね、自動的に。そこな辺が全然違うわけです。

それと、もう1点は市民の方が納金、お金を払う場合に指定の払い込み用紙というのがその郵便局にはあるわけです。市の納付書ではいかんということになっております。したがって、そのあたりも便利が悪いということ。それから、手数料につきましては、基本的には30円要ります。これも市が負担しますけど、ところが高知銀行なんかの場合はゼロです。今朝高知新聞にちょっと出ておったと思いますが四国銀行の方も、極端に言えば30円郵政の方へ払うやったら我々（銀行）も上げてもらわないかんということになると。今後、そういう話が次第に出てくるというふうに思います。恐らく下へ下げるといふ話は出てきませんので、上へ上げるという話になりやせんかということでございます。ただ、民営化されるからというたつて別に変わるわけではありません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 竹平議員にお答えをします。

まず、組織機構のあり方であります。

先ほど議員からもお話しがございましたように、やはり現場に合った機能、また機構に変えるべき点はある必要がありはしないかという当然のことです。ただ、そうした中で職員の削減問題であるとかさまざまな要因もあるわけですが、しかしながらそうした一定の合併後1年半を経過した中でさまざまな課題も、クローズアップされておる問題もございますので、そうしたものを加味しながらやはり将来を見据えた機能、機構、あるいはまた機能を考えていかなければならないのではないかとこのように考えております。

次に、地域密着型介護老人施設でございますが、諸般の報告の中で日照権について、おにくてくる1つの要因である。確かにその5階建てのものを4階にしなければならぬ、そうしたいわゆる設計変更も伴ってくるわけでありまして、日照権という問題も1つの要因であったということは、そうであったというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 竹平議員の2回目のご質問にお答えします。

個室ユニット型多床室の説明が、地元説明をしなければならぬのではないかとこのご質問でしたが、確かに地元の方に利用してもらふ施設ですので説明はしていかなければならないと思っております。今後、厚労省の答え、協議中ということですので、あるいは答えが出る、あるいは財務省の最終決定がなされてから地元説明をしなければならぬ

ないと考えております。行政としての方向については、山岡議員のご質問でも回答をさせていただきます。が、交付金がおりにないことが決定した場合は事業者も厳しい経営を余儀されるわけですけれども、施設建設に前向きに検討してもらうよう要望していきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 竹平議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

確かに私も今になってというか、反省をしております。

（サイレンのため中断）

県教委に対する山田高校の今後についての要望といいますか、それが今年度抜かっっておったというか、遅かったという反省をしております。昨年度は大栃高校の後援会の方とかPTAの方とか、市長さんも何回もおいでくださって一緒になって市全体として話し合いをし、先ほども言ったように要望もしてまいりました。今年6月だったと思いますが、開かれた学校づくりの会で体制が変わってないこともわかりましたので、山田高校の方へも要望しましたけれど、その後が抜かっっておったと反省をしております。ただ、言いわけにはなりませんけれど県立でありますので、やはりどのような高校が。例えば、あちこちで高校がかわっているという報道があります。科のつくり方とかいろんなことで。山田高校は全然変わってないわけです。そういったことに対する話し合いというのは、やはり校長を含めて県の側で話すわけですので、直接は私たちの及ばないところもありますが、また今後はその反省に立って話し合いに行きたい。行かなければいけないと思っています。

それから、2点目にご質問のありました平成19年度の高校入試の状況についてお答えさせていただきます。

香美市全体で前期は191人受験しまして、101人合格し52.88%の合格率でございます。後期は92人が受験し、74人が合格し80.43%の合格率でございます。これを高知県で比べますと、県全体としては前期の割合が53.8%、後期の割合が83.6%でして、県と比べますと香美市の割合は少しですがよくありません。それを分析してみますと学校の選び方が、やはり本人を重視いたしまして、選抜方法が変わりましたのでやった結果でもなかろうかと思えます。例えば大栃高校、山田高校への前期の希望者は割合少ないのです。例えば山田高校へは香北中学校は55%、約半分の者が前期に山田高校を希望しております。大栃中学校は25%、鏡野中学校は29%、繁藤中学校は2人全員の100%が山田高校へ前期の希望をしております。大栃高校につきましても前期は4校あわせて4人というような希望というか合格率でもあります。希望が少なかったと思えます。

次、後期の選抜についての不合格者の数でございますが、後期で不合格になった者が18人おります。その18人の内訳は大栃高校へ8人、別の全日制へ1人、定時制へ2

人、各種学校へ2人、未定、行けなかった者が5人で行きました。この5人というのは一昨年度に比べて非常に数が多かったわけで、私も本当に反省をしております。一昨年は1人で行きました（後に「この1名は病気により進学をしなかった者。」と追加説明あり）。そういった状況でございます。

それから、過去5年間の大栃高校への進学でございますが、古い方から申します。鏡野が14人、4人、10人、9人、6人。香北が12人、5人、6人、2人、4人。大栃が11人、9人、6人、0人、4人。繁藤はなしということになっております。合計しますと、3中学校で平成14年度は37人、平成15年度が18人、平成16年度が22人、平成17年度が11人、平成18年度が14人ということになっております。その5人の行けなかった者につきまして、いろいろ私も大体、大体といいますか5人の名前も知っておりますので、その後の生活についても話し合ってもおります。今年はどうなるかということですが、今年も4中学校で心配をしておる子どもも数人おります。そういった者について、本当に希望がかなうようにするにはどうしたらいいかということを実際に考えていかなければならないと思ひ、話し合いをしたりもしております。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。
- 市長（門脇槇夫君） 先ほど竹平議員にお答えさせていただきました物部町の施設のことについて少しつけ加えさせていただきますが、諸般の報告で1つ日照権の問題が（建設のおくれの）1つの要因になったと言いましたが、その前提にやはりそうした問題を醸し出す前に、やはり地域の方々にもう少し最初の段階でそうした説明がきちっとできていなかったのか。そうしたご理解をいただく、そして変更になるにしても、前提にもう少しきちっとした説明をし、合意を得られる努力ができていたのかどうかという、その辺が一番のまず1つの大きな要因であるということは当然出てこようというふうに思います。そうしたことを諸般の報告の中で入れていなかったということは大変私自身残念に思いますが、そうしたことを今竹平議員にお答えをさせていただきたいというふうに思います。
- 議長（中澤愛水君） 昼食のため午後1時まで休憩をいたします。
（午後12時06分 休憩）
（午後 1時00分 再開）
- 議長（中澤愛水君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
13番、竹平豊久君。
- 13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。3回目の質問を行います。2点ほどお聞きします。

まず1点目は、先ほど言いました地域密着型介護老人福祉施設の関係でございますが、先ほど2回目にお聞きした折に、これは最も大事な部分であり、よほど慎重に取り組ま

ねばいけない問題といたしまして地元との合意の関係をお聞きしましたところ、割と簡単にさらりと（合意が）できてないということでしたが、それはまさに建物を現実に建てるのでこれを置きかえて言えば、合意ができてないということは、肝心の建物の基礎部分が出てないというふうにも感じ取れるわけです。ですから、このところを先ほど言いましたように現在進行形ですので余り詰めた話はいたしません、少なくともこの部分の取り組みの姿勢ですね。それと、先ほども若干、答弁の中でもございました事業者の方に対する行政としての指導の姿勢ですね。そこをかちっとしておかなければ後々また先ほどの1回目の質問のとおり事態に陥るのではないかと非常に心配するところがございますので今後のそこの対処策ですね、そこをお聞きしたいと思います。

それから、教育関係の行政の方でございますが、先ほど教育長からご答弁をいただきました。最終的にその3中学校の関係で高校を希望する生徒が断念したというのは5名おって、教育長も非常にその生徒たちに関して胸を痛めているというご答弁をいただきましたが、これはあくまでも平成19年度までの大栃高校があった状況の中での数字でございますので、実際に平成20年度、いわゆる今年からもう大栃高校が現実にならなくなるといった場合に、先ほど数字もお聞きをいたしましたがこのあたりのいわゆる進学率に関して、具体的に言いますとその5名が減るのは結構ですがもしかするとその反対側になるということになると、大変これは生徒自身のみならず保護者の方々の、これは将来にわたって非常に影響があるというふうに思いますので、このあたりは今後十分に支援策といいますか、市教委としてできるそういった対応策をとっていかなければならないと思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 竹平議員の3回目のご質問にお答えします。

まず1点目は、地元との最終合意についてですが、最終合意がなされてから事業着手となると考えておりますのでそのためには設計ができ上がってからになると思います。きちんとした設計ができ上がってから地元への説明というように考えております。

それと、事業者との連携ですけれども、連携を密にしながら、指導も含めながら協議を十分にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、竹平さんの言いゆうのは、最終合意やけんどの間に情報を共有して、地元民と。同じように理解をして、そういうものに対して理解をとれちゅうかと、地元住民が。そういうことが十分でなかったきに5階の4階にとか変更を途中でせないかんということもある、それを含めての質問やき。そこで、ほんで常に住民とのそういう合意が取れていきゆうかという問題が質問の1つ、2つです。この辺の答弁。

○保険課長（岡本明弘君） 3月の説明以降、住民との接触がとれておりませんので、

十分な説明にはなっていないと思います。いろいろ、5階が4階になったりとか4階が3階になって、3階が4階になったりとかいう変遷がありましていろいろ動いた面もあり、また内容の変更、つまり多床室から個室ユニットに変更をしたということの説明もできておりませんので、そういった説明もしなければならぬと思っております。これまで3月から相当期間がたちましたので、何らかの説明がなされてしかるべきであったと反省しております。今後は事業者と話し合いながら、連携、協議しながら指導もしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 竹平議員さんの3回目のご質問にお答えさせていただきます。

実は、先ほど申し抜かりしましたが、一昨年度の1名の未定者というのは病気で進学をしなかった者です。もともと（高校を）受けなかった者です。それで、一昨年は全員が進学できたという、香美市の合併した年です、というような状況でした。今年の5人につきましては、まだその前の年とかで学校へ行ってないという者もおるんです。退学した者もおるわけですから、途中で。そういった人たちにつきまして、補導教員が主になりまして就労のあっせんをしたりはしております。昨年度の5人、実は5人だけではないのです。知っておるところでも退学した者もおります、2人ぐらい。そういった者も含めまして、今仕事をしていると。7人に私が知っておる限りはなるわけですが、その7人のうちの3人は仕事をしております。あとの4人につきましては、ちょっと家がこの近くの者もおりますし遠い者もおりますが、この辺でいろいろしておる者もありますし、どのような様子か余りわからない者も実はいます。過去、数年前にはこういった子どもたちの中で教育支援センターふれんどる一むへ勉強に来まして、1年おくれて進学をした者もおります、数名。そういったこともありますので、また勉強をするような、そのふれんどる一むを中心にした手だても考えていかなければいけないと思います。就労のあっせんもしていかなければいけないと思います。

そして、今年度の進学、今の中3につきましても実は全員が、今までもそうです、進学するのでなくて初めから就労を希望する者もございました。そういった者につきましては励ます会といいまして、就労、中学校へ行って多少の祝い金も出して、かつて旧土佐山田町のときは励まして仕事に送り出すというようなこともしておりました。しておりましたけれども進学率が高くなりましたので、そういったことも今はやめております。けれども、大きな人生の出発点ですので、中学卒業というのは。進学をするのか、その場で仕事につくのかというようなことは十分に本人や家族とも話しまして、希望が通るよういろいろな面で手だてをしていく必要があると考えております。去年、私も本当に頭を痛めました。今までその5人という数が多かったからです。ところが、これ先ほども言いましたように各種学校へ行く子どもが少なかったわけです。各種学校は教育費が高うございます。この今の社会情勢を見て、なかなかそこへはよう行かんと、高知です。

そこへはないないよう行かんという家庭も実はあるわけです。そういったことも含めまして、家庭への支援、子どもの将来に向かって進学するのか、就労するのか、どういう学校を選ぶのかというようなことは十分に指導し、考えていかなければいけないと思っています。そういった面の体制づくりも必要でしょうし、今後とも皆様のご協力も得て、子どもの幸せのためにやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 竹平豊久君の質問が終わりました。

次に、18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 18番、石川であります。

3月11日より始まりました一般質問も最終日を迎え、私を入れ残すところ2名となりました。執行部の皆様の答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、議長さんの許可をいただきましたので、2点について質問させていただきます。6月の一般質問でも、竹内議員より市有林は年齢に応じた手入れができていないかの質問もあり、また、今回、初日に同僚議員の門脇氏より質問もあり、重複する点があるかもわかりませんが再度質問いたしますのでよろしく答弁をお願いいたします。

猛暑日が続いている中で、8月20日に物部支所長さん、林政課長さん、物部森林組合長さんにご案内をしていただき、市議会として初めて市有林の一部ではありましたが視察をさせていただきました。（物部町）神池地区にある山林は、林道、作業道もできて間伐もできていて、林業関係に携わっている者としては山林とも言っても過言ではないと思われます。また、（物部町）上岡は遠方ではありましたが、成長している様子がわかり、香美市にとってはどこの市町村にも負けない大きな財産があるということがわかったわけであります。

この大きな財産を守り育て、必要に応じ伐採するには今後どうすればいいかということでもあります。それぞれの行政や会社また各家庭においては将来的な計画を立て、実行し、前進しているものと思われますが、木材価格が低迷している現在、また、財政の厳しい中での市有林に対しての施業計画は市としては大変な無理があると思うが、水源涵養や自然を守るため、また、全世界的に言われている二酸化炭素削減のためにも行政としては長期にわたる施業計画を立てなければならないと思うが、財政課、林政課としては計画を立てているか。緑資源機構、旧の森林開発公団、森林整備公社、旧の林業公社、観光造林との分収林契約を結んでいる山林については問題はないと思われますが、直営林となっているものについてはどうか。特に皆伐をしているふるさとの森約40ヘクタールについては、今後どのようになっているかお伺いいたしたいと思われます。

続いて2点目でございますが、旧香北町、旧物部村を蕪生郷といい、香北町でとれる米が蕪生米と言われ、この米の販売促進についてであります。

今、米の消費が落ち込んでおりますが、昭和30年代には1人平均120キロの消費があり、現在では50キロを切る状態での米販売促進は大変だと思われますが、

高知県には土佐の3大良質米として旧香北町の蕪生米、旧窪川町の仁井田米、土佐町の相川米があり、一時期蕪生米は食味がよく消費者には人気がありましたが、米価が毎年毎年下がる一方、また、転作をしなくてはならなくなり、農家としては減反を余儀なくされ、中山間地域では農地が荒廃し災害を招くようにもなっております。現在、年をとられた方でも「まだ米づくりはできる。」と言われる方が大勢おいでになられます。土佐山田町では農業の後継者がいなく、園芸物はできず、稲作だけが現金収入になるわけであり、この米づくりだけはできるといの方々につくっていただき、蕪生米という地域の米を農家、JA、行政が一体となって今一度売り出してみてもどうかと思いますが、お考えをお聞きいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

財産管理につきまして市有林の今後の施業計画についてのご質問でございますが、市にとりまして市有林の役割は何かと考えてみますと、その役割は石川議員の言われましたように1つには水源の涵養、それから、次に地球温暖化防止のための二酸化炭素の削減、それから、自然の保護もあります。そして、市財政の収入源として売却益を得る目的等が挙げられると思いますが、市有林の長期利用計画については策定されておられません。今後、市有林の計画的な施業を含む管理全般についての長期計画の必要性は考えなければならないと思っております。現在は合併後、財産台帳の整備をしておるところでございますが、長期計画、そういうものについて考えていきたいと思っております。

それから、ふるさとの森、直営林ですか、ふるさとの森についてのご質問がございましたが、このふるさとの森につきましては本年9月中に分収林としての伐採、皆伐を終了する予定でございます。今後につきましては11月を目途に緑資源機構、それから物部森林組合、そして市、その三者で分団、分収造林契約を締結したいと考えております。そのような予定をしております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 石川議員のご質問の中で、公団造林と分収林以外の市有林についての説明をさせていただきます。答弁をさせていただきます。

公団造林、分収造林以外のもので、こないだ視察しました物部町アカギユウ等につきましては、物部森林組合と3年間の施業委託業務契約を締結し平成20年度まで実施する予定でございます。また、香南市香我美町にありますルネサスの森でございますが、協働の森につきましては、今後5年間の施業計画を立ててともに協働して森林整備を進めてまいります。また、市有林の中で（物部町）西熊の森自然環境保全林、あるいはその不伐の森、これは香北町でございます。それぞれに協力的森林というような位置づけもされております。また、本年になりまして土佐山田町大法寺に大法寺の森というもの

の協定ができております。相手方は情報交流館のネットワークでございます。森林技術センター（後に「森林総合センター」と訂正あり）内にあります。そういったことで、今後も市有林の管理を委託しています香美森林組合、物部森林組合等と適正な森林管理について協議しまして、市有林ごとに水源の涵養、国土保全機能、あるいは木材生産等市有林の目的別位置づけ等を行いまして、機能が十分に発揮できるようより計画的かつ適正な施業を実施してまいりたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 石川議員の蕪生米についての販売促進についてお答えをさせていただきます。

香美市振興計画の中で特産物のブランド維持、向上を基本方向とし、地域の特色に基づいて競争力のある作物づくりを図るとしてしています。また、香美市の水田農業ビジョンにおいても中山間、香北町地域において米と野菜の複合経営は、売れる米づくり、野菜の産地化を中心的課題としてしています。ビジョン策定の中、過剰米に対する生産調整との連動により、すべての部分では支援はできませんが、集落営農、また地域での合意形成のある米づくりについて効果ある提案をしていきたいと考えております。香北町地域においては、物部川の河岸段丘に広がる上蕪生郷として、味のよさで定評の産地として市場評価もあろうと考えています。競争力のある作物づくりとして産地形成を確立するためにも、安心で安全な高品質、良質米の安定生産を基本とした売れる米づくりを推進することが重要と考えています。ブランド化、高付加価値を目指し、あわせて流通販売の面で消費拡大を含めた宣伝活動や有利販売のある流通市場を模索する必要があり、生産者、そしてJA、行政関係機関が連携し、生産組織の発展等に取り組んでいきたいと思っております。営農推進の中でも売れる米づくりについてはいろいろな意見を出し合っております。また、効果のある事業は提案をしていきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 2回目の質問をさせていただきます。

先ほど、財政課長さんがふるさとの森については「緑資源機構と契約をする。」ということですが、この緑資源機構自体、皆さんもご存じのように解体されるということも言われております。CO₂の関係で林道部門の方は解体されても造林の方は残るとも言われておりますが、まだその結果がわかっておりませんが、もしそれが契約ができないということになりますと40ヘクタール、昔からよく言われるのは、切ったものは先祖に植えて残せということも言われておりますので、これは自然の保護の観点からもぜひ植えなければならないと。その植えるにつきましては、40ヘクタール植えるとなると市の持ち出しが1,200万円から1,500万円、これは補助金を引いての金額です。その辺のことはどうなっておるでしょうか。これは緑資源機構があるかないかの存続問題にもなると思いますが。

それと、蕪生米でございますが、ご努力願いたいと思っております。既に旧窪川町の仁井田

米につきましては、一時仁井田米も物すごく落ち込みまして、これはあるグループとそれとお米屋さんなどが協力しまして仁井田米を売り出して、現在は足らなくなり、今年なんかも何かもう既に予約でいっぱい、足りないような状態ということでございます。また、嶺北地方の相川米も既に売りの攻勢で出ているようでございますので、ぜひうちもその蕪生米が他の2産地に負けないような方針を立てていただきたいと思います、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 石川議員の2回目のご質問にお答えいたします。

緑資源機構が解体される。申しわけありませんが私知りませんでした。その造林の機能は残して存続するかもしれないということもお聞きしまして、それはそれで以後、皆伐された後の次の手だては当然せないかんといかんと思いますので、林政課と協議しながら次の方向を見定めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 石川議員の2回目のご質問にお答えします。

緑資源との（契約）締結ができなかった場合というご心配でございますが、この緑資源機構との（契約）締結につきましては旧物部村時代からだんだんに話を進めてきておりまして、（契約）締結されるものと信じておりまして、その単費で植林ということは想定はいたしておりません。また、当地は保安林等が多ございますが、植栽義務地の植栽義務がすべてあるというような森林ではございません。しかしながら、水源涵養とか森林の機能等がございますので、そういったことで（契約）締結をするものでございます。

また、あと1点ですが、先ほどの答弁の中で「森林技術センター」と申しましたが、「森林総合センター」の間違いでございますので訂正をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 石川議員の2回目のご質問に、特に質問でなくエールを送っていただいたとお受けして、これから1つでもその有利販売ができるとか市場との連携、その部分については努力をしております。また、JAさんの方も購入は何とかできる形をつくっていきたいという思いを一緒に話してくださっておりますので、進めていきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 3回目の質問をさせていただきます。

今聞いたらよかったんですが、その緑資源機構との契約ですが、初日の一般質問の時に門脇議員さんが聞かれたときの「公団との契約は延長して60年。」と言いましたが、もしふるさとの森を契約した場合には、今緑資源機構と契約するには80年という数字が出てきていると思っておりますが80年で契約するのでしょうか。その辺のことをよろしく

お願いします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 石川議員の3回目のご質問にお答えします。

80年という石川議員のご質問でございますが、いわゆる今、森林の施業とかいろいろなことにつきましては長伐期施業というふうにすりかわっておりますので、80年というのはそういった部分の年数でございます。ただ、今度の（契約）締結についてのまだ詳細の部分、年数とかいうことはまだ検討中でございます、決まっております。

○議長（中澤愛水君） 石川彰宏君の質問が終わりました。

次に、16番、黒岩 徹君。

○16番（黒岩 徹君） 16番、黒岩。今定例会の一般質問の私が18番目で最後の一般質問となりました。18人目ということは、今定例会、質問事項も大変多く、既に同僚議員の質問でご答弁いただいている場合は答弁の必要はございません。どうかよろしく願いいたします。

私からの一般質問は、香美市の当面する課題と中長期の政策課題であります。まず、財政運営についてお伺いいたします。

香美市におかれては、合併後財政運営において香美市中期財政計画を発表され、その計画をもって財政運営を行うとのこととあります。計画は「各年度予算編成の前提」との計画書の結びの言葉ではありますが、財政運営の健全性、また、他の管理運営にも指針となる点からも計画されたことに心より敬意を払うものであります。

さて、その計画書の前文の中に「市政等の自主財源比率は低く、交付税や国庫、県支出金等の財源に依存しなくてはならない」とあります。自主財源確保は、香美市でなく全国多くの地方公共団体共通の問題でもあります。それゆえに各地方団体の知恵と努力を試され比較される問題でもあります。自主財源確保につきましては、私は現状ではこれ以上市民に負担を負わすべきではないと考えます。そこで、市税の安定確保、市の各種事業など諸施策をもって市民の所得の向上を目指し、民間経済活動を活性化し、豊かな市を目指し、市民資産を豊かにし、もって個人、法人税等の安定確保を図るべきと考えます。この点、自主財源確保について市長のご見解を賜りたいと思います。

財産管理について1点お伺いいたします。

香美市は合併を経て大変多くの建物や市道、山林等の資産を保有することとなりました。その多くなった資産管理運営は、市長以下職員の方々の目配り、気配りも大変ではないかと拝察いたします。建物につきましては耐震構造問題、アスベスト対策と議会活動を通じ拝聴してきたところとあります。市道につきましては、その維持管理で議会議員といたしましても直接市民の方々から声を聞くことがあります。市道の維持管理につきましては、どうしても地区住民の方々の協力も得ながら維持していく考えも市行政としては重要な問題であります。また、路肩の崩壊や落石、枯れ木の垂れなど危険箇所については素早い処置も必要であります。そこで、これらの対応は最も地区住民とつなが

りがあり、その地区全般を対象とする各支所長の責務が重要になってまいります。そこで、市道及び林道の維持管理費の一部は各支所予算にする考えはないかお伺いいたします。

次に、行政運営の中で行政連絡会についてお尋ねいたします。

行政連絡会は今年4月に開催されたところであります。香美市は合併いたしまして平地も中山間地、山地、商業地区等と多様な地区で構成されております。こうしたそれぞれの地区との行政連絡会は、それぞれの地区の要望や行政施策もそれぞれに対応したものになるのではないかと考えます。そこで、行政連絡会は支所別にする考えはないかお尋ねいたします。なお、このことは、市長より「支所別の開催を考えている。」と漏れ賜っていたところでありますが、市長と地区長（自治会長）との行政上の連絡は地方自治法でいう長の担当事務と解釈します私としては、議会への配慮もされておりますが、議会への配慮よりもきめ細かく回数もふやしてはと申し添えたく質問させていただきました。

次に、インターネットのブロードバンド化についてお尋ねいたします。

インターネットにつきましては、国を初め各行政機関ともこれらに対応し、ホームページを持っておられますし、電子メールのやり取りなど行われているところであります。香美市も議会を含め現状は充実されつつあると推察いたします。推察と申しましたのは、香美市内では速度の問題で市役所のホームページにアクセスできない地区もあるためであります。私もその地区でありますので、市役所のホームページはアクセスしたことがありません。先般、庁舎建設特別委員会で報告を聞いておりますときに「庁舎建設に当たってはそれらの機能の考えては」とのお話をお伺いしました。これらのことから、香美市の将来にとって高速通信網整備の必要性を感じるころであります。

さて、このことで現状となりますと、高知市、南国市、香美市の一部では民間会社の高速通信網が整備されてきております。お隣の香南市におきましてはCATV網があります。先般、ここにお聞きしますと「香南市内だれでも申し込めば加入できる。」とのお話でありました。また、大豊町では行政で事業として行うとの新聞報道であります。そこで、香美市の行政としては市内各戸への高速通信網整備にどのように取り組むか検討されておられるならお聞かせください。

医療制度についてお尋ねいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、独立した医療制度を創設するとのことで、平成20年4月より実施であります。議会におきましてもこのことに関して連合会議会議員選挙を実施し、議員を選出したところでありまして準備が整いつつあるところあります。さて、この医療制度の対象者は高齢者であります。高齢者比率の高い地区もあります。香美市としてはこのことの周知徹底は早期に準備すべき必要があると考えます。また、健保、国保制度に始まりました医療保険も、その後老人保健制度が加わってきたとの歴史的経過もあります。そこでの広報活動は重要と思われれます。そこで、後期高齢者

医療制度の広報計画はどのようになっておられますか。また、その予算は後期高齢者医療広域連合会がするのかお伺いいたします。この質問に関しまして、今月の市の広報紙で広報活動を既に実施しておられることを知りました。議会での一般質問は議会開催前の議会運営委員会までに作成しなくてはならないために、質問の訂正ができなかったことをお許しいただきたいと思えます。

次に、国民健康保険についてお尋ねいたします。

先般、新聞紙上におきまして「国民健康保険の特別調整交付金が未申請、レセプト調査が十分でない」旨の記事がありました。レセプト点検については、議会におきましては教育厚生常任委員会審査を通じその調査は行われているとお聞きしておりますが、新聞報道を受けまして、市民への説明において国保のレセプト点検及びそれに伴う補助金申請に遺漏はないとの明解な答弁をいただきたくお尋ねいたします。

次に、産業政策についてお尋ねしますが、産業政策といえば工場誘致で雇用の拡大、法人税の確保となってまいります。香美市の現状を見ますとこれだけの農地、森林を目の前にしましては、農林業の振興も重要な柱であります。そこで、農政についてお伺いいたします。

農政につきましては、かつて合併前には旧香北町などでも農産物振興した経過があります。また、馬路村のゆずのような実例もあるところであります。これらのことから市の農政としまして地域の独自の産物を奨励し、ブランド化するなどのお考えはありましようか。農業振興政策として香美市の特産品奨励は考えておられるかお尋ねいたします。

最後に林政に関してお伺いいたします。

私の質問の通告は作業道の道幅であります。なぜそのような質問になったかと思えます。木材の価格の低迷のときで大変厳しい時代であります。このような現状のときは間伐、枝打ちとともに基盤整備の作業道整備等が林業政策になってくると思うからでありますし、作業道の幅をお聞きすることで市の政策の方向性が見えてくると思ったからであります。作業道は開設するにしましても、その作業に当たるバックホーの形式は120より200の方が木のかぶ処理も能率的であります。また、作業道で木材を運搬するには4トントラックよりも11トントラックが、市場までの搬出コストの削減がはかれます。また、道幅が狭いと、伐採した木をところどころに集積してユニックでの積み込みとなります。道幅が広いと、伐採した木を作業道に置いておけばブラップル付トラックで積み込んでいけます。何よりも林業用の高性能機械は大型化してまいりました。これらことを考えるとき、道幅は幾らになるとお考えでしょうか。また、作業道は基幹作業道を計画して、その道から作業道を充実していくことが重要と考えます。これらの充実は山林の基盤整備となり、将来は山林の団地化となっていくように思われます。計画性がないと小さな作業道は使い捨てと言われることが危惧されます。これらのことから、作業道整備についてその道幅と今後の整備計画はどのようにお考えかお尋ねいたし

ます。

今回、私の一般質問は中長期政策についてお聞きしましたが、香美市の未来から残したのは負債でなく資産であったとの評価をいただけることを望みまして質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 黒岩 徹議員の財政運営について、自主財源確保にどのように取り組んでいるのかということであります。

本市の市税と自主財源は4分の1と国等に依存度の高い状況にあります。今後地方分権、また地方の自立が問われている中でありまして、いかにして国、県からの支援を求めるかということも大変大事ではございますけれども、やはりご質問のとおり限られた予算の中で常に少子化あるいは高齢化にどう対応していくのか。また、ことに自主財源確保に取り組みがどうつながっていくかを施策の念頭に置く必要があります。自主財源確保には、現在、農林業を中心とした第一次産業におきましては基盤整備や環境整備、また、伝統産業の打ち刃物など後継者問題を初め大変厳しい課題は抱えておりますが、これらの活性化策に対して行政ができる可能な支援に努めている状況であります。また、製造業など工業系産業が本市には少ないわけではございまして、今日でも生産人口は都会へと流出をいたしておりますが、高知テクノパークを初め工業団地への企業誘致にも県との連携をしながら積極的に取り組んでいるところでございます。

このように、今後ますます進行するであろう人口減少問題は自主財源に大きくかかわってまいります。このことから人口減少に転ずることのないような施策に取り組んでいかなければならないと思っております。今後も行財政改革推進特別委員会を初めまちづくり推進特別委員会、また議員各位の積極的なご提案もお願いをしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 黒岩議員の財産管理について、市道及び林道の維持管理費の一部は各支所予算にする考えはないかとのご質問にお答えいたします。

予算につきましては、それぞれ組織業務の形態に応じてつけているところでございます。その中で、市道の維持補修費について言いますと、例えば香北支所には合計しまして1,089万4,000円をつけてございます。そして、林道の維持補修費につきましては、香北支所で言えば255万円ついております。このように支所管轄区域の市道や林道、また農道とかの維持補修予算は、各支所へも振り分けられておるわけではございます。しかし、どの部署でも予算が限定されたものになるのはやむを得ませんし、そういう中で予定外でやむを得ない支出が発生した場合は、補正や予備費、また予算流用などで対処するようにしておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君）

黒岩議員の行政運営に係る2つのご質問についてお答えをいたします。

まず、支所別での行政連絡会の開催はできないのかというご質問ですけれども、合併後香美市では自治会数が192を数えております。いわゆる最小のコミュニティ組織でございます自治会の支えがなければ、行政運営を円滑に進めることができないことは申すまでもございません。地域との情報伝達や意思疎通の機能を自治会に大きく期待しているところから、行政連絡会を年1回ではありますが開催しているところでございます。「より密接かつ充実させるために回数増を」という声もありますが、大世帯であることからなかなかおこたえできないのが実情でございます。そこで、ご指摘の支所別ということにつきましては、旧香北町及び旧物部村については当面支所の事業として会議を開催するということになっております。ちなみに物部支所では春と暮れ、年2回開催を予定してございまして、直近では12月開催とのことでございます。また、香北支所管内では年明けを予定しておるとのことでございます。なお、将来的な方向性といたしましては、現在取りまとめ中の行政改革実施計画におきまして、自治会連合組織の設立支援の取り組みといたしまして、旧3町村間でまちまちでございます自治会の形態の一元化を図るとともに行政と自治会間の情報交換や共通課題の解決等を目的といたしまして、想定としましては昭和の合併前の町村単位制度の連合体の組織化につなげたいと考えておりまして、これが実現したならばその効果といたしまして会議開催に係る負担が相当程度低減されますことから、会議開催の頻度を増加させることが可能であると考えております。このことにつきましてはそれぞれの自治機能のこともございますし、ある程度時間がかかることとは思いますが、検討や調整を進めていかなければならないと考えております。

次に、市内各戸への高速通信網整備はというお尋ねですけれども、全国各地ではインターネットが高速で利用できるようにと光ファイバーやケーブルテレビなどによる高速通信網の整備が進められておりますけれども、本市のように広い山間地でかつ住宅が点在しております地域では、民間資本による整備が費用対効果の面からなかなか進めてもらえないというのが実情でございます。これを行政自身で、例えば地域情報通信基盤整備事業などにより整備をすることになりますと、交付金事業等による一定の補助制度はありますが市自身も多額の経費負担が必要となります。10日、11日付けでしたか高知新聞で紹介がされておりましたけれども、梶原町ではこの整備をするということで、過疎債で10億8,000万円をかけて高速ネット網を全戸に引くというような情報が書かれておりました。こういった事業を採用してやるのかちょっとこの中からは読み取れませんが、多分この地域情報通信基盤整備事業でやるということになりますと3分の1交付金をいただけるということになり、なおその過疎債を使うということからいたしますと恐らく20億円に近いぐらいのお金を持って梶原町は整備をされるんじゃないかというふうに読みとっておるところですけれども、こうしたように非常に多額の

経費負担が必要ということになってきます。もとより通信網の整備は地域間格差を埋める有効な1つのツールではありますし、特に本市のような中山間地が広い地域におきましては教育や医療、福祉面等で大きく役立つことが期待されますことから、整備について強い要望があるところですがそれでも整備計画すら着手できていないのが実情です。が、本来こうした民生の通信事業につきましては民間事業者によって整備されるものだと考えますことから、なお今後も通信網の整備は通信事業者に求めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問の中で紹介もされました大豊町につきましては、若干ご紹介させていただきましても、これまでオプトークシステムというものをを用いて情報伝達をしておったようでございます。それをIP告知サービスシステムに変えていくということで9月から申し込みを受け付けるようにしておるとのことでございますけれども、この事業につきましては幹線に県の新情報ハイウェイを活用いたしまして、個別住宅までのラストワンマイルに民間通信事業者の電話回線を活用したXDSL基盤を整備してネットワークを構築をするということで、全域のブロードバンド環境をそういうことで整えまして、これを基盤といたしましてIP告知サービスとインターネットサービス等の提供ができるように整備をするというものでございます。モデムとかIP告知端末機は大豊町からの貸与としておりまして、大豊町全体ではおよそ2,600世帯ほどはあるようですけれども、それに対しまして約1,500世帯分を準備しているとのことでございます。これは加入によりまして通信費がそれぞれ月525円かかるようですので、全戸がなかなか加入ということにはならないような事情があるとのことですので。なお、インターネット接続もできますけれども、それはその別途にISP利用料と通信料が必要となるようでございます。また、同じようにお話にもございました香南市ですけれども、こちらはケーブルテレビが整備をされておりますので、これへの加入で利用が可能ということになるようでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 黒岩議員の医療制度についてのご質問にお答えします。

まず、後期高齢者医療制度についてですが、この制度はご存じのように平成20年4月から始まる新しい制度で、市民への周知は図っていかねばならないと思っております。広報紙でも周知については広域連合からは掲載内容や掲載依頼があっておりまして、10月と3月で広報に掲載してほしいという依頼があっております。ご質問の中にもありましたように香美市では9月広報に掲載をいたしました。また、来年3月にも広報で啓発予定です。今後は11月に住民向けの説明会を実施する予定です。予算については、一般的には県下全市町村が加入する高知県後期高齢者医療広域連合が予算措置し、チラシや啓発物などを作成し発行したりすると思っておりますが、それぞれの市町村でも地元の広報紙に掲載するなど、独自に啓発、あるいは周知していかねばならないと思ってい

ます。

次に、国保の関係ですが、旧土佐山田町では従来からレセプト点検を独自に行っており、該当の特別調整交付金に係る結核性疾患及び精神病に係る額についても、すべてのレセプトを点検して調査をしていましたので。合併前から特別調整交付金の申請をしておりまして、交付を受けていました。合併して、香美市となった現在も旧土佐山田町のときと同様にすべてのレセプトを点検しており、過誤、頻回などの調査のみばかりでなく結核性疾患及び精神病に係る療養給付費等が多額である場合に交付を受ける特別調整交付金申請も行っており、抜かりはないと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 黒岩議員の農業振興政策特産品奨励についてお答えをさせていただきます。

香美市の主要作物は物部町地域の山間地域ではゆずを中心にギンナン、タラ、シシトウ、香北町地域の中山間地域はニラ、大葉、ねぎ、また野菜以外に菌床しいたけ、土佐山田町地域はねぎ、ニラ、ショウガなどが主に栽培をされています。あえてお米のことについては、先ほどのご答弁で割愛させていただきます。品質、生産量とも日本一を誇るゆず産地として、また、ニラは全国生産量2位の高知県にあって、県内1、2を争う産地となっています。さきのお答えでも述べましたが、特産物のブランド維持向上は農業振興の中で位置づけをしております。具体的には、水田活用において主要作物振興としてニラ、やっこねぎ、青ねぎ、ゆず、シシトウ、オクラ、大葉、しいたけ、8品目をしています。産地づくり交付金の活用によりまして、地域指定作物加算金として交付し、作物増による産地づくりを支援しております。また、認定農業者を中心に担い手の育成と確保を目指した香美市担い手育成アクションプログラム、この場においても主要作物に取り上げ取り組んでおります。個別のメニューを申しますとたくさんの部分がありますが、まず農業基盤整備、農業施設整備、これらの特産物を中心とした振興のもと進めています。また、農産物の加工推進につきましては、各地域にある直販所、また加工施設の連携によりまして、営農推進の場や各部会の中で効果のある提案があれば取り組んでいっております。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 黒岩議員の作業道の整備についてのご質問にお答えします。

まず、作業道整備につきましては、国、県の施策もしくは計画に基づいて市も整備していくと考えております。具体的には、作業道は林道を補完するわけですので、森の工場と団地内の林内路網及び間伐等、継続的な施業が必要な森林など緊急性が高く、条件整備の整った路線から優先的に整備してまいります。幅員につきましては、昭和60年代には国庫補助で基幹作業道の開設等がございましたが、現在はそういった事業がござい

ませんので（幅員）４メートルの基幹作業道等については開設は難しいと思います。また、近年、高知県四万十町や九州の国有林内での（幅員）２メートルの作業道の開設が全国的に紹介され、広く認知されました。しかしながら、本市では、本市の地形条件や高性能機械等の走行性も考慮しまして、今後も大半は補助対象となります標準規格の幅員３メートルで計画する予定でございます。作業道は林道と違いまして切土、盛土や簡易な工法で作設しておりまして、耐久性を保つために必要に応じて緑化や柵工等を施工しております。また、盛土箇所には保護路肩等を最低０．５とか１メートルしているところもございます。また、曲線部には林道同様に拡幅等も施工している場合もございません。そういったことで大型車両が通行できるような作業道の開設をしているのが現状でございます。このような現状で今後も実質幅員で対応していくことになろうかと思いません。また、香美森林組合は列状で搬出間伐をしておりますけれども、作業道に直角にスイングヤーダーといいましてバックホーにウインチがついたような移動式の集材機械でございますけれども、直角に配置して集材等も行っております。また、物部森林組合におきましては、間伐は切り捨て間伐等が中心でございますけれども、搬出等する場合には作業ポイント等を活用しまして、作業拠点をもって施業が進められております。ちょっと休憩になりましたが、そういうことで作業道の幅員については現況の３メートルで整備する方針であります。

○議長（中澤愛水君） 黒岩 徹君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終わりました。本日はこれで散会をします。

次の会議は、９月１４日午前９時から開会をいたします。

（午後２時０４分 延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 1 9 年 9 月 1 4 日 金曜日

平成19年第3回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成19年9月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月14日金曜日（会期第10日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	15番	依光美代子
4番	大岸眞弓	16番	黒岩徹
5番	織田秀幸	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	石川彰宏
7番	千頭洋一	19番	前田泰祐
8番	小松紀夫	20番	大石綏子
9番	門脇二三夫	21番	西山武
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

22番 西村芳成

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	久保和昭
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	吉村泰典	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長兼事務管理課長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	業務管理課長	横谷勝正
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野泰三
福祉事務所長	法光院晶一	業務管理課長	岡本博臣
農政課長	宮地和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹 内 敬 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

- 認定第 1 号 平成 18 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号 平成 18 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号 平成 18 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号 平成 18 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号 平成 18 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号 平成 18 年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号 平成 18 年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
認定第 8 号 平成 18 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
認定第 9 号 平成 18 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（介護サービス事業勘定）の認定について
認定第 10 号 平成 18 年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 11 号 平成 18 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
議案第 65 号 平成 19 年度香美市一般会計補正予算「第 2 号」
議案第 66 号 平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 1 号」
議案第 67 号 平成 19 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第 2 号」
議案第 68 号 平成 19 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第 2 号」
議案第 69 号 平成 19 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 2 号」
議案第 70 号 平成 19 年度香美市老人保健特別会計補正予算「第 1 号」

- 議案第 7 1 号 平成 1 9 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 1 号」(事業勘定)
- 議案第 7 2 号 平成 1 9 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」(保険事業勘定)
- 議案第 7 3 号 平成 1 9 年度香美市水道事業会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 7 4 号 政治倫理の確立のための香美市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 5 号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 6 号 香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 7 号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 8 号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の制定について
- 議案第 7 9 号 農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 0 号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 1 号 香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 2 号 財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 3 号 財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 4 号 財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 5 号 秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 8 6 号 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 8 7 号 香美市営土地改良事業の施行について
- 議案第 8 8 号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第 8 9 号 高知縣市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 1 9 年第 3 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 0 日目 日程第 5 号)

平成19年9月14日（金） 午前9時開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成18年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成18年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（介護サービス事業勘定）の認定について |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成18年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成18年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第65号 | 平成19年度香美市一般会計補正予算「第2号」 |
| 日程第13 | 議案第66号 | 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」 |
| 日程第14 | 議案第67号 | 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」 |
| 日程第15 | 議案第68号 | 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」 |
| 日程第16 | 議案第69号 | 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」 |
| 日程第17 | 議案第70号 | 平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」 |
| 日程第18 | 議案第71号 | 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」（事業勘定） |
| 日程第19 | 議案第72号 | 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定） |

- 日程第20 議案第73号 平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」
- 日程第21 議案第74号 政治倫理の確立のための香美市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第75号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第76号 香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第77号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第78号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第79号 農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第80号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第81号 香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第82号 財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第83号 財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第84号 財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第85号 秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第86号 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第87号 香美市営土地改良事業の施行について
- 日程第35 議案第88号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第36 議案第89号 高知縣市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分について

会議録署名議員

11番、片岡守春君、13番、竹平豊久君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。22番、西村芳成君は地籍調査境界立会のため欠席という連絡がありました。

議案質疑に入る前に昨日の本会議の散会後に議会運営委員会を開催しましたので、副委員長から委員会の協議事項等について委員長報告を願います。議会運営委員会副委員長、竹内俊夫君。

○議会運営委員会副委員長（竹内俊夫君） おはようございます。議長から連絡があったように、委員長がちょうどきょう欠席ということで私がかわりまして委員長報告をさせていただきます。

昨日の本会議の散会後に議会運営委員会を開催をいたしましたので、委員会の協議事項及び協議結果について委員長報告をいたします。

協議事項は意見書案第17号、社会保険庁改革関連法案の一部改正を求める意見書の提出についてから、意見書案第19号、後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出についてまで、以上3件の取り扱いについて協議をいたしました。この件につきましては、さる9月3日の議会運営委員会で協議をしたのですが、その協議以降に「調整の上で全会一致で提出をしてはどうか。」という意見が提起されたため、昨日改めて協議したものです。協議の結果、この3件とも今期定例会の最終日に全会一致を目指して上程をしようということに決定をいたしました。この3件とも教育厚生常任委員会委員長が提出者になり、他の総務常任委員会委員長及び産業建設常任委員会の委員長が賛成者になって提出することに決定をいたしました。なお、この3件の意見書に限らず、今回のすべての意見書案はとりあえず現在の閣僚の名前で上程をして、票決しておき、新内閣が発足した後に新しい内閣の名前で送付することに決定をいたしました。

また、さる9月3日の議会運営委員会に提出されていた意見書案第16号、専修学校を学校教育法第1条に位置づけ、あわせて関係法令上の格差是正を求める意見書案については、その後に調整の結果、内容の一部に不備な点があるということで今回は取り下げるといって提案があり、取り下げることに決定をいたしました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会副委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

これから、議案質疑を行います。

なお、水道事業会計決算及び工業用水道事業会計決算の認定を除く各会計の決算の認定議案につきましては、付託された委員会において議案精査のため継続審査になると思われるので、議案精査のために必要な質疑のみするように。また、議案第65号、平

成19年度香美市一般会計補正予算「第2号」については、本会議散会后連合審査会がありますのでその時点にて質疑を行ってください。その他の案件については各常任委員会付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

日程第1、認定第1号、平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第2、認定第2号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第3、認定第3号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、認定第4号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第5、認定第5号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第6、認定第6号、平成18年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第7、認定第7号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第8、認定第8号、平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 9、認定第 9 号、平成 18 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（介護サービス事業勘定）の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 10、認定第 10 号、平成 18 年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 11、認定第 11 号、平成 18 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 12、議案第 65 号、平成 19 年度香美市一般会計補正予算「第 2 号」、本案について質疑を行います。

「進行」という声あり

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 13、議案第 66 号、平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 1 号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 14、議案第 67 号、平成 19 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第 2 号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 15、議案第 68 号、平成 19 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第 2 号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 16、議案第 69 号、平成 19 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 2 号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 17、議案第 70 号、平成 19 年度香美市老人保健特別会計補正予算「第 1 号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第18、議案第71号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番。

議案第71-15ページですが、これの歳出の7款にその「基金積立金が1,600万円追加」というふうにあります。基金がずっと積み立てられていっておりますが、こういうふうに基金額がふえる一方ですが、何か有利な運用とか、運用と言うとおかしいですが基金額をこういうふうに積み立てていくというのはどうでしょうか。何か使える方法がないかどうか。保険課長、どういうふうにお考えでしょうか。これまでも健康づくりとかいうふうにやってきたんですけども、そのほかにお考えがないでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） お答えします。

平成18年度においては基金の取り崩しを行っております。積み立ても行っておりますがずっとプラスになっているわけではないので、年度によってプラスになったりマイナスになったりするということで、平成18年度においては単年度収支で若干マイナスにはなっておりますので取り崩しと積み立てと、積み立てはもう最後に取り崩して残った分を半分積み立てるということですのでずっと積み立ててるわけではないです。ある程度の基金保有額は保有しておきたいと思っておりますので、現在のところは現状で見ていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） いつもながらのご答弁ですが、香美市は旧土佐山田町のときもそうでしたけど基金高は県下的にも、積立金も保有が高い方かと思うんですけどもどうでしょうか。そんなことはないですか、基金高。ため過ぎじゃないかと思うような感じがするんですが。国保会計というのはもうけるものじゃないかと思うがですね。不測の事態にというのはいつもご答弁聞きますけれど、それはわかりますけれど、国保、なかなか今被保険者にとっては厳しい状況ですので、そういったこともお考えの上、基金については、運用についてはまた新しい考え方があるんじゃないかと思ひまして。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） おっしゃるとおり、県下では一番多い基金の保有高になっております、高知市に次いでだと思いますけれども。それは基金の保有高が多い、県下の中では多いかもしれませんが、厳しい運営を余儀なくされているということには変わりはないので、ほかの市町村がなお厳しいということにはなっているとは思ひます。しかし、基金を取り崩すことによって国保運営が、スムーズな運営にならないような状態になるのであれば取り崩すべきではないと思ひますので、ある程度の基金

というのはまさかのときのためのものでありますので保有しておくべきだと思います。この金額が10億円、20億円とかいうことになってくるとまた違うと思いますけれども、適当な金額ではないかと思っております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第19、議案第72号、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第20、議案第73号、平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第21、議案第74号、政治倫理の確立のための香美市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第22、議案第75号、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第23、議案第76号、香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 議案第76-2ページですが、この第7条、いろんなその事業がありますが、これほかにどういう事業がこれから除外をされるのか、指定管理について。その辺をお聞きしたいですが。

○福祉事務所長（法光院晶一君） すいません、もう一度。十分聞き取れませんでしたので。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） ごめんなさい。今のちょっと間違いです。議案第76-4（ページ）をお願いします。これは2つのふれあいセンターが指定管理ということで出てますが、ここのふれあいセンター、両方ともふれあいセンターのこれまでの使用料。それから、こういう公民館活動的なふれあいセンターの趣旨からして使用料が少し高く

ないかと思うんですが、特に佐古藪のふれあいセンターなんか。

それから、自治会内と外というふうに分かれています、どういう分け方をするのでしょうか。自治会内、秦山ふれあいセンターの自治会内はどこからどこまで、外がどこからどこまで、佐古藪の方も同様に内がどこからどこまで、外がどこからどこまでなのか。その点お聞きします。わかりましたでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） お答えします。

ふれあいセンターは、今申し上げましたように秦山と佐古藪2カ所ございまして、このふれあいセンターは国体が始まる前の時点で介護予防拠点事業をいただいて建築をされたものであります。このふれあいセンターにつきましては地元の懸案事項でして、長い経過をもってこの建築までこぎつけた経過もございまして。また一部負担もしていただいたりした経過もあるようでございまして、そうして現在まで地元の方、自治会あるいは部落という単位で管理をお願いをしておるところでございまして。ご指摘のありました別表2の利用料金は、現在両ふれあいセンターを管理しております部落あるいは自治会のものをそのまま条例の中に移し込もうとしておるものでございまして。ご承知のように、公的な施設につきましてその利用料金を収受するということは認められていないわけございまして、条例整備をして適切に管理をしていただくというのが趣旨でございまして。

この自治会内とか部外となっておりますのは、自治会の外の方が利用された場合、あるいは部落の外の方が利用された場合ということでございましてけれども、実際の利用の状況をお伺いしますとほとんどが自治会内の利用の、しかもその料金をいただくような内容は余りないというふうにも聞いております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） この料金が、その公民館活動的なものにこういう料金、特に佐古藪ふれあいセンターなどは3,000円と5,000円。これは秦山ふれあいセンターの方は1時間単位になっておりますね。佐古藪の方は1利用に対してもう一括、くくりでこういうふうになっておりますが、公民館活動的なものにこういう金額を設定しますとブレーキがかかるんじゃないかというふうな感じもするんですけれども、今までと同じ額で間違いはないですか。自治会外というのは、自治会に入っていない人じゃなくて地域外という。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） お答えします。

公民館というお話でしたけれども、地元では公民館という意識もあるわけですが、建物それ自体はふれあいセンターという事業、違ったもので出てきておるわけです。しかし、地元では公民館としての過去の歴史もございまして、この建物を復活してほしいという要望の中でできております。しかし、この利用料金につきましては、地元で十

分話し合いをされまして実施をされていますので、これによってその言われたような支障が出てきておるといことはございませんので、私の方ではよいのではないかというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第24、議案第77号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第25、議案第78号、香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 議案第78号、この県の要綱によりますと高知県ひとり親家庭、今まで母子であったものが父子も該当するというので今回のこの条例の制定かと思うんですが、これの財源内訳というか、どうなってますでしょうか。県がどれぐらいで市がどれぐらいというのはわかりますでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 個人負担分を県が2分の1、市町村が2分の1ということになっております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第26、議案第79号、農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第27、議案第80号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第28、議案第81号、香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第29、議案第82号、財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑は

ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第30、議案第83号、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第31、議案第84号、財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第32、議案第85号、秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第33、議案第86号、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 18番、石川です。

この指定管理者となる団体の名称が「佐古藪部落部落長」となっておりますが、社会学的方法として広く用いられてきておりますが、近年では被差別部落の意味を連想させる用語としてタブー化されておりました。放送禁止用語としている点からも、この言うたら「部落」という名前を「地区」とか「集落」という名前に変えるが本当ではないかと思っております。その点についてお伺いいたします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） さきの答弁の方でもお答えしましたように、この佐古藪のふれあいセンターにつきましては、建設に際しましては地元も大変負担をしまして、この施設につきましては「その地元部落との関係を明確にする」というふうなものも書かれております。その中には「佐古藪部落」として、そして部落長との見解とかいうふうな形で「佐古藪部落」という名前を全面に出されております。今回、この指定に当たりまして地元ともお話をしましたけれども「佐古藪部落」でこの指定管理を受けたい。」というふうなことでございましたので、私の方としましては「自治会」というふうな形の名称に変わっているということは承知しておりましたけれども、その代表者である方が「佐古藪部落」で。」というふうなお話でございましたので今回の提案

になっておるところでございます。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） ちょっとお尋ねしますが、指定管理者は部落長（自治会長）となっていますが大体1年ごとに部落長がかわっておると思いますので、この期間が平成24年までになっています。そのかわるたびにこれをやるわけですか。部落長（自治会長）がかわるたびに。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） この指定管理となる団体の名称のところ「佐古藪部落」とございまして、この「佐古藪部落」とその協定が結ばれることとなります。それだけではちょっと説明が不足ということで部落長（自治会）名を付記させていただいておりますので、これは指定管理者の団体はかわりませんので協定は有効だというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第34、議案第87号、香美市営土地改良事業の施行について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。お尋ねいたします。

議案第87-5ページの方に目的が書かれておるわけですが「老朽化したコンクリート水路及び土水路であり云々」ということで、こういう地域は、地形が土佐山田町地区というところでありまして、たくさん箇所が現実的にも見られるわけですが、議案第87-10ページの方に用排水路ということで10カ所を指定されているわけですが、そこに至った背景、経過をまず1点目に伺うものです。

それと、この「自然環境云々の整備」ですが、この11番のところ。具体的に言いませんが、中身は書いてますけれどもどういうことをこの場所でやっていくのか。それからこの場所をちょっと明確にお伺いしたいんですが。この2点をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） ご質問にお答えをいたします。

提案理由につきましては平成15年以降、また以前地域から要望のあった事業の中で提案採択の要件に伴う事業のみを今回も計画に入れております。平成15年、平成16年、平成17年、平成18年、この4年間の間に再度要望者の方に問い合わせをさせていただいて、その結果、採択基準に基づいて提案の箇所数を決定しております。

それから、自然体系につきましてはその水路に生息する貴重動植物と申しますか、絶滅に近いとか、非常に少ないものを調査しましてその部分の、そういう生息する部分については自然工法、ある程度の石積みとかそういう工法を入れて設計断面をつくらないかと、そういう箇所です。それは物部川水系でなくて穴内川水系、鏡野川用水水系

の中にそういう動生物がございますので、鏡野川水系の部分でございます。場所は今、駅の北、駅北の部分でございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 大体わかりましたが、そういう中で場所とか変更の余地が今後あるのか、その点と。

もう1点、議案第87-8ページの方に受益者負担のことをうたわれて（負担は）10%以内ということですが、大体10%に落ちつくというがが今までのやり方かなとも思うんですが、そこら辺の均一性は図れるのか。その4番に「受益者分担金の借り入れる償還計画なし」ということを書いているのは、工事施工に伴って10%は（負担金を）いただくという認識でいいのか。その点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） お答えをします。

事業計画変更については、本来ここまで煮詰めた経過がございます。事業、起点、終点、この部分については受益者負担の同意も取りつけて進んでおります。安易に工区変更はできません。構造上の一定の変更要素はございますが、その起点、終点の部分は変更になりません。

それから、負担金についてももちろん地域の同意を取りつけた上で事業申請まで進めておりますので、非常に長い期間をかけてこの事業計画は立てております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第35、議案第88号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第36、議案第89号、高知縣市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で日程第1、認定第1号から日程第36、議案第89号までの質疑はすべて終わりました。各案件はお手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

お諮りをします。付託しました各案件は9月16日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって付託の案件は9月16日までに

審査を終えるよう期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は、9月18日午前9時から開会をします。

(午前9時40分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 1 9 年 9 月 1 8 日 火曜日

平成19年第3回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成19年9月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月18日火曜日（会期第14日） 午前9時01分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	久保和昭
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	吉村泰典	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長兼事務管理課長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	業務管理課長	横谷勝正
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野泰三
福祉事務所長	法光院晶一	業務管理課長	岡本博臣

農政課長 宮地和彦

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 山崎泰広

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 丸内一秀

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹内敬 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

認定第 1 号 平成 18 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 平成 18 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3 号 平成 18 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 平成 18 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 平成 18 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 平成 18 年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成 18 年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について

認定第 8 号 平成 18 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について

認定第 9 号 平成 18 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（介護サービス事業勘定）の認定について

認定第 10 号 平成 18 年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について

認定第 11 号 平成 18 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議案第 65 号 平成 19 年度香美市一般会計補正予算「第 2 号」

議案第 66 号 平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 1 号」

議案第 67 号 平成 19 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第 2 号」

議案第 68 号 平成 19 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第 2 号」

議案第 69 号 平成 19 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 2 号」

- 議案第 70 号 平成 19 年度香美市老人保健特別会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 71 号 平成 19 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 1 号」（事業勘定）
- 議案第 72 号 平成 19 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」（保険事業勘定）
- 議案第 73 号 平成 19 年度香美市水道事業会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 74 号 政治倫理の確立のための香美市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 75 号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 76 号 香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 77 号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 78 号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の制定について
- 議案第 79 号 農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80 号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81 号 香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82 号 財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 83 号 財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 84 号 財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 85 号 秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 86 号 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 87 号 香美市営土地改良事業の施行について
- 議案第 88 号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 89 号 高知縣市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分について

議員提出議案の題目

- 請願等第 2 号 市道谷相線拡張工事に関する陳情書について
- 意見書案第 13 号 有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書の提出について
- 意見書案第 14 号 道路整備の中期的な計画に関する意見書の提出について

- 意見書案第15号 通信と金融のユニバーサルサービスを維持するために、郵政民営化の見直しを求める意見書の提出について
- 意見書案第17号 社会保険庁改革関連法案の一部改正を求める意見書の提出について
- 意見書案第18号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出について
- 意見書案第19号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出について

議事日程

平成19年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第14日目 日程第6号)

平成19年9月18日(火) 午前9時開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成18年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成18年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(事業勘定)の認定について |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算(保険事業勘定)の認定について |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算(介護サービス事業勘定)の認定について |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成18年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成18年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第65号 | 平成19年度香美市一般会計補正予算「第2号」 |
| 日程第13 | 議案第66号 | 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」 |
| 日程第14 | 議案第67号 | 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」 |
| 日程第15 | 議案第68号 | 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」 |

- 号」
- 日程第16 議案第69号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第17 議案第70号 平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」
- 日程第18 議案第71号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」(事業勘定)
- 日程第19 議案第72号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(保険事業勘定)
- 日程第20 議案第73号 平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」
- 日程第21 議案第74号 政治倫理の確立のための香美市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第75号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第76号 香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第77号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第78号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第79号 農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第80号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第81号 香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第82号 財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第83号 財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第84号 財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第85号 秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第86号 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第87号 香美市営土地改良事業の施行について
- 日程第35 議案第88号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について

- 日程第36 議案第89号 高知縣市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う
財産処分について
- 日程第37 請願等第2号 市道谷相線拡張工事に関する陳情書について
- 日程第38 意見書案第13号 有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書の提出について
- 日程第39 意見書案第14号 道路整備の中期的な計画に関する意見書の提出について
- 日程第40 意見書案第15号 通信と金融のユニバーサルサービスを維持するために、
郵政民営化の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第41 意見書案第17号 社会保険庁改革関連法案の一部改正を求める意見書の提
出について
- 日程第42 意見書案第18号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出につい
て
- 日程第43 意見書案第19号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出につい
て
- 日程第44 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

11番、片岡守春君、13番、竹平豊久君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時01分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程に入る前にお知らせをします。提出議案の一部に訂正がありますので説明を願います。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） おはようございます。訂正をお願いします。

議案第72-24ページ、提案説明書ですが、歳出のところの説明で、1行目「1款総務費は一般管理費を3,000円追加しました。」とありますが、「円」の前に「千」を入れていただいて、「3,000千円」と訂正をお願いします。「円」の前に「千」を加筆してください。訂正をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、認定第1号、平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第36、議案第89号、高知縣市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分について、以上36件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） おはようございます。19番、前田でございます。

第3回定例会において当総務常任委員会が付託を受けた案件は、認定第1号、認定第2号と議案第65号、議案第66号、議案第74号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第84号、議案第88号、議案第89号の11件であります。去る9月14日に慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果の報告をいたします。

まず、認定第1号、平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたしましたが、継続審査を希望する意見が出されまして、全員賛成をもって本案は継続審査とすることに決定しました。

次に、認定第2号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についても継続審査の意見がございまして、全員賛成でこの案件も閉会中の継続審査と決定をいたしております。

次に、議案第65号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第2号」であります。この案件は既に連合審査会で質疑が終わっておりますので、直ちに採決を行いまして、全員賛成によって議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第66号、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」を議題といたしまして、執行部から説明をいただき質疑を行いました。

まず「競売の告示はどこに行けば見られるのか。」との質疑に対しましては、「申請し、評価とかすべて終わり、約半年ほど経過して市役所の掲示板で確認することができる。また、裁判所、それから新聞に名前は出ないが内容は出る。また、高知地方裁判所

とか、裁判所のインターネットからも告示されたものについては調べることができません。」という答弁がありました。次に、「街宣車が来て住宅の問題とか言っておりましたが、どうして街宣車が来たのか。経過、経由とかを教えてほしい。」との質疑には、「支払いがなされていない方に対して、平成19年度になり競売の申し立てをしたものである。それに対する、いわゆる反論というか話の細かい内容を聞いてみましたが、話し合いが何とかかんとか言っておったようでありますけれども、こちらはもう貸し付け当時から何十回も話を尽くした上での結論であり、やるべきことはやった上での競売申請であったものであります。それに対する反論と思われる。」という答弁がございました。次に「競売の場合は、裁判所を通じて何回か裁判所へ呼び出して、和解案も調停もということであったのか。」という質問に対しましては、「訴訟とかいった場合になれば、裁判所へ呼び出していわゆる判決または和解になる。それはいわゆる公判の流れにより決まるが、一応は今回の件につきましてはすべて貸し付け時に抵当権を設定しており、そういったことは抜きにして競売の申し立てをした。」というお答えでありました。「現在の貸付件数と競売の件数は。」との問いに対しまして、「今まで旧土佐山田町を含めて香美市が実行した件数は18件であり、人にしましたら10名である。」という答弁がございました後に採決を行いまして、全員賛成でもって議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号、政治倫理の確立のための香美市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。

執行部から詳細な補足説明をいただきましたおかげで特段の質疑もなく、採決をいたしました。結果、全員賛成によって議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第80号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

まず「建築基本法の一部改正とはどういうことか。」という質疑に対しまして、「基本法の一部改正とは、基準法の改正に伴う条ずれである。基準法の中の避難階というところの項で改正があり、火災予防条例の方でも第29条の3第1項第2号というところでこの基準法のところを使っており、その条ずれである。避難階という項は、寝室が2階にある場合、1階、2階のうち、例えば2階も1階も道路に面している場合は2階も避難階という場合、その寝室が2階にあるときは1階に下りるところへの階段の上には必要ないが、そうでない通常の場合に、2階に寝室がある場合に下へ降りる階段の上には住宅用火災警報器の設置が要するというものである。」という答弁の後、採決をいたしまして、全員賛成によって議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第81号、香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部から説明の後、質疑をいたしました。

「法的監督権は県知事にあるという意味をわかりやすく説明をしてほしい。」という

質問に対しまして、「土地開発公社に関する法律については、もともと公有地の拡大の推進に関する法律であり、その法律の中に権限がそれぞれ規定されている。もともとその公社を指揮監督する権限というのは都道府県知事にしかないというこれまでの解釈が誤っており、市長が持つておるということでできておるわけです。そのため、市長の権限というのは公社と人の関係の間において調整を図る機能しか持っていないということであり、いわゆる指揮監督ということになると少し権限が強くなるということになる。そこで、上法との関係で訂正をさせていただくということである。」との答弁の後、採決を行いまして、全員賛成をもって議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第82号、財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から説明をいただきまして質疑を行いました。

まず「この事業について句読点あるというのはどういうふうな違いで改正になるのか。」との質問に対しまして、「法例文のつくり方について、統一基準で句読点をどこに打つかということを一整理しており、今回提案させてもらった。」という答弁の後に採決をいたしまして、全員賛成によって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号、財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部から説明をいただきました後に質疑を行ったものです。

「この附則の中の「この条例は公布の日から施行する」とあるが、いつからですか。」との質問がございまして、「議決をいただいた日に公布する段取りである。順調にいくと9月18日になる。」との答弁がございまして、ほかに質疑もなく、採決をいたしまして、全員賛成をもって議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第88号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたしました。

この案件につきましては、特段の質疑もなく、全員賛成をもって議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第89号、高知縣市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分についてを議題とし、執行部からは事細かな補足説明をいただきましたので、特段の質疑もなく、全員賛成によって議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、小松紀夫君。

○教育厚生常任委員長（小松紀夫君） 今議会におきまして、教育厚生常任委員会が

付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

付託を受けた案件は、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第83号、議案第85号、議案第86号でございます。

認定第6号、平成18年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について、認定第8号、平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について及び認定第9号、平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（介護サービス事業勘定）の認定についてにつきましては、継続審査を希望する意見があり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第70号、平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑を行いました。

質疑の中で「後期高齢者医療制度の開始に伴い、老人保健特別会計はいつまで続くのか。」との問いに対し、「過誤や追加が予想されるので、2～3年は残しておかなければならないと考えている。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」（事業勘定）を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑を行いました。

質疑の中で「特定健診等実施計画策定委員会の構成は。」また「健診の件数によってペナルティーがあると聞くがどのような計画を立てているのか。」との問いに対し、「委員の構成はまだ決定していない。予定としては香美市内の医師、健康づくり推進委員等を検討している。ペナルティーについては平成24年度以降となるので、それまでに健診指導等を努力をしていく。」との答弁がございました。また、「基金を使った保険事業の内容は。」との問いに対し、「基金を使った保険事業はなく、国保会計の中で事業を実施していく。目的は健康づくり事業を実施する団体を育成するためであり、3年間につき補助をしている。内容はウォーキングやストレッチ体操などである。」との答弁がございました。また、「調整交付金について、国、県からの連絡やその内容は。」との問いに対し、「県から電話連絡があっただけで、具体的な数字や内容は聞いていないが、県下の国保担当者会において国の担当者から「平成20年度以降にどのように調整をするのか検討する。」との話があった。」との答弁がありました。関連をして「その間違っていた調整交付金がおとりしてきた場合は住民に還元をするのか、または基金に繰り入れるのか。」との問いに対し、「国保の予算40億円に対して、間違っていた金額はその予算に影響を与えるほどの金額ではないと考えている。現在の保険者数に還元ができるほどではないと考えている。」との答弁がございました。また、「保健衛生普及費のパンフレット等の内容は。」との問いに対し、「特定健診に当たっての受診

券や封筒等である。」との答弁がございました。また、「療養給付費交付金返納金の内容は。」との問いに対し「平成18年度の実績による返納金である。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で「認定調査等費について、認定に時間がかかり過ぎると聞くがどうか。」また、「その補正の理由は。」との問いに対し、「今回の補正は当初予算で削られた分の復活であり、必要な額を補正した。申請から認定までの事務の流れそのものに時間がかかるのは事実であり、30日前後の時間を要する。認定まで30日を超す場合には、本人に連絡をしている。」との答弁がございました。また、「償還金の内容は。」との問いに対し、「平成18年度の清算によって国等に返すものである。」との答弁がございました。また、「繰越金が補正後に8,000万円余りあるがその理由は。」との問いに対し、「第3次介護保険計画を平成18年度から3年間で立てている。基本的に3年間でプラスマイナスゼロとなるよう計画をしていくが、初年度である平成18年度はプラスとし、平成19年度がプラスマイナスゼロ、平成20年度に平成18年度分のプラスを相殺するようになっている。」との答弁がございました。また、「包括的支援事業費に委託料があるが、新しい事業を始めたのか。」との問いに対し、「包括支援システムの追加によるものである。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で「現在運行しているスクールバス、大栃・神池線を久保高井まで延長をする理由は。」との問いに対し、「高井地区に児童が2人転入、大西地区に1人転入、また平成20年度以降に2人就学予定の子どもがいることから、現在運行している朝1便、夕方2便のうち夕方の1便を延長するものである。」との答弁がございました。また、「朝の便は延長しなくても対応ができるのか。」との問いに対し、「朝は市営バスを利用することができる。」との答弁がございました。また、「1便を延長することにより経費は幾らかかるのか。」との問いに対し、「現在委託をしている業者との協議では、延長することによりこれまでより50分程度時間がかかる。最終決定はしていないが、業者の協力をいただき、今までどおりの委託料でお願いをしたいと考えている。」との答弁がございました。また、「スクールバスには一般の住民も乗車できるのか。」との問いに対し、「条例によれば現行の神池までは乗車できます。一般住民の久保高井方面については、1日4便ある市営バスを利用してもらっている。今回の改正はあくまでも

子どもたちのためのものであり、今後は香美市内地域交通対策検討委員会で協議を重ね、平成21年度より新しい運行体制、賃金体制をとることになると考えている。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号、香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑を入りました。

質疑の中で「秦山ふれあいセンターにある自治会については、植野と宗目と理解してよいのか。」との問いに対し、「そのとおりである。」との答弁がございました。また、「冷暖房の使用料金体制と両施設の利用状況は。」との問いに対し、「冷暖房の使用料については、秦山は細かな料金設定があるが、佐古藪については冷暖房設備はありますけれども従前から使用料については定めがない。また、利用状況については、秦山は老人クラブ等の会合が有料で行われているが、佐古藪については有料で行われる会合等は現在ないとのことである。両施設とも県の介護予防事業による有利な補助によって建設されたものであり、施設の目的から当初利用地域でデイサービス事業が行われていた。その利用料金で両施設とも良好な管理が行われてきたが、介護保険制度の改正により、現在は施設の運営に苦慮しているところもある。」との答弁がございました。また、「両施設とも公民館的な要素があるとのことですが、指定管理者制度になじむのか。」との問いに対し、「両施設ともに利用料金を収受していることから、条例にうたい込んでおかなければならない。」との答弁がございました。また、「利用料金の減免についてどのような条件が当てはまるのか。」との問いに対し、「利用料金は市長の事前の承諾を得て定めている。減免の条件については指定管理者にゆだねている。」との答弁がございました。また、「施設の修繕や下水道への接続等についての対応は。」との問いに対し、「軽微な修繕等については指定管理者において対応してもらうことになるが、下水道への接続など大きな工事については市が負担することになる。また、水道光熱費等は指定管理者の負担である。」との答弁がございました。また、「料金設定の根拠は。」との問いに対し、「各地区によってばらつきがあり、今後の検討課題である。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑を入りました。

質疑の中で「公の財産管理の方法については、地方自治法上最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないことが規定をされているが、現行の条例は金融機関を限定していることから最も確実かつ有利な方法での管理とは言えない。当然見直さなければ

ばならないと考えるが、何らかの指摘があって今回改正をするのか。」との問いに対し、「10月1日からの郵政民営化に伴い、条文中の「郵便局」との文言を改めなければならないことからの改正であるが、指摘のとおりと考える。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号、香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で「条例制定による医療費助成事業の改正により、助成の対象となる人数は。」との問いに対し、「8月末現在で母子家庭数が179世帯で、母親が179人、子どもが285人であり、父子家庭は5世帯で父親が5人、子どもが12人である。」との答弁がございました。また、「財源の内訳は県が2分の1、市が2分の1とのことだが、現行と比較をして市の持ち出しがふえるのか。」との問いに対し、「市の負担は現行どおりである。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で「民法第34条により公益法人の監督権は県にあることからの条例改正とのことだが、内容は。」との問いに対し、「法的監督権は県であり、第2条中の「市長が財団を指揮監督する」という部分を「必要な調整を行う」に改めたものである。」との答弁がありました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号、秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で「指定管理者の名称に代表者名があるが、使用料は地区に入るのか、個人に入るのか。」との問いに対し、「指定はあくまでも団体である。その団体と協定書を交わし、団体から使用料の収受等の報告を受けることになっている。」との答弁がありました。また、「代表者の責任の所在は。」との問いに対し、「指定管理者の名称には館長として個人名があるが、契約はあくまでも秦山ふれあいセンターという名称の団体である。」との答弁がありました。また、「施設の火災保険等はどのようになっているか。」との問いに対し、「公の施設であるので市が加入していると思うが、確認をしておく。」との答弁がございました。また、「施設の管理が十分でなかったり、管理者から指定の辞退があった場合の対応は。」との問いに対し、「両施設とも地域から強い要望があった経緯から、そのようなことは想定をしていない。」との答弁がございました。

また、「泰山ふれあいセンターについては2つの地区が使用しているが、管理運営について2つの地区に温度差はないか。」との問いに対し、「両地区の代表者と早い段階から話し合いをもってきたが、温度差は感じなかった。両地区とも十分に管理運営をしていると思っている。」との答弁がございました。また、「指定管理となった公の施設の敷地に車を駐車した場合、使用料の収受の対象になるのか。」との問いに対し、「駐車料を徴収する考えであると聞いている。また、公の車両についても駐車料を徴収することであるが、地元のための行事等で公の車両を公の施設に駐車する場合は、免除規定を適用するようお願いをしたいと考えている。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で「指定の期間が約5年であるが、その理由は。」との問いに対し、「一般的に指定の期間は3年か5年である。今回5年にしたのは、地元の大切な施設であることから、安定した管理を行っていただけるとの考えから5年を選択した。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹平豊久君。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君） 13番、竹平です。

産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

今期第3回定例会におきまして産業建設常任委員会が付託を受けた事件は、認定5件、議案6件、継続審査となっておりました陳情1件の12件でございます。この12件の事件につきまして、平成19年6月14日、出席委員8名で定足数に達しておりましたので、委員会を開催し、審査を行いました。各事件について順次審査の経過と結果をご報告します。

まず、認定第3号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行いました。

結果、本案は継続審査を希望する意見があり、閉会中の継続審査といたしました。

次に、認定第4号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行いました。

結果、本案は継続審査を希望する意見があり、閉会中の継続審査といたしました。

次に、認定第5号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行いました。

結果、本案は継続審査を希望する意見があり、閉会中の継続審査といたしました。

次に、認定第10号、平成18年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行いました。まず、執行部から補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「不用品の内容はメーターのことか。」との問いに、「メーターのことである。計量法により8年に1回新規交換しているもので、その都度発生する古メーターを下取りとして売却している。年数がきたものは順次交換していくので、毎年変動はあるものの一定数は出てくる。」と答弁。また、「建設仮勘定の内容説明を。」との問いに、「まだ供用開始ができていない構築物に対して事業を行った場合、水道課で言えば昭和61年から行っている新水源の調査委託やボーリング等の計画に対するものがこれに当たる。その中で、会計処理の中で本年度行った構築物が一たんこの中へ増加額として入る。この構築物は現在供用しているところの改良なので、即、本年度減額ということで引かれ年度末残高は同じになる。つまり、一たん受けた金額が年度内に同額引かれて残高は同じになるということである。」と答弁。また、「工業用水の利率が高いことと、未償還金残高の借入先は制度資金となっているが民間の利用の考えは。」との問いに、「企業債のため工業用水と違って発行年月日が古いものがあり、バブル期を境に利率が下がり現在2%ぐらいとなっているが、それでも民間から比べると安い。低利であるが現在は割高となっているので、財務省から利率の高いものについては償還できるとの対応措置がとられておりますが条件があり、水道事業経営上赤字であること。また、基本料金が全国平均以上の団体であることなどの制約があり、香美市の場合、経営上黒字であり基本料金においても1,600円と全国平均の約3,000円と比べ安い中では、一応申し入れはしているものの安定経営で推移していることで適用しないのではないかと考えている。つまり、財務省側からすると「低料金で経営をしながら黒字を出している団体において金利が払えないのか。」と受けとめられる。」と答弁。また、「工事契約相手方に市内業者がいないように見受けられるが。」との問いに、「まず、設計委託については市外業者しかいない。また、1,000万円を越す契約については水道事業もランク付けがなされており、それに基づいて指名をしている。また、契約条件には365日対応がある。これについては、今のところ市内業者は対応できないということで指名に入らない。排除の考えはないので、例えば共同組合を設立して規模の拡大をしそれによって指名参加の提案もしているが、個々の会社の経営方針の違いにより足並みがそろわないので今のところこの状況になっている。」と答弁。また、「24時間体制ということであるが、実情はどうなのか。」との問いに、「緊急対応措置として、土佐山田町、香北町には30分、物部町別府は1時間内で現地に出向ける体制であり、まずその時間内に出向き資材等の対応策をとって処置している。ちなみに片地簡水でもそういったことがあり、対処はできておる。」との答弁。また、「その枠内で対応できなかった件は。」との問いに、「ない。業者と同様に職員も出向き、受益者に周知しながら業者と連携をとって行っているので、現在のところそういったことはない。」と答弁。また、「3,900万円の利益は結構なことではあるが、料金収納率9

2.1%の状況について。」との問いに、「料金はおくれて入金されてくるので、この数字に3月の水道料金は入っていない。通年すれば99%以上の収納率になっている。ちなみに、現在使用水栓で料金が滞っているものは分納支払い等約束ができており、支払いのないものについては停止措置をとっているので1件もない。」と答弁。また、「供水停止は何件あるか。」との問いに、「月の中旬、月末の2回通知をするのが30件から40件、そのうち停止するのは10件ほどで、その内容は不在者や住所変更によるもので、現に住所がわかって期限内支払いのないものについては、メーター除去による停止措置をとっている。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、認定第10号は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第11号、平成18年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行いました。まず、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑として「工業用水の最低使用料はあったのか。」との問いに、「あったが、使用するしないは自由で契約最低水量のうち実績は50トンに対して2トンであった。このことから企業も経営方針上、経費削減の点からこれを休止して簡易水道に切りかえている。」と答弁。また、「工業用水と簡易水道との違いについては。」との問いに、「工業用水には塩素が入っていない。企業はさまざまな機器を使うのでその影響を考慮して塩素を入れていない。」と答弁。また、「工業用水を使用する、しないにかかわらず経費は要るわけだが、維持管理面から塩素を入れて水道水に使用し、工業用水として使用する場合は塩素を入れないといった方法はとれないか。」との問いに、「さまざまな検討を加えたが工業用水の使用許可権は経済産業省であり、簡易水道は厚生労働省の所管である。その切りかえを行う場合は一たん工業用水の廃止届が要ることと、その場合は国からの借入金とか国庫償還の関係が絡んでくる。したがって現在のところ維持費はかかるものの、水を多く使う企業を誘致、セールスしていただくよう商工観光課にもお願いをしている。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、認定第11号は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第67号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」を議題とし、審査を行いました。まず、執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

結果、質疑なく、採決を行い、議案第67号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第68号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」についてを議題とし、審査を行いました。まず、執行部の補足説明の後、質疑を行いました。

出された質疑として「宅地開発の場所について。」との問いに、「土佐山田町秦山町

3丁目のあけぼの街道沿いの水田2,300平方メートルを開発したもので、ここに下水道管を設置する工事である。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第68号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第69号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」についてを議題とし、審査を行いました。まず、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

結果、質疑なく、採決に入り、議案第69号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第73号、平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」を議題とし、審査に入りました。まず、執行部から補足説明の後、質疑を行いました。

出された質疑として「9,900万円の預かり金の内容について。」との問いに、「水道課が委託を受けている下水道使用料金を水道料金と同時に集金しているので、その分が一たん預かり金として入ってくるもので、下水道料金として出金していく内容のものである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、全員賛成をもって議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第79号、農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査を行いました。まず、執行部から補足説明の後、質疑を行いました。

出された質疑として「この議案は、村づくり（交付金）についてのみの条例改正か。」との問いに、「今まである条例の改正のもので、その部分に新規事業を導入できる準備をするものである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第79号は全員賛成をもって可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第87号、香美市営土地改良事業の施行についてを議題とし、審査を行いました。まず、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑として「香美市内では、この地域だけで完結するのか。」との問いに、「この事業は旧土佐山田町において農村振興基本計画があって、それをもとに香美市が進めている。その中で事業対策に合う部分の11路線の水路改修事業である。また、今年度香美市全体の農村振興基本計画を策定しており、合併前の各地域に残された課題事業については継続ということで有利な事業を導入していく。ただ、基本計画ですべてを網羅しても、現実にはできるできない部分が想定をされる。この土地改良事業は地域の同意が得られたものが採択となっている。」と答弁。また、「4年間に2億数千万円の事業予算で設計はできていると思うが、単年度どのくらいの比率で行っていくか。」との問いに、「香美市長期財政計画のもと財政協議がなされ、単年度、路線の順位と変動

はあるものの4,000万円から5,000万円程度の予算を予定をしている。財源については国費が50%、県費7.5%で、残り42.5%のうち受益者負担が10%で、32.5%は起債で充当する。」と答弁。また、「市が起債をして交付税措置できる割合は。」との問いに、「財政課と県での協議の中で、今のところ上限90%から70%くらいではないかということである。」と答弁。また、「村づくり交付金は初めての事業か。また、過去に排水路工事の実績はあるのか。」との問いに、「今回の土地改良事業の申請は、生活雑排水を伴う用排水路ではなく、農業利用の用水であります。この事業については、告示、採択を受けた負担金の少ない有利事業であると位置づけている。」と答弁。また、「今までの事業での負担金と今回の事業の負担金を比べてのバランスは。」との問いに、「負担金10%と有利な事業となっている。本来なら農家が農業用として利用するとき負担金は極力少なくしたいが、全体の事業枠組みからはそうもいかないので一定の負担をいただくということで提案をしている。」と答弁。また、「環境保全事業のうちL型工法の内容について。」との問いに、「本来なら三面工法が農家にとって維持管理の面で負担がかからないが、今、自然環境に関して国全体の取り組みがあり、希少動植物の保護をするということで地域と話し合いを行い、部分的に底張りのない石積みをして環境に配慮したものがこの工法である。」と答弁。また、「受益者は土地改良区11カ所の者か。または今回新たに受益者ができるのか。」との問いに、「申請者は農地受益者代表者という形で提案をしている。本来の土地改良区はあるが、一戸一戸の幹線水路改修であるので水利組合もしくは受益地権者代表者で構成されており、したがって水路によっては多いところで60名、少ないところで10名くらいの構成になっている。」と答弁。また、「起債は何を想定しているのか。」との問いに、「地方財政措置ということで、この事業名では一般公共事業債が該当する内容となっている。したがって、市の負担金は32.5%であるがそのうち90%がこの起債で充当される。これは後年度、元利償還金の一定部分が地方交付税基準財政需要額に算入されるという措置である。」と答弁。また、「4,000万円から5,000万円の予算は単年度で終了するか。または次年度へ繰り越す場合があるのか。」との問いに、「本来、農家に係る水どめとかの作業負担をなくするためにも、単年度の事業が効果があるのでその方向で進めたいと考えている。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第87号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第2回定例会におきまして当委員会に付託され、審査の結果、閉会中の継続審査となっております請願等第2号、市道谷相線拡張工事に関する陳情書についてを議題とし、審査に入りました。

本件につきましては、当委員会が議会閉会中の平成19年7月2日に陳情のあった現地を視察し、関係者からも事情を聞いてきた経過もあります。そのことを踏まえ協議会も開催をし、協議会まとめを作成しました。それらをもとに審査を行いました。

出された意見として「本案件は、地元の要望としては理解できるものの、同じ香美市内でももっと劣悪な路線や危険箇所がある中では、本路線についても市内全域の道路の中の一路線ととらえるべきである。したがって、本路線を含め今後は市内全体を見回した交通安全確保策を講じた計画を検討していくべきである。」、に順ずる意見が大勢を占め、審査を終了、採決を行いました。結果、請願等第2号につきましては、賛成少数で採択しないことに決定をいたしました。なお、少数意見として「本陳情書にある（香北町）三谷地区には、生活道として重要な道であること。また、災害危険箇所でもある中で、何よりも地元としての執行部にも陳情はしていると思うが、議会としても賛同いただいた方が安心感が出る。したがって、関係議員もそういった思いで出てきた陳情であるということ認識をいただき採択を願うものである。」とする賛成意見があったこともあわせてご報告をいたします。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようでありますから、討論を終わります。

これから認定第1号から認定第9号までを一括して採決をします。

認定第1号から認定第9号までの議案については、各常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをします。常任委員長からの申し出のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第9号までの各案件は、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これから、認定第10号、平成18年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第11号、平成18年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第65号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」（事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、政治倫理の確立のための香美市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案

第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 80 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号、香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 81 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号、財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 82 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 83 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号、財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 84 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号、秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを採決しま

す。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、香美市営土地改良事業の施行についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、高知縣市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願等第2号、市道谷相線拡張工事に関する陳情書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案についての委員長の報告は不採択であります。請願等第2号、市道谷相線拡張工事に関する陳情書についてを採択することに賛成の方

は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 賛成少数であります。したがって、請願等第2号は、不採択とすることに決定をいたしました。

お諮りをします。日程第38、意見書案第13号、有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書の提出についてから、日程第43、意見書案第19号、後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出についての案件は追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なし認めます。よって日程第38、意見書案第13号から、日程第43、意見書案第19号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をしました。

暫時10分間休憩をいたします。

(午前10時07分 休憩)

(午前10時18分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程に入るわけでありませうけれども、意見書案6案が提案をされるわけでありませうけれども、お手元にお配りをしてあります意見書のあて先でありませうけれども、安倍内閣総理大臣以下現在の閣僚名で意見書を提出をするようになっておりますけれども、ご案内のとおり辞職の意向が示されまして、内閣が近々新しく総辞職をし新しい内閣が発足を予定しておりますので、きょうは現内閣で提出をしていただいて、提案をしていただいて、それから後日、提出するときには新しいあて先で提出をさせていただきたいと思っておりますのでそのことをご了解をいただきたいと思います。議運の委員長から報告をいただいたとおりでありますので、その点をお含みをいただきたいと思います。

それでは、日程第38、意見書案第13号、有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。13番、竹平豊久君。

○13番(竹平豊久君) 13番、竹平です。

意見書案第13号、有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書の提出についてを、資料の朗読によって内容説明にかえさせていただきます。

意見書案第13号、有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年9月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、

竹平豊久。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。

(案文朗読)

以上でございます。

【意見書案第13号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。これから、意見書案第13号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員挙手であります。よって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第39、意見書案第14号、道路整備の中期的な計画に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

意見書案第14号、道路整備の中期的な計画に関する意見書の提出についてを、書面の朗読で内容説明にかえさせていただきます。

意見書案第14号、道路整備の中期的な計画に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年9月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、竹平豊久。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。

(案文朗読)

以上でございます。

【意見書案第14号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第40、意見書案第15号、通信と金融のユニバーサルサービスを維持するために、郵政民営化の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。19番、前田泰祐君。

○19番(前田泰祐君) 意見書案第15号、通信と金融のユニバーサルサービスを維持するために、郵政民営化の見直しを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年9月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、前田泰祐。賛成者、同、竹平豊久。賛成者、同、小松紀夫。

意見書案を朗読いたしまして説明といたします。

(案文朗読)

以上です。

【意見書案第15号 巻末に掲載】

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員挙手であります。よって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第41、意見書案第17号、社会保険庁改革関連法案の一部改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。8番、小松紀夫君。

○8番(小松紀夫君) 8番。意見書案第17号、社会保険庁改革関連法案の一部改正を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各

大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年9月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、小松紀夫。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、竹平豊久。

意見書案の朗読をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

(案文朗読)

以上、よろしく申し上げます。

【意見書案第17号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員挙手であります。よって、意見書案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第42、意見書案第18号、後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番。意見書案第18号、後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年9月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、小松紀夫。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、竹平豊久。

意見書案の朗読をもって提案理由の説明といたします。

(案文朗読)

以上、よろしく申し上げます。

【意見書案第18号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員挙手であります。よって、意見書案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第43、意見書案第19号、後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番。意見書案第19号、後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、高知県知事に対し下記の意見書を提出します。

平成19年9月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、小松紀夫。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、竹平豊久。

意見書案の朗読をもって提案理由の説明といたします。

（案文朗読）

以上、よろしくお願ひします。

【意見書案第19号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員挙手であります。よって、意見書案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第44、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第99条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りをします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定をしました。

以上で今期定例会に付された事件はすべて議了しました。

平成19年第3回香美市議会定例会の閉会に当たりごあいさつを申し上げます。

本議会には、報告案件1件、決算承認案件として第1号から第11号まで11件、議案第65号から議案第89号までの25議案、諮問2件、継続審査案件1件、議員提出の意見書案件6件が上程され、それぞれ慎重な審議の上、適切、妥当な決定がなされました。また、今議会も住民の代表として負託を受けた18人の議員から、行財政、産業、建設、教育、環境、市民生活、医療福祉等行財政全般につき3日間にわたっての一般質問が行われ、多くの課題の提起とともに建設的で示唆を含んだ提言もありました。執行部各位は、本議会での議論の経過を今後の行財政運営並びに施策の展開、香美市のまちづくりのために十分に留意し、行政の執行、業務の遂行に真剣に取り組んでいかれますよう申し添えておきます。

国政においては、開会されております臨時国会での総理大臣の所信表明演説後2日後に総理大臣が辞意を表明するという前代未聞の空白状態が続いております。今議会で議決されました意見書も新しい内閣が成立後、あて先を変更しなければならないという異例の意見書となりました。先行きの見えない国情の中で国政の将来予測はできませんが、地方分権改革の急激な進行により疲弊しつつある地方の山積する課題の解決は、地方に住む者がみずから真剣に最大限の努力と汗をかいていかなければなりません。

4期16年の橋本県政もこの12月をもっていよいよ終わろうとしています。平成3年就任以来、幾つかの県政改革を掲げてそれなりの発信はしてきましたが、モードアバンセへのヤミ融資事件、坂本ダム談合疑惑、加工会社横浜水産へのヤミ補償問題、県警不正経理問題等が発覚し、県議会100条委員会が3回も設置され、去る平成19年8月28日にはヤミ融資事件につき、最高裁で元副知事の山本被告以下3人に大変厳しい実刑判決が確定し刑務所に収監されました。県議会の議決を無視した裁量行政、県政の透明性とその対応に県民から強い批判も受けました。高知県は、一時沖縄県と並んで90万県民として、人口や経済的指標で高知県は肩を並べておりましたが、現在高知県の人口は80万人を切りましたし、2030年には57万人になると予想されるなど大きく衰退しつつあります。片や沖縄県は、現在130万人の人口が2030年には140万人になる予想がされています。衰退する県政浮揚のため、我が香美市から攻めの姿勢で県政を引っ張るための発信が必要であると考えます。

議会が終わりますと、11月には議員視察研修も予定をされておりますが、我が香美

市にも青森県弘前市や茨城県ひたちなか市を初めとして多くの市からの視察が相次いであります。全国の市議会との交流を深めつつ、研修、研さんにも努めてまいりたいとも考えております。合併後、1年6カ月を迎えた香美市議会としても、行財政改革推進特別委員会、まちづくり推進特別委員会の活動や日常の議員活動も通じながら、財政の健全化、産業の振興や人口定着のための施策の展開を図りつつ、市政全般、香美市の発展に資していかなければなりません。当議会としても、議会活動の活性化を図りつつ課題解決のため積極的な努力を重ねてまいらなければならないと考えます。各自、ご自愛の上、ますますご精進、ご活躍をされますよう祈念を申し上げまして、平成19年第3回香美市定例会の閉会のあいさつといたします。

どうもお疲れでございました。

次に、市長からごあいさつがあります。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 平成19年第3回香美市定例会閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

残暑厳しい9月5日に開会をいたしました今期定例会も、本日をもちまして閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様方には提出議案に対しまして慎重なるご審査を賜り、ここに全議案可決いただきましたことに心から感謝を申し上げます。

今期開会中にいただきましたご意見、ご提言に対しましては、職員一同真摯に受けとめ今後の市政に生かしてまいります。特に一般質問でもご指摘いただきました物部町に土佐香美福祉会が建設予定の地域密着型介護老人福祉施設の大幅なおくれに対しまして、諸般の事情はあるにいたしましても地元の皆様さまにまことに申しわけなく、心から反省とおわびを申し上げます。

さて、所信表明演説後、突然の辞任表明をいたしました安倍首相の後任を決める自民党総裁選挙が23日に行われます。国際的にも日本に対する信頼性と信用性が問われる課題や、また、国内においては格差解消問題や年金問題など多くの課題への取り組みが要求されています。まずは厳しい局面を乗り越えられ、そして、国民から信頼される人物でなければならないものと考えます。

また、本県では11月には知事選挙が行われます。橋本知事不出馬表明後、選挙告示まで2カ月を切ったこの時期にあっという間に候補者が出そろわない状況にあります。橋本知事の意中の人であります県政策企画部長の十河清氏は県政生え抜きであり、また、最も今県下市町村の実態を熟知している方であるというふうに思われます。次期知事として大変厳しい状況の続く高知県政であります。後を受ける知事も大変だと思われませんが、ぜひ立候補の表明をお願いをしたいと私自身は考えるものであります。退任されます橋本知事には4期16年間知事職としての努力と、また、ご労苦に対して心からねぎらいの言葉を贈りたいと思います。

さて、暑さ、寒さも彼岸までと言われますが、秋の彼岸の入りを間もなく迎えます。これから一日ごとに秋の気配も強く感じられるようになります。季節の移り変わり目の

折、議員の皆様にはお体を十分ご自愛いただきまして、市政発展のためご尽力いただきますようお願いをいたしまして、閉会のごあいさつといたします。

○議長（中澤愛水君） ありがとうございました。

これをもって平成19年第3回香美市議会定例会を閉会をいたします。

どうもお疲れでございました。

（午前10時58分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録巻末文書

平成 19 年第 3 回 香 美 市 議 会 定 例 会
会 期 及 び 会 議 (審 査) の 予 定 表

会 期	月 日 (曜 日)	会 議 等	
第 1 日	9 月 5 日 (水)	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。ただし、諮問第 1 号・諮問第 2 号については、本会議方式にて採決。
第 2 日	6 日 (木)	休 会	【一般質問通告期限 (午前 10 時)】 ----- 議案精査のため
第 3 日	7 日 (金)	休 会	”
第 4 日	8 日 (土)	休 会	休日、議案精査のため
第 5 日	9 日 (日)	休 会	” ”
第 6 日	10 日 (月)	休 会	議案精査のため
第 7 日	11 日 (火)	本 会 議	一般質問 ①
第 8 日	12 日 (水)	本 会 議	一般質問 ②
第 9 日	13 日 (木)	本 会 議	一般質問 ③
第 10 日	14 日 (金)	本 会 議	議案質疑～委員会付託 ----- 本会議散会后、連合審査会 (議案第 65 号) 連合審査会終了後、各常任委員会 総務常任委員会の審査 (認定第 1・2 号、議案第 65・66・74・80・ 81・82・84・88・89 号) 教育厚生常任委員会の審査 (認定第 6・7・8・9 号、議案第 70・71・ 72・75・76・77・78・83・85・86 号) 産業建設常任委員会の審査 (認定第 3・4・5・10・11 号、議案第 67・ 68・69・73・79・87 号)
第 11 日	15 日 (土)	休 会	議案審査整理のため
第 12 日	16 日 (日)	休 会	”
第 13 日	17 日 (月)	休 会	”
第 14 日	18 日 (火)	本 会 議	議案採決 (付託議案の報告～採決) 追加議案の提案 (委員会付託省略し、説明から採決まで。)

意見書案第13号

有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年 9月18日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 竹 平 豊 久

賛成者 " 前 田 泰 祐

賛成者 " 小 松 紀 夫

有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書（案）

近年、野生鳥獣の生息分布の拡大・増加とともに、農林漁業者の高齢化等に伴って、農山漁村にあっては、野生鳥獣による農林水産業被害が深刻化しており、農林漁家が営農の意欲を失い、農山漁村の過疎化をさらに加速化させている極めて深刻な状況となっています。

については、被害の深刻化・広域化に対応して、有害鳥獣対策を抜本的に強化されるよう、次のとおり要請します。

記

1. 生息数の的確な把握に基づく対策について

有害鳥獣の生息数及び農林漁業被害の的確な把握と、これに基づく計画的な個体数管理体制を確立すること。

2. 広域的な被害防止対策について

現在も、各地域においてそれぞれ、防護柵の設置や追い払い活動に取り組んでいるものの、十分な効果が上がっていない現状にあることから、各地域が連携した広域的な被害防止対策に対する支援を行うこと。

3. 捕獲に関する規制緩和について

有害鳥獣による農林漁業被害に迅速に対応するため、市町村への有害鳥獣捕獲許可権限の委譲促進、有害鳥獣捕獲目的で市町村や農林漁業者が行うわなの設置に関する規制の緩和等を行うこと。

4. 専門家の育成・確保について

現場では、有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、対策技術の開発・普及、専門家の育成等を推進すること。

5. 財政負担の軽減について

有害鳥獣対策に要する経費が市町村の負担となっていることから、関連予算の拡充、地方財政措置の充実等を行うこと。

6. 人と野生鳥獣の棲み分けについて

里山整備や野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した山づくりなど、人と野生鳥獣の棲み分け対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 9月18日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
農林水産大臣	若林正俊	殿
環境大臣	鴨下一郎	殿
内閣官房長官	与謝野馨	殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

意見書案第14号

道路整備の中期的な計画に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年 9月18日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 竹平 豊久

賛成者 " 前田 泰祐

賛成者 " 小松 紀夫

道路整備の中期的な計画に関する意見書（案）

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基本となる社会資本であり、その整備は県民・市民が長年にわたり熱望しているところです。

しかし、本県では道路整備が遅れ、地場産業の発展や地域の活性化、潜在する地域の魅力の有効活用ができないうえ、県民・市民の安全・安心の確保の面からも、緊急医療のサービスや道路防災施設など、最低限の整備すらできていない状態です。

また、昨年度の本県の有効求人倍率は0.48と、全国平均1.06の半分にも満たない状況にあり、最大の課題となっている雇用の場の確保のためにも、産業振興に繋がる道路整備が強く求められているところです。

更に、今後30年間に50%の確立で発生が予想される南海地震に備え、震災時の緊急輸送・緊急医療のための「命の道」として、「四国8の字ネットワーク」の整備を強力に推進することが大きな課題となっています。

加えて、橋梁やトンネルをはじめとする既設の道路ストックが、今後急速に老朽化してくるため、予防保全の観点から適切な維持・修繕が必要となってきます。

このようなことから、道路整備の中期計画の作成にあたっては、活力ある地域づくりの推進、安全・安心の確保、地域間格差の是正の観点から、地方の住民の切実な思いを幅広く汲み取り、道路整備を計画的かつ着実に進めなければなりません。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、遅れている本縣市町村道の整備を促進するため、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望するものです。

1. 受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反することなく、必要な道路整備の財源を確保すること。
2. 地域が自立するための経済産業基盤の確立とともに、緊急輸送や救急医療などの県民の命を守るため、「四国8の字ネットワーク」の整備を強力に推進すること。
3. 高速道路から市町村道に至る道路ネットワークを南海地震の発生に備えて早期に完成させるとともに、橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。
4. 地方に密着し、日常の生活に直接影響を与える市町村道整備の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 9月18日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	増田寛也殿
財務大臣	額賀福志郎殿
経済産業大臣	甘利明殿
国土交通大臣	冬柴鉄三殿
内閣官房長官	与謝野馨殿
経済財政担当大臣	大田弘子殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第15号

通信と金融のユニバーサルサービスを維持するために、
郵政民営化の見直しを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年 9月18日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 前 田 泰 祐

賛成者 " 竹 平 豊 久

賛成者 " 小 松 紀 夫

通信と金融のユニバーサルサービスを維持するために、
郵政民営化の見直しを求める意見書（案）

本年10月1日から郵政民営分社化が実施されます。民営化を前に集配局の再編が
行われ、過疎地の郵便局は配達センターと無集配局化が実施され、時間外窓口も廃止
をされました。このことによって、再編前よりも郵便物の配達に時間がかかるよう
になり、選挙の投票用の入場券の配達に1日で配達できていたものが、2日から3日か
かるようになり、選挙期間の短い地方の自治体では期日前投票にも影響する事態にな
っています。

また、病院や自治体、大学内等に設置されていたATMが、年間利用回数が26,0
00件などの基準に満たないものは撤去されるとともに、簡易郵便局の閉鎖も相次い
でいます。

このような中で、「無集配局となった郵便局の採算が合わないことを理由に、廃止を
されるのではないかと、郵便局のネットワークが維持されるのかどうかということ
が強く危惧されるどころです。もし身近な郵便局が無くなることになれば、通信と金
融のユニバーサルサービスの崩壊につながります。

このたびの国会での議論で、新たに地域社会貢献基金が創設されましたが、今後こ
の確実な運用が求められるところではあります。一方、民営化後の送金手数料の大幅な値上げ
も発表されていることから、郵政民営化の実施を凍結せよという声が高まっています。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、このような地方切捨て、サービス低下を招くことになる郵政民営化については、下記の点を踏まえたうえで見直しを行うよう強く求めるものです。

記

1. 小泉前首相や竹中前郵政民営化担当大臣の国会答弁にあった、「万が一でも国民の利便に支障が生じないようにしていきたい」「過疎地の郵便局はなくさない」などの答弁や法律、附帯決議を誠実に守ること。
2. 集配拠点局再編によるサービス低下をさせないために見直しをするとともに、配達センターの統括センターへの統合などの新たな集配局再編を行わず、時間外窓口の復活などの措置により、住民にとって便利で身近な郵便局にすること。
3. 地域社会貢献基金などの確実な運用によって、社会福祉的な業務の維持や、郵便局のネットワークを維持すること。
4. 分社化によって、通信と金融のユニバーサルサービスが損なわれないよう、全国のどこの郵便局でも郵便、貯金、保険の窓口業務を維持すること。
5. 民営化によって、通信や金融のユニバーサルサービスをいかに維持していくかという点を改めて幅広く検証すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 9月18日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	安部晋三	殿
総務大臣	増田寛哉	殿
内閣官房長官	与謝野馨	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第17号

社会保険庁改革関連法案の一部改正を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年 9月18日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 小 松 紀 夫

賛成者 " 前 田 泰 祐

賛成者 " 竹 平 豊 久

社会保険庁改革関連法案の一部改正を求める意見書（案）

政府は、先の通常国会の中で、社会保険庁の分割・民営化にあわせ、国民年金保険料を払えない国民から国民健康保険証を取り上げ、短期保険証に切り替えることを盛り込みました。これは、「国保加入の5世帯に1世帯」が国保税（料）を払いきれない現状にもかかわらず、年金と医療の制度の違いを無視し、制裁行政を行ったものと言わざるを得ません。

法案審議の中で、制裁措置による影響は342万人に及ぶことも判明しています。また、このことは、短期保険証の発行にとどまらず、将来は資格証の発行にもつながることが危惧されています。

以上のことから政府におかれては、国民年金保険料の滞納については、年金制度の中に於いて対策を講じるように、社会保険庁改革関連法案の一部改正を施行前に行うよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 9月18日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	安部晋三	殿
法務大臣	鳩山邦夫	殿
厚生労働大臣	舛添要一	殿
内閣官房長官	与謝野馨	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 18 号

後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 19 年 9 月 18 日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 小 松 紀 夫

賛成者 " 前 田 泰 祐

賛成者 " 竹 平 豊 久

後期高齢者医療制度の改善を求める意見書（案）

政府は昨年 6 月に「療養病床の削減」や、70 歳～74 歳までの高齢者の医療費の支払いが、1 割から 2 割になるなどの負担増、また混合診療の拡大などと共に、後期高齢者医療制度を新たに設けることを決めた、医療制度改革関連法を成立させました。

その中で、来年 4 月から実施されようとしている後期高齢者医療制度は、生活保護受給者を除く 75 歳以上のすべての高齢者が対象で、現在加入している保険から抜けて強制加入とされます。75 歳以上の方は、月額 15,000 円以上の年金があれば保険料を年金から天引きされ、介護保険料と合わせると月額 1 万円を超す試算も示されています。

また、年金から天引きできない人は普通徴収となり、滞納すると短期保険証や資格証明書の発行といった、厳しい措置がとられることとなっています。もうひとつの大きな問題点は「心身の特性にふさわしい診療報酬」の掛け声のもと、どれだけ治療しても一定の点数にしかならない包括・定額報酬の導入が決められており、必要なだけの医療が保険で受けられなくなるおそれのあることです。

以上のことからこの制度は、療養病床の削減などとともに、病院経営者や自治体関係者などの間で急速に不安が高まっており、なにより対象となる高齢者や、その家族への周知がほとんどなされていないことも問題です。高齢化率の高い本市にとっても多くの市民への負担増が予測され、制度が始まれば「生活保護受給者を増やすことになるのではないか」と懸念をされているところです。

いま政府の行うべきことは、医療費の抑制を前面に打ち出した制度改定でなく、せめて病気の際には保険証1枚で良質の医療が、安心して受けられるよう整備することではないでしょうか。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、下記のように制度内容を再検討されるよう強く求めるものです。

記

1. 低所得者のための保険料減免制度を創設すること。
2. 特定健診・保健指導に、引き続き国庫補助負担金を残すこと。
3. 保険料滞納者に対する保険証取り上げ・資格証明書発行を撤回すること。
4. 後期高齢者診療への別建て「診療報酬」導入を撤回すること
5. 制度への国庫負担割合を増やし、自治体や、被保険者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 9月18日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	増田寛也	殿
法務大臣	鳩山邦夫	殿
財務大臣	額賀福志郎	殿
厚生労働大臣	舛添要一	殿
内閣官房長官	与謝野馨	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 19 号

後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、高知県知事に対し下記の意見書を提出します。

平成 19 年 9 月 18 日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 小 松 紀 夫

賛成者 " 前 田 泰 祐

賛成者 " 竹 平 豊 久

後期高齢者医療制度の改善を求める意見書（案）

政府は昨年 6 月に「療養病床の削減」や、70 歳～74 歳までの高齢者の医療費の支払いが、1 割から 2 割になるなどの負担増、また混合診療の拡大などと共に、後期高齢者医療制度を新たに設けることを決めた、医療制度改革関連法を成立させました。

その中で、来年 4 月から実施されようとしている後期高齢者医療制度は、政府の広報活動もなく、県民は内容をほとんど知らされていません。

この制度は、75 歳以上のすべての高齢者が対象となる強制加入です。

制度の実施が近づくにつれ一定の年金のある高齢者は、介護保険料と合わせると月 1 万円を超える保険料負担や、介護保険のように年金から天引きで徴収されることとなります。また、低所得者にしか発生しない保険料滞納者から保険証を取り上げ、資格証明書を発行するなどの措置とること、「心身の特性にふさわしい診療報酬」の掛け声のもと、差別診療報酬＝包括・定額報酬の導入、75 歳以上の高齢者は特定健診も任意事項とするなど、制度内容や運営に対する不安が急速に高まっています。

このまま制度が施行されれば、高齢者の負担を著しく増やして生活を圧迫すること、必要な医療も経済的な理由から断念せざるを得ない高齢者を生む事につながりかねません。

よって、知事におかれては、制度改善のため、以下の対策を講じていただくよう強く要望します。

記

1. 国が低所得者に対する措置をとらない場合、一般会計からの繰り入れによる県独自の「保険料減免制度」「一部負担金減免制度」を創設すること。
2. 保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行などの措置はしないこと。
3. 特定健診・保健指導は今までどおり無料とすること。
4. 後期高齢者に対する別建て診療報酬の導入撤回を国に求めること。
5. 後期高齢者医療にかかる国庫負担を増やし、自治体や、被保険者の負担を軽くするよう国に求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 9月18日

高知県知事 橋本大二郎 殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

平成19年 9月18日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

総務常任委員会委員長 前田 泰祐



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成19年 9月14日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
認定1	平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定2	平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
65	平成19年度香美市一般会計補正予算「第2号」	可決
66	平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」	可決
74	政治倫理の確立のための香美市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
80	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決
81	香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
82	財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決

8 4	財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	決
8 8	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について	可	決
8 9	高知縣市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分について	可	決

平成19年 9月18日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

教育厚生常任委員会委員長 小松 紀夫



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成19年 9月14日（金）

2. 審査の議案等及び結果

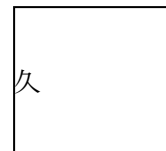
議案番号	議案名	審査結果
認定6	平成18年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定7	平成18年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について	継続
認定8	平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について	継続
認定9	平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（介護サービス事業勘定）の認定について	継続
70	平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」	可決
71	平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」（事業勘定）	可決
72	平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）	可決

7 5	香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	決
7 6	香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	決
7 7	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可	決
7 8	香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の制定について	可	決
8 3	財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	決
8 5	秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について	可	決
8 6	佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について	可	決

平成19年 9月18日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

産業建設常任委員会委員 竹平 豊久



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成19年 9月14日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
認定3	平成18年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定4	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定5	平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定10	平成18年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定11	平成18年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定
67	平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」	可決
68	平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」	可決

69	平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」	可決
73	平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」	可決
79	農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決
87	香美市営土地改良事業の施行について	可決
請願等 2	市道谷相線拡張工事に関する陳情書について	不採択

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水



会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成19年第3回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

記

1. 会 議 の 別 定 例 会
2. 開 会 平成19年 9月 5日
3. 閉 会 平成19年 9月18日
4. 会 期 14日間
5. 議 員 の 出 欠

9月 5日	出席	24人	欠席	1人
9月11日	出席	25人	欠席	0人
9月12日	出席	25人	欠席	0人
9月13日	出席	25人	欠席	0人
9月14日	出席	25人	欠席	0人
9月18日	出席	25人	欠席	0人
計		149人		1人
6. 議 案 の 提 出

市長提出のもの	36件	(議案 25 決算 11)
議員提出のもの	6件	(意見書 6)
請 願 等	1件	(陳情 1)

7. 議決の状況	可決	31件 (予算 9 条例 11 その他 5 意見書 6)
	継続	9件 (決算認定 9)
	認定	2件 (決算 2)
	適任	2件 (人権擁護委員 2)
	不採択	1件 (陳情 1)
	合計	45件

8. 委員会付託の状況	総務常任委員会	11件
	教育厚生常任委員会	14件
	産業建設常任委員会	12件 (請願等 1件含む)
	計	37件

9. 適任とした人権擁護委員

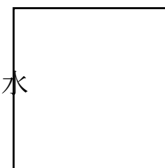
- (1) 住所 香美市土佐山田町中野 1 1 1 番地 2
氏名 井上 俊一
- (2) 住所 香美市土佐山田町 1 9 9 8 番地 5
氏名 高橋 梅尾

10. その他 閉会中の所管事務の調査
11. 議決書の写 別紙のとおり
12. 会議録の写 作成次第後送

19香美議発第75号
平成19年9月5日

香美市長 門脇 楨夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水



議決した議案等の送付について

平成19年第3回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

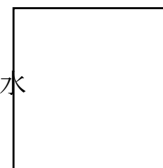
記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
諮問 1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	H19. 9. 5	適 任
諮問 2	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃

平成19年9月18日

香美市長 門脇 慎夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水



議決した議案等の送付について

平成19年第3回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
認定 1	平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	H19. 9.18	継 続
認定 2	平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 3	平成18年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 4	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 5	平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 6	平成18年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 7	平成18年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について	〃	〃
認定 8	平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について	〃	〃
認定 9	平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（介護サービス事業勘定）の認定について	〃	〃
認定 10	平成18年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認定 11	平成18年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
議案 65	平成19年度香美市一般会計補正予算「第2号」	〃	可 決

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
議案 66	平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」	H19. 9.18	可 決
議案 67	平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」	〃	〃
議案 68	平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」	〃	〃
議案 69	平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」	〃	〃
議案 70	平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」	〃	〃
議案 71	平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」(事業勘定)	〃	〃
議案 72	平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(保険事業勘定)	〃	〃
議案 73	平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」	〃	〃
議案 74	政治倫理の確立のための香美市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 75	香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 76	香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 77	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 78	香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の制定について	〃	〃
議案 79	農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 80	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 81	香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 82	財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 83	財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
議案 84	財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H19. 9.18	可 決
議案 85	秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について	〃	〃
議案 86	佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について	〃	〃
議案 87	香美市営土地改良事業の施行について	〃	〃
議案 88	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について	〃	〃
議案 89	高知縣市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分について	〃	〃
請願等 2	市道谷相線拡張工事に関する陳情書について	〃	不採択
意見書 13	有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書の提出について	〃	可 決
意見書 14	通路整備の中期的な計画に関する意見書の提出について	〃	〃
意見書 15	通信と金融のユニバーサルサービスを維持するために、郵政民営化の見直しを求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 17	社会保険庁改革関連法案の一部改正を求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 18	後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出について（衆・参両議院議長、総理、大臣宛）	〃	〃
意見書 19	後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出について（高知県知事宛）	〃	〃